

性別	産	計
合	産山 通自 小農水鑛工商交公家其	産山 通自 小農水鑛工商交公家其
男	産山 通自 小農水鑛工商交公家其	産山 通自 小農水鑛工商交公家其
女	産山 通自 小農水鑛工商交公家其	産山 通自 小農水鑛工商交公家其

註 上田氏、日本人口問題研究、第二輯、二七二頁参照。

る歐米人にとつては容易にその全貌を了解し難い性質のものである。

先づ第一に擧げなければならぬのは、我國特有の「家族制度」である。我國の家族制度の特異性は、祖先崇拜を根源として成立したものであつて、従つて血統の保存に對する執着が強く、直系血族の全系列以外に、同一祖先を有する傍系血族迄も一家族に屬する場合が少なくない。少くとも長男によつて相續される直系血族は、代々必ず同一家族に屬し、親と長男とが別の家族を構成することは、長男が廢嫡された場合以外には無いのである。そして家族の一員が死亡すれば、その靈は永久にその家に祭られる。實際の居所は幾百里距つてゐても、この家族結合は、精神的にも法律的にも現實に現代の日本人の社會に存在してゐるのである。この關係を最もよく敘述してゐるのは、ラフカディオ・ハーン「Japan, An Interpretation」である。この著述は現代の日本の敘述といふよりも、現代の日本が如何にして斯くなつたかといふ歴史的連鎖を、主として宗教的方面に重點を置いて描いたものである。従つて現代の一般日本人の心理から見れば、餘り「宗教的」に傾いてゐるけれども、約一世紀以前の日本を知る爲めには、歐文の著書中の白眉である。

我國の家族は祖先崇拜に基いてゐるから、單なる血族の愛情以外に年長者に對する敬愛と、家長の家族代表的地位と、全家族の共同責任的觀念とによつて強固に維持されてゐる。而して我國民は如何なる身分の者でも、かゝる家族の一員であることを忘れてはならない。勿論明治になつて、現行の諸法制が實施されて以來は、法律上の權利義務の主體は、法人でなければ個人に限られてゐる。従つて現代の我國民

第一章 本邦産業の基礎及特性

故に安んじてゐるが、我國民の生活程度の實際的考察を知らなければ、殆んど何等の結論に達し得ないであらう。この點に關しては、我國人自身も一般に充分な分析的考察を缺いてゐる。而してこれ等の社會的背景の多くは、我國特有のものであつて社會思想や宗教的觀念が根本的に相違せ

は歐米人と同等の個人としての地位を享有してゐることは言ふまでもない。只然し我國民は之以外に、我國特有の法制を有してゐる。その最も顯著なものは、民法中の親族篇であらう。この親族篇によつて、前記のような家族制度は、現代に適應した形式の下に、法制化せられて居るのである。その内容を今述べる暇を有しないが、要するにハーゲンが述べたやうな、嚴格な家族制度を個人主義的の歐米の法制と調和させたものであると言へば足りる。

只特に指摘しなければならぬ點は、我國の産業經濟の社會的背景の一として、この家族制度が如何様に作用してゐるかといふことである。産業上に家族制度が關係する最も重要な方面は、前に述べた家族制度の特徴の内、我國の家族に於ける共同責任的觀念の強固な點である。祖父母、兩親、子孫の直系血族の全員を包擁する家族は、相互に扶養の義務がある。民法第九百五十四條に「直系血族及び兄弟姉妹ハ互ニ扶養ヲ爲ス義務ヲ負フ。夫婦ノ一方ト他ノ一方ノ直系尊族ニシテ其家ニ在ル者トノ間亦同ジ」とある外、民法親族篇第八章の十ヶ條は總て此の家族の扶養義務を規定したものである。

又更に注意すべき點は、我國民は、上述の通り、身分の如何に拘らず、如何なる個人もその家の本籍を自分の本籍とする。而して如何なる家族も必ず日本國土の何れかの地に本籍を置き、正式にその地の役場に家族全員が登録されてゐる。故に雇主が人を雇ふ場合には、必ず本人の屬する家族の登録原本を有する役場から本人の戸籍抄本を取り寄せて、本人が如何なる家族に於て如何なる地位を占める者であるかを確める(工場法施行規則)第十六條参照)。又或る人が正式の契約を結ぶ場合に使用する

印鑑が、確かにその本人のものに相違ないことを、本人の本籍を置く地の役場で證明して貰ふ必要がある。斯くの如く、我國民は各自權利義務の主體ではあるが、法律上正式に何等かの契約關係に立つ場合には、必ず「家族的」の背景を手續上必要とするのである。

扱て以上述べたような我國民の家族的背景が、如何に我國の産業組織に影響するかといふに、我國社會の經濟單位は「家族」であるといふことに歸着する。而して我國の工業労働者の大多數は、前に示した通り、農村に生ずる過剰人口が之を供給してゐるのであつて、その最も好適例は、彼の膨大なる我國の紡績業に従事する十八萬人の女工である。彼等は多くは直接農村に於て募集せられ、紡績會社の設立する寄宿舎に收容せられ、こゝに起居して従事する傍ら、我國の女子として中等程度の教養を授けられる。彼女等は既に小學校六年の義務教育を了へて居るのであるから、中等程度の補習教育をこゝで受ける譯である。而して彼女等の受取る賃銀は、或者は之を故郷の我家に送り或者は之を貯蓄して、纏ては彼女等の婚資となるのである。彼女等を雇ふ會社も、又彼等自身も、永く勞務に従事することを最初から豫期してゐない。大抵十五、六歳から二十歳前後迄勤めて國に歸り、代つてその妹達が雇はれるのであつて、女工としての生活程度は、自分の家庭に於ける生活程度より高いことは一般の認める所である。かゝる農村と都會の工業との間に於ける直接の且つ永續的の勞力需給關係は我國の家族制度がその基礎となつて始めて圓滑に行はれるのである。要するに我國の紡績會社は、農村の女子を個人として雇入れてゐるのではなく、農村の「家」と連絡してゐるのであると言つても差支ない

のである。彼女等の受ける賃銀は安價であるが、その家庭では子女の養育費を免れ、本人は少くとも家庭に於けるよりは紀律正しく安定した生活を送り、且つ収入を得るのである。又會社は安定した豊富な勞力の供給源泉を有し、交替が頻繁であるから、却つて機械設備の改新、作業方法の改革を容易に行ひ得る。つまり紡績業の作業は我國の子女にとつては比較的容易に習熟し得る程度のものであつて、入れ替りが頻繁である爲めに生ずる作業能率の低下は差して大でなく、寧ろこれが爲めに、却つて上記のような進歩改良を容易ならしめてゐる觀がある。

以上は紡績女工を例として産業と農村人口との關係を説明したのであるが、その他の産業に於ける男子労働者も大體に於て同様である。只この場合には、紡績女工に於ける如き、企業と農村との直接關係が薄いことを注意しなければならぬ。それは青年男子は單獨に都會に出て職を求めからであつて、若い女子が再び親元に歸つて嫁ぐ迄の間就職する場合と異り、將來永く獨立せんとする事情に依るものである。然し乍らこの男子労働者でも、一旦彼等が失業して都會に生活の途を絶たれた場合には、多くは故郷に歸り自分の家に入つて、再就職の機會を待つのである。我國の農村に於ける生活費は、歐米人の想像し得ない程安價で足りるのであるから、彼等がこゝに避難するのは自然の勢である。

以上を要するに、我國の工業勞力は概して農村から供給せられ、農村の安價な生活費がその賃銀水準を支へ、且つ家族の共同扶養の慣習が工業勞力の需給關係の悪化を緩和してゐるのである。

二、中小工業の重要性

次に我國の工業全體を通じて特に眼を惹くことは、中小規模の工業や家内工業が、國民經濟上に占める地位が重大である點である。外國人がこの状態を認識した一つの注目すべき實例は、昨年來朝した國際

中小工業従業者數

年次	總工業人口	中小工業人口	同割合	中小工業人口内譯
(計)	五,100千	三,636千	六六・六%	五人未満の工場 五・二九人 五—二九人の工場 三〇・九九人 三〇—九九人の工場 八・五%
				五・六%
				八・五%
				五・六%

家庭に於ける生活程度より高いことは一般の認める所である。かゝる農村と都會の工業との間に於ける直接の且つ永續的の勞力需給關係は我國の家族制度がその基礎となつて始めて圓滑に行はれるのである。要するに我國の紡績會社は、農村の女子を個人として雇入れてゐるのではなく、農村の「家」と連絡してゐるのであると言つても差支ない

二、中小工業の重要性

次に我國の工業全體を通じて特に眼を惹くことは、中小規模の工業や家内工業が、國民經濟上に占める地位が重大である點である。外國人がこの状態を認識した一つの注目すべき實例は、昨年來朝した國際勞働局次長モーレット氏である。氏が短期間の日本訪問中に能く我國の工業事情の概要を捕捉し得たことは尊敬に價するが、同氏は我國の小工業に注目し、次のように述べて居る。

"A thorough study of small undertakings in Japan would be valuable. It would be interesting to discover how they are developing, at what rate and in what direction, how their production competes with that of the large undertakings or how, in some cases, e. g. the porcelain industry and some branches of the cotton industry, the two are co-ordinated".
F. Maurett: Social Aspects of Industrial Development in Japan, 1934, p. 67.

今我國の工業中に於て中小工業が如何に重要なものであるかといふことを示せば別表の通りである。即ち大正九年及び昭和五年の國勢調査の結果と、同年末現在の商工省「工場統計」とに基いて、高橋龜吉氏の計算した所によると、有業者總數中、中小工業に従事するものゝ割合は、大正九年には六八・六%、昭和五年には六二・五%に達し、更にその内従業者五人未満の小工場に働く人の數は、有業者總數中夫々五四・六%、四六・一%を占めてゐる。

又同氏の計算によると、我國の輸出貿易品中、中小工業の製品の占

し得ない程安價で足りるのであるから、彼等がこゝに避難するのは自然の勢である。

以上を要するに、我國の工業勞力は概して農村から供給せられ、農村の安價な生活費がその賃銀水準を支へ、且つ家族の共同扶養の慣習が工業勞力の需給關係の悪化を緩和してゐるのである。

中小工業従業者數

年次	總工業人口		中小工業人口總計		同割合		中小工業人口内譯	
	千人	千人	千人	千人	%	%	五人未満の工場	五人以上の工場
大正九年	計	五,100	三,355	六六・六%	四・六%	八・五%	五・六%	三・五%
	男	三,776	二,557	六八・三%	五・七%	七・二%	三・五%	三・五%
	女	一,524	一,079	六〇・一%	四・七%	一〇・三%	一〇・三%	一〇・三%
昭和五年	計	五,151	三,209	六二・五%	四・一%	九・九%	六・五%	三・九%
	男	四,287	二,889	六七・四%	五・五%	八・四%	三・九%	三・九%
	女	1,004	430	四二・八%	八・〇%	一六・四%	一七・五%	一七・五%

める割合は、昭和六―八年について見るに、毎年約六五%見當に達し又我國の工業生産總額中、中小工業の生産額の占める割合は、昭和七年に於て約四三%に達して居る。(註)

註 社會政策時報、昭和十年四月號、高橋龜吉、「中小工業の優位と日本經濟の特殊性」參照。

右の如き中小工業の地位が近來如何に變化しつゝあるかといふに、諸家の見解は大體に於て變化無きか、或は寧ろ重要性を増しつゝあるといふに一致して居る。前掲の中小工業従業者數の統計表では、大正九年に比し昭和五年の割合が低下を示して居るけれども、その理由は主として昭和五年に於ける女子従業者數の激減に因るものであつて、かゝる激減の原因が統計技術上に存するか、將又實際の状況に因るかは疑問である。少くとも男子従業者について見ると、その率の低下は極めて輕微である。殊に大正九年頃に比し、昭和五年は不景氣の深刻化した時であつて、中小工業は特に景氣の變動に依つて伸縮の速かなものであることを考へれば、此の不景氣にも拘らず、中小工業の男子

第一章 本邦産業の基礎及特性

従業者の割合が差して變化しなかつたことは、中小工業が寧ろ優勢に赴きつゝあることを物語るものと見られるのである。更に又他の例證を挙げれば、東京市の産業統計年鑑に依れば、工場數から見ても、従業者數から見ても、従業者五人未満の小工場は、大體に於て毎年その割合を寧ろ増大しつゝある。

東京市に於ける小工場の割合

工場數總計 従業者數總計(千人) 五人未満の工場數の割合(%) 五人未満工場に従業者數の割合(%)	年次							
	大正 一四年	昭和 元年	二年	三年	四年	五年	六年	七年
工場數總計	10,561	11,110	11,347	11,370	11,610	11,710	11,810	12,110
従業者數總計(千人)	212	101	104	104	114	104	110	114
五人未満の工場數の割合(%)	71.4	70.8	69.2	71.4	73.6	71.7	71.7	73.9
五人未満工場に従業者數の割合(%)	14.6	15.4	14.5	15.0	16.5	16.9	18.8	15.6

以上を要するに、我國の工業は近代的大工業組織を以て經營しなければ、市場に出し得ない大量生産品以外は、主として中小工業によつて生産されてゐるのである。故に綿絲紡績、人造絹糸、重工業、人造肥料、セメント、洋紙、窓硝子、砂糖、ビール、小麥粉等は高度の機械化を遂げて立派な大工業となつてゐるが、それ以外の工業は主として中小工場の形態を採るのを寧ろ有利としてゐる。業種によつては、従業者百人未満の小工場で生産される割合が極めて多いものも少くない。今我國に於て特に中小工業的に經營されて居る重要な業種を挙げれば、製材及び木製品、食品製造、絹及綿織物、珪瑯鐵器、自轉車、メリヤス、鑄物、陶磁器、ゴム製品、硝子製品、セルロイド製品等である。而してこれ等の工業は、大工業となるべくして成り得ない爲め

に、中小工業として止まつてゐるのではなく、概してその技術並に經營組織上、中小工業たることを寧ろ有利とする事情に基くものである。

然らば我國の中小工業は如何なる理由によつて存立して居るのであらうか。この理由は極めて複雑して居て簡単に論斷することを許さないけれども、その主要な點を二三挙げると次の通りである。

(一) 電力が豊富であるため、中小工業に適する程度の動力が割合に經濟的に得られる。大工場でも蒸氣力を動力とした時代から電動機による分割傳導に移り、更に近年は個別傳導が盛に利用せられるに至つた事實を見れば、この間の消息を容易に了解し得るであらう。

(二) 我國で中小工業として成功してゐる工業は、殆ど例外なく國內市場を主たる販路として發達し來つたものであつて、而かもその製品の性質上、消費者の嗜好が變遷し易く、従つて製作者は機敏に製品の趣向を變化しなければ競争に敗けるような事情の存する工業が多い。綿及絹織物業、陶磁器業等がその例である。かゝる工業は特に藝術的技巧を生命とする場合が多いから、熟練労働者の手工に依つ部分が多く、大工業には本質的に不向で、將來も我國の社會では大工業化する傾向は生じないと考へられる。而かも之等の製品は一般民衆の需要品であつて、その消費は毎年莫大な數量に達するのであるから、之等の中小工業は、國內に充分の市場を有するのである。

(三) 勞力が國內到る處に豊富であるから、片田舎でも労働者を得る

ことは極めて容易である。殊に我國では永住した土地を離れて他地方に出稼することを好まない者が少くない許りでなく、大家族制度が行はれてゐる關係上、自己の家から通勤し得る近所の工場に就職することを喜ぶのは自然の人情である。且つ生活費は都會よりも

されるが、機械の部分品の如きは、中小の鑄物工場の方が安價に製作する場合が少くない。それで大工場よりも有利に生産し得る品物が前に述べたような嗜好品以外にも、多々存するのであつて、大工場と特殊の取引關係にある中小工場が少くない。

従業者百人未満の小工場で生産される割合が極めて多いものも少なくない。今我國に於て特に中小工業的に經營されて居る重要な業種を挙げれば、製材及び木製品、食品製造、絹及綿織物、瑛瑯鐵器、自轉車、メリヤス、鑄物、陶磁器、ゴム製品、硝子製品、セルロイド製品等である。而してこれ等の工業は、大工業となるべくして成り得ない爲め

大工業化する傾向は生じないかと考へられる。而して此等の製品に一般民衆の需要品であつて、その消費は毎年莫大な數量に達するのであるから、之等の中小工業は、國內に充分の市場を有するのである。

ことは極めて容易である。殊に我國では永住した土地を離れて他地方に出稼することを好まない者が少なくない許りでなく、大家族制度が行はれてゐる關係上、自己の家から通勤し得る近所の工場に就職することを喜ぶのは自然の人情である。且つ生活費は都會よりも遙かに安價であるから、之等の労働者の賃金が安價であることは言ふ迄もない。何等機械工業の發達してゐない、三重縣や新潟縣に鑄物業が發達し、愛知縣に毛織物が發達した如きはその例である。

(四) 我國には労働組合が普及してゐない爲めに、中小工業が大工業と均等の労働条件で拘束されることがない。又商品需給技術の進歩に速かに適應して、作業内容労働時間等を随時變化することも雇主の隨意である。而してこの事は、大規模の設備を擁してゐる工場よりも、中小工場に於ては、特に有利な効果を齎すことは言ふまでもない。

(五) 我國の中小工業の少からざる部分は、家内工業から發達したものであつて、現に家族が皆従事し、之に外部から雇入れた者を加へて働いてゐるのが普通である。かゝる工場では、工場の全員が家族的の情義で結ばれてゐるのであつて、注文の多寡、景氣の好悪に應じて、労働条件を従業者が自發的に調整することも行はれ、住込の徒弟の如きは家族同様單に小遣錢を支給される場合が多い。

(六) 以上の理由で、中小工業が小設備で加工の出来る織物、染色加工、雜貨類、部分品鑄物、板金製品等に確固たる地盤を占めるに至つたから、大工場との間に自ら分野が生じ、多くの場合には相互依存の關係にある。例へば鑄物でも鐵管の繼手の如きは大工場で製作

されるが、機械の部分品の如きは、中小の鑄物工場の方が安價に製作する場合が少くない。それで大工場よりも有利に生産し得る品物が前に述べたような嗜好品以外にも、多々存するのであつて、大工場と特殊の取引關係にある中小工場が少くない。

(七) 我國の農業が行詰つて居ることは、前にも述べた通りであるがこの農村を救ふ爲めの最も有效な一つの方策として、農村の工業化が唱へられ、主として農産品の加工業が今後各村落に普及するものと考へられる。而してこれも中小工業として存立するを最も有利とする工業であると言ふまでもなく、現在でも既に此種の農村工業は決して珍しくない。主として農産品及び沿岸水産品の罐詰及び瓶詰である。今後は漸次乳製品、毛皮等に進出するであらう。

以上を要するに、我國の中小工業は、將來も到底大工業に集中しないと思はれる性質を多分に有するのであつて、この事實は我國の如き人口過剩國には甚だ喜ぶべき現象と考へられる。政府當局が中小工業の保護助成に多大の努力を注いで居るのは當然の處置である。

現在我國の中小工業に關して問題となつてゐるのは、その金融方法と労働条件監督方法とである。中小工業に對する最も便利確實な金融機關、竝に之に對する資金の源泉については、永い間各方面の人々が考究して居るけれども、遺憾ながら未だ解決を見て居ない。然し工業組合中央金庫案が最も妥當であると信ぜられるので、遠からず實現するものと思はれる。

又中小工業に於ける労働条件が、往々にして甚しく低下する惧のあることは、各國の齊しく經驗した所であつて、我國でも一部にその弊を見るのである。只我國では當時十人以上の従業者を有する工場に對

第一章 本邦産業の基礎及特性

しては、既に工場法が実施せられ、鑛山業に對しては鑛業法があり、その外之等兩法を適用する企業の従業者に對し、健康保險法が施行せられて居るけれども、従業者が常時十人未満の工場には最低年齢（十四歳）の制限があるだけである。この缺陷を補ふ爲めに如何なる方法に依るを最も適當とするかは、極めて難問題であつて、社會的事情によく適合し、且つ監督を行ひ得る方法でなければならぬ。然るに我國の中小工業は前述の如く、我國に於ける特殊の事情が存する爲め、歐米に於ける如き、最低賃銀法等は實施効果を期待し得ないので、恐らくは我國獨特の方法が考究せられるのであらう。

三、産業組合の發達

我國の産業組織、特に我國の農林業方面を理解するのに缺くべからざる事項は産業組合の活動である。産業組合の制度が我國特有のものでないことは改めて言ふまでもないが、それが何故に我國の産業に於て特殊の意味を有するかといふと、我國の農村を支へて居る組織が、實に産業組合だといつても差支ないからである。歐米に於ける産業組合の發達は、我國より古く且つ大であることは世人の知る通りであるが、然し多くの國の産業組合運動の中心を爲し根幹をなしてゐるのは「消費組合」である。農村方面に進出してゐるのは何といつても獨逸が最も顯著なものであらう。我が國の産業組合制度も、元來獨逸の制度に負ふ所が多く、之に我國在來の頼母子講、報徳社等の制度を加味したものである。然し獨逸に於ても、一九三三年末に於て、農村組合數が全組合數に對して占める率は、七八%であるが、我國の農村組合數は九〇%に達してゐる。又同年に於ける我國の組合員數は五百二十四萬人であつて、我國の總戸數の内、四一・二%は産業組合に加入

してゐる割合になる。又農業に従事する組合員數が、農家戸數に對する割合を見ると、實に六五・四%に達して居る（産業組合中央會「産業組合年鑑」に依る）。要するに、我國の産業組合は大部分農村協同組合であつて、我國の農村經濟を支持する有力なる團結であると言ひ得る。

今その事業を見るに、明治三十三年産業組合法發布以來三十五年間を通じ、信用事業が常に最も多數を占め、昭和八年に於て信用事業を營んで居る組合の數は、組合總數の八五・四%を占め、之に次いで購買事業を營む組合が七九・七%、販賣事業を營むものが七〇・七%である（之等の比率は勿論兼營組合も含まれたものである）。而して取扱品目は販賣に於て米と藁、購買に於て肥料が主たるものであつて、市街地に於て日用品雜貨類を取扱ふ消費組合式のもの、組合員數約二〇萬人に過ぎない。産業組合中央會の調査に依れば、我國の産業組合の國民經濟上に占める地位は次の通りである。

項目	摘要	昭和年	昭和年
資産總額	組合の自己資本の全國會社銀行自己資本に對する比	一九%	—
貯金總額	組合貯金高の全國銀行預金及金錢信託高に對する比	七八	八・五
貸出總額	組合貸出高の全國銀行及信託貸出高に對する比	七・六	八・三
米販賣高	組合の米販賣の全國農家の米販賣高に對する比	一五・六	一八・二
藁販賣高	組合の藁販賣高の全國藁販賣高に對する比	九・六	九・七
肥料購買高	組合取扱高の全國金肥消費高に對する比	一九・〇	二五・〇

（註）産業組合年鑑昭和一〇年版、七〇頁參照。

右の外農業倉庫の九八%以上は産業組合の經營に係るものである。又農産物、水産物及び畜産物の共同販賣機關としては、小區域を範圍とする出荷團體があつて、生産物の共同出荷を行つて、生産者の地位を擁護して居る。その經營形態は、主として帝國農會系統の任意組合

であるが、今參考の爲めに、昭和四年に於ける農産物の共同出荷數量の割合を示すに次の通りである。（帝國農會調査）

種別	出荷團體數	共同販賣數量の割合%
米及麥	一、九三三	各種平均 二・八

上述の通り我國の産業組合は信用事業を主として

して、人の意見を體現しなければならぬ重大な責務を負ふことを指摘した（L. Heam, Japan 1928, pp. 103-111 參照）。此ことは今日の産業組合の精神に當て

嵌まるのであつて、かゝる組合的精神は、徳川時代以來、特に我國の農民間に發達し、明治以後の個人主義的外來思想の爲めに、著しき浸

制度に負ふ所が多く、之に我國在來の頼母子講、報徳社等の制度を加味したものである。然し獨逸に於ても、一九三三年末に於て、農村組合數が全組合數に對して占める率は、七八%であるが、我國の農村組合數は九〇%に達してゐる。又同年に於ける我國の組合員數は五百二十四萬人であつて、我國の總戸數の内、四・二%は産業組合に加入

であるが、今參考の爲めに、昭和四年に於ける農産物の共同出荷數量の割合を示すに次の通りである。(帝國農會調査)

種別	出荷團體數	共同販賣數量に對する割合%
米及麥	一、九三三	各種平均 二・八
蔬菜類	四、六六六	一六・三
果實類	一、五七九	三六・〇
鶏卵	一、三〇四	二七・〇

上述の通り我國の産業組合は信用事業を主として居るけれども、その實勢力から言ふならば、寧ろ農村に於ける産業用品(主として肥料)の共同購入、及び生産物(主として米、生絲及び繭)の共同販賣にその重點が存するのであつて、産業組合は我國農村の主要取引機關にその系統を形造つて居るのである。

この點が我國の産業全體から見て、一つの特徴をなすのであつて、この事實を看過しては、我國の農産物市場を理解し得ないことになる。殊に農林省當局初め組合當事者は、産業組合を益々擴充することによつて、農林産物の價格決定權を生産者に握らしめることを期して居るのであるから、今後その重要性は益々増大するであらう。かくの如く、我國の産業組合が、農村經濟の統制機關として今後實勢力を増大することは、我國農民の氣風から考へて、充分にその可能性を有するものであつて、彼等にとつては所謂“*Gemeinnutz vor Eigennutz*”と云ふ如き團體精神は、彼等の家族制度と合致する所があつて、彼等にとつては何等外來の新しい思想ではない。この點は既にラフカヂオ・ハーンが、我國の“*Communal cult*”として餘蘊なく説き盡して居る通りである。氏は徳川時代の地方自治制度の精神を述べ、町村で人の上に立つものは、例へば五人組の組長の如く、恰も一家族内の家長と同様に、一方では人を制裁する權力を賦與されると同時に、他方には人の代表者と

(註) 産業組合年鑑昭和一〇年版、七〇頁參照。

右の外農業倉庫の九八%以上は産業組合の經營に係るものである。又農産物、水産物及び畜産物の共同販賣機關としては、小區域を範圍とする出荷團體があつて、生産物の共同出荷を行つて、生産者の地位を擁護して居る。その經營形態は、主として帝國農會系統の任意組合

して、人の意見を體現しなければならぬ重大な責務を負ふことを指摘した(L. Hearn, Japan 1928)。此ことは今日の産業組合の精神に當て嵌まるのであつて、かゝる組合的精神は、徳川時代以來、特に我國の農民間に發達し、明治以後の個人主義的外來思想の爲めに、著しき浸蝕を蒙つたとは言へ、尙純朴な農民の頭の内には寧ろ親しむべき觀念として存續して居るのである。故に我國の農業の統制は、かゝる組合精神を基礎として可能である見通しが立ち得る點に於て、諸外國の農業と大いに事情を異にするのである。

四、文化の水準

我國産業の特異性を述ぶるに當つて、尙最後に一言しなければならぬのは、我國の文化の水準である。凡そ一國の文化程度を語ることは容易なことでない。苟も國民の文化は單に物質的方面に限られたものではなく、精神的方面をも考へ入れなければならないのは更めて言ふまでもない。しかも一國の文化は、その主觀的價值によつて支へられてゐるのであるから、他から之を客觀的尺度で評價することは、往々にして大なる錯誤に陥るものである。

我國の文化の程度を云々する場合にも、之等の點を充分考慮しなければならぬ。従つてこの問題も之を充分に考察することは、本書に於ては不可能であるから、以下には、單に例示的に二三の説明を試み最後に我國の生活様式中歐米に對して特に異なる點に就て注意を拂ふこととする。

我國の物質文化が歐米に比して、尙一般に遜色あることは事實であるが、之も適確に數字的に示すことは困難である。例へば人口一人當りの國民所得額を國際的に比較しても、國內物價の高低によつてその

第一章 本邦産業の基礎及特性

實質が異つて来る。又二三の物資の消費高や鐵道の哩數等を人口一人當りに割つて見ても、必ずしもその數字は文化の高低と一致しない。その國民の生活習慣とか地理的環境とかによつて支配される分子が多からである。例へば人口一萬人當り自動車の臺數を見ても、各國の文化程度が必ずしも表はれてゐるとは謂はれない。即ち一九三四年に於て、日本内地は一六臺であるに對し、米國は一八九六臺、布哇は一、二六三臺、英國は三八五臺、ギリシアは三四臺である。然し英國の文化は米國の五分の一、日本の文化はギリシアの二分の一で、米國の一八分の一であると言ふ譯には行かない。

各國の文化を比較するに最も適する事項として、普通教育の普及程度と死亡率とについて見ることは興味あることである。併し普通教育の普及程度に關する統計は、遺憾ながら各國共極めて不完全であつて最近の状態を正確に比較し得ないけれども、今試に全人口に對する文盲者の割合を十歳以上の男女に就いて調査したものを列挙するに、日本八・五％（一九三一年）、米國（一九三〇年）四・三％、佛國（一九二六年）五・九％、露國（一九二六年）四八・七％である。尤も我國の文盲者の大多數は高齢者（特に六十歳以上）であつて、近年の内地における初等教育學齡兒童の就學率は毎年九九％以上を保ち（昭和七年に於て九九・五七％）つゝあるから、近き將來には文盲者の割合が二―三％に低下すること確實である。

次に死亡率に於ては、遺憾ながら未だ歐米諸國に及ばない。一九三二年における主要國の死亡率（人口千に付）を見るに、日本（内地）一七・七、獨逸一〇・八、英國一二・三、佛國一五・八、伊太利一四・七、米國（一九三二年）一一・一である。而して我國の死亡率の高い原因

は主として乳兒死亡率が高いこと、青年男女に肺結核が多い爲である。然し傳染病による死亡率に於ては、我國は決して歐米の先進國に比較して劣つて居ないのである。

次に少しく我國の衣食住について考察するに、歐米人の眼には我國民は木と紙で出来た低い小さな家に住み、開放的な衣服を纏ひ、劣等な植物性食物を偏食してゐる國民と見えるかも知れない。然し我國民の生活の實質を之等の表面的状態から判斷し、之によつて直ちに我國の生活水準を評價すると、往々にして誤つた結論に陥る危険がある。

我國民一般が、上述のやうな生活手段に依つて居るのには、色々の複雑な理由がある。歴史的傳統的理由を別として、その主たる理由を擧げて見ると、經濟的理由と風土的理由とに歸着する。

經濟的理由の主要な點は、我國に於ける建築材料中、普通住宅用としては、木材が最も安價であること、獸肉の高價な點である。我國には豊富なセメント資源が存在し、現に幾多のセメント會社があつて寧ろ供給過剩に陥る危険を感じつゝある。煉瓦の如きも、勿論之を得るに何等の困難はない。然し我國の事情は、普通住宅向建築材料としては、木材より安價なものはないのである。木造住宅の耐久年限は決してその原價の安い割合に短いものではなく、伸縮、改造、修繕、改築、共に極めて容易である。その重大なる缺點は、火災に對する危険の大なること、煖房能率の低いことである。

次に獸肉消費の少いことは、食物に對する習慣以外に、獸肉の不經濟を指摘しなければならぬ。何となれば蛋白質食料としては、安價な魚肉が一年中供給されて居るからである。最も榮養價に富む鱈の如きは、その出盛り期になると、東京市中で一錢で三匹買へる。その他

鱈、鮭、鱒、鱈、サバ、サンマ等皆大衆向の安價な食料である。或學者の説によると、豚を養ふ飼料の八割は人間の食料となし得るものであつて、菜食者であるならば、肉食者である場合の八倍の人口を同一地域内に支持し得るといふ位である。

り多く魚肉を選ぶ風習があるが、これ亦日本の地理的關係から當然の歸結であつて、この安價な魚肉が、我國民の主要な蛋白質食料となつてゐるのである。吾人の計算によれば、昭和八年に於ける日本内地一人一年當りの正味魚肉消費量は約二七疋である。

に低下すること確實である。

次に死亡率に於ては、遺憾ながら未だ歐米諸國に及ばない。一九三二年における主要國の死亡率(人口千に付)を見るに、日本(内地)一七・七、獨逸一〇・八、英國一二・三、佛國一五・八、伊太利一四・七、米國(一九三二年)一一・一である。而して我國の死亡率の高い原因

鱈、鮭、鱒、鱸、サバ、サンマ等皆大衆向の安價な食料である。或學者の説によると、豚を養ふ飼料の八割は人間の食料となし得るものであつて、肉食者であるならば、肉食者である場合の八倍の人口を同一地域内に支持し得るといふ位である。

次に風土的理由として特に重要視すべきは、前にも述べた通り、我國夏季における湿度である。我國の住宅が木造で開放的であることは決して單に習慣と經濟的理由から説明し盡すことは不可能であつて、日本に住むには、開放的な住宅及び衣服が最も適するのである。今東京の夏の氣候を有效温度に直して、之を諸外國の都市と比較すれば次の通りである。

都市	八月の平均氣温(C°)	八月の平均湿度(%)	有效温度(風速5-Sm/sec)
ロンドン	16	76	15
ベルリン	17	76	16
パリ	18	76	17
ローマ	24	56	21.5
ニューヨーク	22.5	75	21
サンフランシスコ	15	89	14.5
ノルウェー	26	66	24
ニカラガ	27	85	26
東京	25.5	81	24
カルカッタ	30	88	29
香港	28	83	27
ジャバ	21	84	20
大連	24.5	80	23

つまり東京の夏は、布哇又はヒリツピンの夏と、同等の夏を人體の皮膚に感ずるのである。若し閉鎖的な歐風のコンクリート住宅に住むとすれば冬の防寒には好都合であるが、

夏の濕氣と夜分の蒸暑さに耐へ兼ねるであらう。而して湿度の調整は技術上最も困難であるし、冷房より暖房の方が一般世人にとつては容易である。従つて日本人がかかる住宅様式を採つて居ることは最も經濟で且つ氣候に適應してゐるのである。又日本人は獸肉よりも寧ろよ

第一章 本邦産業の基礎及特性

の大なること、暖房能率の低いことである。

次に獸肉消費の少いことは、食物に對する習慣以外に、獸肉の不經濟を指摘しなければならぬ。何となれば蛋白質食料としては、安價な魚肉が一年中供給されて居るからである。最も營養價に富む鱈の如きは、その出盛り期になると、東京市中で一錢で三匹買へる。その他

り多く魚肉を選ぶ風習があるが、これ亦日本の地理的關係から當然の歸結であつて、この安價な魚肉が、我國の主要な蛋白質食料となつてゐるのである。吾人の計算によれば、昭和八年に於ける日本内地一人一年當りの正味魚肉消費量は約二七疋である。

以上は我國の今日の衣食住が我國の天然の環境に支配されてゐることが多い點を指摘し、文化の水準を考察する上に此點をも考慮に入れなければ當を失することを説明したに止まる。要するに我國の文化は生活費の安い割合には、よく四圍の自然的條件に適應した一種獨特の住民として、食料品を自給自足してゐるばかりでなく、住居も衣服も最も經濟的で且つ快適な様式を採つて居ると謂つて差支ない。

そこで今生活水準が最も低いと考へられる農家の家計調査によつて日米の比較を試ると次の通りである。

我國の調査は、一九二六年九月から翌年八月迄の一ケ年に就て、内閣統計局が九縣に互つて六百七十世帯の大小の農家(自作農一三二、自作兼小作農三三〇、小作農二〇八)を選んで調査したものである。又米國の調査は一九二二—二四年に互つて、聯邦農業經濟局が十一州

家計費目	日本農家	米國農家	備考
飲食物費	四三・七%	四二・二%	
被服費	七・九	一四・七	
住居費	一五・二	一五・〇	米國の場合は家賃及家具費
光熱費	六・一	一三・三	米國の場合は自動車費、電話料、交通費、備入費等を含む
文化費	三三・五	一五・六	本文参照
その他	二・六	〇・二	日本の場合は備入費を含む
計	100・0	100・0	

における二、八八六農家族に就き survey method に依つて調査したものである。

第一章 本邦産業の基礎及特性

この表における文化費とは、教育費、修養娯樂費、旅行費、衛生費、交際費、交通費、通信費、保険料等を包含するが、日本の場合には育児費を含む等、日米間に多少内容に相違があることはやむを得ない。然し大體において、我國の農家も、之等の文化費に相當割合の支出を行つて居ることが知られるであらう。

第三節 近代的工業發達の要素

以上に述べた所は、我國産業の一般的基礎となつてゐる自然的及び社會的の事情であるが、更に進んで我國の近代的工業を發達せしむるに至つた要素について考察を重ねて見やう。

我國の近代工業が、前に述べた勞働力の豊富と生活費の低廉と、教育の普及等によつて促進されたことはいふまでもない。即ち農村の過剩人口は全國到る處に豊富な工場勞働者の供給を保證し、人口の増加率の方が工業の人口吸収力より強大である傾向が見受けられる。更に生活費の安いのは、我國特有の家族制度と生活様式とが維持されて居ることによる根本原因が存することは前述の通りである。又國費による義務教育の普及によつて、貧困階級の家庭の子女も初等教育を受け、便益があつて、學齡兒童の就學率は一〇〇%に近いことも既に述べた、然しこれだけでは未だ我國の近代的工業が現在の水準迄發達するに至つたことを説明するには充分でない。

一、社會の安定

近代的大工場制度が我國に急速に發達した理由の第一に挙げなければならぬのは、社會の安定してゐることである。近代工業に於ける先驅者たる英國を見るに、産業革命が遂げられる迄に英國人が如何に

かり宗教的に、又政治的に鬭争を繰り返したかは、十七世紀の同國の歴史を顧れば明かである。東洋に於ける工業上の先驅者たる日本が、明治維新によつて國民が封建制度から解放せられるに至つた社會的大變革は、當時の優秀なる少數の青年の犠牲的奮闘と二三の英傑の手によつて、十年内外の年月の間に、何等一般社會を混亂することなくして完成せられた。之言ふまでもなく我國の皇室が建國以來民族の中心點となつて揺ぐことなき我國特有の社會組織の賜であつて、封建制度の撤廢といつても、我國では單に徳川將軍の世襲的行政權が社會改革の意圖に燃えた新政府の内閣に移つたに過ぎない。而して明治天皇は逸早く欽定憲法を公布し、議會制度を確立し賜ふた。而かも我國は既に早くから宗教と政治との忌はしき結合が存在しなかつたのであるから、歐米諸國が經驗したやうな社會的混亂は全く逃れることが出來た。更に尙忘れてならないことは、我國の皇室が新産業勃興時代に際して、畏れ多くも、意を民業の自由な發達に注ぎ賜ひ、明治天皇は新しく各地を巡幸して地方産業の伸展を勸奨し賜ふたことである。コンモローを主張する議會と、産業上の特權を擁護せんとする王室との確執の如きことは、我國に於いて想像も爲し得ない處であるし、有利な産業の獨占權を一部の資本家に特許して議會の協贊を要しない收納金を徴するが如きことも、我國で行はれる筈はない。維新前に各地の大名が所有してゐた不動産は一切人民の手に移り、只主要な森林が御料林又は國有林となつたのみである。而かも之は國家の公益上保護林として永久に保存する必要がある爲であつて、現今この狭い島國に太古の林相を保つ森林が到る處珍しくないのは、實にこの前古未層有の産業開發時代に、森林が人民の亂伐に委ねられなかつた賜である。

かくて最短期間に各般の法則は完備して、國民の公私法上の權利義務が確立し、國民は安心して總ゆるイニシアチブを發揮して新時代の産業の開發に努力し、政府は海外から知識と技術とを輸入して民業の發達を助成した。その間に日清日露の二大戦役に遭遇したけれども、

く見る人が少くない。勿論明治以來政府が工業の發達を助長して來たことは、今更言ふ迄もないが、その多くは單に間接に援助したに止まる。例へば模範工場を開き、保護關稅を設け、留學生を派遣し、外國人技師を招聘し、補助金を與へる等であつて、近代國家の政府として爲

に至つたことを説明するには充分でない。

一、社會の安定

近代的大工場制度が我國に急速に發達した理由の第一に擧げなければならぬのは、社會の安定してゐることである。近代工業に於ける先驅者たる英國を見るに、産業革命が遂げられる迄に英國人が如何ば

名が所有してゐた不動産は一切人民の手に移り、只主要な森林が御料林又は國有林となつたのみである。而かも之は國家の公益上保護林として永久に保存する必要がある爲であつて、現今この狭い島國に太古の林相を保つ森林が到る處珍しくないのは、實にこの前古未層有の産業開發時代に、森林が人民の亂伐に委ねられなかつた賜である。

かくて最短期間に各般の法則は完備して、國民の公私法上の權利義務が確立し、國民は安心して總ゆるイニシアチブを發揮して新時代の産業の開發に努力し、政府は海外から知識と技術とを輸入して民業の發達を助成した。その間に日清日露の二大戦役に遭遇したけれども、戰場は大陸であつたばかりでなく、幸に何れも我國の勝利に歸したので、國民の意氣は益々擧り、新工業の發達を著しく刺戟したことは、會社設立數の統計が明かに之を示してゐる。又最近の世界大戦にも参加はしたが、然し實際上は交戦國としての影響を蒙らなかつた。

要するに我國の社會がこの重大なる開國直後の大變革に際して、諸外國が永年の混亂と鬭争との結果漸く克ち得た程度の社會的安定を逸早く確立したことが、世界を驚かす程速かに新工業が我國に勃興した最大の原因であつて、世界大戦中の莫大な海外需要に應じて世界中に市場を擴張し得たのも、かゝる發展が無理なく行はれるだけの基礎が既に出來上つて居たからである。

二、企業的才能

前項に述べたような社會の安定があつて、こゝに我國の企業的才能は大いに自由な伸展を見るに至つた。徳川時代に既に資本を貯へた商人も、將又新たに解放された無資産の士族や町人も、夫々新時代に乗り出して汗ミドロの努力を始めた。勿論不幸にして没落したものも少くない。然し現今成功してゐる近代的工業は、殆ど例外なく明治以後に於ける有能な工業家の獨立獨歩の活動である。

こゝに少しく我國の政府の工業政策について敘べなければならぬ。我國の政府の工業助成政策を往々人は餘りに過大視する傾がある。近代日本の工業の發達は一に政府の保護助長の御蔭であるかの如

く見る人が少くない。勿論明治以來政府が工業の發達を助長して來たことは、今更言ふ迄もないが、その多くは單に間接に援助したに止まる。例へば模範工場を開き、保護關稅を設け、留學生を派遣し、外國人技師を招聘し、補助金を與へる等であつて、近代國家の政府として爲すべきことを爲したに止まる。その保護が最も厚かつた企業は、銀行業、商船業、砂糖業、製鐵業、軍器製造業の外には、或種の染料や硫酸等であるが、現今國際的重要性を有する紡績業、人絹業、陶磁器業、その他の輕工業は、寧ろ政府の補助を格別受けなかつたと言つて差支ないのである。

我國現在の大工業がその基礎を築くに至る迄に嘗めた困難の重なるのは、原料及び機械を得るのに遙々歐米から之を仰がなければならなかつたことと、既に充分な發達を遂げた外國品と國內市場で競争しなければならなかつたことと、熟練した技師職工の得難いこと等であつた。紡績業は明治の初期に於いて、先づ機械を英國から輸入し、原棉としては最初は日本棉を用ひ、廿年以後から支那棉及び印度棉の輸入に轉じ、次いで米棉、埃及棉をも加へ、かくして現在の混棉技術が發達するに至つたのである。

紡績業より遙かに立遅れた毛織業に至つては、更にその困難が大であつた。原料として最も經濟的な反毛やノイルを得る途がなく、優秀な舶來品と到底太刀打ちできなかつた。現在我國毛織業の重鎮たる日本毛織株式會社の如きは明治二十九年末に設立され、最初は主として陸軍に納入することによつて、辛うじて經營を續け、明治三十七年日露開戦に至る迄の間、缺損又は無配當の期が多く、漸く五分の配當を行つたことが僅かに二期あつたのみである。かゝる不振の裡にあつて



第一章 本邦産業の基礎及特性

この當時の小毛織會社は明治三十五年の春、大英斷を以て技術員を歐羅巴に派遣した(日本毛織三十年史二三頁)。而して日露戰爭による軍需品の大需要と、新たに歐洲大陸から製絨機械を輸入しその製絨方法を學んだことにより、技術上の大改良を遂げ、限られた種類の製品ではあるが、漸く舶來品と匹敵し得るものを製出し得るに至る迄には創業後十年の年月を要した。

極東の片隅にある島國に、遅れ馳せに近代的大工業を興すことは、優れた才能を有する經營者に俟たなければ、到底不可能である。此點に於いて我國は幸に幾多の有能な企業家に恵まれた。我國の經營者の一般に最も苦心する所は、如何にして限られた市場を相手としながら安くて良い品物を造るかといふことである。安くて良い物を造る方法としては組織立たつた大量生産が最も適してゐることは明かである。然し我國の近代的工業は、かゝる方法に手頼る譯に行かないのが通例である。何となれば、これ等の工業は、その創業時代には何れも専ら國內市場のみを目標にして發足したのであつて、最初から大量生産によるには市場が狭い場合が多い。従つて徒らに高能率の機械を使用することは必ずしも有利でない。そこで適當な機械設備と豊富な勞働者とを巧みに組合はせることによつて、始めて比較的安全な經營を見出すのである。故に米國人等から見ると、現在の我國の工業は一般に未だ機械化が不徹底であり、使用してゐる機械は舊式なものが多く、經營者の才能を疑はれる場合も多いかと思ふ。つまり機械化が即ち工業化であるといふ眼から見れば、我國の多くの工業は未だ確かに遅れて居る。然し我國の經營者の苦心は却つて生産方法と市場とを調和せしめて行く所にある。アメリカの工場で使ひ舊した機械でも我國の工

場では之を輸入して有利に用ひてゐる例が少くない。古船を解體して之を工業原料として利用するが如き方法も、我國企業家の着眼點の面白い例である。

三、原價の低廉

日本製品の安いことは周知の事柄である。最近 Guether Steinn 氏は面白い比較を試みてゐる (Made in Japan, 1935, p. 24)

氏は或るポータブルの蓄音機で構造が全く同一のものにつき、東京とロンドンに於ける値段を較べてゐる。氏の述べる所によると、東京の品の方が何れかと言ふと金屬部分の品質が優れてゐる、又小賣商に對する口錢も同等であり、製造者の利益率も同じであり、東京の賃銀も一般の日本の水準より遙かに高く、英國の賃銀より大して安くないにも拘らず、この蓄音機は東京で三五圓(£3.5)で賣られ、ロンドンでは~~4.5~~とする。又この型で一番高級な品が東京では七五圓(£7.5)であるのに、アメリカでは~~10.00~~で賣られてゐる、勿論その構造は兩者共同であるとのことである。

此例が果して正しいか否かを今詮議するに及ばないが、かゝる例の珍らしくないことは事實である。何故日本製の品はかく安いのか?これが現今に於ける世界的の謎である。日本の人造絹絲が何故かくも安く出来るか。工程は大部分機械的であり、その機械は歐米のものと同何等の特長を有するものでなく、原料パルプの大部分は輸入してゐるのである。何故これが日本では安くなるか。恐らく日本人でも之に決定的回答を下し得るものは少からう。

先づ誰でも考へることは賃銀の安いといふ點である。多くの人はこれで解決すると思ふらしいが、この問題は左程簡單なものではない。

先づ第一に日本は賃銀は安いが能率が低いことを指摘する論者もあるし、又如何程賃銀が安くても、工賃は綿絲に於いても、人絹絲に於いても工場原價の精々二〇%内外を越えることは少いであらうから、賃銀のみに原因を求めても問題は解決しないのである。

未だ機械化が不徹底であり、使用してゐる機械は舊式なものが多く、
經營者の才能を疑はれる場合も多いかと思ふ。つまり機械化が即ち工
業化であるといふ眼から見れば、我國の多くの工業は未だ確かに遅れ
て居る。然し我國の經營者の苦心は却つて生産方法と市場とを調和せ
しめて行く所にある。アメリカの工場で使ひ舊した機械でも我國の工

異なる特長を有するものでなく原料パルプの大部分は輸入してゐるの
である。何故これが日本では安くなるか。恐らく日本人でも之に決定
的回答を下し得るものは少からう。

先づ誰でも考へることは賃銀の安いといふ點である。多くの人はこ
れで解決すると思ふらしいが、この問題は左程簡單なものではない。

先づ第一に日本は賃銀は安いが能率が低いことを指摘する論者もある
し、又如何程賃銀が安くても、工賃は綿絲に於いても、人絹絲に於い
ても工場原價の精々二〇%内外を越えることは少いであらうから、賃
銀のみに原因を求めても問題は解決しないのである。

この問題に對する吾人の答は、要するに我々の生活様式が歐米の工
業國のそれと根本的に異なる點にあると言ふ外はないのである。文化の
程度の差とか生活程度の差とかいふことは別個の事柄であつて、言
はゞ生活の「質」の差であるといつてよいかと思ふ。

日本人は充分とは行かない迄も、大體に於いて歐米の文明國並の文
化を享樂してゐる。只日本人は煉瓦やセメントで造つた住宅の方が木
造住宅より必しも優れてゐるとは考へない。それよりも清潔であるこ
とに多くの關心を持つ。又日常の被服類に高價な皮革を用ひることが
文明であるとも思つてゐない。我々の家庭生活にはその實用的要求が
ないからである。かくて文化の程度に比して諸物價が甚しく安い。つ
まり生活様式の相違が生活費を安くしてゐるが爲めに、製品の原價が
一般に安くて濟むのである。

給採算の有利化と言ふ純經濟的根據を指摘しなければならぬ。乍併更に現下の世界政治及經濟の不安、之を因とし果として擡頭した各國の國民主義的政策の累加的昂進——之は究局に於て自給經濟への不可避的進展を暗示する——竝にかゝる雰圍氣内に於ける我國としては、その經濟發展に伴ふ國際的地位の向上と特に滿洲事變以來の國際的

萬應は、世界確定鑛量の恐らく二百五十分の一にも及ばざるべく、而もその鑛床規模に至つては之を米、佛、英、白其他諸國の包藏する大鑛床には比較すべくもない。石炭の二百億應も亦之を世界炭量に比較すれば微々たるものと稱すべく、且その賦存分布の状態は到底米、英、獨、佛其他の諸國に於ける大炭田には遙かに及んで居ない。石油資源の貧弱さに至つては、最早世界大油田に對して數值的比較に堪えざるの現状に在る。膏に鐵、石炭、石油のみに限らない。他の多くの鑛物資源の状態も亦同様、總鑛量的に又個々の鑛床的に、夫々の諸資源國又は一流鑛床に比較して、甚だしく貧弱なる事實は覆ふことが出来ない。下表は假令我國の状態に關する限り今日多少の修正を必要とするものであると言へ、我國鑛物資源の極めて多くが總量的に世界の大資源國に比較して甚だしく劣勢に在ることを示して居る。而してその因つて來る所以の大部分が個々の鑛床規模の概して貧弱なる點に存することは見逃すことが出来ない。

更に我國が比較的恵まれてゐると一般に認めらるゝ水力資源、即ち推定潜在量一、四五〇萬馬力と雖も世界能力の恐らく三〇%に過ぎず、而も之が主として極めて細瑣なる溪流河川水力の總合に依るものなることは我國土の地形的條件より又止むを得ない。

事情此の如くであるが何れの國と雖も、今日あらゆる原料資源に於て世界第一流を網羅し、若くはあらゆる資源に於てその國の需要を満足せしむるに足るが如き状態に在る國は全く無い。資源的に最も恵まれたる米國と雖もアンチモニー、クロム、ニッケル、錫、加里等の鑛物性原料、護謨、麻、絹等農産原料に就いては之を外國資源に依存するの状態である。又英國がその本國に鐵、石炭資源以外に殆ど何等の

候的條件と相俟つて特に棉花、麻、羊毛、護謨等の重要工業原料資源の發達を阻止して居る。

更にその地質的條件は不幸にも重要鑛物資源の大規模なる賦存に適せず、特に現代産業活動、延いては國力の根幹をなす鐵、石炭、石油の埋藏は極めて貧弱なる状態に置かれて居る。即ち我國鐵鑛資源九千

主要國(領域を含む)に於ける鑛物資源の比較的地位 (1)

	米國	獨逸	佛蘭西	英國	日本	白耳義	伊太利	西班牙
金	B	(3)	A	D	(3)	(3)	C	(3)
銀	(2)	C	A	(3)	B	(3)	(3)	D
銅	(2) A	(3) D	(3) G	(3) E	(3) F	(3) C	(3) H	(3) B
鐵	A	C	D	B	H	(3)	F	B
鉛	(4) A	(4) C	(4) F	(3) A	(4) D	(3)	(4) B	(3) A
錫	(3) C	(2) E	(3) B	A	(2) B	(3)	(3) C	(2) C
鎳	(2) B	(2) C	(3) F	A	(2) G	(3)	(3) D	E
鉬	A	C	F	B	G	(3)	D	E
非金屬	C	(3) B	(3) D	A	B	(3) E	(2) F	(3) H
炭	A	C	D	C	(3) E	(3) G	(2) F	(2) H
石	B	D	C	A	(3) F	(3) E	(2) F	(2) H
雲	C	(2) B	(2) C	A	(2) E	(3) E	(2) F	(2) H
母	A	(2) C	(2) D	A	(2) E	(3) E	(2) F	(2) H
石	B	(2) D	(2) C	A	(2) E	(3) E	(2) F	(2) H
油	C	(2) G	(2) C	A	(2) E	(3) E	(2) F	(2) H
鐵	A	(2) G	(2) C	A	(2) E	(3) E	(2) F	(2) H
里	(3) A	(2) G	(2) C	A	(2) E	(3) E	(2) F	(2) H
鐵	(2) A	(2) G	(2) C	A	(2) E	(3) E	(2) F	(2) H
黃	(2) A	(2) G	(2) C	A	(2) E	(3) E	(2) F	(2) H
石	(2) A	(2) G	(2) C	A	(2) E	(3) E	(2) F	(2) H
及	(2) A	(2) G	(2) C	A	(2) E	(3) E	(2) F	(2) H
石	(2) A	(2) G	(2) C	A	(2) E	(3) E	(2) F	(2) H
鹼	(2) A	(2) G	(2) C	A	(2) E	(3) E	(2) F	(2) H

註 U. S. Dept. of Com.; Mineral Raw Materials, 1929. 2 據也。
 (1) 比較順位を A、B、C によつて示す。(2) 現在經濟的に利用されざる状態。(3) 經濟的保有量の報告なき状態。(4) 資源小なる状態。

原料資源を有たないことは有名だが、更にその尨大なる領域を以てしても猶、アンチモニー、水銀、加里、硫黃の資源的劣勢を如何ともすることが出来ない。従つて我國天然資源の状態がかゝる絶對値乃至は世界一流資源、或は英米の如き一流資源國との比較に於て劣勢に在る

第二章 原料供給

事實こそは是認されねばならないが、之は我國資源に關する一特質に過ぎず、從つてかゝる一面的觀察のみを以て、吾々の資源状態に關する一般通念とすることは出来ない。

二、資源類種の豊富

我國資源の他の特質としてはその類種的に豊富なる點が擧げられねばならない。而して之が素因の少なからざる部分が前記「巨大資源の饑乏」なる特質の要因をなした地理的、氣候的並に地質的條件の他の半面の効果に立脚することは見逃すことが出来ない。北緯二〇度の臺灣南端より五〇度の樺太國境に及び、亞細亞大陸の東縁に點在する一聯の列島の國土は極めて多種の自生並に栽培植物に對する適性氣温と濕度を與へ、農林産原料品種の極めて豊富なる基礎となつて居る。その地質構造特に極端なる地殼變動を以て形造られた地質分布のモザイクは不幸大鑛床の賦存を制限したとは言へ、隨所に幾多の金屬並に非金屬鑛床の發達を促し、埋藏鑛物の類種の豊富なる原因をなしてゐる。鑛物資源の類種豊富が我國資源の特質として擧げ得る所以は次に掲ぐる主要諸國との比較に於て判然する。

主要國(領域を含む)鑛物(廿八種)資源狀況

	米國	獨逸	佛國	英國	日本	白耳義	伊太利	西班牙
(一) 經濟的鑛量ある資源種數	三	二	七	三	三	四	三	三
(二) 資源絶無又は經濟的價值貧弱なる資源種數	七	一	六	六	二	一	一	一

註 前表を基礎とす。但我國の分は現状より若干修正した。即ち其修正基準は他の諸國との均衡を慮り極めて内輪に、硫化鐵、螢石、石墨、タングステン、クロム、鐵、燐、マグネサイトの八種を(二)より(一)に修正した。

鑛物資源の低劣なる自然的條件に對する人的資源のかゝる補足的効果は我國炭坑事業に於て炭文三分の一以下にも及ぶ薄層をも極めて經濟的に採炭しつゝある事實によつても窺ひ得る。其他金屬及非金屬鑛物資源のあらゆる部門を通じて、我々の今日經濟的に開發利用しつ

更に同様の特質は我國が有する殆んど唯一の例外的大資源——水産資源に於ても認められる。勿論之は國土並にその擁する海洋の形態的氣温的並に海流的條件による處極めて大であるが、更に我國の漁業への適性が、水産業に於ける生産地域の移動性と相俟つて漁獲區域を極度に擴大しつゝある事實に存する處も少くない。而して我國水産資源は豊富なる食料、飼料を供給する以外に工業原料として動物性油脂中に魚油を加へ、無機原料資源中に海草を通じて沃度資源を補充し、且水産肥料を通じて窒素、磷等の鑛物性資源を補足しつゝある。

三、物的資源に對する人的資源の補足性

何れの國土と雖も、その享有せる自然的資源條件は、之を利用することによつて始めてその經濟的意義を發生する。資源條件の吟味に當つて人的要素の考究されねばならぬ所以は之である。我人口資源の特質如何の問題は茲には論じない。只その物的資源に對する人的資源の地位、特に能動性の基礎をなす我人口資源の二つの特質を擧ぐれば足りる。

即ちその一つは自給食料を以て保持さるゝ驚くべき人口密度が齎す勞働力の豊富、而して之を以て形成さるゝ獨自の生活費水準であり、今一つは日本民族の質的條件、即ちその精神的並に肉體的活動に於ける驚くべき勤勉且巧緻なる素質に加ふるに、教育の普及、科學の向上を以て育成された驚くべき産業的才能である。かくてこの二特質即ち獨自の生活費水準と産業的才能との結合は我が人口資源をして今日極めて高度なる能率的生産國民たらしめて居る。人口資源のかゝる特質がその國土の享受せる天然條件の利用を等閑に附する謂はない。國民はその能力と必要とより之を極度に利用し、又利用せんとして居る。

我國原料需給の狀況を觀察するに當つて、之を價額的に取扱ふことの重要なるべきは論を俟たないが、更に之を數量的に、又個々の原料種別に検討し、その自給或は輸入に依存する程度を闡明するは、只に我産業貿易上の見地よりのみならず、更に國家動員の構想よりも極めて意義深い。

註 前表を基礎とす。但我國の分は現状より若干修正した。即ち其修正基準は他の諸國との均衡を慮り極めて内輪に、硫化鐵、螢石、石墨、タングステン、クロム、鐵、燐、マグネサイトの八種を(二)より(一)に修正した。

礦物資源の低劣なる自然的條件に對する人的資源のかゝる補足的効果は我國炭坑事業に於て炭丈三分の一米以下にも及ぶ薄層をも極めて經濟的に採炭しつゝある事實によつても窺ひ得る。其他金屬及非金屬礦物資源のあらゆる部門を通じて、我々の今日經濟的に開發利用しつゝある鑛床の規模竝に鑛質が何れも恐らく世界水準以下のものに迄到達しつゝある事實は之を資源的立場より見れば經濟的鑛量の驚くべき擴大を意味するものであつて、吾々が天然資源に對する人口資源の補足効果を極めて高く評價する所以は茲に存する。

同じく土地生産力を基礎とする動植物性原料資源に對する我人口資源の補足的能力も亦極めて大きい。農業に於ける殆んど園藝的とも稱し得べき管理による多收穫、或は之に伴ふ夥しき肥料の消費率、即ち土地生産力(植物性農産品價額)の殆んど四分の一にも達する肥料消費の事實を以て見ても之を窺ふことが出来る。

其他燃料資源の缺を補ふためには水力資源を極めて高度に利用し、石油不足に對しては改善の策として我が支配下にある撫順油母頁岩を經濟的に利用する等、人的資源の性能に基因する天然資源の高度利用の實例は枚擧に遑がない。

而してかゝる條件が我國物的資源の、自然條件による劣勢を補足擴充して、我國資源をして假令之が我國需要を完全に満足せしめ得ざるものであるとしても比較的均整ある原料供給源たらしめつゝある事實は看過し難い。

第二節 原料供給の現況

一、概況

第二章 原料供給

を以て育成された驚くべき産業的才能である。かくてこの二特質即ち独自の生活費水準と産業的才能との結合は我が人口資源をして今日極めて高度なる能率的生産國民たらしめて居る。人口資源のかゝる特質がその國土の享受せる天然條件の利用を等閑に附する謂はない。國民はその能力と必要とより之を極度に利用し、又利用せんとして居る。

我國原料供給の状況を觀察するに當つて、之を價額的に取扱ふことの重要なべきは論を俟たないが、更に之を數量的に、又個々の原料種別に検討し、その自給或は輸入に依存する程度を闡明するは、只に我産業貿易上の見地よりのみならず、更に國家動員の構想よりも極めて意義深い。

今我國重要工業原材料六五種目(食料品工業原料を除く)を選定してその全日本需給状態を檢めるに左表の如くである。

重要工業原材料自給状態

自給状態	品目
A 輸出餘力あるもの (自給率一〇〇%以上)	無機原料—銀、硫黃、砒素 有機原料—生絲、魚油、樟腦、薄荷、植物油、人絹絲
B 殆んど自給自足のもの (自給率九〇—一〇〇%)	無機原料—合金銑、鋼及鋼材、蒼鉛、石墨、石膏、粘土及カオリン、硅砂、石灰岩、螢石及水晶石、明礬石、螢素(固定)、硫化鐵 有機原料—革、木材、石炭、潤滑油、アスファルト
C 自給状態稍々可なるもの (自給率五〇—九〇%)	無機原料—銑鐵、銅、クロム、曹達、重晶石 有機原料—製紙パルプ、パラフィン、獸皮
D 自給状態不良のもの (自給率一〇—五〇%)	無機原料—鐵鐵、屑鐵、鉛、亞鉛、錫、滿庵、タングステン、モリブデン、食鹽 有機原料—獸毛、獸脂、貝殼、麻類、採油用種子
E 自給状態極めて不良のもの (自給率〇—一〇%)	無機原料—ニッケル、アンチモニー、水銀、白金、アルミニウム、雲母、石棉、菱苦土、燐鐵石、加里鹽、硝石 有機原料—羊毛、人絹パルプ、セルラック及樹脂、タンニン材、棉花、石油

註 全日本に於ける昭和八年の概況を示す。原料品目の選定は能ふ限り重複を避けたが、需給の全貌を察する爲特に主要工業原料に就いては重複せしめた。

即ち自給率一〇〇%以上に達し輸出能力あるものは九種に過ぎず、自給率九〇%以上一〇〇%にて殆んど自給自足状態のものは一七種目、

第二章 原料供給

自給率五〇%以上九〇%に至るが如き自給状態稍々可なるものは八種目を算し、結局自給率五〇%以上の原料は三四種目と全種目数の約半を占めて居る。

而して残餘三種目は自給率五〇%以下の状態にあり、就中自給状態の極めて不良にして、需要の全部或は殆んど大部分を輸入に仰ぐものは一七種に達して居る。

以下逐條、原料種別的に、夫々の關係工業との聯絡を保たしめつゝその自給状態を觀察する。

二、無機原料

(一) 金屬原料 我國金屬工業が今日要求する金屬の種類は極めて多し。而して之が國內よりの供給は我國の資源的特質を反映して種目的には極めて豊富であるが完全に自給自足して猶輸出餘力を有するは銀のみであり、合金鉄、鋼及鋼材、蒼鉛等は今日總量的には殆んど自給自足の状態に在るとは言へ、之を更に、原料的に、例へば合金鉄及鋼に於ける鐵分及び合金用諸金屬等の自給状態に遡れば必ずしも満足なる状態とは言ひ得ない。我國の鐵バランス(鐵礦石より鋼材に至る全過程の鐵純分に於ける)の状態が——自給率にして恐らく一三%内外と推定される事實は注目に値する。

次に鉄鐵の自給率五〇%、銅の自給率殆んど八〇%は自給状態稍々佳と稱すべきであるが、鐵礦石は三五%屑鐵は恐らく四〇%に過ぎず、鉛、亜鉛、錫等の主要非鐵金屬も亦一〇%乃至五〇%に満たざる状態に在る。

更に、我國が殆んど全く輸入に仰がざる可からざる状態に在るものとしては、ニッケル、アンチモニー、水銀、白金及びアルミニウム等

及自給程度

生産	自給状態
500噸	B
30噸	E
10噸	E
1000噸	B
1000噸	B
1000噸	B
1000噸	E
...	E
1000噸	E
1000噸(螢石)	B
一	E
1000噸	B
1000噸	D
2000噸(曹達灰)	C
一	E
1000噸	B
1000噸	B
1000噸	A
1000噸	B
1000噸	C
1000噸(亞砒酸)	A

を挙げ得るが、その内特にニッケル並にアルミニウムに就いては、最近有望新資源の發見、或は製鍊技術の研究を以て經濟的生產が企圖されつゝあるから、漸次其自給状態も改善さるべく豫想される。

金屬原料生産及自給程度

	國內生産	自給状態
鐵 礦	843,000噸	D
鉄 鐵	1,585,000噸	C
合金鉄	33,000噸	B
屑 鐵	600,000噸	D
鋼及鋼材	3,200,000噸	B
銅	71,000噸	C
鉛	7,600噸	D
亜鉛	30,700噸	D
錫	970噸	D
ニッケル	一	D
アンチモニー	160噸	E
蒼鉛	57噸	E
水銀	8噸	B
銀	208噸	E
白金	6,400噸	A
クロム	20,000噸(鐵)	E
マンガン	33,000噸(鐵)	C
タングステン	180噸(鐵)	D
モリブデン	110噸(鐵)	D
アルミニウム	一	E

註 自給状態を示す記號は前表に準ず。自給量は昭和八年の全日本生産概量を示す。

(二) 非金屬狀無機原料 非金屬狀無機原料は金屬原料と異つてその用途が極めて複雑多岐に亘る。金屬の工業原料としての用途が少許の例外を除いて殆んど全部金屬加工工業に在るに反して、非金屬狀無機原料中には

(一) その天然産出の化學的組成に何等の改變を加へずして工業原料に供せらるゝ或種の礦物を含む以外に

(二) 化學工業的手段を以て第二次、第三次と次々に雜多の工業原料に變移さるゝ多數の天産元素或は化合物を包括する。

従つて我國非金屬狀無機原料供給状態の本姿を掴むためには此等天産一次原料以外に少くとも第二次以下の主要工業原料の供給状態をも併せて考慮するを要する。

尙鹽に出發する第二次的重要原料たる曹達灰の供給は近年著しく増大しその自給率は約八〇%と推定され苛性曹達に於ては今日既に殆んど全く自給自足の状態に達し、一方鹽素は著しい過剩状態に在る。

天然産硝石の絶無なる状態を救ふべき窒素固定工業の發展は今日我國の無機工業に對する全需要を占めんと完全充足せしむるに至つた。

佳と稱すべきであるが、鐵鑛石は三五%屑鐵は恐らく四〇%に過ぎず、鉛、亞鉛、錫等の主要非鐵金屬も亦一〇%乃至五〇%に満たざる状態に在る。

更に、我國が殆んど全く輸入に仰がざる可からざる状態に在るものとしては、ニツケル、アンチモニー、水銀、白金及びアルミニウム等

非金属状無機原料生産及自給程度

	國內生産	自給状態
石 墨	23,500噸	B
雲 母	30噸	E
石 綿	10噸	E
石膏	104,000噸	B
粘土及カオリン	2,644,000噸	B
硅 砂	300,000噸	B
石灰岩	4,685,000噸	B
菱苦土及白雲石	...	E
磷鑛石	105,000噸	E
螢石及水晶石	9,000噸 (螢石)	B
加里鹽	—	E
明礬石	27,000噸	B
食 鹽	1,065,000噸	D
曹 達 石	201,200噸 (曹達灰)	C
硝 石	—	E
固定窒素 { 硫 安	455,000噸	B
{ 石灰窒素	279,000噸	B
硫黃及硫黃鑛	118,000噸	A
硫化鐵鑛	918,000噸	B
重晶石	5,000噸	C
砒 素	2,500噸 (亞砒酸)	A

註 前表に準ず。

我國が硫黃鑛(硫化鐵鑛を含む)に恵まれその供給の極めて潤澤なることは我國化學工業にとつて最大の強味である。即ちその高度の自給率(精製硫黃一四〇%、硫黃鑛一〇〇%、硫化鐵鑛一〇〇%)は結局我國に於ける全無機酸工業を基礎付け就中肥料、人絹等大工業の將來に於ける發展を保證するものである。

粘土、カオリン、硅砂、石灰岩、石膏等の供給豊富は我國窯業發展の基礎となり、石墨、螢石の豊富は我が高熱工業に貢獻する所が多い。尙殺蟲材原料としての砒素(亞砒酸)はその大半を輸出しつゝある。

乍併一方アルカリ工業部門に於ける基礎的原料たる鹽が自給率約五〇%に止まり而も工業用鹽の殆んど全部が輸入品たる事實は、假令その少なからざる部分が我支配下に在る關東州産鹽であるとしても我國原料供給上に於ける一大弱點と言はねばならない。

第二章 原料供給

(二) 化學工業的手段を以て第二次、第三次と次々に雑多の工業原料に變移さるゝ多數の天産元素或は化合物を包括する。

従つて我國非金属状無機原料供給状態の本姿を掴むためには此等天産一次原料以外に少くとも第二次以下の主要工業原料の供給状態をも併せて考慮するを要する。

尙鹽に出發する第二次的重要原料たる曹達灰の供給は近年著しく増大しその自給率は約八〇%と推定され苛性曹達に於ては今日既に殆んど全く自給自足の状態に達し、一方鹽素は著しい過剩状態に在る。

天然産硝石の絶無なる状態を救ふべき窒素固定工業の發展は今日我國の無機窒素に對する全需要を殆んど完全に充足せしむるに至つた。

其他自給率一〇%以下のものとしては、雲母、石綿、菱苦土鑛、磷鑛石、加里鹽等を挙げ得る。雲母、石綿及磷鑛石の自給率低きは、その資源の品質的或は量的原因によるもので優良新資源の發見なき限りこの状態は恐らく改まらないが、菱苦土鑛及び加里は最近新資源の發見以來、之が經濟的利用が企圖されつゝあるから不日かゝる状態は改善さるゝであらう。

尙ボーキサイトの資源絶無なる状態は、永らく我國のアルミナ延いてはアルミニウム生産を阻止したのであるが、最近採算の好轉と共にアルミナ及びアルミニウムの生産は企業化され明礬石、礬土頁岩或はボーキサイトに對する需要を増大せんとする情勢に在る。

三、有機原料

(一) 動物性原料 動物性原料に於て生絲並に魚油の供給の極めて豊富なるに引換へ、畜産動物によりて供給さるゝ羊毛を始め獸皮、獸毛、獸脂等の國內供給状態は甚だ振はない。

即ち生絲供給力に於ける我國の優位は言ふ迄もないが、その昭和八年に於ける海外輸出は全生産の約七割を占めた。一方我國羊毛工業最近の發達は之が原料たる羊毛の急速なる需要増大を來さしめつゝあるに拘らず、之が國內生産は、僅に三〇萬封度内外に過ぎずその殆んど一〇〇%を輸入に仰ぐの状態に在る。

動物性原料生産及自給程度

	國內生産	自給状態
生羊	44,000頭	A
羊毛	140頭	E
獸毛	...	D
獸皮	...	C
脂油	250萬枚	B
魚貝	5,000頭	D
魚殼	120,000頭	A
	...	D

註 前表に準ず。

穀の需要は意想外に多く、その過半或は大部分は輸入に仰ぐものと推定される。

最後に魚油は我國水産工業原料中最も重要な地位を占め、その生産は硬化油工業其他の國內需要を充して猶輸出餘力を有して居るのみならず第二次原料たる硬化油(魚油は過半を占める)に於ても亦、石鹼其他工業の全需要を充足して多大の輸出餘力を示して居る。

(二) 植物性原料 植物性原料に於て、我國が輸出し得るの状態に在るものとしては先づ我國特産品たる樟腦及樟腦油、薄荷腦及薄荷油並に寒天を擧げ得るが、その工業原料としての重要さは、我國セルロイド工業の基礎をなす樟腦に限られる。又二次的原料品としては人造絹絲が最近の飛躍的増産によつて今日充分なる輸出餘力を保有するに至つた事實を看過することは出来ない。

木材の供給状態は總量的に觀れば略々自給自足に近いが、猶一面少

綿羊は素より一般牧畜業の不

振は、獸皮の我國需要に對し國內供給を著しく制限し、その自給状態を不良ならしめて居る。

但し第二次原料たる革の供給はその主なる牛革のみに就いて見れば稍々自給自足の状態に近い。

尙、我國手工業に屬する刷毛類及び釦製造原料たる獸毛及貝

なからざる輸入を必要とする。植物油の供給は豊富であつて可成りの

植物性原料生産及自給程度

	國內生産	自給状態
木材	21,000千立方米	B
製紙パルプ	630,000噸	C
人絹パルプ	一	E
人絹絲	41,000噸	A
セルラック及松脂	10噸	E
タンニン材	...	E
樟腦	4,200噸	A
薄荷	570噸	A
棉花	97,000噸(實棉)	A
麻類	60,000噸	E
採油用種子	15,000噸	D
植物油	135,000噸	D

註 前表に準ず。

輸出を見つゝあるが之を原料種子に遡つて考慮すれば、必ずしも満足すべき状態とは言はれない。即ち採油用種子(大豆を除く)の自給率は約四〇%に過ぎない。

植物性原料中我國工業にとつて最も重

要なるは棉花である。我國棉花總需要百萬噸中國内生産は實棉として十萬噸にも達せず、殆んど外國資源に依存して居る状態である。而してその昭和八年の輸入價格六億圓は同年の全日本輸入品總額の殆んど三〇%にも相當した。

次に製紙パルプの自給率は良好であつて約八〇%に達して居るが、人絹パルプは國內生産無く全需要約六萬噸を輸入するの状态に在る。尤も最近人絹パルプの生産は急増し近く自給自足状態に達すべく豫想される。

尙今一つの重要纖維工業原料たる麻類の自給状態は棉花には著しく優るが、恐らく四〇%内外に過ぎず、之亦満足すべき状態とは言へない。其他植物性原料として、セルラック及松脂並にタンニン材は稍々重要であるが、之等は國産原料殆んど無きか、或は極めて少く殆んど

輸入に俟つの状態に在る。(食料品工業原料は茲には取扱はない。)

(三) 礦物性有機原料(石炭及石油類) 礦物性有機原料中最も重要な

るは、燃料動力源としての石炭及石油並に之等を基礎として製造さる

る機械油、アスファルト、パラフィン等二次的工業原料である。

ある。

石油製品生産並に自給率(單位 疋)

揮發油	全供給高	國內精製高	同上自給率	國産原油	同上自給率
八九、二五					
四〇六、二六					
四五、三					
五、九四八					
五八					

に寒天を擧げ得るが、その工業原料としての重要さは、我國セルロイド工業の基礎をなす樟腦に限られる。又二次的原料品としては人造絹糸が最近の飛躍的増産によつて今日充分なる輸出餘力を保有するに至つた事實を看過することは出来ない。

木材の供給状態は總量的に觀れば略々自給自足に近いが、猶一面少

輸入に俟つの状態に在る。(食料品工業原料は茲には取扱はない。)

(三) 礦物性有機原料(石炭及石油類) 礦物性有機原料中最も重要な

るは、燃料動力源としての石炭及石油並に之等を基礎として製造される機械油、アスファルト、パラフィン等第二次的工業原料である。

我國石炭の需給状態は昭和八年生産三千六百萬噸、輸入四百萬噸、輸出百八十萬噸差引全需要に對する自給率九四%と殆んど自給自足に近いのであるが、之を炭種別に觀れば必ずしも満足すべき状態ではなく、殊に無煙炭に於ては海軍需要を除いて猶その自給率は恐らく六〇%内外と推定される。又乾溜工業が要求する原料炭約四百萬噸の内少なからざる部分も亦外炭を以て補足されねばならないが、之によつて製造される二次的原料即ち骸炭は全く自給自足し、染料其他有機化學工業原料たる乾溜副産物も亦一部のものを除き殆んど自給自足の状態に近い。

礦物性有機原料及燃料生産及自給程度

	國內生産	自給状態
石炭	36,000,000噸	B
原油及天然揮發油	2,400,000噸	E D
石油製品	9,900,000噸	D B C
アスファルト	76,000噸	B C
パラフィン	12,000噸	C

註 前表に準ず。

之に引換へ石油の自給状態は極めて悪い。その昭和八年の全國原油並に天然揮發油産額は二百四十萬噸、民間輸入原油及製品約二千五百萬噸、製品輸出二十六萬噸、差引自給率は一〇%に充たない貧弱なる状態に在る。尤も我國製油工業の發展は製品輸入を漸次原油輸入によつて

置換へ、その結果、輸入原油よりの國內生産をも自給量中に加算する時は、全日本石油製品(揮發油、燈油、輕油、潤滑油、重油の五種合計)自給率は四〇%餘に向上する。尙その各油種別状態は次の如くで

第二章 原料供給

される。

尙今一つの重要纖維工業原料たる麻類の自給状態は棉花には著しく優るが、恐らく四〇%内外に過ぎず、之亦満足すべき状態とは言へない。其他植物性原料として、セルラック及松脂並にタンニン材は稍々重要であるが、之等は國産原料殆んど無きか、或は極めて少く殆んど

ある。

石油製品生産並に自給率(單位 坪)

合 計	全供給高		國內精製高		同上自給率		國産原油		同上自給率	
	揮發油	燈油	輕油	潤滑油	重油	合計	揮發油	燈油	輕油	潤滑油
二,四〇三,七四〇	八九六,二五八	一,四八七,三三三	二〇九,七〇〇	一,九一八,八〇〇	一,〇四一,三〇六	四二・二	一九一,四〇八	二,一三三	二・五	八〇
	四〇六,二六六	七九,六三三	二〇六,六〇四	一,九一,八八〇	一〇九,〇一八	四二・三	五,九四八	二,三六四	二・五	
	四三・三	五四・六	九・五	九七・七	一一・六		五、六四八	四二、三三六	二・五	

註 日本石油會社調査による。

燃料用以外の石油製品にして、特に工業に對して重要な地位に在るものは潤滑油である。機械油需要は工業活動に比例する。而も我國機械油はその輸入原油よりの生産を加算する場合に於てこそ殆んど一〇〇%の自給率に當るが、純國産の自給率は僅に二〇%に過ぎない。又石油の副産物中アスファルト及パラフィン、天然瓦斯生産物たるカーボンブラック等も亦稍々重要な工業原料であるが、その自給率は近年急速に向上し、夫々九〇%、八〇%及び二四%を示した。尤も前二者はその内に外國原料よりの生産を含み眞の國産品自給率は之より遙に低い。尙カーボンブラックは純國産であつて、その自給率は最近更に著しい向上を豫想されて居る。

第三章 事業資本の供給及増殖

第一節 資本の源泉

一、國民貯蓄と産業資本

我國は資本の僅に一部を外國に仰いでゐるに過ぎず、産業資本に就ては殆んど全部を國內に求めてゐる。従つて國內に於ける資本供給の源泉は一に國民貯蓄に在ると言つてよい。國民貯蓄は、其算定極めて困難であるが、土方博士の推算法に従へば、大正八年既に二十四億圓を算したが、昭和三年迄に二十七億圓に増加し、爾後激減したが、昭和七年以降再増して九年には殆ど二十九億圓に達した。

他方國民投資額は昭和元年以降漸減し、七年に最低に墜ちたが、翌年には急増して十八億圓となつた。然し大正八年當時の四十二億圓に比すれば尙同日の談でない。尙其内容を觀るとき最近の増加の大半は國債の激増に基くもので、産業に對する直接投資は顯著なる増加を示してゐるとは言へ、投資總額に比し未だ輕微たるを免れない。此の事實は最近に於ける我國産業の發展が公債増發に負ふことの大なるを示すものである。

此等國民貯蓄と國民投資との關係を觀るに、大正八年以降投資が貯蓄を超えたのは大正八年乃至十二年迄と、大正十四年及昭和元年であつて、其他の年は何れも投資額が貯蓄額以下になつてゐる。即ち好況時には貯蓄額以上に投資せられ、不況時には之に反する現象を見る。而して最近に於ては投資額並に貯蓄額兩者共に激増してゐるが、未だ投資額は貯蓄額に及ばない。更に公債増發の關係を考慮すれば、現時

の産業活況が特殊原因に基くことを知り得るであらう。

國民貯蓄及國民投資の推算 (單位 百萬圓、△印減少)

大正八年 昭和三年	(一) 國民貯蓄		大正八年 昭和三年	(二) 國民投資	
	貯金増加 (1)	生命保險 其他保險料 (2)		長期負債 地方債 社債及 證券 株式 計	短期負債 增加計 (6)
九	三〇	一五〇	九	三五	二六〇
八	五〇	一五〇	八	五六	四一五
七	五七	一〇三	七	四〇	三六〇
六	五八	一〇三	六	三九	三〇〇
五	四六	三三	五	六四	二〇七
四	四六	七六	四	六四	四九〇
三	四四	七六	三	六三	四九〇
二	三三	四一	二	四一	六六九
一	二二	三三	一	二二	九一八
九	一五	二二	九	一五	一、七三五
八	一〇	一五	八	一〇	一、七三五
七	七	一〇	七	七	一、七三五
六	六	七	六	六	一、七三五
五	六	七	五	六	一、七三五
四	六	七	四	六	一、七三五
三	六	七	三	六	一、七三五
二	六	七	二	六	一、七三五
一	六	七	一	六	一、七三五
九	六	七	九	六	一、七三五
八	六	七	八	六	一、七三五
七	六	七	七	六	一、七三五
六	六	七	六	六	一、七三五
五	六	七	五	六	一、七三五
四	六	七	四	六	一、七三五
三	六	七	三	六	一、七三五
二	六	七	二	六	一、七三五
一	六	七	一	六	一、七三五
九	六	七	九	六	一、七三五
八	六	七	八	六	一、七三五
七	六	七	七	六	一、七三五
六	六	七	六	六	一、七三五
五	六	七	五	六	一、七三五
四	六	七	四	六	一、七三五
三	六	七	三	六	一、七三五
二	六	七	二	六	一、七三五
一	六	七	一	六	一、七三五
九	六	七	九	六	一、七三五
八	六	七	八	六	一、七三五
七	六	七	七	六	一、七三五
六	六	七	六	六	一、七三五
五	六	七	五	六	一、七三五
四	六	七	四	六	一、七三五
三	六	七	三	六	一、七三五
二	六	七	二	六	一、七三五
一	六	七	一	六	一、七三五
九	六	七	九	六	一、七三五
八	六	七	八	六	一、七三五
七	六	七	七	六	一、七三五
六	六	七	六	六	一、七三五
五	六	七	五	六	一、七三五
四	六	七	四	六	一、七三五
三	六	七	三	六	一、七三五
二	六	七	二	六	一、七三五
一	六	七	一	六	一、七三五
九	六	七	九	六	一、七三五
八	六	七	八	六	一、七三五
七	六	七	七	六	一、七三五
六	六	七	六	六	一、七三五
五	六	七	五	六	一、七三五
四	六	七	四	六	一、七三五
三	六	七	三	六	一、七三五
二	六	七	二	六	一、七三五
一	六	七	一	六	一、七三五
九	六	七	九	六	一、七三五
八	六	七	八	六	一、七三五
七	六	七	七	六	一、七三五
六	六	七	六	六	一、七三五
五	六	七	五	六	一、七三五
四	六	七	四	六	一、七三五
三	六	七	三	六	一、七三五
二	六	七	二	六	一、七三五
一	六	七	一	六	一、七三五
九	六	七	九	六	一、七三五
八	六	七	八	六	一、七三五
七	六	七	七	六	一、七三五
六	六	七	六	六	一、七三五
五	六	七	五	六	一、七三五
四	六	七	四	六	一、七三五
三	六	七	三	六	一、七三五
二	六	七	二	六	一、七三五
一	六	七	一	六	一、七三五
九	六	七	九	六	一、七三五
八	六	七	八	六	一、七三五
七	六	七	七	六	一、七三五
六	六	七	六	六	一、七三五
五	六	七	五	六	一、七三五
四	六	七	四	六	一、七三五
三	六	七	三	六	一、七三五
二	六	七	二	六	一、七三五
一	六	七	一	六	一、七三五
九	六	七	九	六	一、七三五
八	六	七	八	六	一、七三五
七	六	七	七	六	一、七三五
六	六	七	六	六	一、七三五
五	六	七	五	六	一、七三五
四	六	七	四	六	一、七三五
三	六	七	三	六	一、七三五
二	六	七	二	六	一、七三五
一	六	七	一	六	一、七三五
九	六	七	九	六	一、七三五
八	六	七	八	六	一、七三五
七	六	七	七	六	一、七三五
六	六	七	六	六	一、七三五
五	六	七	五	六	一、七三五
四	六	七	四	六	一、七三五
三	六	七	三	六	一、七三五
二	六	七	二	六	一、七三五
一	六	七	一	六	一、七三五
九	六	七	九	六	一、七三五
八	六	七	八	六	一、七三五
七	六	七	七	六	一、七三五
六	六	七	六	六	一、七三五
五	六	七	五	六	一、七三五
四	六	七	四	六	一、七三五
三	六	七	三	六	一、七三五
二	六	七	二	六	一、七三五
一	六	七	一	六	一、七三五
九	六	七	九	六	一、七三五
八	六	七	八	六	一、七三五
七	六	七	七	六	一、七三五
六	六	七	六	六	一、七三五
五	六	七	五	六	一、七三五
四	六	七	四	六	一、七三五
三	六	七	三	六	一、七三五
二	六	七	二	六	一、七三五
一	六	七	一	六	一、七三五
九	六	七	九	六	一、七三五
八	六	七	八	六	一、七三五
七	六	七	七	六	一、七三五
六	六	七	六	六	一、七三五
五	六	七	五	六	一、七三五
四	六	七	四	六	一、七三五
三	六	七	三	六	一、七三五
二	六	七	二	六	一、七三五
一	六	七	一	六	一、七三五
九	六	七	九	六	一、七三五
八	六	七	八	六	一、七三五
七	六	七	七	六	一、七三五
六	六	七	六	六	一、七三五
五	六	七	五	六	一、七三五
四	六	七	四	六	一、七三五
三	六	七	三	六	一、七三五
二	六	七	二	六	一、七三五
一	六	七	一	六	一、七三五
九	六	七	九	六	一、七三五
八	六	七	八	六	一、七三五
七	六	七	七	六	一、七三五
六	六	七	六	六	一、七三五
五	六	七	五	六	一、七三五
四	六	七	四	六	一、七三五
三	六	七	三	六	一、七三五
二	六	七	二	六	一、七三五
一	六	七	一	六	一、七三五
九	六	七	九	六	一、七三五
八	六	七	八	六	一、七三五
七	六	七	七	六	一、七三五
六	六	七	六	六	一、七三五
五	六	七	五	六	一、七三五
四	六	七	四	六	一、七三五
三	六	七	三	六	一、七三五
二	六	七	二	六	一、七三五
一	六	七	一	六	一、七三五
九	六	七	九	六	一、七三五
八	六	七	八	六	一、七三五
七	六	七	七	六	一、七三五
六	六	七	六	六	一、七三五
五	六	七	五	六	一、七三五
四	六	七	四	六	一、七三五
三	六	七	三	六	一、七三五
二	六	七	二	六	一、七三五
一	六	七	一	六	一、七三五
九	六	七	九	六	一、七三五
八	六	七	八	六	一、七三五
七	六	七	七	六	一、七三五
六	六	七	六	六	一、七三五
五	六	七	五	六	一、七三五
四	六	七	四	六	一、七三五
三	六	七	三	六	一、七三五
二	六	七	二	六	一、七三五
一	六	七	一	六	一、七三五
九	六	七	九	六	一、七三五
八	六	七	八	六	一、七三五
七	六	七	七	六	一、七三五
六	六	七	六	六	一、七三五
五	六	七	五	六	一、七三五
四	六	七	四	六	一、七三五
三	六	七	三	六	一、七三五
二	六	七	二	六	一、七三五
一	六	七	一	六	一、七三五
九	六	七	九	六	一、七三五
八	六	七	八	六	一、七三五
七	六	七	七	六	一、七三五
六	六	七	六	六	一、七三五
五	六	七	五	六	一、七三五
四	六	七	四	六	一、七三五
三	六	七	三	六	一、七三五
二	六	七	二	六	一、七三五
一	六	七	一	六	一、七三五
九	六	七	九	六	一、七三五
八	六	七	八	六	一、七三五
七	六	七	七	六	一、七三五
六	六	七	六	六	一、七三五
五	六	七	五	六	一、七三五
四	六	七	四	六	一、七三五
三	六	七	三	六	一、七三五
二	六	七	二	六	一、七三五
一	六	七	一	六	一、七三五
九	六	七	九	六	一、七三五
八	六	七	八	六	一、七三五
七	六	七	七	六	一、七三五
六	六	七	六	六	一、七三五
五	六	七	五	六	一、七三五
四	六	七	四	六	一、七三五
三	六	七	三	六	一、七三五
二	六	七	二	六	一、七三五
一	六	七	一	六	一、七三五
九	六	七	九	六	一、七三五
八	六	七	八	六	一、七三五

蓄を超えたのは大正八年乃至十二年迄と、大正十四年及昭和元年であつて、其他の年は何れも投資額が貯蓄額以下になつてゐる。即ち好況時には貯蓄額以上に投資せられ、不況時には之に反する現象を見る。而して最近に於ては投資額並に貯蓄額兩者共に激増してゐるが、未だ投資額は貯蓄額に及ばない。更に公債増發の關係を考慮すれば、現時

二、資金の供給

資本の供給を投資機關の側より觀れば、個人金貸業、質屋、無盡等所謂庶民金融機關を除き、銀行、預金部、保險、信託、信用組合等に於ける外部資金即ち金融資本が新資本を供給すべき主要なる源泉と言はなければならぬ。此等資金の構成状態を觀れば、銀行預金及債券が約六割四分を占め、郵便及振替貯金一割三分、保險責任準備金及支拂備金九分、金銭信託六分、信用組合貯金五分の割合となつてゐる。

金融資本現在額 (單位 百萬圓)

	大正八年	昭和三年	四年	七年	八年	九年
銀行預金及債券	10,633	14,010	14,435	14,133	14,561	15,008
普通銀行	5,744	9,331	9,291	8,319	8,816	9,354
貯蓄銀行	1,778	1,550	1,433	1,688	1,822	1,881
特別銀行	3,111	3,129	3,755	4,126	3,924	3,773
預金	2,396	1,592	1,809	1,855	1,796	1,798
債	75	1,837	1,916	2,922	2,238	1,975
金	1	1,004	1,168	1,326	1,378	1,575
郵便及振替貯金	733	1,792	2,108	2,769	2,868	3,011
信用組合貯金	186	1,011	1,108	1,063	1,179	(1,179)
保險責任準備金及支拂備金	397	1,302	1,455	1,833	1,916	(1,916)
簡易保險積立金	9	357	457	760	881	(881)
郵便年金積立金	1	19	27	55	69	(69)
合計	22,951	29,494	30,760	32,877	33,935	33,791
對前年増加	2,055	1,395	1,266	1,077	1,068	794

註 銀行預金及債券は大藏省調、九年は大藏省調概算と日銀調に據る。括弧内の數字は未詳の爲便宜前年と同額とす。
信用組合貯金、保險責任準備金及支拂備金、簡易保險及郵便年金積立金は各年度末現在、其他は各年末現在。

第三章 事業資本の供給及増殖

註 土方博士の計算方法に據り、數字未詳分は便宜最近分を代用す。
(1)貯金は貯蓄、普通各銀行、郵便貯金及信用組合貯金を、(2)保険料は生命、簡易生命、徴兵及傷害、火災、健康各保險料を、(3)掛金は無盡及郵便年金を、(4)預金は銀行預金及金銭信託を含む。(5)私人の應募したる有價證券の發行額は有價證券拂込額の三五%とす。但昭和八年及九年は金融機關の國債拂込大なるを以て二〇%と推定。
(6)短期負債は銀行、信託、産業組合の貸出を言ふ。

資金總額に關する右の推定も、金融機關の間に資金の重複關係が存する爲めに、確定的に之を算出することが出来ない。銀行預金に付いても他の金融機關よりの預金が相當額に達してゐる。金銭信託にしても同様であり、簡易保險、郵便年金の積立金も一部は預金部預金となつてゐる。然しながら此の事實を考慮に容れないで總額の數字を以てしても資金供給の大勢は之を窺知し得るであらう。

資金の供給は累年増勢を示しつゝあるが、他方其購買力、換言すれば物價の變動を考慮すれば、資金の力は更に増大してゐると見られる。蓋し物價は金輸出再禁止後漸騰したとは言へ、昭和四年以前に比較すれば著しく低位に在り、殊に昭和九年に於ては僅少ながら低下をさへ示してゐるからである。

金融資本現在額指數

昭和三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年
大正八年基準	163.1	173.6	175.6	182.6	191.7	198.4
前年基準指數	107.7	106.5	100.9	100.0	105.0	103.5

斯くの如く資金の供給は潤澤化しつゝあり、之を投資方面より觀れば資金の過剰、即ち金融緩慢を示してゐるのであるが、他方農業、漁業或は中小商工業者等は尙資金の缺乏に苦んでゐる。一方に於ける資金の過剰と同時に他方に於ける資金難、此の相矛盾した現象が我國現時の資本供給上の特色であり、又一面には金融制度の缺陷とも言はなければならぬ。

三、外國資本

我國は天然資源に於て貧弱なるのみならず資本に於ても缺乏せる國であることは今更多言を要しない。従つて産業の發達振興を圖る爲に

第三章 事業資本の供給及増殖

或程度迄外資の輸入を仰ぐ必要のあつたことは當然であつて、加ふるに財政收支の不均衡に因る公債増發は産業資本の供給を阻害し外資の流入を齎した。

我國に於ける外國資本は我國の公私法人が輸入せるものと、外國人が内地に投資せるものとに分けられるのであるが、外資の輸入は大部分は國債及地方債にして直接産業に投下せられてゐる社債は比較的小額である。而して外國社債の大半は電燈、電力及瓦斯事業に投下せられ昭和九年末現在に於て總額の八三・六％に達してゐる。

外國資本輸入現在高表 (年末、單位 百萬圓)

年	國債		地方債		社債		合計	外人内地銀行 會社投資額
	内國債	海外債	内國債	海外債	内國債	海外債		
大正二年	一、五三六・六	七四・六	一七七一	一六六・九	一、八四四・六	三	三	三
九年	一、四八三・三	三三・三	一四〇・三	四七・五	一、六〇〇・四	三	三	三
十三年	一、五二四・三	二六・〇	一七〇・四	一九三・五	一、八六一・一	三	三	三
昭和三年	一、四三三・一	三二・四	二五〇・二	四七〇・四	二、二〇九・〇	二四	二四	二四
四年	一、四四六・九	三二・八	二四五・七	四六五・九	二、一九〇・〇	二四	二四	二四
五年	一、五六七・三	八四・二	二四五・二	四五五・九	二、三五一・五	不詳	不詳	不詳
六年	一、四七三・三	五九・二	二四〇・七	五〇六・〇	二、二八三・二	不詳	不詳	不詳
七年	一、三九八・三	五・四	二三五・五	四六七・八	二、一五〇・〇	不詳	不詳	不詳
八年	一、四二二・二	五〇・〇	二二二・〇	三八三・一	二、〇八五・三	不詳	不詳	不詳
九年	一、四〇八・三	...	二二二・七	三五五・九	...	不詳	不詳	不詳

註 昭和八年迄は大藏省、金融事項参考書に據り、九年は日銀調に據る。

右の如く株式を除く外國資本の現在高は約二十億圓に達するが、之が全部外國人の手に在るのでなく、政府發表に據れば其三分の一は本邦人に於て所有せられてゐる。

の投資に係り經營管理亦外人の手に在るもの、(ロ)内外共同出資に依るも外人の投資半額以上にして經營管理亦外人の手に在るもの、

(ハ)共同出資に據るも經營管理は邦人に屬するものとの三種に細別出来るであらう。然しながら此等外人の投資に付いては何れも確たる

本邦外貨證券所有高 (昭和九年十月末現在、單位 百萬圓)

所在地	國債		地方債		社債		計
	内	外	内	外	内	外	
内地	二六五・〇	二七・三	一〇三・九	三九六・二
海外	二九二・〇	二七・三	三三・三	三四二・六
計	五五七・一	五四・七	一三七・二	七三八・九

註 換算は純分比價に據る。

外國資本は歐洲大戰當時より大正十一年頃迄は寧ろ減少を示し其間約四億圓以上を減じたのであるが、震災後再び増加に轉じ昭和五年迄に八億二千七百萬圓を増加してゐる。昭和六年よりは減少に轉じ七年以降は此等長期外國資本の流入は全く跡を絶つに至つた。

外國資本發行並に償還高 (單位 千圓)

年	發行高		償還高	
	國債	地方債	國債	地方債
昭和三年
四年
五年
六年
七年
八年
九年

註 日銀調に據る。*印外債三九、〇五二千圓は大正十二年發行滿鐵英貨債を政府が引繼いだもので新規に發行せられたるものではない。従つて其額丈會社債は償還せられた計算になつてゐる。

外國人の我國に於ける投資形態としては、(1)外國に本店を有する所謂外國會社と (2)我國の商法に據り會社を設立して企業經營を行ふものとに大別出来るが、更に後者に付いては(イ)資本の全部が外國人

英國系 二社(自動車一、機械一)拂込資本金二、五五〇千圓、

外人投資額約二、〇〇〇千圓

獨逸系 二社(機械二)外人投資額三三八千圓

(ハ)共同出資に係り經營管理が邦人に在るもの

米國系 九社(電氣機械六、瓦斯一、硝子一、人絹一)拂込資本金一〇〇、七〇〇千圓、外人投資額二一、五九五千圓

註 昭和八年迄は大藏省、金融事項参考書に據り、九年は日銀調に據る。

右の如く株式を除く外國資本の現在高は約二十億圓に達するが、之が全部外國人の手に在るのでなく、政府發表に據れば其三分の一は本邦人に於て所有せられてゐる。

の投資に係り經營管理亦外人の手に在るもの、(ロ)内外共同出資に依るも外人の投資半額以上にして經營管理亦外人の手に在るもの、

(ハ)共同出資に據るも經營管理は邦人に屬するものとの三種に細別出来るであらう。然しながら此等外人の投資に付いては何れも確たる資料がないので判然しないものが多い。大藏省調査に據れば昭和三年外人の銀行會社投資額は一一三・八百萬圓と推定されてゐるが、其後の分は不詳である。古い材料ではあるが、商工省が昭和六年一月工業を中心として調査せる外國會社及外國人投資會社を挙げれば大要次の如くである。

外國會社及外國人投資會社 (昭和六年一月調)

(1) 外國會社

米國系 一五社(石油一、電氣機械一、機械九、映畫二、菓子一、生絲一)

英國系 五社(電氣機械一、機械二、塗料一、飲料一)

獨逸系 五社(電氣機械一、機械四)

瑞西系 二社(機械一、菓子一)

チエツコ系、ルクセンブルグ系各一社(機械各一)

(2) 准外國會社

(イ)資本の全部が外人の投資に係り經營管理亦外人の手に在るもの

米國系 六社(電氣機械二、自動車二、機械一、レコード一)公稱資本金約千八百萬圓

英國系 五社(ゴム製品一、石油一、機械一、飲料一、藥品一)公稱資本金約三六、四五〇千圓

獨逸系 二社(飲料一、感光紙一)、公稱資本金約五二〇千圓

(ロ)共同出資に據るも外人の投資半額以上にして經營又外人の手に在るもの

米國系 六社(レコード五、ゴム一)拂込資本金二二、〇五〇千圓、外人投資額一五、九九五千圓

第三章 事業資本の供給及増殖

日銀調に據り、日外共同出資に依るも外人の投資半額以上にして經營管理亦外人の手に在るものではない。従つて其額丈會社債は償還せられた計算になつてゐる。

外國人の我國に於ける投資形態としては、(1)外國に本店を有する所謂外國會社と (2)我國の商法に據り會社を設立して企業經營を行ふものとに大別出来るが、更に後者に付いては(イ)資本の全部が外國人

英國系 二社(自動車一、機械一)拂込資本金二、五五〇千圓、外人投資額約二、〇〇〇千圓

獨逸系 二社(機械二)外人投資額三三八千圓

(ハ)共同出資に係り經營管理が邦人に在るもの

米國系 九社(電氣機械六、瓦斯一、硝子一、人絹一)拂込資本金一〇〇、七〇〇千圓、外人投資額二一、五九五千圓

英國系 九社(鐵鋼二、鐵製品一、綿絲三、メリヤス一、製氷一、セルロイド一)拂込資本金八八、六〇〇千圓、外人投資額九、三七七千圓

獨逸系 八社(電氣機械二、機械一、人絹二、綿絲二、毛絲一)拂込資本金二九、二八五千圓、外人投資額三、四九一千圓

中華系 二社(毛絲、綿絲各一)拂込資本金四一、〇〇〇千圓、外人投資額一五八千圓

瑞典系 一社(燐寸)拂込資本金六、六〇〇千圓、外人投資額三、四〇〇千圓

佛國系 一社(化學藥品)

不明 六社 拂込資本金三〇、七六〇千圓 外人投資額 三六四千圓

註 商工省調。

以上は主として工業を中心とする外國資本の概況であつて、其他貿易、保險等に付いて外國資本が存在する譯である。然しながら右調査は昭和六年一月現在のものであつて其後相當顯著なる變化があつたものと推測せられるが、殊に内外共同出資のものにして經營管理が邦人の手に在るものに付いては、外國資本の割合の減少が認められる。外國會社の支店は多くは商業及保險業である。前記商工省の調査に於ては電氣機械及機械の製造販賣が多くなつてゐるが、我國に於ける支店としては殆んど販賣業のみと言ふべきである。大藏省主稅局統計年報に據れば、外國會社の支店は昭和八年末現在にて一二六に達し、商業

第三章 事業資本の供給及増殖

七八、金融及保険業二六、交通業一一、工業四、其他六の割合となつてゐる。其利益金總額五、五二六千圓にして、商業一、七六五千圓、金融及保険業一、六三六千圓、交通業一、〇七八千圓、工業一、〇四四千圓、其他三千圓である。

資本の全部が外人の投資に係る準外國會社は、外國會社の支店たる性質を有するものが尠くないが、何れも日本の會社である。ライジン、グサン、ゼネラルモーターズ、フォード、日本蓄音器商會（コロソビア）、ダンロップ等は最も一般に知られてゐるものである。

共同出資に係るものとしては、電氣機械工業に最も其多くの例を觀るのであつて、主要電氣機械會社にして外國資本の皆無なるは殆んど

主要會社に於ける外國資本

芝浦製作所 三菱電機 富士電機 東洋電機 東京電氣 日本電氣 日本ヴィクター 三菱石油 日本板硝子 日本製鋼所 旭ベンベルグ絹絲	拂込資本金(千圓)		株 數	
	總 額	外國資本	總 數	外國資本
	一一,二五〇	三,二一八	新 一〇〇,〇〇〇	六四,三三七
	三三,〇〇〇	八〇〇	舊 一〇〇,〇〇〇	—
	八,九八八	二,六五九	新 一〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇
	二,〇〇〇	一〇〇	舊 四〇,〇〇〇	二,一九六
	三〇,六六五	一三,四九五	新 四三三,〇〇〇	二四,七七七
	一一,五〇〇	六,二三〇	舊 三三三,〇〇〇	一〇,一三三
	五,〇〇〇	三,四〇〇	新 一五〇,〇〇〇	一四,六〇〇
	七,〇〇〇	三,五〇〇	舊 一四〇,〇〇〇	七,〇〇〇
	五,五〇〇	一,一九六	新 一〇〇,〇〇〇	三〇,六四七
	一五,〇〇〇	三,八八	舊 一〇〇,〇〇〇	二,一四七
	三,五〇〇	二,三三四	新 三〇,〇〇〇	七,三五〇
			舊 三〇,〇〇〇	三,〇〇〇
			新 三〇,〇〇〇	五,七〇〇

註 昭和十年上期現在、日本製鋼は昭和九年下期現在、單なる外國人の持株は外國資本に算入せず。

十七億九百萬圓、年平均五億七千萬圓の増加に止つてゐる。昭和五年以降の増加は更に僅少であつて昭和六年の如き一千四百萬圓に過ぎない。然るに昭和八年に至り再び活況を呈し同年の増額は五億圓以上に達した。

ないと言つてよい。今主要會社に付いて外國資本の現状を示せば前表の通りである。

以上通觀するに我國に於ける外國資本として國債、地方債及社債等を除けば、電氣機械工業、自動車工業、石油工業等に於て最も多く含まれて居り、且米國資本が壓倒的地位を占め英國之に次いでゐるのである。

第二節 事業資本の増大

一、概観

事業資本の趨勢を會社企業に就いて觀るに、商工省調會社統計に據れば、昭和八年末現在内地會社資本額は、拂込資本及出資額百四十五億四千七百萬圓、積立金二十九億九千三百萬圓、兩者合計たる自己資本は百七十五億四千萬圓となり、更に別に社外負債として社債が四十三億三千六百萬圓に達してゐる。

我國會社資本は明治二十七年の會社數二、八四四、資本金額(拂込資本及出資額)二億四千五百萬圓より逐年増勢を續け、其間多少の消長はあつたが一年として減退を示したことはない。明治二十七年より大正二年迄に於ける資本金額の増加は十七億三千八百萬圓、即ち年平均九千萬圓に過ぎなかつたが、歐洲大戰勃發以後企業界の活況に伴ひ會社資本は一大飛躍をなし、大正九年迄に實に六十一億五千五百萬圓、年平均八億七千九百萬圓の膨脹を見るに至つた。其後財界反動期に入り關東大震災に際會して企業界は大打撃を受け、更に世界不況の影響に依つて會社資本の増勢も停滯状態を免れなかつた。即ち大正十年より昭和五年の十ヶ年間に於ては社數は倍加したが、資本金額に於ては五

位を占め昭和八年末には總額の八割五分に達してゐる。而して株式會社及合資會社の拂込資本は共に累年増加してゐるが、合名會社に於ては社數の増加に拘らず出資額は稍々減少の傾向を示してゐる。

組織別會社數及拂込資本

積立金は戦前の五億四千二百萬圓より大正十三年の二十八億八千五

第三章 事業資本の供給及増殖

つてゐる。之を内譯に見れば朝鮮に於ては昭和二年以降増勢を続け八年には四億三千一百萬圓となり、臺灣に於ても亦近時の減少傾向より脱して八年には千五百萬圓を増加し三億一千萬圓となつた。關東州及滿鐵附屬地に在りても増勢を続け、八年には二億圓を増大して八億一千萬圓となつた。樺太及南洋群島に於ては會社資本は未だ微々たるものであつて、昭和八年には前者四千萬圓、後者千八百萬圓を示してゐる。

植民地に於ける會社資本 (年末現在、單位 千圓)

昭和三	四年	五年	六年	七年	八年	
朝鮮	一、五七七	一、七六八	一、九六六	二、〇三六	二、一五八	二、三六一
臺灣	二、四八〇	三、〇六二	三、七六三	三、九七五	三、七五五	四、三三七
臺	九四〇	八三七	八六五	九二二	九二二	一、〇一八
樺太	二六五	二五二	三〇〇	三五八	三五五	三九九
關東州及滿鐵附屬地	七、四三二	七、七〇〇	八、六二二	八、四一八	八、六四八	四〇、六四〇
南洋群島	一、〇六四	一、一三三	一、一六〇	一、二四二	一、二〇〇	一、三六八
總計	六〇、七九七	六四、〇三三	六六、七九六	六八、四一八	七二、八〇〇	七九、〇三三
拂込資本又は出資額	五、六八〇	七、七五〇	一〇、六五〇	一〇、七四〇	一一、八八〇	一八、四四〇

註 拓務統計に據る、右は各管轄區域内に本店を有するものの集計とす。

昭和九年末の會社資本は尙不明であるが、日銀調査に據れば朝鮮、臺灣及南滿洲を含む我國株式及株式合資會社は九年末現在社數三〇、

調査に據れば昭和九年に於て相當著しき増加(昭和八年、四六五千圓、九年、四八一千圓)を示してゐる。

一會社當り拂込資本 (單位 千圓)

大正九年 昭和元年 四年 五年 六年 七年 八年

二七二、拂込資本金百四十五億五千二百萬圓にして、八年末に比し一、六二七社、十二億二千七百萬圓を増加し、四年末に比較すれば實に十九億七千九百萬圓の激増を示してゐる。又社債は九年末五十一億四千四百萬圓にして前年に比し六千七百萬圓の増加に過ぎないが、會社債(内債)のみを見れば二億三千七百萬圓の激増である。

株式及株式合資會社資本及社債現在高 (年末現在、單位 百萬圓)

昭和三	四年	七年	八年	九年
(一)資本	二五、五三三	二七、六四九	二六、六四五	三〇、七三二
社數	一九、九六三	一九、六二九	二〇、三三三	二一、五四〇
公稱資本	二、三六九	二、七八三	二、三三五	二、四五三
拂込資本	二、三六九	二、七八三	二、三三五	二、四五三
(二)社債	一、九〇三	二、二七六	二、一〇〇	一、九六八
銀行債	二、三六一	二、五三三	二、五八三	二、八二〇
外債	一三	一三	一	一
銀行債	四三三	四五六	三六三	三五六
合計	四七、七〇〇	五〇、三三六	五〇、〇七二	五三、一四〇

註 日銀調査に據る、朝鮮、臺灣、南滿洲を含む。

三萬五千圓となつたが、八年現在末にては僅かに二十萬四千圓に過ぎず大正七年頃と略同一の地位に在る。斯くの如き一會社當り資本の減少は一面に於ては、財界不況期に於ける整理の進展を物語ると共に、最近に於ける減少は中小企業を増加を示すものと言はなければならぬ。而て之を組織別に觀るときは、合名及合資會社に於て顯著であつて、株式及株式合資會社に於ける減少は比較的輕微である。殊に日銀

二、資本集積の現状

我國會社企業は社

數に於ても又資本に於ても顯著なる増加を示してゐるが、一會社當り資本金額は昭和元年迄は逐年増大し爾後減少に轉じた。即ち昭和元年に

は大正九年の二十七萬五千圓に對し三十

前述の如く最近の會社資本の増加は會社數に比較して其程度緩慢で

あるが、今資本金別に會社數を五萬圓未満、五萬圓以上十萬圓未満、十萬圓以上五十萬圓未満、五十萬圓以上百萬圓未満、百萬圓以上五百萬圓未満、五百萬圓以上一千万圓未満、一千万圓以上の七種に分けて觀ると五萬圓未満の會社が殆ど大半を占めてゐるのみならず、最近著

年	一、五八八	三六	四三七	二四、七七	三六、八五〇	五、三三八	七、一九六
大正九年	二四	三九	六四二	三、〇五七	三、五九七	七九〇	八、三三六
昭和三年	二七	九〇	七二	五、九三三	五、六六七	一、三三三	一三、二六一
昭和四年	二五	一〇六	七三	五、三九六	五、九一〇	一、四八八	一三、五九一

拂込資本金又は出資額(百萬圓)

も顯著なるは化學工業及窯業にして金屬工業及機械工業之に次ぐ、以て我國近時産業發展の實相に照合して興味あるものがある。

工業會社拂込資本及出資額 (單位 百萬圓)

	昭和三年	四年	五年	六年	七年	八年
紡織	八五八	八六六	八五八	八五一	八四六	八七三
金屬	二二六	二四七	二七六	二九四	二七九	二九九
機械	五五	五四六	五四三	五四八	四九二	五九四
窯業	一七二	一八四	一九五	一九三	一九七	二〇五
化學工業	五三	六〇二	六三八	六七八	六九三	八〇七
印刷	七	七四	六八	六七	六七	六八
製材	三七	三四	三七	三九	三九	四〇
印品	五〇	五四〇	五五七	五七五	五七一	五九九
食料	一九三	二、〇七一	二、一四五	二、一五六	二、一九〇	二、三三七
瓦斯及電氣	二五九	二二六	二〇四	二〇一	二一〇	二二七
其他						

植民地に於ける業種別會社資本を觀るに朝鮮、臺灣、南洋に於ては工業に對する資本最大にして、其他に於ては運輸業が首位に在る。朝鮮に於ては從來金融業が第一位に在つたが、最近工業の發展著しく昭和八年末一億八百萬圓に達し總額の二五%に及び、其他農林業の増加にも顯著なるものがある。臺灣に於ては工業資本が六割三分を占め商業が之に次いでゐる。樺太に於て昭和八年工業資本の急減したことは主として樺太工業が王子製紙への合併によりて離脱した結果に他ならない。關東州及滿鐵附屬地に於ける投資の大半は滿鐵關係であつて、之を除外すれば尙比較的僅少であるが、近時工業資本の増大は注目を要する。南洋群島に就いては特に見るべきものはないが、工業資本は増加顯著にして昭和八年末現在一千萬圓に達してゐる。

第三章 事業資本の供給及増殖

保全會社	一、一五四	一、一九九	一、二六一	一、二六六	一、一五六
商業	二、六四七	二、七九六	二、七六六	二、八八〇	二、九四〇

植民地會社資本業種別分布 (拂込資本及出資額)(單位 千圓)

業種	昭和四年	昭和七年	昭和八年
農林業	二、二九八	一、七三三	三、〇三五
水産業	一、一七三	一、三三〇	一、三九五
商業	二、八六五	二、五八〇	三、〇三〇
工業	二、七五〇	三、七五〇	三、七五〇
鑛業	三、〇三〇	三、〇三〇	三、〇三〇
銀行及金融業	三、〇三〇	三、〇三〇	三、〇三〇
運輸業	三、〇三〇	三、〇三〇	三、〇三〇
其他	三、〇三〇	三、〇三〇	三、〇三〇

註 拓務統計に據る。

四、事業資本の構成

會社企業に於ける資本を其構成上から觀れば、大半は資本金(拂込資本又は出資額)にして、次で社債積立金の順である。尤も其増勢から云へば社債に顯著なるものがある。即ち資本金は昭和八年反増して

第三章 事業資本の供給及増殖

總額の六六・五%となつたが大勢としては低下傾向を示し、積立金亦同様であるが、社債は昭和元年の一六・一%より七年二一・〇%に上昇し、八年に至り稍々減退したが一九・八%を示してゐる。

會社資本構成割合 (%)

	昭和三年	四年	五年	六年	七年	八年
拂込資本金 (又は出資額)	六七・一	六六・四	六五・九	六五・四	六五・三	六六・五
積立金	一四・一	一三・八	一三・七	一三・六	一三・七	一三・七
社債	一八・九	一九・八	二〇・四	二一・〇	二一・〇	一九・八

註 商工省會社統計に據る。

會社事業資本を株主資本と社外負債とに分別して見るに、當所調査(但し産業に従事する主要株式會社三百餘社の分析)に據れば、近年株主資本の増大著しく兩者の割合は昭和五年の五六對四四より九下期には六一對三九となつた。即ち外部資本の地位は次第に低下し企業の健全化を示してゐるが、同時に株主資本に對する固定資産の割合も亦六年の一四より九下期の一〇〇となり、漸く株主資本を以て固定資産を賄ひ得るに至つた。更に設備投資と其他の投資、換言すれば固定資産と流動資産との關係を見ても、固定資産割合が漸次低下し、六年の六五%より九下期には六一%となり企業經營は著しく良化しつゝある。資本の増大も固定資産の償却が伴はなければ不健全なる膨脹に過ぎない。而して固定資産の償却率が幾何であるかは必ずしも明確でないが、當所の調査會社中之を發表せる會社のみについて觀れば、償却率は每期増大の傾向を示し、之を以て全般を推し得るとすれば順調なる経過を辿つてゐるものと言へるであらう。

株式及株式合資會社資本の變動 (拂込資本、單位 百萬圓)

新設	大正九年	昭和四年	五年	六年	七年	八年	九年
資	一	三二・六	二〇三・六	三三〇・一	一九二・六	三三三・九	七七三・二
増	一	一八三・三	一六六・六	三〇一・六	一〇六・三	三八・〇	三三六・一

産業會社の資本及資産構成状態

資本構成比率(%)	昭五年下期					六六年下期					七七年下期					八八下期					九九年下期				
	株主資本	外部資本	固定比率(%)	資産構成比率(%)	流動資産	株主資本	外部資本	固定比率(%)	資産構成比率(%)	流動資産	株主資本	外部資本	固定比率(%)	資産構成比率(%)	流動資産	株主資本	外部資本	固定比率(%)	資産構成比率(%)	流動資産	株主資本	外部資本	固定比率(%)	資産構成比率(%)	流動資産
株主資本	五	四	二	六	二	五	四	二	六	二	五	四	二	六	二	五	四	二	六	二	五	四	二	六	二
外部資本	五	四	二	六	二	五	四	二	六	二	五	四	二	六	二	五	四	二	六	二	五	四	二	六	二
固定比率(%)	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
資産構成比率(%)	六	五	四	三	二	六	五	四	三	二	六	五	四	三	二	六	五	四	三	二	六	五	四	三	二
流動資産	二	一	一	一	一	二	一	一	一	一	二	一	一	一	一	二	一	一	一	一	二	一	一	一	一
固定資産償却率(%)	二	一	一	一	一	二	一	一	一	一	二	一	一	一	一	二	一	一	一	一	二	一	一	一	一

註 當所調査本邦事業成績分析に據る。

第三節 事業資本の變動

一、概説

我國會社資本は前述の如く近時著しく膨脹し、日銀調に據れば株式及株式合資會社拂込資本(朝鮮、臺灣、南滿洲を含む)は昭和八年には五億四千二百萬圓、九年には實に十二億二千七百萬圓の激増を示した。即ち此二ヶ年に於ける十七億八千萬圓の増加は、昭和二年以降六ヶ年間の増加額十五億四千萬圓を凌駕してゐるが、其内容を觀れば、新設資本十一億五百萬圓、増資々々本七億二千四百萬圓、未拂込徴收七億七百萬圓、合計二十五億三千六百萬圓の新資本に對し解散減資々々本七億六千七百萬圓にして結局十七億八千萬圓の純増加となつてゐる。

次表に示すが如く昭和八年以降新資本の發行著しく、殊に九年には新設並に未拂込徴收の顯著なる増加と、他方解散及減資資本の減退とが發表されないから純増加額は不明である。社債發行高は昭和三年の十九億一千萬圓を最高として減少を續けたが、昭和八年以降急激に増加し、八年には十六億圓、九年には十八億圓に達した。此の中銀行債は寧ろ減少傾向を示してゐるから最近の激

資産の償却が伴はなければ不健全なる膨脹に過ぎない。而して固定資産の償却率が幾何であるかは必ずしも明確でないが、當所の調査會社中之を發表せる會社のみについて觀れば、償却率は毎期増大の傾向を示し、之を以て全般を推し得るとすれば順調なる経過を辿つてゐるものと言へるであらう。

株式及株式合資會社資本の變動 (拂込資本、單位 百萬圓)

年	新設		増資		未拂込徴收		減資		純増加額
	計	散	計	散	計	散	計	散	
大正九年	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和四年	—	—	—	—	—	—	—	—	—
五年	三二・六	—	—	—	—	—	—	—	三二・六
六年	三〇・二	—	—	—	—	—	—	—	三〇・二
七年	一九・六	—	—	—	—	—	—	—	一九・六
八年	三三・九	—	—	—	—	—	—	—	三三・九
九年	七七・二	—	—	—	—	—	—	—	七七・二
計	一八三・三	—	—	—	—	—	—	—	一八三・三
未拂込徴收	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
減資	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
純増加額	二〇九四・七	—	—	—	—	—	—	—	二〇九四・七

註 日銀調、朝鮮、臺灣、南滿洲を含む。

相俟つて資本の激増を齎した。尤も近時に於ける増資並に未拂込徴收中には之を以て借入金返済に充てたものも相當額に達し、又新設資

年	名額	
	株式合資會社	株式合資會社
昭和四年	94.4	104.2
五年	26.8	108.1
六年	196.6	106.8
七年	163.5	83.9
八年	416.0	121.3
九年	544.5	140.8

註 日銀調。

本中には所謂合同に依る設立等をも含んでゐるので、前記純増加額が全部事業資本として投下せられたとは稱することが出来ない。更に之を株式拂込金に付いて看れば、昭和八年四億一千六百萬圓、九年五億四千五百萬圓にして、此の中にも前記の如き借入金返済の爲めの分が含まれ、

此方面よりしても現實の事業資本としての投下額を算定することは困難と言はなければならぬ。

次に合名會社並に合資會社の新設資本も昭和八年以降著増し、八年一億二千萬圓、九年一億四千萬圓に及んだ。然しながら解散會社資本

第三章 事業資本の供給及増殖

五百萬圓、増資々本七億二千四百萬圓、未拂込徴收七億七百萬圓、合計二十五億三千六百萬圓の新資本に對し解散減資々本七億六千七百萬圓にして結局十七億八千萬圓の純増加となつてゐる。

次表に示すが如く昭和八年以降新資本の發行著しく、殊に九年には新設並に未拂込徴收の顯著なる増加と、他方解散及減資資本の減退と

が發表されないから純増加額は不明である。

社債發行高は昭和三年の十九億一千萬圓を最高として減少を續けたが、昭和八年以降急激に増加し、八年には十六億圓、九年には十八億圓に達した。此の中銀行債は寧ろ減少傾向を示してゐるから最近の激増は主として會社債に因るものと言ふべく、會社債は八年九億二千萬圓、九年には一躍十四億七千萬圓に達し、昭和三年の十二億二千萬圓を凌駕するに至つた。尤も此等社債發行中には舊債の借換並に借入金返済の爲めに發行せられたものが含まれてゐる。今、會社債に付いて此等を除いた新規發行分を看れば昭和二年の二億九千二百萬圓を最高

社債發行、償還高 (單位 百萬圓、△印減少)

年	銀行債		會社債		合計	
	發行高	償還高	發行高	償還高	發行高	償還高
昭和三年	六九四・八	四四・五	—	—	六九四・八	四四・五
四年	六〇五・六	三〇〇・〇	—	—	六〇五・六	三〇〇・〇
五年	八九・二	七八・五	—	—	八九・二	七八・五
六年	—	—	—	—	—	—
七年	—	—	—	—	—	—
八年	—	—	—	—	—	—
九年	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—
發行高	—	—	—	—	—	—
償還高	—	—	—	—	—	—
純増加(2)	—	—	—	—	—	—

註 日銀調に據る。(1)借換發行分には借入金償還の爲の發行を含む。(2)純増加は發行高と償還高との差額にして、前掲現在高に於ける増減と一致せざるは破産會社の社債にして整理不明なるものを現在高より控除せるに由る。

第三章 事業資本の供給及増殖

として逐減し七年には七千四百萬圓となつたが、八年には七千七百萬圓、九年には二億一千六百萬圓に急増してゐる。他方償還高も八年以降著増し、銀行債にあつては八年、九年とも償還高は發行高を超えて純減少を示し、會社債も八年には同様であつたが、九年には二億一千二百萬圓の純増加となつた。右の如く銀行債の減少に依り社債全體としての純増加額は年々減少し八年には二億四千三百萬圓の純減少となつた。九年には會社債が産業界の躍進を反映して急増した爲に純増加となつたが、其額は七千萬圓に過ぎない。

二、業種別に觀たる資本の變動

株式會社の新資本發行を業種別に觀れば、最も顯著なる増加を示してゐるのは工業である。工業に於ける新資本發行高は昭和七年には一億七千萬圓に迄減じたが、其後急増して九年には十億八千二百萬圓となり、殊に九年には新設資本の増加——尤も之には日本製鐵の設立が重大なる影響を與へてゐるが——が著しかつた。工業に次ぐ商業及其他も亦同じく八年以降増加に轉じたが、其程度は工業に比し著しく緩慢であつた。之を新設と擴張とに分ちて見れば最近は擴張資本の増加著しく兩者略々相半する現状にある。其他鑛業、農林業及水産業に於ても新資本發行高は増加したが鑛業の外は概して緩慢にして、又金融及保險業は八年に於ける一時的増加の外は尙大勢減退傾向にあつた。工業會社中、新資本發行の最も顯著であつたのは金屬工業、化學工業、機械工業、電氣業にして我國産業發展の現勢を如實に物語つてゐる。金屬工業に於ける新資本が日本製鐵創立の影響に因ることは既に前述したが、化學工業及機械工業にあつては新設及擴張資本ともに最も活況を呈し、製紙業に於ても昭和八年擴張資本の増大顯著なるもの

株式會社新資本發行高 (拂込資本、單位 千圓)

業種	昭和四年								
	九	八	七	六	五	四	三	二	一
總額	八、四四五	二、一〇八〇	七九、一五三	三五〇、二四四	八三、六〇三	一四、六六二	二〇九、九六九	三、一四三	二、二七九
農林業	二、三六〇	五、一五六	一八、三九九	三〇七、五五八	四三、三三一	五七、二二二	一五四、二〇八	一、二五二	九、〇五五
水産業	三、七二七	四、七九九	一七、六八九	一七〇、三九九	四三、四七〇	四〇、五〇八	一三三、〇六五	一、二五二	九、〇五五
鑛業	二、二五一	一八、四六四	一三〇、三五一	一〇、二五〇	三、八九六	六〇、七五一	一三三、八二〇	一、二五二	九、〇五五
工業	三、四四一	四、一九三	三五、九二五	九四、四五九	一九、五八八	一九、七九五	一三五、一六八	一、九八七	一、三五四
金融及保險業	一、六二七	三、七六七	六、七三〇	七、九〇三	三、七六九	七、五八八	九、七九三	一、六二七	三、七六七
運輸業	一、〇〇三	八、一四七	一〇、五三三	五、五四七	二六、三二四	一一、七六三	八三、三四〇	四、三三八	二、九六五
商業其他	六、五三三	四、七四四	五、一八二	五四八、〇四二	三〇、二四〇	一四、〇六六	一一、三七二	四、三三八	二、九六五
新設	三、四四一	四、一九三	三五、九二五	九四、四五九	一九、五八八	一九、七九五	一三五、一六八	一、九八七	一、三五四
擴張	一、六二七	三、七六七	六、七三〇	七、九〇三	三、七六九	七、五八八	九、七九三	一、六二七	三、七六七
未拂込	一、〇〇三	八、一四七	一〇、五三三	五、五四七	二六、三二四	一一、七六三	八三、三四〇	四、三三八	二、九六五
計	六、五三三	四、七四四	五、一八二	五四八、〇四二	三〇、二四〇	一四、〇六六	一一、三七二	四、三三八	二、九六五
昭和四年	四、八〇六	六、八八六	四三、三七七	二五五、七八四	六四、〇三三	一三四、八六六	七四、八〇〇	一、二五五	九、三五
昭和五年	七、三三	一、三九一	六、六五八	三九、六三三	三〇、五五一	四九、六三三	五四、四四	二、七四三	六、四二
昭和六年	二、七四三	六、四二	七、一七五	二一、八八五	一七、一五四	二八、七四四	三九、七二	一、二七五	六、〇八九
昭和七年	四、七二八	一、三九九	四九、九二七	四三、四〇四	四三、五五〇	二九、六〇二	七四、一〇九	四、七二八	一、三九九
昭和八年	四、七二八	一、三九九	四九、九二七	四三、四〇四	四三、五五〇	二九、六〇二	七四、一〇九	四、七二八	一、三九九
昭和九年	三、八、九一〇	八、一、五四六	四七〇、四五九						

註 日銀調に據る。金融業中銀行には合名、合資を含む。

があつた(尤も九年には著しく減少)。電氣事業に於ては新設資本は僅少であるが増資及未拂込徴収が多額を示した。

工業會社新資本發行高 (拂込資本、單位 千圓)

業種	昭和七年			昭和八年			昭和九年		
	新設	増資及未拂込	計	新設	増資及未拂込	計	新設	増資及未拂込	計
金屬工業	二、一五四	九、九四	三、一四九	九〇五六	四、一、五七	五〇、六四六	三、八、九一〇	八、一、五四六	四七〇、四五九

解散減資々本は、株式會社に付いて觀れば、昭和五年の五億八千萬圓を最高として漸減の傾向に在る。之を業種別に觀れば、工業、金融保險業、商業其他何れ

工業會社中、新資本發行のも最も顯著であつたのは金屬工業、化學工業、機械工業、電氣業にして我國産業發展の現勢を如實に物語つてゐる。金屬工業に於ける新資本が日本製鐵創立の影響に因ることは既に前述したが、化學工業及機械工業にあつては新設及擴張資本ともに最も活況を呈し、製紙業に於ても昭和八年擴張資本の増大顯著なるもの

があつた(尤も九年には著しく減少)。電氣事業に於ては新設資本は僅少であるが増資及未拂込徴収が多額を示した。

工業會社新資本發行高 (拂込資本金、單位 千圓)

業種	昭和七年		昭和八年		昭和九年	
	新設	増資及未拂込徴収	新設	増資及未拂込徴収	新設	増資及未拂込徴収
金屬工業	二、一五四	九四九	九〇五六	四、五七七	三、八九〇	八、五四八
化學工業	一〇、〇三三	一九、四三七	二〇、九三四	六九、七九二	五五、一六五	八八、一八三
機械器具工業	二、一九八	五、五六八	一五、五四一	三三、六〇〇	三六、六三三	七五、三三三
電氣業	一、八二七	四、四一八	五、八三五	七二、八五二	三、九〇六	一〇一、〇五四
紡績業	四、一三〇	六、三三九	二、七五九	一四、五九〇	一〇、六五〇	三三、五三〇
製織業	一、五三七	八、二七六	七、一六八	一六、四七七	七、四二一	三三、四四二
食料品工業	四、二七〇	一、七九〇	三、六九六	一九、四四五	一、二五七	一九、〇四一
造船及船渠業	—	一六、五七七	—	六四、三〇〇	二〇〇	二七、八三二
製紙業	五、四五	四六七	一、一〇〇	六五、八八四	八〇四	二、八八〇
窯業	七、二四	八、二八一	一、四三七	四、八五二	七、四〇六	一三、〇六七
合計(其他を合し)	五二、五四七	二二八、八三三	九二、四五五	四四〇、〇七四	五四八、〇三三	五三四、五〇六

解散減資々本は、株式會社に付いて觀れば、昭和五年の五億八千萬圓を最高として漸減の傾向に在る。之を業種別に觀れば、工業、金融保險業、商業其他何れも昭和五年を最高として八年の外各年續減し、工業會社にありては五年の二億五百万圓より九年一億五千万圓となり、新設及擴張資本の僅かに一割五分見當に過ぎなかつた。鑛業及運輸業に於ては解散減資々本は近年寧ろ増加の傾向が見えるが、其中鑛業にありては九年新設擴張の激增により會社資本一億一千万圓の純増加となつた。

次に合名會社及合資會社の新設資本にありては商業及工業が大部分を占め、其他としては鑛業の九年に於ける著増が注目せられる。

合名、合資會社新設出資額 (單位 千圓)

業種	昭和四年		昭和五年		昭和六年		昭和七年		昭和八年		昭和九年	
	農林業	二、九五四	一、九八一	一、〇九一	二、一七四	一、〇八七	二、四九二	—	—	—	—	—
水産業	二、四七	八七	四三四	二七六	四三〇	三〇〇	—	—	—	—	—	
鑛業	四〇五	四八一	五二八	五三四	九〇一	二、〇八五	—	—	—	—	—	
工業	三〇、一九四	三三、三八八	二五、五七六	三三、三四	三三、三八一	四三、八〇二	—	—	—	—	—	
金融業	二、一〇三	三、〇〇五	二、七一一	三、〇六九	四、七一一	五、六〇八	—	—	—	—	—	
運輸業	四、三五	三、一九一	三、〇〇五	二、一三三	二、五六六	三、四三二	—	—	—	—	—	
商業及其他	六三、九四	六六、〇三四	七三、四六九	一八、九三六	七六、一一三	八三、一一一	—	—	—	—	—	
合計	一〇四、三七七	一〇八、二九三	一〇六、八七	八三、八六	三三、三六一	一四〇、八二九	—	—	—	—	—	

農林及水産業に在りては解散及減資々本は共に小額であるが之を新解散減資資本 (拂込資本、單位 千圓)

業種	昭和四年		昭和五年		昭和六年		昭和七年		昭和八年		昭和九年	
	農林業	五、五〇七	五、四九三	四、四九四	六、九五〇	二、四四	三、三三	—	—	—	—	—
水産業	一、九三六	四、一五	一〇、四四八	一、〇八三	一一、二八	三、四九一	—	—	—	—	—	
鑛業	三三、五二五	二八、四三二	一六、九二五	一八、一一八	一九、三三三	二〇、九八三	—	—	—	—	—	
工業	一〇八、六七七	二〇五、三三二	一八八、六三三	一六三、六五五	一八五、八三三	一五二、三三〇	—	—	—	—	—	
金融及保險業	六七、二二〇	一五、五六八	八四、〇五八	七四、九四一	一一、八七五	五、四〇三	—	—	—	—	—	
運輸業	三九、九七七	九六、四三〇	三四、六七九	二〇、九九六	二九、七一一	三四、五三三	—	—	—	—	—	
商業其他	七三、三九二	八六、四七九	一四、六〇三	五四、五四四	六七、五三七	五〇、三三九	—	—	—	—	—	
合計	三三〇、八三三	五二二、〇二六	四三三、八四五	三九二、二九三	四六八、八四	三三七、九三	—	—	—	—	—	

註 日銀調に據る。

第三章 事業資本の供給及増殖

註 日銀調に據る。金融業中銀行には合名、合資を含む。

第三章 事業資本の供給及増殖

設及擴張資本と對比すれば前者は七年以降純計に於て増加に轉じたるに反し後者は七年を除いては寧ろ累年減少を示しつゝある。

會社債の純増減（發行高と償還高との差）は其大半を占める電力、電燈及瓦斯、鐵道及軌道に於ける状態によつて左右せられる傾向があり、九年に於ける激増も此の二業類に基くものであつた。紡績及織物業に於ては會社債は八年以降純増加を示し殊に九年に於て顯著であつたが、製造工業に於ては八年以降却つて減少を示してゐる。而て此の事實は業界活況に伴ふ純益の増加に依り社債の償還を行つた結果に他ならない。其他海運及造船業、鑛業等に於ける會社債は何れも昭和四

會社債純増減（△印減少、單位 百萬圓）

内債	昭和三					昭和四					昭和五					昭和六					昭和七					昭和八					昭和九				
	三	四	五	六	七	三	四	五	六	七	三	四	五	六	七	三	四	五	六	七	三	四	五	六	七	三	四	五	六	七					
鐵道及軌道	九四・〇	三六・二	四〇・二	三七・九	七九・一	四五・九	一八・八	五五・九	三八・△	一〇・△	〇・三	四〇・△	一六・△	三六・九	六四・△	一九・△	一四	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇					
海運及造船業	一七・一	九七・六	八四・四	三〇・二	一四・三	四五・二	一〇・八	一七・一	九七・六	八四・四	三〇・二	一四・三	四五・二	一〇・八	一七・一	九七・六	八四・四	三〇・二	一四・三	四五・二	一〇・八	一七・一	九七・六	八四・四	三〇・二	一四・三	四五・二	一〇・八	一七・一						
電燈電力及瓦斯	△三・〇	三七・一	一一・△	二八・△	一八	七・四	一八・八	△三・〇	三七・一	一一・△	二八・△	一八	七・四	一八・八	△三・〇	三七・一	一一・△	二八・△	一八	七・四	一八・八	△三・〇	三七・一	一一・△	二八・△	一八	七・四	一八・八							
紡績及織物業	△一五・一	三一	一〇・四	六・二	一二・七	△六・六	一〇・三	△一五・一	三一	一〇・四	六・二	一二・七	△六・六	一〇・三	△一五・一	三一	一〇・四	六・二	一二・七	△六・六	一〇・三	△一五・一	三一	一〇・四	六・二	一二・七	△六・六	一〇・三							
製造工業	三六・六	一五・九	三三・九	七・四	七三	三三・二	三六・六	一五・九	三三・九	七・四	七三	三三・二	三六・六	一五・九	三三・九	七・四	七三	三三・二	三六・六	一五・九	三三・九	七・四	七三	三三・二	三六・六	一五・九	三三・九	七・四	七三						
其他	二六・〇	四・二	七・六	五・六	三・六	二九・七	△三・二	二六・〇	四・二	七・六	五・六	三・六	二九・七	△三・二	二六・〇	四・二	七・六	五・六	三・六	二九・七	△三・二	二六・〇	四・二	七・六	五・六	三・六	二九・七	△三・二							
鐵道及軌道	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇					
電燈電力及瓦斯	二六・〇	四・二	七・六	五・六	三・六	二九・七	△三・二	二六・〇	四・二	七・六	五・六	三・六	二九・七	△三・二	二六・〇	四・二	七・六	五・六	三・六	二九・七	△三・二	二六・〇	四・二	七・六	五・六	三・六	二九・七	△三・二							
其他	三九・△	〇・八	一・八	一・五	二・四	四・〇	△五・〇	三九・△	〇・八	一・八	一・五	二・四	四・〇	△五・〇	三九・△	〇・八	一・八	一・五	二・四	四・〇	△五・〇	三九・△	〇・八	一・八	一・五	二・四	四・〇	△五・〇							
計	一五・一	△四・九	△九・五	五〇・一	△三・〇	△七・七	△二・七	一五・一	△四・九	△九・五	五〇・一	△三・〇	△七・七	△二・七	一五・一	△四・九	△九・五	五〇・一	△三・〇	△七・七	△二・七	一五・一	△四・九	△九・五	五〇・一	△三・〇	△七・七	△二・七							

註 日銀調、* 印政府へ引繼。

られてゐる

資額	232,063
位千圓)	1,239,766
	1,471,830
	213,405
	1,403,561
	1,616,966
	264,969
	1,491,667
	1,756,636

年以降減少を續け、殊に外債が近年償還のみで新に發行を見ないことは前述の如くである。

第四節 對滿投資

資本の發行に關し最近特に注目すべきは對滿投資の問題である。滿洲國の獨立は我國資本に一大進出の機會を與へたが、建國以來既に三ヶ年、我國資本の援助に依り滿洲の經濟的基礎も漸く強化せられつゝある。

我國海外投資の主要範圍は殆んど支那及滿洲に限られ兩者で總投資額の九〇％に達すると言はれてゐる。其現在額は適確なる資料を缺く爲に明瞭でないが滿鐵調査に據れば對支投資額は昭和五年末現在十一億三千萬圓と稱せられ、又對滿投資額に付いて滿鐵經濟調査會は十七億五千萬圓と推定してゐる（滿鐵調査に據るときは十四億七千萬圓、東亞經濟調査局は十六億二千萬圓）。右對滿投資十七億五千萬圓中其大部分は滿鐵關係の投資であり一般民間の事業投資は五億圓内外と推定せ

對支投資額 (昭和5年末現在、單位 千圓)

北支那に於ける投資額	
借款に依る投資額	695,598
法人企業に依る投資額	37,842
個人企業に依る投資額	不明
計	733,440
南支那に於ける投資額	
借款に依る投資額	126,411
法人企業に依る投資額	266,995
個人企業に依る投資額	不明
計	393,406
總計	1,126,846

註 滿鐵調。

れば相當額に達するのであるが其推定は極めて困難である。

而て從來對滿投資は滿鐵關係を除けば農林及鑛業、商業、金融方面を主なるものとし、工業方面への進出は微々たるものであつたが、最近に於ける投資は滿鐵の増資等を除くとき工業方面に著しき發展を示

第四章 生産原價に影響を及ぼすべき諸條件

第四章 生産原價に影響を及ぼすべき諸條件

べき諸條件

第一節 概 説

生産原價に關して、個々の商品に付き之を調査研究することは著しく困難であり、且又信賴すべき資料に缺けてゐる。従つて茲には之に影響を及ぼすべき重要な基礎的條件に付いて分析的考究をなすに止める。商工省の工場統計表に據るときは工業生産額に對し之に要したる原料及材料使用額、賃銀支拂總額並に燃料消費額を算出することが出来る。尤も燃料消費額中に瓦斯の含まれてゐないこと及瓦斯及動力消費に付き金額の不明なることは遺憾であり、更に生産額には原料と製品とが相交錯し嚴密なる意味に於て原料及材料消費額との對比は不合理と言はぬばならない。工業總生産額に對する右三者の割合を觀るに、原料及材料使用額は略々六、七割、賃銀支拂總額は一割内外を占め、燃料消費額は瓦斯を除き二分見當に過ぎない。最近の経過に於て原料及材料の消費額の著しき増大に反して賃銀支拂額の割合が却つて低下を示せること、而も其反面に於て技術の進歩改善に依る生産増加、換言すれば勞働生産力増大の事實の看取せられることは最も注目すべきことである。原料及材料使用額の増大は結局價格の昂騰に基くものであつて、此の傾向は最近に於て益々甚しく漸次原料高、製品安の情勢を現出しつつある。

生産總額、原料及材料消費額、賃銀及燃料消費額の推移

生産總額、原料及材料消費額、賃銀及燃料消費額	昭和四年基準指數							
	昭和四年	五年	六年	七年	八年			
生産總額	100.0	76.7	66.7	77.1	101.5			
原料及材料消費額	100.0	76.2	64.5	73.3	99.8			
賃銀支拂總額	100.0	85.8	73.4	74.9	85.6			
燃料消費額	100.0	92.5	72.2	73.5	96.6			
生産總額に對する割合								
生産總額	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0			
原料及材料消費額	60.7	60.3	58.7	56.9	69.7			
賃銀支拂總額	9.7	10.8	10.6	9.4	8.1			
燃料消費額	1.8	2.3	2.0	1.8	1.8			

註 商工省工場統計表に據る、電氣及瓦斯事業を含まず、燃料消費額中には瓦斯を含まず。

英米兩國の工業生産に付いて觀るに調査の方法を異にする爲に我國との比較は困難であるが、一九三〇年英國のセンサス統計に據れば、原料費、賃銀及給料支拂額の合計は生産總額の五九・七%に當つてゐる。一九三一年米國に於ては、原料、燃料及動力費が生産總額の五二・〇%に當り、賃銀支拂總額は一七・四%である。斯る事實から推せば、我國に於て原料費が割高であること、従つて世界市場に於ける競争力増大の爲に技術の改善に依る生産の増加と生産費の低減との必要なる所以が判るのである。

英米に於ける工業生産費比較

英 國 (一九三〇年)	米 國 (一九三一年)
生産總額 (百萬磅)	生産總額 (百萬弗)
二、四八〇	四、三五〇
原料費、賃銀支拂額 (%)	原料、燃料及動力消費額 (%)
一、四八四・三	三、四八四
同生産總額に對する割合 (%)	同生産總額に對する割合 (%)
五九・七	五二・〇

工業	昭和四年	五年	六年	七年	八年
紡織工業	66.5	60.7	69.7	91.9	67.6
金屬工業	71.7	67.7	84.6	125.7	73.8
機械器具工業	94.5	67.7	81.4	120.8	111.4
窯業	72.7	64.8	73.4	98.8	57.5
化學工業	83.5	75.6	86.8	129.3	96.6
其他工業

を現出しつゝある。

○%に當り、賃銀支拂總額は一七・四%である。斯る事實から推せば、我國に於て原料費が割高であること、従つて世界市場に於ける競争力増大の爲に技術の改善に依る生産の増加と生産費の低減との必要なる所以が判るのである。

英米に於ける工業生産費比較

英 國 (一九三〇年)	米 國 (一九三一年)
生産總額 (百萬磅)	生産總額 (百萬弗)
二、四八〇	四、三三〇
原料費、賃銀支拂額 (シ)	原料、燃料及動力消費額 (シ)
一、四八四・二	三、四八四
同生産總額に對する割合 (%)	同生産總額に對する割合 (%)
五九・七	五三・〇
	賃銀支拂額 (百萬弗)
	七、一六六
	同生産總額に對する割合 (%)
	一七・四

註 英國は Board of Trade: Fourth Census of Production, 1930 に據る。米國は Dept. of Commerce: Statistical Abstract に據る。

第二節 原料及材料費

我國は原料資源に乏しく、工業原料を輸入に俟つものが甚だ多い。従つて原料費の占むる割合は著しく大であつて、爲替相場の低落が輸出を促進せしめた反面に於て原料費の増嵩を齎らしたことは當然の結果であつた。今前記工場統計表に據つて觀るに、原料及材料使用高は昭和七年以降生産の増大に伴れて増加し殊に八年に於て著増を示した。之を業種別に觀れば、其増加は機械器具、金屬、化學工業に於て最も著しく、其他紡織、窯業等も八年に入り特に著しかつた。而して全般的には生産額の増大は原料及材料使用額に比較して大ではあるが、金屬及機械工業に於て原料及材料使用額の増加割合が生産額の夫れを超過してゐることは注目すべき現象である。

生産額及原料材料使用額指數 (昭和四年基準)

總 額	生 産 額			原料及材料使用額		
	昭和六年	七年	八年	昭和六年	七年	八年
七・七	六・七	七・一	一〇・五	六・二	六・五	七・三
						九・八

第四章 生産原價に影響を及ぼすべき諸條件

業 種	昭和四年	五年	六年	七年	八年
紡織工業	六六・五	六〇・七	六九・七	九一・九	六七・六
金屬工業	七二・七	六二・七	八四・六	一二五・七	七三・八
機械器具工業	九四・五	六七・七	八二・四	一二〇・八	一一二・四
窯業	七二・七	六四・八	七三・四	九八・八	五七・五
化學工業	八三・五	七五・六	八六・八	一一九・三	六六・六
製材、木製品工業	七八・九	七二・二	七三・〇	九一・九	六七・七
印刷製本業	九九・二	九二・二	九一・八	九三・七	六二・六
印刷製本業	八二・九	七三・七	七七・六	八八・三	八〇・五
食料品工業	七五・九	七二・二	九二・九	一一九・一	七三・九
其 他					七五・九

註 商工省工場統計表に據る、電氣及瓦斯事業を除く。

斯くの如き原料及材料使用額の増加に伴ひ生産原價中原料費の割合の増大したことは固より當然である。原料及材料使用額の生産總額に對する割合は、昭和四年の六〇・七%より七年の五六・九%に低下したが、八年には六九・二%に上昇してゐる。之は畢竟原料價格の昂騰に基くものであるが、九年には更に増大したものと推測せられる。業別に觀て原料及材料使用額の最も大なるは、紡織工業、製材及木製品工業、金屬工業にして、最も低率なるは窯業の三〇%、次で機械工業の四〇%、印刷製本業及食料品工業の各五〇%である。食料品及印刷製本を除く各業種に於ては其割合は八年に至り急増し、就中紡織工業に於て顯著なるものがあつた。然し四年當時に比すれば、金屬及機械の外何れも尙低位に在る。

生産總額に對する原料及材料使用高割合 (%)

總 額	昭和四年	五年	六年	七年	八年
紡織工業	六〇・七	六〇・三	五七・七	五九・九	六九・二
紡織工業	七二・六	七二・六	六六・六	六六・二	七三・三

第四章 生産原價に影響を及ぼすべき諸條件

金 屬 工 業	五九・四	六二・一	八三・七	六二・五	六三・三
機 械 工 業	三三・一	四三・六	四三・五	三三・四	四〇・一
窯 業	三九・九	二九・九	二五・二	二四・八	二七・一
化 學 工 業	五〇・〇	六二・五	四七・六	五〇・五	五三・八
製材、木製品工業	七三・九	七三・八	七〇・三	六七・六	七〇・〇
印刷、製本業	五三・〇	三三・八	五三・一	四八・八	四七・六
食 料 品 工 業	五五・四	五三・九	五三・五	五五・七	五四・三
其 他	六二・四	五九・〇	六四・五	五八・四	六〇・五

更に主要工業を個別的に觀察すれば、其間に著しき消長が認められる。製絲、絹織物、毛織物等に於ては原料及材料使用割合が著しく増大してゐるのに對し、綿絲紡績、綿織物等に於ては、昭和四年に比すれば増大してゐるが最近寧ろ低下傾向を示してゐる。其他鑄物以外の金屬製品、ゴム製品、製粉等に於ては増大し莫大小、人絹、製鐵、工業藥品、製紙等に於ては寧ろ減退してゐる。

主要工業に於ける生産總額に對する原料及材料消費割合(%)

	昭和4年	6年	8年
業績物	78.2	72.1	92.2
績物	61.5	67.4	63.4
績物	68.7	62.2	62.6
織物	92.0	70.2	74.5
織物	60.8	77.8	77.0
織物及交織品	73.4	68.3	81.9
織物及交織品	72.3	69.6	67.8
織物及交織品	29.2	35.2	30.6
織物及交織品	73.2	80.1	76.9
織物及交織品	62.8	63.3	59.7
織物及交織品	90.5	77.4	84.0
織物及交織品	47.9	39.1	45.1
織物及交織品	57.3	59.2	65.1
織物及交織品	42.6	45.8	41.3
織物及交織品	56.1	51.5	68.5
織物及交織品	54.3	53.1	51.5
織物及交織品	65.1	34.5	42.9
織物及交織品	85.6	93.3	93.9
織物及交織品	61.8	64.1	62.2

原料費に關聯して考慮すべきは關稅の問題である。前述の如く我國の原料品は輸入に俟つこと大なる結果として、爲替相場の變動と共に關稅負擔が原價に對して直接的影響を與へることとなるのである。

我國輸入關稅は元來保護主義を基調とし、原料品に對して比較的

我が工業原料品は繭の如き少數の國內品を除けば多くは輸入品である。原料としての繭の使用額は實に原料使用總額の一割を占め、棉花に次いで重要なことは其値上りが八年に於ける原料及材料使用總額増加の主要原因の一つであつたことによりても明瞭であるが、對外競争上に於ける繭及生絲の重要性は全く輕微にして、而も別個に取扱はるべき特殊問題である。多くの工業に於ては金輸出再禁止當初製品價格の急騰を見たが、原料品の値上りの遙かに遅く且つ緩慢であつた爲に、工業利潤の増大となつた。然し製品價格は昭和八年一月初を最高として伸縮みの情勢にあるに反し原料品價格は昂騰の一途を辿り、此跛行的傾向は九年に入りてより益々顯著となつた。従つて九年に於ける原料及材料使用額の割合が一段と増大したであらうことは疑を容れない。

原料品及製品物價指數對比 (昭和六年十二月十日基準)

原料品	二八・五	一〇六・九	一五・一	一六三・三	一七・〇	一七七・六
製 品	二九・五	一〇八・二	一五・二	一三〇・〇	一三〇・九	一三九・八

註 昭和六年十二月十日基準、當所調、原料品中には繭を含まず。

原料品の價格昂騰は主として爲替の低落と最近に於ける海外物價の反騰に依つて齎らされたものである。此原料品價格の昂騰に伴ふ負擔の増加が輸出價格に反映するとき對外競争上原價的に不利となり、他方製品安の情勢よりして企業利潤の低下を招くことも亦想像に難くない。而して之が對策は勢ひ勞働の強化乃至實質賃銀引下等となる譯であるが、若し困難なる場合には我國に於ける生産費安の特長も失はるゝに至るなきを恐れなす。

日本關稅負擔割合

輸入總額(百萬圓)	大正十三年	昭和二年	六年	七年	八年	九年
有稅品輸入額(%)	三四・三	三二・九	一、三三六	一、四三三	一、九一七	二、二八三
	八・六	八・三	四・四	四・七	五・九	六・五

製綿	絲	紡	業
毛	織	績	績
絹	織	物	績
綿	織	物	物
毛	織	物	織
莫	大	小	品
人	造	絹	絹
人	造	織	織
製	業	製	品
製	業	製	品
鑄	業	業	品
鑄	業	業	品
工	業	業	品
工	業	業	品
製	業	業	品
肥	業	業	品
製	業	業	品
製	業	業	品

原料費に關聯して考慮すべきは關稅の問題である。前述の如く我國の原料品は輸入に俟つこと大なる結果として、爲替相場の變動と共に關稅負擔が原價に對して直接的影響を與へることとなるのである。

我國輸入關稅は元來保護主義を基調とし、原料品に對して比較的低率で、全成品、加工品に對し次第に高率化してゐる。明治三十八年關稅改正以來の保護關稅政策は明治四十三年一層濃化したが、最も強化せるは世界大戰以後のことである。即ち大正九年、十年、十五年、昭和三年、四年、七年、八年及本年四月等數次に亘つて關稅改正が行はれてゐる。就中大正十五年の改正は明治四十三年以來の一般的改正であつて、現行關稅は殆んど之を踏襲してゐる。其後に行はれた改正は多くは部分的のものに過ぎない。而して此等關稅改正の外に大正十三年には釐澤品關稅十割課稅及昭和七年には從量稅三割五分増徴に關する法律が制定せられてゐる。斯くて現在千七百餘種の關稅分類中無稅品は一七五種に過ぎず、殘の九割に近きものは大小の差こそあれ凡て關稅が課せられてゐる。今輸入總額に對する關稅額の割合を觀るに略々六%程度にして、有稅品輸入總額に對して二一%に當つてゐる。之を英、米と比較するに、米國は有稅品輸入額に對して約四割、英國は輸入總額に對して三割程度であつて、我國が著しく低率たるを認めるのである。尤も此等の數字のみにては嚴密なる意味に於て關稅負擔の輕重を比較することは出来ないが、一應の傾向を窺知することが出来るであらう。而して前記我國無稅品中には纖維原料、採油用種子、藥材、或種礦石類、鑛石類等主要原料品が含まれてゐることを特に留意しなければならぬ。

第四章 生産原價に影響を及ぼすべき諸條件

の増加が輸出價格に反映するとき對外競争上原價的に不利となり、他方製品安の情勢よりして企業利潤の低下を招くことも亦想像に難くない。而して之が對策は勢ひ勞働の強化乃至實質賃銀引下等となる譯であるが、若し困難なる場合には我國に於ける生産費安の特長も失はるゝに至るなきを保せなす。

日本關稅負擔割合

輸入總額(百萬圓)	有稅品輸入額(%)	關稅額(%)	同割合	對輸入總額(%)	對有稅品輸入額(%)
大正十三年	二、四三三	八二八	二四	四六	一三八
昭和二年	二、二七九	八二八	一四五	六六	一七五
六年	一、三二六	四六四	一一三	九〇	二四一
七年	一、四三二	四七七	一〇八	七六	三三八
八年	一、九一七	五九九	一六	六〇	二〇〇
九年	二、二八三	六五三	一三	六〇	二二一

英、米兩國關稅負擔

輸入總額	米國(百萬弗)			英國(百萬磅)		
	有稅品輸入額	關稅額	同割合	有稅品輸入額	關稅額	同割合
一九二七年	四、一六三	一、四三三	三五〇	一、三二八	一、三二八	一〇〇
一九三三年	二、〇八八	一、三九二	三五四	一、二八	一、二八	一〇〇
一九三四年	一、六三五	六四五	二八九	八六一	八六一	一〇〇

註 米國は Monthly Summary of Foreign Commerce of the United States 英國は Accounts relating to Trade and Navigation of the United Kingdom に據る。

第三節 勞働條件

一、概説

我國産業は以上の如く原料費の割高なる結果、對外競争上原價採算の可能なるが爲には、勞働費の節約又は組織及技術上の改善其他經營

第四章 生産原價に影響を及ぼすべき諸條件

の合理化に俟たなければならぬ。

今工場統計表に據つて観るに、賃銀支拂總額は昭和六年を最低として増加に轉じ、八年には顯著なる上昇を示した。然し之を生産の増加と對比するときは尙其著しく緩慢なるを認め得る。今若し兩者の昭和八年に於ける額を四年當時に比すれば、生産額は一・五%を増大せるに、賃銀支拂額は却つて一四・四%の減少を示した。之を業別に觀るに、金屬、機械、化學、印刷製本等に於ては賃銀支拂額は著しく増加したが、其他に於ては増加は概ね生産總額に比し輕微であり、特に紡織業にありては昭和四年に比し實に三五・二%の減少を示した。斯くして賃銀支拂總額の生産額に對する割合は最近著しく低下し、紡織業に於て其特に甚しきを見た。而して此間に於て唯僅に例外を示すものは印刷及製本業のみであつた。

就業労働者數労働時間及平均賃銀

就業労働者數 (年末現在、單位 千人)		昭和4年	5年	6年	7年	8年
總計	1,817	1,676	1,652	1,726	1,893	
紡織	998	903	899	881	908	
金屬	91	84	84	97	126	
機械	190	168	158	195	249	
窯業	70	61	57	62	71	
化學	122	118	122	136	164	
製材・木製品	59	58	57	61	66	
印刷・製本	52	53	51	52	54	
食料	143	138	134	137	142	
其他	92	91	90	104	113	

労働延時間數 (單位 百萬時間)		昭和4年	5年	6年	7年	8年
總計	5,331	4,940	4,668	4,763	5,367	
紡織	2,995	2,763	2,528	2,466	2,600	
金屬	281	261	262	281	372	
機械	586	554	497	559	751	
窯業	190	173	147	165	197	
化學	384	379	358	393	480	
製材・木製品	175	159	167	167	189	
印刷・製本	165	138	166	165	165	
食料	297	287	281	285	303	
其他	258	261	261	282	310	

一時間當り平均賃銀 (單位 錢)		昭和4年	5年	6年	7年	8年
總計	14	13	12	12	12	
紡織	10	9	8	7	7	
金屬	24	21	20	20	19	
機械	24	23	20	21	20	
窯業	17	17	15	15	14	
化學	16	16	15	15	14	
製材・木製品	21	15	13	13	13	
印刷・製本	21	20	18	18	21	
食料	16	15	14	14	13	
其他	13	11	11	11	10	

註 工場統計表に據る、電氣及瓦斯を除く。

註 工場統計表に據る、電氣及瓦斯を除く。

業種	賃銀支拂總額指數 (昭和四年基準)				生産總額に對する割合 (%)				
	昭和五年	六年	七年	八年	昭和四年	五年	六年	七年	八年
總計	八五・八	七三・四	七九・九	八五・六	九・七	一〇・八	一〇・六	九・四	八・一
紡織	八一・六	六七・九	六三・六	六四・八	九・三	一一・〇	一〇・四	八・三	六・五
金屬	八四・四	七六・六	八五・一	一〇七・八	九・五	一一・二	一一・一	九・五	八・一
機械	九三・二	七〇・七	八二・八	一〇九・〇	一一・一	一八・七	二〇・〇	一九・五	一七・三
窯業	八九・四	六五・九	七三・六	八五・八	一四・七	一八・一	一五・〇	一四・九	一三・八
化學	九八・六	八九・五	九三・三	一〇七・三	五・七	六・八	六・八	六・一	五・二
製材、木製品	六七・五	六〇・四	六二・五	六六・三	一七・六	一五・〇	一四・九	一四・〇	一三・七
印刷製本	七九・八	八九・四	八五・九	一〇〇・一	一七・五	一四・一	一七・一	一六・四	一八・七
印刷	九三・〇	八三・二	八一・二	八三・八	四・二	四・六	四・八	四・四	三・九
食料	八七・八	八四・三	九三・九	九六・四	一一・九	一四・九	一五・一	一三・〇	一一・四
其他	八七・八	八四・三	九三・九	九六・四	一一・九	一四・九	一五・一	一三・〇	一一・四

賃銀支拂總額の推移並に其生産總額に對する割合

斯くの如く賃銀支拂額は生産の増加に伴ひ絶對額としては増大して

るが、生産額に對する割合に於ては寧ろ減退し、之が少からず採算
 良化の原因となつてゐることが視はれる。而して賃銀支拂額の増加は
 労働人員並に労働時間の増大に依つて齎らされたものであつて、時間
 當り賃銀は寧ろ減少を示した。即ち労働者數は六年末の百六十五萬二

の依然たる増加にも拘らず、優良職工に對する奨励金の賦與、就業時
 間の延長等により顯著なる上昇を齎らした。然し其位置は漸く昭和六
 年當時の夫れに復したるに過ぎず、而も女工に在りては依然低下を革
 めない状態である。

此情勢を業種別に觀れば、定額賃銀の低下は女工を使用すること大

就業労働者数 (年末現)		昭和4年
計	1,817	
紡織	998	
機械	91	
窯業	190	
化学	70	
製材・木製品	122	
印刷・製本品	59	
食料	52	
其他	143	
計	92	
労働延時間数 (単位)		昭和4年
計	5,331	
紡織	2,995	
機械	281	
窯業	586	
化学	190	
製材・木製品	384	
印刷・製本品	175	
食料	165	
其他	297	
計	258	
一時間当り平均賃銀		昭和4年
計	14	
紡織	10	
機械	24	
窯業	24	
化学	17	
製材・木製品	16	
印刷・製本品	23	
食料	21	
其他	13	

註 工場統計表に

斯くの如く賃銀支拂額は生産の増加に伴ひ絶対額としては増大して

るが、生産額に對する割合に於ては寧ろ減退し、之が少からず採算
 良化の原因となつてゐることが覗はれる。而して賃銀支拂額の増加は
 労働人員並に労働時間の増大に依つて齎らされたものであつて、時間
 當り賃銀は寧ろ減少を示した。即ち労働者数は六年末の百六十五萬二
 千人を最低として増加し八年末には百八十九萬三千人に達し四年末に
 比較して四%の増加に當り、労働時間も亦六年の四十六億六千八百萬
 時間より八年には五十三億六千七百萬時間に達してゐる。然るに一時
 間當り平均賃銀は四年の十四錢に對し六年以降八年迄十二錢を示して
 ゐる。印刷製本業が八年迄に二十一錢に上昇、四年當時の地位に復し
 金屬及機械工業を凌いで第一位を示した外各業類共に低下し、紡織工
 業は其間十錢から七錢に墜ち依然最低位に在る。

二、賃銀低下の趨勢

經濟不況の深刻化と之によりて必至化された産業合理化の進展とは
 賃銀水準の低下を齎らした。即ち男工の代りに女工、高給職工の代り
 に低給職工の採用と云つたやうな事情は定額賃銀の急落とならざるを
 得なかつた。尤も最近に於ては産業界の活況に伴ひ新規備入の増加と
 解雇の漸減によりて此落勢は稍々緩和せられるに至つたが、日銀調査
 の指數によつて觀るに、定額賃銀は、昭和元年(基準)以降低落の一途
 を辿り、七年八八・一、九年には更に八二・九となり其程度は男工より
 も女工に於て著しいものがあつた。

併し實收賃銀は之と稍々趣を異にし、昭和六年迄は續落したが、七
 年に入り業界活況と並に就業時間の増加の爲に向上に轉じた。此勢は
 八年には新規採用者の急増により抑壓されたが、九年に入り新規備入

の依然たる増加にも拘らず、優良職工に對する奨励金の賦與、就業時
 間の延長等により顯著なる上昇を齎らした。然し其位置は漸く昭和六
 年當時の夫れに復したるに過ぎず、而も女工に在りては依然低下を革
 めない状態である。

此情勢を業種別に觀れば、定額賃銀の低下は女工を使用すること大
 なる製絲、紡績、織物等纖維工業に於て最も顯著であつて、重工業方
 面に於ては比較的輕微であり、又實收賃銀は、機械、造船、金屬、製
 紙、人造肥料等に於て上昇顯著なるものがあり、製絲、紡績、織物等
 纖維工業に於ては寧ろ低下をさへ示してゐる。

賃銀指數の推移 (大正15年基準)

業種別	定額賃銀			實收賃銀		
	昭和4年	6年	9年	4年	6年	9年
男女工別						
男 工	98.6	91.5	84.0	102.6	92.0	96.3
女 工	97.4	87.9	78.0	96.4	77.4	67.3
平 均	98.6	91.3	82.9	103.9	90.7	91.2
業種別						
製 絲	94.3	72.7	60.4	94.2	67.8	61.3
紡 績	99.1	83.3	68.2	96.4	74.5	61.2
織 物	95.4	78.1	72.1	95.4	74.3	66.4
染色・整理	96.8	91.4	83.6	95.3	88.4	81.4
組物・編物	92.8	81.8	73.2	93.4	76.3	67.7
機 械	98.1	92.1	81.1	102.3	89.4	96.6
船 舶	100.9	95.4	89.7	101.6	86.6	98.4
車 輛	97.0	90.3	80.8	96.6	85.0	87.5
器 具	98.2	92.8	81.5	97.4	86.1	85.3
金 屬	100.4	94.4	86.6	103.7	93.7	98.0
窯 業	98.5	88.3	84.4	98.8	84.7	81.6
製 紙	100.8	93.2	88.6	102.5	94.7	91.8
製 藥	101.1	98.4	89.7	101.6	94.9	78.1
護 謄	96.9	92.2	82.4	104.6	92.2	86.2
人 造	103.6	100.5	98.8	101.7	94.4	94.6
飲 食	100.6	96.0	91.3	101.7	94.5	92.4
印 刷	95.7	88.8	81.1	99.5	92.8	90.3
製 本						
製 材	98.1	85.1	76.7	96.5	78.9	73.0

註 日銀調に據る。

賃銀實額に於て、女工が男工に比較して著しく低廉なるは勿論にし

第四章 生産原價に影響を及ぼすべき諸條件

て、即ち定額賃銀は昭和九年男工の一圓三十五錢に對し女工は六十八錢に過ぎず、實收賃銀も男工二圓十七錢に對し女工七十錢である。而も労働者中女工が殆んど半を占める我國工業に於て斯くの如く女工賃銀の低廉にして、且最近低下傾向を續けてゐることは特に注目すべきものと言はなければならぬ。

賃銀實額を業種別に觀れば機械器具工業が男女工を通じて最高位を示し纖維染色工業が最低である。機械器具工業に於ける男工平均賃銀は昭和九年實額一圓五十九錢、實收二圓七十五錢であるが、尙四年當時に比すれば前者三十錢安後者十錢安である。近時女工數も増加して

賃銀實額 (單位 圓)

		男 工			女 工		
		昭和4年	6年	9年	4年	6年	9年
纖維工業	定額	1.337	1.198	1.117	.851	.705	.623
	實收	1.611	1.469	1.376	1.005	.769	.675
製絲業	定額	1.223	1.025	.901	.915	.705	.786
	實收	1.241	.994	.920	.946	.681	.615
紡績業	定額	1.413	1.303	1.254	.913	.767	.628
	實收	1.617	1.463	1.364	1.048	.810	.665
機械器具工業	定額	1.892	1.778	1.593	.889	.863	.763
	實收	2.926	2.572	2.751	1.187	1.090	.983
機械工業	定額	1.963	1.843	1.623	.877	.863	.748
	實收	2.961	2.589	2.801	1.148	.985	1.007
金屬工業	定額	1.818	1.709	1.567	.880	.843	.768
	實收	2.996	2.709	2.832	1.131	1.055	.978
化學工業	定額	1.588	1.489	1.384	.789	.737	.672
	實收	2.106	1.911	1.802	.943	.852	.760
飲食物工業	定額	1.611	1.536	1.462	.814	.765	.704
	實收	2.045	1.901	1.859	.953	.907	.822
雜工業	定額	1.854	1.699	1.529	.968	.898	.759
	實收	2.282	2.072	1.952	1.078	.971	.837
總平均	定額	1.593	1.470	1.348	.863	.771	.681
	實收	2.302	2.059	2.171	1.008	.790	.700

註 日銀調に據る

るが、男工が九〇%を占めてゐる以上問題とはならない。女工が現に八〇%以上に達し而も益々増加趨勢に在る纖維染色工業に於ては女工の賃銀は實收、定額共に其低下著しく、前者は四年の八十五錢より九年の六十二錢に、後者は一圓一錢より六十八錢に低下してゐる。更に其細目を觀るに、製絲業に於ける女工賃銀は九年に昂騰したとは言へ尙定額七十九錢、實收六十二錢にして四年當時の各九十錢臺に比し甚しき低落にして、而も實收が定額以下に著しく減退したことは斯業の特例である。

紡績業に在りては女工の定額賃銀は四年の九十一錢に對し九年の六十三錢に又實收賃銀は一圓五錢より六十七錢に低下し、他方男工の賃銀も低下してゐるが女工の約二倍に當る。最近の如く男工よりも女工の増加著しき情勢に於て之が採算上に良化を齎らしたであらうことは争へない。

三、就業労働者及労働時間の趨勢

就業労働者數は不況進展に伴ひ昭和六年迄減少を續け、日銀労働人員指數によれば昭和元年から六年迄の減退率は二五・六%であつた。併し其後の工業界の活況化に依り八年以降顯著なる増加を示した。之を業種別に觀れば更に興味ある變遷が認められる。

昭和六年迄の就業人員の減少は纖維工業に於て特に著しかつたが、機械工業其他の重工業に於ては四年頃迄寧ろ増加を示してゐた丈に其後の減少に急激なるものがあつた。又八年以降に於ける就業人員の急増は主として機械、金屬等重工業の方向に最も顯著に現はれ、纖維工業にありては寧ろ比較的に緩であつた。而して昭和六年迄の減少は主として不況の影響の下に於ける人員整理の結果ではあるが、其背後に

員指數

(基準)

年	6年	9年
1.1	74.4	91.3
3.6	81.0	98.4
3.8	68.0	84.3
4.6	70.8	60.2
2.3	62.3	69.4
0.7	65.2	75.9
9.5	81.6	104.7
9.6	74.1	89.0
1.8	96.5	168.8
3.5	78.1	101.9
8.7	85.8	104.6
2.2	84.8	128.6
7.5	90.3	117.2
1.7	69.9	80.7
0.6	76.2	80.4
2.7	91.5	124.2
8.5	122.0	148.5
36.4	77.6	83.4
90.7	79.8	84.5
90.5	94.3	95.4
39.4	75.7	75.9

就業労働者數と關聯して考慮すべきは不況に因る整理の結果賃銀の低廉なる女工の割合の増加したことであつて其割合は昭和六年末には實に五三・四%に達した。尤も最近は稍々低下したが尙八年末四九・一% (日銀労働統計によれば昭和九年末五〇・六%) であつた。女工の最も多いのは纖維工業であつて約八割

註 紡績聯合會調査、綿絲紡績事情参考書に據る。
第四章 生産原價に影響を及ぼすべき諸條件

昭和元年平均	四年	五年	六年
五,〇〇三	五,七六四	五,九〇四	七,五〇三
一四,一七七	一四,四九〇	九,〇〇八	一三,七六一
三三・三	四六・五	六〇・一	六二・一
五,六九九	六,六四〇	六,四三二	七,九三〇
四,一七七	三,三〇九	三,〇三四	三,〇七九
一・三六	二・〇一	二・八〇	二・五九

於て産業合理化と之に基く労働強化のあつたことも看過されてはならない。紡績業等に於ては特に此點が明瞭で、最近の人員増加の比較的に緩であつたことも此處に一半の原因が潜むものと察せられる。即ち紡績業に於ける女工一人當り運轉錘數は昭和元年の三五・三本より四年の四六・五本となり、更に九年には六一・六本に達し、更に織布部門に付いて見ても女工一人當り織機臺數は同上期間に一・三六臺より二・〇一臺及二・五九臺に増加してゐる。

女工一人當り紡績錘數及織機臺數

労働人員指數

(大正15年基準)

	昭和4年	6年	9年
【男女別】			
平 均	91.1	74.4	91.3
男 工	98.6	81.0	98.4
女 工	83.8	68.0	84.3
【業種別】			
製 絲	94.6	70.8	60.2
紡 績	82.3	62.3	69.4
織 物	80.7	65.2	75.9
染 色・整 理	99.5	81.6	104.7
組 物・編 物	79.6	74.1	89.0
機 械	111.8	96.5	168.8
船 舶	113.5	78.1	101.9
車 輛	108.7	85.8	104.6
器 具	92.2	84.8	128.6
金 屬	107.5	90.3	117.2
窯 業	91.7	69.9	80.7
製 紙	90.6	76.2	80.4
製 藥	102.7	91.5	124.2
護 謨	118.5	122.0	148.5
製 品	86.4	77.6	83.4
肥 料	90.7	79.8	84.5
飲 食	100.5	94.3	95.4
製 本	89.4	75.7	75.9
材・家 具			

註 日銀調に據る。

昭和	定額	實收
織維工業	1.1	1.1
製絲業	1.1	1.1
紡績業	1.1	1.1
機械器具工業	1.1	1.1
機械工業	2.1	2.1
金屬工業	1.1	1.1
化學工業	2.1	2.1
飲食物工業	1.1	1.1
雜工業	2.1	2.1
總平均	1.1	1.1

註 日銀調に據る

昭和六年迄の就業人員の減少は綿絲工業に於て特著した。機械工業其他の重工業に於ては四年頃迄寧ろ増加を示してゐた丈に其後の減少に急激なるものがあつた。又八年以降に於ける就業人員の急増は主として機械、金屬等重工業の方向に最も顯著に現はれ、織維工業にありては寧ろ比較的に緩であつた。而して昭和六年迄の減少は主として不況の影響の下に於ける人員整理の結果ではあるが、其背後に

就業労働者中女工の占むる割合(%)

	昭和4年末	6年末	8年末
紡織工業	81.6	82.4	81.2
製絲業	92.4	92.7	92.6
紡績業	77.5	80.8	83.8
金屬工業	8.4	7.5	7.9
機械器具工業	6.5	7.1	8.3
窯業	18.2	16.6	18.6
化學工業及業	33.2	35.1	35.1
材工業業	8.3	7.8	8.5
印刷製工業	12.6	11.5	11.5
食品工業	14.9	14.4	17.3
瓦斯及電氣業	1.0	1.3	0.8
其他	53.5	51.3	51.7
計	53.1	53.4	49.1

註 商工省工場統計に據る。

趣を異にし、織維工業に於ける労働時間には殆ど増減を見ないのに機械器具、化學工業等に於て著しく増加し、最長時間を示すに至つたことは最近の産業界の景況を反映するものとして注目を要すべき所であ

より六年の九・三三時間に短縮せられたが、業種別に看れば機械工業、化學工業等に於ける短縮は比較的輕微であるが、織維工業殊に紡績業に於て顯著であつた。之は深夜業廢止に基くものと言ふべきであらう。然るに昭和七年以降は著しく

就業労働者數と關聯して考慮すべきは不況に因る整理の結果賃銀の低廉なる女工の割合の増加したことであつて其割合は昭和六年末には實に五三・四%に達した。尤も最近は稍々低下したが尙八年末四九・一% (日銀労働統計によれば昭和九年末五〇・六%) であつた。女工の最も多いのは織維工業であつて約八割 (製絲業は九割三分紡績業は八割四分) を占め、他工業に於ては、化學工業三割五分、窯業一割八分、食料品工業一割七分、機械器具工業八分であつて、概ね近時増加傾向を示してゐることは注目すべき現象である。

労働時間は工業總平均としては昭和元年の九・七五時間

第四章 生産原價に影響を及ぼすべき諸條件

る。

正味一日労働時間 (單位 時間)

業種	大正十五年 昭和四年 六年 七年 八年 九年					
	大正十五年	昭和四年	六年	七年	八年	九年
總平均	九・七五	九・五〇	九・三三	九・六八	九・四〇	九・五〇
纖維染色工業	一〇・三三	一〇・〇一	九・四九	九・四七	九・四八	九・五〇
紡績業	九・八四	八・九五	八・五三	八・四八	八・四八	八・四九
機械器具工業	九・二八	九・三六	九・一五	九・三六	九・六九	九・四四
化學工業	九・四〇	九・四〇	九・三五	九・四〇	九・四四	九・四五
食物工業	九・二六	九・三六	九・三〇	九・三五	九・二六	九・三〇
雜工業	九・三三	九・三三	九・三三	九・二七	九・三三	九・四〇

註 日銀労働統計に據る、機械器具工業には金屬工業を含む。

四、労働生産力

産業合理化による能率の増進と賃銀低下の趨勢とが生産原價の著し

業種	労働者一人當り生産額(圓)		労働時間一時間當り生産額(圓)		支拂賃銀一圓當り生産額(圓)	
	昭和四年	六年 八年	昭和四年	六年 八年	昭和四年	六年 八年
總額	四、三九三	三、二五五 四、一五二	一・四二	一・一一 一・四四	一〇・三五	九・四二 一二・三七
紡織	三、一八〇	二、一四三 三、二二一	一・〇六	〇・七六 一・二二	一〇・七七	九・六三 一五・三六
金屬	七、六四一	五、一〇六 六、九三三	二・四八	一・六五 二・三六	一〇・五四	八・三八 一二・三九
機械	三、八七三	三、一四五 三、五六一	一・二六	一・〇〇 一・一八	五・三三	五・〇一 五・七九
窯業	三、八五二	二、五五一 三、一〇一	一・一八	〇・九八 一・二二	六・八〇	六・六九 七・八三
化學	八、八三五	六、六八七 八、八六八	二・八一	二・二八 二・六八	一七・四四	一四・七二 一九・三九
製材	三、四九六	二、五九三 二、八五三	一・一八	〇・八八 一・〇〇	五・六九	六・七二 七・九〇
木製品	三、七二五	三、四四〇 三、三六三	一・一七	〇・九四 一・一〇	五・七二	五・八三 五・三五
印刷製本	八、〇五四	六、二七五 七、一五〇	三・八八	二・九八 三・三六	二四・〇二	二〇・九九 二五・三三
食品	二、七二二	二、〇五一 二、四六九	〇・九八	〇・七一 〇・九〇	七・七五	六・六四 八・七八
其他						

註 商工省工場統計に據る、電氣瓦斯事業を除く。

註 英國は Ministry of Labour Gazette, 米國は N. I. C. B. 調による週給賃銀指數、日本は日銀調賃銀指數。

尤も對外競争力といふ立場から、爲替相場の低落を考慮に入れるとすれば、金輸出再禁止後我國の賃銀は英米に對し四割見當の低下を示

き低減を齎らしたことは労働者、労働時間乃至支拂賃銀に對する生産原價の割合の増加に徴し明かにして、殊に紡織工業に於て顯著であつた。

此割合が昭和九年に更に一段の増進を示したであらうことは容易に推定せられる所であるが、今例を紡績業にとり職工一人當り一日平均生産高を觀れば次の如くである。

紡績會社職工一人當り一日生産高 (單位 匁)

業種	昭和元年	四年	六年	九年
女工一人當り生産高	二、九六四	三、九二一	四、六九	四、九六六
男女工平均一人當り生産高	二、三〇三	三、〇四九	三、七二二	四、〇三八

註 紡績聯合會調査、綿絲紡績事情參考書に據る。

五、賃銀及労働時間の國際的比較

我國最近の貿易躍進を以て所謂ソシアル・ダンピングに基づくものもあるが、労働條件、殊に賃銀の國際的比較は完全なる統計資料を缺き明確に論斷することは困難である。只僅かに其間の趨勢を一應窺知し得るに過ぎない。

昭和四年を基準とする日英米三國の賃銀指數を比較するに、我國は英國に比すれば低落が大であるが、米國との關係に於ては寧ろ小である。

日英米賃銀指數 (昭和四年基準)

國名	昭和五年	六年	七年	八年	九年
英國	100	九八	九六	九五	九六
米國	九二	七九	六〇	六三	七一
日本	九五	八七	八五	八六	八八

したことになるから、斷然我國に於て低廉となるべきである。賃銀實額の國際的比較は極めて困難であり且不正確たるを免れないが、日、英、米の週賃銀を對比すれば上表の如くにして、平價換算にて我國賃銀は英米の夫れの殆んど二分の一に近く、更に我國工業に於て女工が約半數を占める事實は其の差を一層大ならしむるも

日英米三國業種別週給比較 (1934年12月現在)

業種	英 國		米 國		日 本		
	平均換算 円	爲替相場 換算 円	新平均換算 円	爲替相場 換算 円	實 收 円	定 額 円	
綿 工 業 (平均實收)	15.50	27.23	25.52	74.81	14.74	8.69	
羊毛工業(シ)	19.57	34.38	17.88	52.41	4.63	4.41	
機械工業(基準定額)							
仕上及旋盤工	28.84	50.68	21.03	61.55	9.00	7.27	
鐵 鑄 物 工	30.46	53.46	16.53	48.45	4.44	4.08	
造 型 工	30.92	54.36	26.20	76.79	8.89	8.16	
不 熟 練 工	20.54	36.09	16.10	47.20	4.36	4.06	
造 船 業(シ)							
船 大 工	29.29	51.46	21.10	61.86	18.68	10.17	
指 物 工	29.29	51.46	—	—	6.44	4.88	
不 熟 練 工	20.01	35.17	25.10	73.56	18.97	10.32	
電氣取付業(シ)	34.86	61.25	17.50	51.30	7.82	4.73	
建 築 業 (大都市基準)							
煉 瓦 工	31.97	56.18	28.37	83.15	19.15	10.02	
大 工	31.93	56.11	17.44	51.12	6.49	4.91	
ペンキ工	31.77	55.82	28.97	84.92	11.89	8.89	
不 熟 練 工	24.08	42.31	18.27	53.55	5.06	4.34	
印刷製本業(シ)							
植 字 工	36.04	63.36	29.02	85.06	11.98	9.33	
製 本 工	35.92	63.11	20.87	61.16	5.40	4.54	
			印刷業(男)	38.26	112.15	13.26	9.82
			印刷業(女)	19.65	57.58	5.42	4.85

註 英國 Ministry of Labour Gazette に據る、綿工業及羊毛工業は12月15日に終る1週間賃銀支拂額を労働人員にて除したるもの。米國 N. I. C. B. 調。日本は日銀調、實收賃銀日給を、1週間を6日半として計算換算せるもの。

次に労働時間に於ては我國は英米に比して著しく長く、我國の一週間を六日半として計算せる週正味労働時間は、英國の四十六乃至四十八時間、米國の三十九時間に對し平均六二・二一時間である。而して此比較の時期は昨年末であるが、我國工業の他の二國に比し一層活況にあつたことも考へられなければならぬ。

斯くして獲られた労働費の節約は經營能率の増進と相俟つて原料費の不廉を相殺して餘りがあり、我國産業の躍進を招來する最も有力なる動因となつた。而して我國低賃銀の由つて來つた原因に付いては、種々取沙汰せられてゐるが、畢竟人口の過剰、

尤も對外競争力といふ立場から、爲替相場の低落を考慮に入れるとすれば、金輸出再禁止後我國の賃銀は英米に對し四割見當の低下を示

註 英國は Ministry of Labour Gazette、米國は N. I. C. B. 調による週給賃銀指數、日本は日銀調實收賃銀指數。

したことになるから、斷然我國に於て低廉となるべきである。賃銀實額の國際的比較は極めて困難であり且不正確たるを免れないが、日、英、米の週賃銀を對比すれば上表の如くにして、平價換算にて我國賃銀は英米の夫れの殆んど二分の一に近く、更に我國工業に於て女工が約半數を占める事實は其の差を一層大ならしむるものである。

以上の數字は斷片的材料に過ぎず、實際上は幾多の修正を要すべきも參考の一端とはなるであらう。今實例を綿絲紡績にとり四十番手精紡迄の工銀を比較しても、英國及瑞西は我國の二倍三分、米國の如きは實に三倍七分に達してゐる。

註 商工省工場統計に據る、電氣瓦斯事業を除く。

業種	英 國	米 國	日 本
其 他	二、七二二	二、〇五一	二、四六九
食 料 品	八、〇五四	六、七五七	一、一五〇
印 刷 製 本	三、七五三	四、四〇三	三、六三三
木 製 材	三、四九六	二、五九三	三、八五三
化 學 品	八、八三六	六、六六八	七、八六八
木 製 材	二、八八一	二、二八六	二、八八一
食 料 品	一、〇八八	一、〇〇〇	二、〇〇〇
印 刷 製 本	一、一七〇	〇、九四四	一、一〇〇
木 製 材	三、八八八	二、九八八	三、三三六
化 學 品	〇、九九〇	〇、七〇一	〇、九二〇
木 製 材	七、七五〇	二、四〇二	二、〇九二
食 料 品	六、六四四	二、〇九二	二、五三三
印 刷 製 本	八、七七八	二、五三三	二、五三三
木 製 材	一、七〇四	一、四七三	一、九三九
化 學 品	五、六九六	六、七三三	七、九三〇
木 製 材	二、四〇二	二、〇九二	二、五三三
食 料 品	二、五三三	二、五三三	二、五三三
印 刷 製 本	二、五三三	二、五三三	二、五三三
木 製 材	二、五三三	二、五三三	二、五三三
化 學 品	二、五三三	二、五三三	二、五三三
木 製 材	二、五三三	二、五三三	二、五三三
食 料 品	二、五三三	二、五三三	二、五三三
印 刷 製 本	二、五三三	二、五三三	二、五三三
木 製 材	二、五三三	二、五三三	二、五三三
化 學 品	二、五三三	二、五三三	二、五三三
木 製 材	二、五三三	二、五三三	二、五三三
食 料 品	二、五三三	二、五三三	二、五三三
印 刷 製 本	二、五三三	二、五三三	二、五三三
木 製 材	二、五三三	二、五三三	二、五三三
化 學 品	二、五三三	二、五三三	二、五三三
木 製 材	二、五三三	二、五三三	二、五三三
食 料 品	二、五三三	二、五三三	二、五三三
印 刷 製 本	二、五三三	二、五三三	二、五三三
木 製 材	二、五三三	二、五三三	二、五三三
化 學 品	二、五三三	二、五三三	二、五三三
木 製 材	二、五三三	二、五三三	二、五三三
食 料 品	二、五三三	二、五三三	二、五三三
印 刷 製 本	二、五三三	二、五三三	二、五三三
木 製 材	二、五三三	二、五三三	二、五三三
化 學 品	二、五三三	二、五三三	二、五三三
木 製 材	二、五三三	二、五三三	二、五三三
食 料 品	二、五三三	二、五三三	二、五三三
印 刷 製 本	二、五三三	二、五三三	二、五三三
木 製 材	二、五三三	二、五三三	二、五三三
化 學 品	二、五三三	二、五三三	二、五三三
木 製 材	二、五三三	二、五三三	二、五三三
食 料 品	二、五三三	二、五三三	二、五三三
印 刷 製 本	二、五三三	二、五三三	二、五三三
木 製 材	二、五三三	二、五三三	二、五三三
化 學 品	二、五三三	二、五三三	二、五三三
木 製 材	二、五三三	二、五三三	二、五三三
食 料 品	二、五三三	二、五三三	二、五三三
印 刷 製 本	二、五三三	二、五三三	二、五三三
木 製 材	二、五三三	二、五三三	二、五三三
化 學 品	二、五三三	二、五三三	二、五三三
木 製 材	二、五三三	二、五三三	二、五三三
食 料 品	二、五三三	二、五三三	二、五三三
印 刷 製 本	二、五三三	二、五三三	二、五三三
木 製 材	二、五三三	二、五三三	二、五三三
化 學 品	二、五三三	二、五三三	二、五三三
木 製 材	二、五三三	二、五三三	二、五三三
食 料 品	二、五三三	二、五三三	二、五三三
印 刷 製 本	二、五三三	二、五三三	二、五三三
木 製 材	二、五三三	二、五三三	二、五三三
化 學 品	二、五三三	二、五三三	二、五三三
木 製 材	二、五三三	二、五三三	二、五三三
食 料 品	二、五三三	二、五三三	二、五三三
印 刷 製 本	二、五三三	二、五三三	二、五三三
木 製 材	二、五三三	二、五三三	二、五三三
化 學 品	二、五三三	二、五三三	二、五三三
木 製 材	二、五三三	二、五三三	二、五三三
食 料 品	二、五三三	二、五三三	二、五三三
印 刷 製 本	二、五三三	二、五三三	二、五三三
木 製 材	二、五三三	二、五三三	二、五三三
化 學 品	二、五三三	二、五三三	二、五三三
木 製 材	二、五三三	二、五三三	二、五三三
食 料 品	二、五三三	二、五三三	二、五三三
印 刷 製 本	二、五三三	二、五三三	二、五三三
木 製 材	二、五三三	二、五三三	二、五三三
化 學 品	二、五三三	二、五三三	二、五三三
木 製 材	二、五三三	二、五三三	二、五三三
食 料 品	二、五三三	二、五三三	二、五三三
印 刷 製 本	二、五三三	二、五三三	二、五三三
木 製 材	二、五三三	二、五三三	二、五三三
化 學 品	二、五三三	二、五三三	二、五三三
木 製 材	二、五三三	二、五三三	二、五三三
食 料 品	二、五三三	二、五三三	二、五三三
印 刷 製 本	二、五三三	二、五三三	二、五三三
木 製 材	二、五三三	二、五三三	二、五三三
化 學 品	二、五三三	二、五三三	二、五三三
木 製 材	二、五三三	二、五三三	二、五三三
食 料 品	二、五三三	二、五三三	二、五三三
印 刷 製 本	二、五三三	二、五三三	二、五三三
木 製 材	二、五三三	二、五三三	二、五三三
化 學 品	二、五三三	二、五三三	二、五三三
木 製 材	二、五三三	二、五三三	二、五三三
食 料 品	二、五三三	二、五三三	二、五三三
印 刷 製 本	二、五三三	二、五三三	二、五三三
木 製 材	二、五三三	二、五三三	二、五三三
化 學 品	二、五三三	二、五三三	二、五三三
木 製 材	二、五三三	二、五三三	二、五三三
食 料 品	二、五三三	二、五三三	二、五三三
印 刷 製 本	二、五三三	二、五三三	二、五三三
木 製 材	二、五三三	二、五三三	二、五三三
化 學 品	二、五三三	二、五三三	二、五三三
木 製 材	二、五三三	二、五三三	二、五三三
食 料 品	二、五三三	二、五三三	二、五三三
印 刷 製 本	二、五三三	二、五三三	二、五三三
木 製 材	二、五三三	二、五三三	二、五三三
化 學 品	二、五三三	二、五三三	二、五三三
木 製 材	二、五三三	二、五三三	二、五三三
食 料 品	二、五三三	二、五三三	二、五三三
印 刷 製 本	二、五三三	二、五三三	二、五三三
木 製 材	二、五三三	二、五三三	二、五三三
化 學 品	二、五三三	二、五三三	二、五三三
木 製 材	二、五三三	二、五三三	二、五三三
食 料 品	二、五三三	二、五三三	二、五三三
印 刷 製 本	二、五三三	二、五三三	二、五三三
木 製 材	二、五三三	二、五三三	二、五三三
化 學 品	二、五三三	二、五三三	二、五三三
木 製 材	二、五三三	二、五三三	二、五三三
食 料 品	二、五三三	二、五三三	二、五三三
印 刷 製 本	二、五三三	二、五三三	二、五三三
木 製 材	二、五三三	二、五三三	二、五三三
化 學 品	二、五三三	二、五三三	二、五三三
木 製 材	二、五三三	二、五三三	二、五三三
食 料 品	二、五三三	二、五三三	二、五三三
印 刷 製 本	二、五三三	二、五三三	二、五三三
木 製 材	二、五三三	二、五三三	二、五三三
化 學 品	二、五三三	二、五三三	二、五三三
木 製 材	二、五三三	二、五三三	二、五三三
食 料 品	二、五三三	二、五三三	二、五三三
印 刷 製 本	二、五三三	二、五三三	二、五三三
木 製 材	二、五三三	二、五三三	二、五三三
化 學 品	二、五三三	二、五三三	二、五三三
木 製 材	二、五三三	二、五三三	二、五三三
食 料 品	二、五三三	二、五三三	二、五三三
印 刷 製 本	二、五三三	二、五三三	二、五三三
木 製 材	二、五三三	二、五三三	二、五三三
化 學 品	二、五三三	二、五三三	二、五三三
木 製 材	二、五三三	二、五三三	二、五三三
食 料 品	二、五三三	二、五三三	二、五三三
印 刷 製 本	二、五三三	二、五三三	二、五三三
木 製 材	二、五三三	二、五三三	二、五三三
化 學 品	二、五三三	二、五三三	二、五三三
木 製 材	二、五三三	二、五三三	二、五三三
食 料 品	二、五三三	二、五三三	二、五三三
印 刷 製 本	二、五三三	二、五三三	二、五三三
木 製 材	二、五三三	二、五三三	二、五三三
化 學 品	二、五三三	二、五三三	二、五三三
木 製 材	二、五三三	二、五三三	二、五三三
食 料 品	二、五三三	二、五三三	二、五三三
印 刷 製 本	二、五三三	二、五三三	二、五三三
木 製 材	二、五三三	二、五三三	二、五三三
化 學 品	二、五三三	二、五三三	二、五三三
木 製 材	二、五三三	二、五三三	二、五三三
食 料 品	二、五三三	二、五三三	二、五三三
印 刷 製 本	二、五三三	二、五三三	二、五三三
木 製 材	二、五三三	二、五三三	二、五三三
化 學 品	二、五三三	二、五三三	二、五三三
木 製 材	二、五三三	二、五三三	二、五三三
食 料 品	二、五三三	二、五三三	二、五三三
印 刷 製 本	二、五三三	二、五三三	二、五三三
木 製 材	二、五三三	二、五三三	二、五三三
化 學 品	二、五三三	二、五三三	二、五三三
木 製 材	二、五三三	二、五三三	二、五三三
食 料 品	二、五三三	二、五三三	二、五三三
印 刷 製 本	二、五三三	二、五三三	二、五三三
木 製 材	二、五三三	二、五三三	二、五三三
化 學 品	二、五三三	二、五三三	二、五三三
木 製 材	二、五三三	二、五三三	二、五三三
食 料 品	二、五三三	二、五三三	二、五三三
印 刷 製 本	二、五三三	二、五三三	二、五三三
木 製 材	二、五三三	二、五三三	二、五三三
化 學 品	二、五三三	二、五三三	二、五三三
木 製 材	二、五三三	二、五三三	二、五三三
食 料 品	二、五三三	二、五三三	二、五三三
印 刷 製 本	二、五三三	二、五三三	二、五三三
木 製 材	二、五三三	二、五三三	二、五三三
化 學 品	二、五三三	二、五三三	二、五三三
木 製 材	二、五三三	二、五三三	二、五三三
食 料 品	二、五三三	二、五三三	二、五三三
印 刷 製 本	二、五三三	二、五三三	二、五三三
木 製 材	二、五三三	二、五三三	二、五三三
化 學 品	二、五三三	二、五三三	

第四章 生産原價に影響を及ぼすべき諸條件

半農業國たる事情、生活費の低廉、生活様式の簡易、中小企業の重要性、女工の増勢等我國社會組織及産業組織の特性に求められるべきであつて、之等の事情を究めず、單に表面的事實のみを見て労働條件の劣悪化を云爲するのは論を俟たない。尙之に關聯して考慮すべきは我國に於て賃銀以外に各種の報酬が附加せられてゐることであつて、所謂福利施設費、手當、年金、扶助料等の追加的報酬が歐米に比較して多額に上つてゐるのである。此等の追加的報酬額が幾何に上るかに付いては確たる資料がないが、工業俱樂部調査に係る昭和六年上期に於ける數字を示せば賃銀七八・五%、福利施設費一八・七%、扶

福利施設費、賃銀並扶助料割合 (昭和六年上期)

業種	福利施設費		賃銀		扶助料	
	円	円	%	%	円	%
機械器具	三三・三四	三九・九六	九三・八	四・三	一・九	一・九
造船車輛	三四・七七	三六・四七	七九・七	一七・四	二・九	二・九
金屬屬	五三・三六	四六・八八	八五・六	一三・三	三・一	三・一
化學	三四・一八	三〇・一五	八四・八	一三・四	一・八	一・八
飲食物	五〇・四四	三九・〇二	八四・八	一四・〇	一・二	一・二
雜業	一八・四三	三三・五三	九四・一	四・四	一・五	一・五
瓦斯電氣	八一・五七	五〇・一六	九〇・九	八・六	〇・五	〇・五
鐵道軌道	五二・四五	二四・三一	七三・一	二二・七	五・二	五・二
船舶	三五・六八	三八・八七	九三・三	六・五	〇・二	〇・二
運輸倉庫	一六・九七	三三・四三	六三・四	三六・六	〇・〇〇	〇・〇〇
土木建築	五三・二一	五三・一〇	九一・二	八・四	〇・四	〇・四
商業	七七・〇〇	七七・〇〇	九〇・五	九・五	—	—
平均	九六・五八	四九・七七	八一・六	一八・四	—	—
總平均	五七・二八	三九・二七	八五・五	一八・七	二・七	二・七

註 日本工業俱樂部調に據る。

消費燃料(瓦斯を除く)の中七割以上は石炭にして、コークス、石油が之に次ぐ。尤も最近後はの二者殊に石油の割合が増大したが、尙各一割程度に過ぎなかつた。

燃料消費額は、生産の活況に追隨して數量的に増加したのみでなく、也面買各昂騰によつても増加した。殊て九年では、石炭、コークス等

助料二・八%の割合となつてゐる。

第四節 燃料及動力費

我國の輸出は纖維工業の如き比較的燃料及動力費の僅少なる産業を中心としてゐるが、最近其産業機構が化學工業、機械乃至金屬工業等重工業方面に進展しつゝあり、従つて燃料費及動力費の負擔は漸次重要視せられるに至つた。

一、燃料費

本邦工業に於ける燃料費(瓦斯を除く)の工産額(電氣及瓦斯事業を除く)に對する割合は、工場統計によれば、二%にして、其割合の最も大なるは窯業(一〇・四%)次で金屬、化學、機械等である。而して燃料費は最近の傾向としては勿論増大してゐるが、生産増勢に比すれば尙寧ろ低下が認められる。

燃料使用額の工産額に對する割合(%)

業種	昭和四年				昭和五年				昭和六年				昭和七年				昭和八年			
	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
總額	一・八	二・二	二・〇	一・八	二・二	二・〇	一・八	一・八	二・二	二・〇	一・八	一・八	二・二	二・〇	一・八	一・八	二・二	二・〇	一・八	一・八
紡織工業	一・五	二・一	一・六	一・四	二・一	一・六	一・四	一・二	二・一	一・六	一・四	一・二	二・一	一・六	一・四	一・二	二・一	一・六	一・四	一・二
金屬工業	二・六	三・二	三・三	二・八	三・二	三・三	二・八	二・九	三・二	三・三	二・八	二・九	三・二	三・三	二・八	二・九	三・二	三・三	二・八	二・九
機械工業	一・三	一・三	一・二	一・一	一・三	一・二	一・一	一・三	一・三	一・二	一・一	一・三	一・三	一・二	一・一	一・三	一・三	一・二	一・一	一・三
窯業	一〇・二	一・六	一・三	九・八	一・六	一・三	一・三	一〇・四	一・六	一・三	一・三	一〇・四	一・六	一・三	一・三	一〇・四	一・六	一・三	一・三	一〇・四
化學工業	二・〇	二・五	二・四	二・二	二・五	二・四	二・二	二・一	二・五	二・四	二・二	二・一	二・五	二・四	二・二	二・一	二・五	二・四	二・二	二・一
製材・木製品業	〇・三	〇・三	〇・三	〇・四	〇・三	〇・三	〇・四	〇・五	〇・三	〇・三	〇・四	〇・五	〇・三	〇・三	〇・四	〇・五	〇・三	〇・三	〇・四	〇・五
印刷・製本業	〇・六	〇・三	〇・六	〇・三	〇・三	〇・六	〇・三	〇・四	〇・六	〇・三	〇・六	〇・三	〇・六	〇・三	〇・六	〇・三	〇・六	〇・三	〇・六	〇・三
食料品工業	一・五	一・八	一・四	一・二	一・八	一・四	一・二	一・三	一・五	一・八	一・四	一・二	一・五	一・八	一・四	一・二	一・五	一・八	一・四	一・二
其他	〇・八	〇・九	一・七	〇・七	〇・九	一・七	〇・七	〇・七	〇・八	〇・九	一・七	〇・七	〇・八	〇・九	一・七	〇・七	〇・八	〇・九	一・七	〇・七

註 工場統計表に據る、電氣及瓦斯事業を除く。

製造原價に對する石炭費の割合(%)

業種	昭和四年		昭和五年		昭和六年		昭和七年		昭和八年	
	直接	間接	直接	間接	直接	間接	直接	間接	直接	間接
製鉄業	四一・四	四〇・八	四一・四	四〇・八	四一・四	四〇・八	四一・四	四〇・八	四一・四	四〇・八
製鋼業	九・七	三・八	九・七	三・八	九・七	三・八	九・七	三・八	九・七	三・八
セメント業	二七・五	三九・一	二七・五	三九・一	二七・五	三九・一	二七・五	三九・一	二七・五	三九・一

論該調査は限定せられたる會社に付して行はれたものであるが、以て石炭費の一斑を知る

船	一六・九七	三三・三三	七・九	三・四	三・六	〇・〇三
運輸倉庫	五・二一	五三・一〇	—	九・二	八・四	〇・四
土木建築	七・〇〇	七三・〇三	—	九・五	九・五	—
商業	九六・五八	四九・七七	—	八・六	一八・四	—
總平均	五七・二八	三九・二七	八・八	六・五	一八・七	二・七

註 日本工業俱樂部調に據る。

消費燃料（瓦斯を除く）の中七割以上は石炭にして、コークス、石油が之に次ぐ。尤も最近後はの二者殊に石油の割合が増大したが、尙各一割程度に過ぎなかつた。

燃料消費額は、生産の活況に追隨して數量的に増加したのみでなく、他面價格昂騰によつても増加した。殊に九年には、石炭、コークス等の價格の著しき騰貴を見たから、九年に於ける燃料費の負擔の可成り増大したことは推測に難くない。特に炭價の昂騰は使用燃料中七割以上を占むる關係上、工業界にとり一大打撃と云はなければならぬ。

主要燃料卸賣物價（單位 圓）

	昭和五年	六年	七年	八年	九年
石炭（九州炭・一噸）	一七・九	一三・六六	二二・七三	一五・七一	一七・一〇
コークス（一噸）	三三・八七	三三・五	三三・六	三三・〇一	元・〇〇
重油（一函）	一・九四	一・六	二・〇四	二・四	二・七
薪（十貫）	〇・七三	〇・七	〇・五	〇・五	〇・六
木炭（十貫）	二・五	二・一〇	一・八〇	二・三三	二・五

註 商工省調、東京市中相場。

前述の如く燃料費は生産總額に對し二%に充たないが、窯業、化學工業、金屬工業等に於ては燃料殊に石炭費が生産原價の主要なる部分を占めるものが多い。更に此等直接の石炭費のみならず、運賃、瓦斯、電氣、工場設備の修理材料、製品の包装荷造、用紙、箱等に含まる石炭費を考慮すれば、炭價の昂騰の生産原價に及ぼす影響は少くない。今大阪工業會が主要工業に付き行へる石炭費の調査によれば、其製造原價に對する割合は次表の如く著しく大となり、鐵鋼及セメントに於ては約四〇%に及び、最低の紡績に於てさへ三%を超えてゐる。勿

第四章 生産原價に影響を及ぼすべき諸條件

化學工業	二・〇	二・五	二・四	二・一
製材・木製品業	〇・三	〇・三	〇・三	〇・五
印刷・製本業	〇・六	〇・三	〇・六	〇・四
食料品工業	一・五	一・八	一・四	一・三
其他	〇・八	〇・九	一・七	〇・七

註 工場統計表に據る、電氣及瓦斯事業を除く。

製造原價に對する石炭費の割合（%）

製銑業	四一・四八	四一・〇八
製鋼業	九・六七	三三・八一
セメント業	二七・五	三九・一
製糖業	一・三	五・九四
紡績業	一・八〇	三・三
製紙業	五・〇	八・二
染色業	七・五	九・六
硝子工業	—	—
無地コップ	一〇・二	一一・三
煉瓦、タイル、土管	二〇・〇	二二・一
其他	二四・一	二七・〇

註 大阪工業會調。

九年には一般物價の多少反落を示したるにも拘らず炭價は顯著なる昂騰を演じた。尙茲に附言すべきは我國の炭價中運賃、運搬費等の間接費の占むる部分の大なることであつて、其山元原價は諸外國に比較しても決して高くない。例を東京相場に採れば其中には山元原價と殆ど同額の諸費用が折り込まれてゐるのであつて、石炭鑛業聯合會の調査に依れば昭和六年九州炭山元原價五圓五十錢に對し東京着荷は九圓七〇錢、同北海道炭は四圓五〇錢に對し十圓二〇錢であつた。

瓦斯に付いては工場統計表は使用高を掲ぐるのみで價格が不明であるから其負擔額を推察することが出来ない。元來瓦斯は家庭用燃料としての需要が主なる部分であるが、最近工場用燃料として使用せられるに至つたもので、溫度の調節、焰の形狀變更の容易或は還元焰となし得る特徴の爲に金屬工業、食料品製造、紡織染色、洗濯整理、窯業、

論該調査は限定せられたる會社に付いて行はれたものであるが、以て石炭費の一斑を知るに足る。炭價は上記の如く昭和八年以降昂騰に轉じたが、八年迄は炭價の騰勢は尙一般物價に比較して輕微であつた。然るに

第四章 生産原價に影響を及ぼすべき諸條件

塗料、セルロイド、エナメル、電球等の製造に使用せられるに至つた。而して最近に於ては自家發生に係るものが著しく増加し、外部よりの供給は次第に減少しつゝある。

瓦斯 使用 高 (單位 千立方米)

自家發生のもの	昭和四年	六年	八年
他より供給を受くるもの	一〇五、八七六	一、三三九、六五三	一、八二八、六八七
計	九六九、〇〇五	六六四、四三三	三〇八、五六四
	二、〇三三、四八一	一、九〇六、〇七四	二、〇三七、二五一

註 工場統計表に據る、電氣及瓦斯事業を除く。

二、動力費

我國工業動力は大戦前には汽力約半を占め電力は約三割に過ぎなかつたが、戦時中の好況期を経て大正八年末には電力が約六割、汽力は二割七分に減退し、爾後工場電化の傾向益々顯著となり現在に於ては操業實馬力中電力八割八分、汽力一割、内燃力約二分、水力五厘の割合となつてゐる。

工場動力	操業實馬力數 (千馬力)			
	電力	汽力	内燃力	水力
昭和四年	四、〇七〇	三三	二六	三
	二、八五二	二九七	二九	二四
昭和六年	二、六四九	三五	四九	一六
	同上	百分比		
昭和四年	九一・五	七・四	〇・六	〇・五
昭和六年	八九・一	九・三	〇・九	〇・八
昭和八年	八七・五	一〇・四	一・六	〇・五
計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

註 工場統計に據る、電氣及瓦斯事業を除く。

電力消費量 (單位 千キロワット時)

自家發電	昭和四年	五年	六年	七年	八年
購入電力	六〇一、三三〇	八三九、三三三	一、二四四、八三二	一、三九四、三三七	一、六四四、八八三
計	四、六四〇、五四九	四、九一七、八三六	四、八九二、八四三	五、五五六、五八六	七、一五七、一七七
	五、二四一、九六	五、七五七、二〇	六、一三七、六六四	六、九五〇、九一三	八、五三三、〇六〇

主要業種別に觀るに、原動機馬力數の最大なるは紡織業にして化學工業次位にあるが、電化率の最高は印刷製本業にして實馬力中電動機の馬力が九九・六%を占め、機械金屬及紡織の諸業何れも九〇%以上に及んでゐる。之に對し窯業、製材及木製品業に於て汽力が尙二、三割を占めてゐる。

主要業類操業實馬力數 (昭和八年)

業種	原動機總馬力數 (千馬力)		原動機馬力數中占むる割合 (%)			
	原動機總馬力數 (千馬力)	内電動機馬力數 (千馬力)	電力	汽力	内燃力	水力
紡織業	七五六	六八四	九〇・五	六・五	二・八	〇・三
金屬工業	四〇〇	三七五	九三・六	五・六	〇・四	〇・四
機械工業	三八八	三六六	九四・二	五・〇	〇・七	—
窯業	三三五	二三五	六九・九	二九・三	〇・四	〇・四
化學工業	七二	六四三	八八・九	九・九	〇・五	〇・七
製材・木製品工業	一四九	一〇二	六九・〇	二四・七	四・二	三・二
印刷・製本業	三三	三三	九九・六	〇・一	〇・三	—
食料品工業	一八九	一五九	八四・二	八・五	六・三	一・〇
其他	五七	五四	九四・九	二・一	二・三	〇・七
計	三、〇一五	二、六四九	八七・五	一〇・四	一・六	〇・五

註 工場統計表に據る、電氣及瓦斯事業を除く。

電力消費量は動力電化の進展に伴ひ逐年増大したが、殊に昭和八年以降産業界の活況と共に著しき増加を示した。而て此等消費電力の殆んど八割以上は他より供給を受けるものであつて、一時デイズル機關の使用に依る自家發電が有利なりとせられて昭和六年總消費電力中二〇・三%の自家發電を見るに至つたが、其後は再び減少し、他方購入電力は産業の活況に直面して急激なる増加を示してゐる。昭和八年に於ては消費電力中自家發電一六%、購入電力八四%の割合となつた。

合には原價を無視して一キロワット時五厘或は七厘と言ふ低率なるものあり、斯る特別なるものを除いてみても責任負荷率の相異、供給量の大小等各般の事情によつて著しき差異がある。又事業の種類によつても紡績或は化學工業等の如く負荷率の高いものと製材、印刷製本業の如き負荷率の低くのものとの間に高氏を主とするものも當然である。現

昭和四年	同上百分比			
	昭和四年	五年	六年	七年
九・五	七・四	〇・六	〇・五	100・0
八九・一	九・三	〇・九	〇・八	100・0
八七・五	一〇・四	一・六	〇・五	100・0

註 工場統計に據る、電氣及瓦斯事業を除く。

電力消費量 (単位 千キロワット時)

昭和四年	電力消費量 (単位 千キロワット時)			
	昭和四年	五年	六年	七年
六〇一、三〇〇	八三九、七三二	一、二四四、八三二	一、三九四、三三七	一、三六四、八八三
四、六四〇、五四九	四、九一七、八三六	四、八九二、八四三	五、五五六、五八六	七、五七二、一七七
五、二四一、九二九	五、七五七、二二〇	六、一三七、六六四	六、九五〇、九一三	八、五三三、〇六〇

註 工場統計表に據る、電氣及瓦斯事業を除く。

電力消費高の最も大なるは化学工業及紡織工業にして、昭和八年消費電力總量の四六%及二〇・九%を占め、而して自家発電としては窯業の七一・六%を首位とし、食料品工業の二〇・九%、機械工業の二〇・四%が之に次いでゐる。

業種別電力消費量 (昭和八年、単位 千キロワット時)

業種	業種別電力消費量 (昭和八年、単位 千キロワット時)		自家発電の割合	消費電力合計に対する割合
	自家発電	購入電力		
紡織工業	七六、六九三	一、〇七一、五四八	一、七七八、二四三	四・三
金属工業	三〇、一三九	九三〇、五四四	九四〇、一四四	二・一
機械工業	一一一、五〇三	四七五、二四〇	五九六、七四三	二〇・四
窯業	四七八、〇三二	一八九、四八九	六六七、五二九	七・六
化学工業	五五、四三六	三、三三三、七五四	三、九一八、一八二	一四・九
製材・木製品工業	八八四、三三二	一一〇、五三三	一、〇一四、八六五	〇・七
印刷・製本業	五三五、八八〇	三六、六五三	三七、一七九	一・四
食料品工業	八〇、三〇八	三〇四、四五五	三八四、五九二	二〇・九
其他	一、三七一	七二、六二二	七三、九九二	一・九
計	一、三六四、八八三	七、三三七、一七七	八、五三三、〇六〇	100・0

註 工場統計表に據る、電氣及瓦斯事業を除く。

生産原価中電力費の最も重要な部分を占むるは言ふまでもなく電気化学工業であるが、紡績業の如き動力費が原価の約二割に達すると言はれ、電價の高低が生産原価に至大の關係を有することが知られる。電力料金は特約に基づくを通常とし、従つて區々たるを免れない。或る場

第四章 生産原価に影響を及ぼすべき諸條件

んど八割以上は他より供給を受けるものであつて、一時ダイヤル機關の使用に依る自家発電が有利なりとせられて昭和六年總消費電力中二〇・三%の自家発電を見るに至つたが、其後は再び減少し、他方購入電力は産業の活況に直面して急激なる増加を示してゐる。昭和八年に於ては消費電力中自家発電一六%、購入電力八四%の割合となつた。

合には原價を無視して一キロワット時五厘或は七厘と言ふ低率なるものあり、斯る特別なものを除いてみても責任負荷率の相異、供給量の大小等各般の事情に由つて著しき差異がある。又事業の種類によつても紡績或は化学工業等の如く負荷率の高いものと製材、印刷製本業の如き負荷率の低いものとの間に高低を生ずることも當然である。現在電力會社間の卸賣料金は一錢位より高きは二錢以上にも達するが、對需要家に對する供給料金も極端なる事例を除くときは略々此程度が標準となつて決せられるものと言ふべきであらう。以上の如く電力料金の基準たるべきものを求めることは不可能であらうが、概観すれば我國の電力供給料金は緩慢ながら大勢低下の傾向に在ると稱することが出来る。

會て電力事業無統制の時代には、競争の結果として不當なる廉價にて契約したものがあつたが、昭和六年電氣事業法の改正と漸く進展し來つた電力統制に依つて契約改訂に際して引上を見たものも相當多數に上つてゐる。他方工業界の活況に伴ひ電力需要の増大、負荷率の向上を來し、爲に負荷率の増大の反面に於て單價の引下を見たものも少くない。更に又引續き同一料金を維持してゐるものもあつて、茲に三種の傾向が存在してゐる譯である。之を略言すれば從來著しく低位に在つたものは多少の引上を見、高率であつたものは引下げられた譯であつて、漸次最高最低の開きを縮少しつゝ大勢緩慢ながら低下を示してゐる。現在電力會社のコストは相當顯著なる低落を見てゐるが、過去に於ける著しき不振を償ふに至らず、電力料金の低下も未だ以て見るべきものありと言ひ難い現狀である。諸外國との比較は困難であるが、單價そのものから言へば我國は恐らく低率であると稱し得るであら

第四章 生産原價に影響を及ぼすべき諸條件

う。とまれ對外競争力増大の爲に又工業殊に化學工業等の發展の爲に電力料金一段の低下の庶幾せらるべきこと固より言を俟たない。

第五節 資本費及租稅負擔

一、資本費

金利、機械代等の所謂資本費の高低が生産原價に重大なる影響を與ふるものなることは今更言を要しない。高金利は生産費の膨脹を來たすに反し、低金利は借入金の高重を緩和乃至解消せしむると共に新資金の供給を潤澤圓滑にし設備の改善を容易ならしむる等直接間接生産費の低下を通じて産業全般に偉大なる働きを持つのである。

生産費中金利の占むる割合は産業の種類或は其規模の大小に依つて勿論異なるが、今當研究所にて調査せる約三百餘社（金融、保險及取引所を除く）の使用總資本中社債及借入金の占むる割合が二、三割に達してゐることを以てすれば、金利の高低が生産原價、延いて會社業績に重大なる關係を有することは明かである。

我國金利も亦世界的低金利時代の趨勢と同じく漸次低下を示し、昭和に入り其傾向が漸く顯著となつたのであるが、金利低下が急速度に進展したのは金輸出再禁止後の金融硬化時代を経た昭和七年中央以降であり、殊に八年の秋より九年にかけて低金利の趨勢は浸潤普遍化した。即ち割引手形最低日歩平均は七年の一・四一九錢より九年には一・〇三九錢に低下し、貸付日歩平均（證書貸付）も二・二二錢より二・〇〇

三錢となつてゐる。大正十三年頃の割引日歩二・四〇一錢、貸付日歩の二・六七錢に比較すれば著しき低下と言はなければならぬ。長期金利としての會社債發行利廻（應募者）は大正十三年の九・一九%より昭和七年の六・五六%に低下し、九年には四・七九%となり、更に最近四・三%と言ふ未曾有の低率を現出してゐる。

金利低下の趨勢

	大正十三年	昭和三年	六年	七年	八年	九年
商業手形割引日歩	二・四〇一	一・二三	一・二五	一・四九	一・〇五	一・〇三
最低平均	二・四〇一	一・二三	一・二五	一・四九	一・〇五	一・〇三
貸付日歩平均	二・二七	二・四	二・二五	二・二	二・一四	二・〇三
證書貸付	二・二七	二・四	二・二五	二・二	二・一四	二・〇三
會社債發行利廻 (%)	九・九	六・四	六・四	六・六	五・五	四・七

註 商業手形割引日歩は當研究所調、貸付日歩は東京銀行集會所調、會社債發行利廻は日銀調。

斯くの如き金利低下に依つて各事業會社の負擔が著しく軽減せられたこと、殊に高利債の低利借換を行ひ且つ低利新資金の供給を受け得るに至つたことは最近の我が産業發展の一動因でなければならぬ。由來我國の社債は大部分高金利時代に發行せられたものであつて、大正十三年末現在では會社債中七分以上八分以下のものが三四・七%、八分以上九分以下のものが三五・七%を占めてゐたが、昭和七年末には六分以上七分以下のものが六四・四%、五分以上六分以下のものが二〇・五%となり稍々低率に向つたのである。然るに其後低金利の進展に伴ひ借換續出し九年末には五分以下のものが四〇・七%、五分以上六分以下のものが三八・八%を占めるに至つた。

とし、最近四分三厘の社債發行を見るに至つたことゝは特に注目せられる所である。

日英米金利比較 (%)

割引利率(1)	銀行貸出利率(2)	社債發行利廻(3)
---------	-----------	-----------

利率別會社債總額

總額 (單位 千圓)	百分比		
	大正十三年末	昭和七年末	昭和九年末
五分以下	五、〇〇〇	四、三三三	一、九二二
	四、七六	〇・四	一・五
		四、〇七	

和に入り其傾向が漸く顯著となつたのであるが、金利低下が急速に進展したのは金輸出再禁止後の金融硬化時代を経た昭和七年中央以降であり、殊に八年の秋より九年にかけて低金利の趨勢は浸潤普遍化した。即ち割引手形最低日歩平均は七年の一・四一九錢より九年には一・〇三九錢に低下し、貸付日歩平均（證書貸付）も二・二二錢より二・〇

利率別會社債總額

利率別	總額 (單位 千圓)			百分比		
	大正十三年末	昭和七年末	昭和九年末	大正十三年末	昭和七年末	昭和九年末
五分以下	五、〇〇〇	四、三三三	一、二九三、四七六	〇・四	一・五	四〇・七
五分以上	一〇一、七四三	六、四一三	一、三三三、八三四	七・九	三〇・五	三六・八
六分以上	二〇六、五七七	一、九五八、一四三	五七〇、五四〇	一六・〇	六四・四	一八・〇
七分以上	四九、三三三	三六、八七八	七、二六一	三・四	一・一	二・二
八分以上	四〇、四〇三	三三、一〇四	二、一八九	三・五	一・一	〇・一
九分以上	五〇、九八一	二、九三六	一、〇九七	四・〇	〇・一	—
一割以上	一三、七八六	六、〇一〇	五、一五二	一・一	〇・二	〇・二
合計	一、二七、八七一	三、〇八、五三三	三、七五、四八六	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

註 大正十三年は日本興業銀行調、其他は日本銀行調。

低金利に伴ふ金利負擔に加へて、事業會社に於ける社債其他借入金も亦漸次減少した。即ち當研究所調査による主要會社三百餘社の成績に就いて觀ても社債及借入金が近年漸減し、其使用總資本に對する割合を低下してゐることは左表の如くにして、此方面よりしても金利負擔は減少したものと云はなければならぬ。

業 業 會 社	昭和六年下期		昭和九年下期	
	利率	%	利率	%
産業會社	二七・五		二二・五	
内製造工業	二一・三		一四・三	

我國の金利が英、米と比較して著しく高率であることは國富の程度、金融機構の差異より觀て固より當然のことである。我國金利は前述の如く最近著しく低下したが、英米に於ても亦同様に低落を示し彼我の開きは依然として大なるものがある。然しながら米國の銀行貸出利率が短資に比較して著しく割高なること、又英國に於ける社債發行利率が四分七、八厘より高きは七分にも達し、我國が四分五厘程度を通常

第四章 生産原價に影響を及ぼすべき諸條件

八分以上九分以下のものが三五・七%を占めてゐたが、昭和七年末には六分以上七分以下のものが六四・四%、五分以上六分以下のものが二〇・五%となり稍々低率に向つたのである。然るに其後低金利の進展に伴ひ借換續出し九年末には五分以下のものが四〇・七%、五分以上六分以下のものが三八・八%を占めるに至つた。

とし、最近四分三厘の社債發行を見るに至つたことゝは特に注目せられる所である。

日英米金利比較 (%)

割引利率(1)	銀行貸出利率(2)		社債發行利率(3)	
	日本	英國	日本	英國
昭和六年平均	四・二	三・五	一・七	七・五
昭和九年平均	三・九	〇・八	〇・三	三・三

- 註 (1) 日本—東京商業手形割引最低日歩平均、英國、米國—倫敦及紐育一流銀行引受三ヶ月物。
 (2) 日本—東京銀行集會所調平均率、米國—紐育聯邦準備銀行調。
 (3) 日本—日銀調、英國—エコノミスト調。

金利低下の結果事業資金の獲得が少くとも或程度に於ては容易となり、機械化、優秀機械の購入或は老朽設備の改善が行はれたのであるが、茲に注目すべきは國內機械工業發達に伴ふ國産品使用の問題である。従來機械類の多くは海外よりの輸入に仰いでゐたが、近年國內機械工業の目覺しき發展により之等が殆んど總て國內に於て供給せられるに至つたことは建設費に於て、修繕改良費に於て著しき負擔の輕減を見たものと言ふべく、例へば紡績業に於て生産費中工費の占むる割合が昭和六年の三割より一割五分程度に低下したのは、勞銀低下の外に國産品使用に依る機械補充費の減額にも負ふものと言はれてゐる。

二、租 稅 負 擔

最近に於ける國家財政の膨脹、經濟社會の進展に伴つて租稅制度の複雑化等の爲に租稅負擔が漸次重きを加へ生産原價に及ぼす影響は輕視し得ざるに至つた。現在直接間接に企業に關係ある租稅を表示すれ

は次の如く多數に上つてゐる。

第四章 生産原價に影響を及ぼすべき諸條件

企業に關係ある租税一覽表

直 接 税		間 接 税 (國 稅)	
國 稅	府 縣 稅	市 町 村 稅	
所 得 稅	所 得 稅 附 加 稅	所 得 稅 附 加 稅	所 得 稅 附 加 稅
地 租	地 租 附 加 稅	地 租 附 加 稅	地 租 附 加 稅
一	特 別 地 稅	特 別 地 稅 附 加 稅	特 別 地 稅 附 加 稅
一	家 屋 稅	家 屋 稅 附 加 稅	家 屋 稅 附 加 稅
營 業 收 益 稅	營 業 收 益 稅 附 加 稅	營 業 收 益 稅 附 加 稅	營 業 收 益 稅 附 加 稅
資 本 利 子 稅	營 業 稅	營 業 稅 附 加 稅	營 業 稅 附 加 稅
鐵 業 稅 (鐵 產 稅、鐵 區 稅、鐵 取 引 所 稅、鐵 取 引 所 稅)	鐵 業 稅 附 加 稅	鐵 業 稅 附 加 稅	鐵 業 稅 附 加 稅
登 印 稅	一	一	一
一	雜 種 稅	雜 種 稅 附 加 稅	雜 種 稅 附 加 稅
一	一	市 町 村 特 別 稅	市 町 村 特 別 稅
噸 臨 時 利 得 稅	一	一	一
酒 造 稅、酒 清 及 酒 精 含 有 飲 料 稅、麥 酒 稅、清 涼 飲 料 稅、砂 糖 消 費 稅、織 物 消 費 稅、關 稅			

之等企業の負擔する租税中、最も主要にして且一般的なるは所得税と營業收益税として、此外に期限附ではあるが本年議會を通過せる臨時利得税がある。所得税及營業收益税を法人組織のものに限定して見れば、所得税の税率は普通所得5%、普通所得が平均純資産額の年一割相當額を超過するときは超過所得に對し4%乃至20%、解散したる場合清算の結果分配せらるべき残余財産額が解散當時の拂込資本を超過するときは清算所得に對し5%若くは10%であつて、營業收益税は純益金の三・六%である。今最近に於ける全國會社の總所得にする税額割合を見るに次の如くである。

於て六・八%、五萬圓にて一一・七%、十萬圓一五%、百萬圓に於ては二三%に及ぶ。即ち個人企業に於ては經營が大となれば法人企業より負擔が大となる譯である。

尙本年議會を通過せる臨時利得税は事業年度の所得が昭和六年以前

會社總所得に對する税額割合

年 度	第一種所得税		營業收益税	
	額	割合	額	割合
昭和三年	1,077	6.0%	1,001	3.3%
四年	980	5.6%	943	3.1%
五年	1,015	6.0%	955	3.3%
六年	670	5.3%	615	3.1%
七年	666	5.6%	640	3.0%
八年	710	6.5%	736	3.0%

註 大藏省主税局統計年報に據る。

斯くの如く所得税は略六%、營業收益税三%程度であつて、百圓の純益金に對しては約九圓の國税が課せられる譯である。附加税に付いては、所得税に於ては府縣は本税の二四%以内、市町村は内務、大藏兩大臣の許可を得て七%以内を課することを得、營業收益税に於ては府縣は四一%以内、市町村は六〇%以内に制限せられてゐる。今内務省地方財政概要に據り地方税課税標準を觀るに、昭和三年以降八年迄の平均に於て府縣所得税附加税は本税一圓に付三十五錢六厘、市十三錢二厘、町村七錢七厘合計五十六錢五厘である。營業收益税附加税は府縣六十四錢、市八十五錢四厘、町村六十五錢五厘にして合計二圓十四錢九厘である。従つて前記本税に對する附加税は所得税三圓三十六錢、營業收益税六圓七十九錢にして本税と合計したる課税額は十九圓二十六錢、即ち約一九%に該當するのである。此の外に印紙税、地方雜種税等の負擔があり、地租、家屋税等の負擔を加ふるときは恐らく租税負擔としては二〇%を越ゆるであらう。次に個人企業に付いて觀れば第三種所得税として累進税率が適用せられ、所得額一萬五千圓に

第六節 運 賃

一、海上運賃

地形上に於ては四面海を環らし、産業上に於ては原料品の輸入と完

一割相當額を超過するときは超過所得に對し四%乃至二〇%、解散したる場合清算の結果分配せらるべき殘餘財産額が解散當時の拂込資本を超過するときは清算所得に對し五%若くは一〇%であつて、營業收益税は純益金の三・六%である。今最近に於ける全國會社の總所得にする税額割合を見るに次の如くである。

於て六・八%、五萬圓にて一一・七%。十萬圓一五%、百萬圓に於ては二三%に及ぶ。即ち個人企業に於ては經營が大となれば法人企業より負擔が大となる譯である。

尙本年議會を通過せる臨時利得税は事業年度の所得が昭和六年以前三ヶ年間の平均利益を超過せる場合に之を利得金額として法人は一〇%、個人は八%の税金を課すのである。然しながら其稅收入は年平均約三千萬圓程度にして地方税を加へたる所得税の一割程度に過ぎないものである。

以上は所得を中心とした租稅負擔であるが、更に企業の立場より觀て其他に財産を中心とする租稅負擔及取引に關聯して生ずる租稅がある。然しながら此等の負擔が幾何に達するかは不明である。獨逸統計局は英、米、獨、佛、伊等の企業課税に關して國際的比較を行つてゐるが、之と比較すべき我國の資料を得ることは困難である。今假に國民所得に對する租稅負擔の割合を以てすれば、我國の租稅負擔は全般的に見て尙輕微であると稱し得べく、殊に近年に於ける各國の増稅傾向より察すれば、其差は更に増大したものと思考せられるのである。

國民所得に對する租稅割合

	日本(百萬圓)	英國(百萬磅)	米國(百萬弗)
昭和六年	七年	八年	
國民所得	九、四三二	一〇、〇〇〇	二、七六三
租稅額	一、二七四	一、三三三	八、七五〇
割合(%)	一三・五	一三・三	三二・六

註 日本國民所得は土方氏計算に據る。七年、八年は推定。英國及米國は Conference Board Bulletin に據る。

第四章 生産原價に影響を及ぼすべき諸條件

錢、營業收益税六圓七十九錢にして本税と合計したる課稅額は十九圓二十六錢、即ち約一九%に該當するのである。此の外に印紙税、地方雜種税等の負擔があり、地租、家屋税等の負擔を加ふるときは恐らく租稅負擔としては二〇%を超ゆるであらう。次に個人企業に付いて觀れば第三種所得税として累進稅率が適用せられ、所得額一萬五千圓に

第六節 運賃

一、海上運賃

地形上に於ては四面海を環らし、産業上に於ては原料品の輸入と完成品の輸出とを根幹となす我國として海運が至大の重要性を有するとは固より當然にして、其最近に於ける急速の發展は我國をして英、米に次ぐ世界第三位の海運國たらしめた。今大藏省調査に基き我國の貿易上本邦船の輸送割合を價額に付いて觀るに、昭和八年に於て輸出は七一%を、輸入は六三%を占めてゐる。而て輸出品は多く定期船に依つて積取られ而も定期船中歐洲航路と米國航路を除けば本邦船が全部又は大部分を占めてゐる。不定期船は木材、穀物、粗大重工業品、鑛石、原鑛、豆粕、石炭等の輸出入搬送に従事するのであるから、輸入品の多くは不定期船に依りて積取られるものと言ふべきである。尤も棉花、羊毛の如きは我國の定期船にて大部分を輸入されてゐる。斯くの如く本邦貿易が本邦船に依つて取扱はるゝことは、運賃の騰落を別として、取引上、新販路開拓上、其他の點に於て多大の便益を得てゐるものと言はなければならぬ。更に政府の補助政策や船質改善助成政策が海上輸送に對して尠からざる効果を與へてゐることも看過し得ない。貿易上に於ける運賃負擔が略々幾何に達するかについては其算定頗る困難であるが、今輸出貨物一噸に對する運賃負擔に關して有數汽船會社に例を採つて觀れば、昭和五年に於て十二圓六十錢を示したるに對し七年には十七圓二十四錢、八年には十九圓八錢に達してゐる。尤も九年には十八圓六十二錢に低下してゐるが、斯くの如き運賃負擔の増大は、我國輸出貿易の發展に伴ひ、遠隔の地に迄進出したる事情に

第四章 生産原價に影響を及ぼすべき諸條件

も基くのであるが、又一面運賃が多く外貨建である關係上爲替の低落に負ふこと大なりと言はなければならぬ。

定期船の運賃は所謂コンフランスに依つて協定せられてゐるが、不定期船の運賃は海運市場の實勢を反映して騰落を示してゐる。コンフランス・レートは本邦船のみにて協定してゐる支那方面を別とすれば殆んど外貨建である。従つて爲替相場の高落に依つて外貨建運賃は著しく昂騰した結果になつて居り、不定期船の運賃も昭和七年以降、産業並に貿易の連続的好調に依つて昂騰を示してゐる。

主要航路運賃

	大正十二年 昭和二年 六年 七年 八年 九年				
若松—横濱	最高 4.00	2.10	1.30	2.10	2.50
石炭(噸・圓)	最低 1.45	0.65	0.60	0.70	1.40
樺太—内地	最高 35.00	21.00	13.00	15.00	17.00
丸太(百石・圓)	最低 13.00	9.00	4.50	6.50	10.00
北米—日本	最高 16.50	12.50	8.00	5.50	7.50
木材(千B・M・弗)	最低 1.00	0.85	0.75	0.85	1.00
北米—日本	最高 6.50	5.50	3.00	3.50	2.50
小麥(噸・弗)	最低 4.50	3.75	2.50	1.70	2.25
大連—歐洲	最高 3.50	2.70	2.90	3.60	2.70
大豆(噸・志)	最低 2.50	2.70	3.30	1.90	2.00

註 日本海運集會所調。

右の如くして貿易商品の運賃負擔は近時増大してはゐるが、之を外國の事例と比較するときは尙相當に低率なるものゝ如くである。今本邦主要商品の輸出運賃及輸入運賃を英國若くは米國の同一地點迄の運賃と比較するに、昭和九年五月日本郵船會社の調査によれば、次表の

如く我國に於て有利なることが知られる。

主要商品運賃比較表

航路	運賃(圓)
棉花 (2,000lb建)	
孟買—日本	15.00
ガルフ—日本	16.53
ガルフ—英國	21.82
綿製品 (40cft建)	
日本—甲谷陀、孟買	15.30
英歐—甲谷陀、孟買	33.83
ゴム (50cft建)	
海峽植民地—日本	12.97
海峽植民地—米國大西洋岸	38.02
海峽植民地—英歐	44.19
ゴム靴 (40cft建)	
日本—濠洲	43.20
紐育—濠洲	82.64
人絹製品 (40cft建)	
日本—アルゼンチン	45.00
英國—アルゼンチン	66.47
日本—印度	19.35
英國—印度	33.83
羊毛 (1lb建)	
濠洲—日本	0.029
濠洲—英歐	0.059

二、鐵道運賃

運賃が産業の發展の上に重大なる關係のあることは論を俟たざる所であるが、鐵道運賃制度は極めて複雑であり、且輸送距離の長短に依つて甚しく異なるを以て之を全般的に觀察することは頗る困難であると共に、之が國際的比較は無意味なるものに近い。

我國鐵道の現状を觀るに昭和九年度末國有鐵道の線路延長一萬六千軒、同軌道二萬七千軒に及び、地方鐵道七千軒、軌道二千六百軒に達し諸外國に比較してさして遜色を見ざるに至つてゐる。而て昭和八年度國有鐵道、地方鐵道及地方軌道を含む貨物輸送量九千八百萬噸中、國有鐵道は七三・二%を占め、其運賃收入二億一千六百萬圓中、九〇・五%に達してゐる。

國有鐵道の運賃は歐洲大戰當時引上を行ひ、甚しきは戦前の二倍に達したのもあつた。其後昭和五年に於て運賃等級を改正すると共に幾分運賃の引下を行つたのであるが、其根本方針が鐵道收入の不變更

と言ふ點に在つたのと噸哩の計算を噸軒に改正した爲め、却つて引上られたものもあり、全般的に見て我國の運賃は大戦後引下を見なかつたものと言ふことが出来る。今鐵道省の調査に基き一噸一軒當平均運賃を擧れば次の通りである。

我國の運賃に關して特に考慮すべきは自動車輸送の急速なる發展である。従つて近距離並に小口貨物の運輸は漸次鐵道より自動車に移りつゝある。茲に於て政府も自動車其他新興運輸機關の活動に對する對抗策として、又他方各種工業原料及生活必需品等の一部運賃を輕減し

右の如くして貿易商品の運賃負擔は近時増大してはゐるが、之を外國の事例と比較するときは尙相當に低率なるものゝ如くである。今本邦主要商品の輸出運賃及輸入運賃を英國若くは米國の同一地點迄の運賃と比較するに、昭和九年五月日本郵船會社の調査によれば、次表の

と言ふ點に在つたのと噸哩の計算を噸糶に改正した爲め、却つて引上られたものもあり、全般的に見て我國の運賃は大戦後引下を見なかつたものと言ふことが出来る。今鐵道省の調査に基き一噸一糶當平均運賃を擧れば次の通りである。

一噸平均輸送糶 (糶)	一六六・一	一六五・一	一六五・九	一七五・〇	一七三・三
一噸平均運賃 (圓)	一・七七	二・八五	二・七九	二・八七	二・七六
一噸一糶平均運賃 (錢)	一・〇七	一・七二	一・七二	一・六四	一・六三

註 鐵道省鐵道要覽に據る。

次に我國の運賃を諸外國と比較することは著しく困難であつて、唯僅かに噸糶或は噸哩の平均運賃收入を以て比較するに過ぎない。而て運賃制度、輸送距離、或は貨車の容量、列車の長短等種々なる點に於て各國相違するを以て右の方法に依るも正確なる比較とは稱し得ないが一應の説明とはなるであらう。今噸糶の平均運賃を見るに、左表の如く、貨物の輸送距離の著しく長い米國を除けば我國は寧ろ最も低廉であると言へる。

各國噸糶平均運賃

	輸送距離 (一噸平均)			平均運賃 (一噸糶)		
	一九三三年	一九三三年	一九三三年	一九三三年	一九三三年	一九三三年
日本	一七三糶	一七二糶	一六糶	一・六錢	一・八錢	一・八錢
英國	七三糶	七糶	七三糶	三・六錢	三・五錢	三・五錢
米國	三〇糶	三三糶	三七糶	一・五錢	一・四錢	一・四錢
獨逸	一五糶	一六糶	一五糶	二・四錢	二・三錢	二・一錢
佛國	一三四糶	一三糶	一三糶	二・二錢	二・三錢	二・三錢
伊太利	三三〇糶	二四一糶	二四六糶	二・三錢	二・二錢	二・一錢

註 鐵道省世界各國鐵道統計に據る。

第四章 生産原價に影響を及ぼすべき諸條件

國有鐵道は七三・二%を占め、其運賃收入二億一千六百萬圓中、九〇・五%に達してゐる。

國有鐵道の運賃は歐洲大戰當時引上を行ひ、甚しきは戦前の二倍に達したのもあつた。其後昭和五年に於て運賃等級を改正すると共に幾分運賃の引下を行つたのであるが、其根本方針が鐵道收入の不變更

我國の運賃に關して特に考慮すべきは自動車輸送の急速なる發展である。従つて近距離並に小口貨物の運輸は漸次鐵道より自動車に移りつゝある。茲に於て政府も自動車其他新興運輸機關の活動に對する對抗策として、又他方各種工業原料及生活必需品等の一部運賃を輕減し一面新興産業の製品に對し適當なる運賃改正を行ふことに決し、本年六月廣汎に亘る運賃引下を決定した。今次の引下は實際上年約六百萬圓の運賃負擔輕減を來たすものと言はれてゐる。

第五章 産業統制の現況

第一節 産業統制の發展

世界各國の經濟政策が漸く無統制なる放任主義經濟を脱して統制的色彩を帯びんとする徴候を示したのは既に二十世紀初頭以降のことであるが、統制經濟主義が廣く高唱せられたのは歐洲大戰後のことであつた。大戰に因る各國産業の膨脹、之に伴ふ需給の不均衡、従つて生ずる生産過剰の經濟危局打開は最早從來の自由放任主義を以てしては不可能たるに至り、茲に産業の統制が必然的に要求せられたのであつた。

我國に於ても産業統制は或意味に於ては可成古くから行はれてゐたと言へるが、之が新しい意味に於て實際的段階に入つたのは昭和五年の産業合理化運動以來である。即ち昭和五年六月政府は、臨時産業審議會の答申に基き、商工省に臨時産業合理局を設置して積極的に産業合理化に乗出し、混亂せる産業界匡救の爲めに企業の統制を圖らんとするに至つたのである。而て當時に於ける産業統制の中心は中小工業に置かれ、政府は先づ重要輸出品工業の生産統制を指導助長するに努めたが、次いで大工業に於けるカルテル統制を保護助成する必要を認め、昭和六年重要産業統制法を制定し、我國産業統制運動に一大劃期を形成したのである。斯くて生産方面に於ける統制は著しく發達したが、最近に至りては更に之が輸出統制への進展傾向を示してゐる。

一、中小工業の統制

我國産業の大多數は中小企業に依り組成せられ、産業上及貿易上に

於て中小工業が極めて重要な地位を占めてゐることは今更言を要しない事であるが、此等中小企業が雜然として分立し、無統制にあることは、相互に競争激甚を誘致し、共倒れとなる危険あるのみならず、産業全體の信用を失墜し、我國貿易の發展を阻害するの虞があつた。

乃ち政府は戰後海外市場確保の爲め重要輸出品の品質検査を實施したが、更に中小工業の雜然たる生産組織を整理し合理的經營を促進する爲めに組合を組織し諸種の經濟的共同施設を行はしむる目的を以て、大正十四年重要輸出品工業組合法を制定した。之は或る意味に於ては産業統制の第一段階とも言へるのであつた。此の工業組合の事業は産業組合的事項を主としたものではあつたが、生産並販賣協定の如き施設をも含むことは第三條に於て「其他必要な取締又は事業經營に關する制限」と規定してゐる點より觀て明かである。従つて工業組合は共同施設と相俟つて自治的に其統制を圖らしむることをも目的としたものと稱することが出来る。

輸出品産業が主として中小企業に依り組成せられることより生ずる輸出貿易上の弊害を除去する爲には、此等中小工業者の生産統制が最も捷徑とせられたのであるが、工業組合に依る生産統制は種々複雑なる事情の爲めに容易には決定せず、殆んど其實現を見ざる状態に在つた。然るに不況深刻化に伴ひ統制の必要は益々熾烈となり、茲に於て産業合理局は重要輸出品製造の中小工業の統制に着手し、當業者、利害關係人等を以て統制委員會を組織して具體的統制策樹立を圖つたのである。其主要なるものは、縞三綾、綿ネル、綿縮、羽二重、過燐酸肥料、陶磁器、瑛瑯鐵器、護謨靴、自轉車、タオル、硬質陶器、タイル、陶管、電球等であつて、此等は凡て各地工業組合を含む聯合會を

組織せしめて統制の實施に當らしめたのである。

前述の如く重要輸出品工業組合法は統制的規定をも含み、且之を組合員外にも強制し得る（第八條）のであるが、政府は更に企業統制に關する規定を整備すると共に、之を輸出工業のみに限らず廣く一般内地

大正九年—日本羊毛工業會、晒粉聯合會、水曜會、過燐酸同業會

十年—石炭鑛業聯合會

十一年—共同パルプ株式會社

十三年—セメント聯合會

十四年—反氏同業會、置藪吉共同販賣會社

め、昭和六年重要産業統制法を制定し、我國産業統制運動に一大劃期を形成したのである。斯くて生産方面に於ける統制は著しく發達したが、最近に至りては更に之が輸出統制への進展傾向を示してゐる。

一、中小工業の統制

我國産業の大多數は中小企業に依り組成せられ、産業上及貿易上に

産業合理局は重要輸出品製造の中小工業の統制に着手し、當業者、利害關係人等を以て統制委員會を組織して具體的統制策樹立を圖つたのである。其主要なるものは、縞三綾、綿ネル、綿縮、羽二重、過燐酸肥料、陶磁器、珪瑯鐵器、護謨靴、自轉車、タオル、硬質陶器、タイル、陶管、電球等であつて、此等は凡て各地工業組合を含む聯合會を

組織せしめて統制の實施に當らしめたのである。

前述の如く重要輸出工業組合法は統制的規定をも含み、且之を組合員外にも強制し得る（第八條）のであるが、政府は更に企業統制に關する規定を整備すると共に、之を輸出工業のみに限らず廣く一般内地品工業にも及ぼす趣旨を以て、工業組合法と改め昭和六年七月より實施するに至つた。又昭和八年六月一日よりは所謂統制命令を組合員外のみならず組合員に對しても發し得ることとし、且工業組合の普及發達及聯合機關として工業組合中央會の設立を認め、以て企業統制の發展を期したのである。

二、大工業の統制

大工業に於ても無制限なる自由競争の結果生ずる弊害は著しきものがあり、殊に不況の深刻化と共に益々激甚となり、之を放置することを得ざる状態に立至つた。

尤も大産業に於ては從來でも諸外國の例の如くカルテルの發達の相當見るべきものはあつた。我國に於けるカルテルの創始は明治十三年の製紙聯合會に在ると言はれるが、之が各種の事業に於て顯著なる發展を見たのは歐洲大戰後のことに屬する。大戰による財界の膨脹は其後に於ける反動に直面し、需給の不均衡、生産過剩を齎らし、各業者間の競争激甚となり、茲に自衛手段として協定を締結し生産並に販賣の統制を圖るに至つたのである。

大戰迄に成立を見た主要なるカルテルは前記製紙聯合會の外に明治二十二年紡績聯合會（前身は明治十五年設立）、明治四十年人造肥料聯合會、明治四十三年臺灣糖業聯合會、明治四十四年製粉販賣協定等に過ぎなかつた。大正九年以降に於ては

大正九年—日本羊毛工業會、晒粉聯合會、水曜會、過燐酸同業會

十年—石炭鑛業聯合會

十一年—共同パルプ株式會社

十三年—セメント聯合會

十四年—板紙同業會、蟹籠詰共同販賣會社

十五年—銑鐵共同組合、條鋼分野協定會、東京硬化脂販賣會社

昭和二年—關東鋼材販賣組合、絹紡工業會、人絹聯合會

三年—砂糖供給組合、製鋼共同購買會

四年—鋼材聯合會、ラミー紡織聯合會、石灰窒素共販組合

五年—製粉販賣組合、硫安販賣協定、各地セメント販賣協會

常磐無煙炭販賣會社、各種鋼材共販組合

六年—東部製粉販賣組合、茶板紙統制會

等を擧げることが出来る。

斯くて昭和六年頃には、綿絲、絹絲紡績、人絹、製麻、製絲、晒粉、過燐酸肥料、石灰窒素、洋灰、石炭、銅、鐵鋼、製糖、罐詰、硬化脂、石油等に於て各種の協定成立を見るに至り、其内容も亦單なる生産制限より、生産割當、販賣價格、販賣條件、販路分割、共同販賣等に及び、其他原料の共同購入、ストックの共同管理等の協定を含むに至つた。然しながら此等カルテルに依る統制も多くは一時的であり、其内容も申合の程度に過ぎざるものが多く、従つて協定違反の續出を免れなかつた。又加盟者が全部又は大部分を含まざる關係上、加盟外の者に依り攪亂せられることが多かつたのである。他方に於ては當業者の協定に依り需給の均衡を圖る必要のあつた大産業にして同業者間の利害關係からカルテルの結成を見ざるものゝ多かつたことも認めねばな

らなう。

斯くの如き状態の下に於て、益々深刻化しつゝあつた不況打開の爲めには當事者の自治的カルテル統制に對し或る程度の國家的統制を行ふと共に之が助長發達を圖ることを緊急として、産業合理局は之が基準的法規の制定に着手したのである。政府は重要輸出品工業組合法に依る統制の成績良好なるに鑑み之が改正に際して大工業にも及ぼさんとしたが、

(イ) 産業組合的工業組合は主として中小企業者たる組合員の協同事業若しくは施設によりて各員の利益増進を圖るを本旨とし、地域を限りて之を組成經營するを適當とするも統制協定は必ずしも大中小の經營規模を區別せず、而して協定の主たる目的とする處は市場の統制作用に在り、従つて全國的統制を必要とするものあること、
(ロ) 統制協定は必ずしも法人格たる工業組合の結成を必要とせざること、

(ハ) 汎く各種の事業に工業組合法を適用し得ざること、

(ニ) 工業組合に加入する場合は單一の組合を形態とするも統制協定は各個多數の協定に加入するを通常とすること、

(ホ) 統制協定に關する各國の立法は之を助成することよりも寧ろ獨占の弊害を取締ることを本旨とするが、我國産業界の極端なる競争の結果、殆んど自殺的無統制の弊を匡正する爲には緊急立法の手段に依り統制の促進を必要とすること

等の趣旨よりして茲に重要産業統制を見るに至つたもので同法は昭和六年四月一日公布、同八月十一日より五ヶ年を限つて實施せられた。

重要産業統制法は由來重要産業に於ける統制協定を規律する短期緊

至つたのは後のことである。然るに其後昭和六年頃より輸出組合に依る輸出數量及價格の統制を行ふものが生じて來たが、其最も顯著となつたのは昭和八年以降のことである。我國貿易の發展顯著なるものあり之に伴つて諸外國に於ける本邦品の輸入に對する壓迫加重するの

急立法であつて、統制助長の爲には同業者の二分の一以上の加盟に依る協定を届出しめ、加盟者の三分の二以上の申請ある場合、産業上、國民經濟上必要なりと認むるときは加盟並に加盟外の第三者にも強制し得ることとし更に右違反に對しては罰金を以て臨んでゐる。而して統制協定の弊害を除去する爲に、當該産業のみならず之と密接なる關係に在る産業の公正なる利益と一般公益に反するときは變更を命じ得るのである。以上が本法の主要眼目であるが、適用業種は當時既にカルテルの存在してゐた綿絲、絹絲紡績、人絹、洋紙、板紙、カーバイト、晒粉、硫酸、鹽素、硬化油、セメント、小麥粉、銑鐵、合金銑、棒鋼、山形鋼、鋼板、線材、銅又は眞鍮の壓延板等で其後本法の施行と政府の助長政策と相俟つて漸次カルテルの結成を見るに及び昭和七年十一月二硫化炭素、精糖、揮發油を追加し、更に昭和九年五月、麥酒及石炭を加へた。

三、輸出の統制

我國の輸出貿易も亦中小業者に依りて行はれること多く、之が統制も亦中小工業者と同様緊切なことであつた。然しながら輸出の統制を行ふことには種々なる困難が伴つたので先づ中小工業者の生産統制を行つたことは前述せる點である。従つて大正十四年制定せられた輸出組合法も同業者の自治的團結に依り各種の共同施設をなさしむることを目的としたものであつた。固より工業組合法と同様に組合の事業經營に對する取締又は制限をなすことを認め、之を組合員外に強制し得ることとしたが、其行ふ所は主として品質検査であつて數量、價格等の統制は殆んど行はれなかつたと言つてよい（輸出検査事業も當初は輸出組合に於ては行はれ得なかつた、組合が之を獨立して行ひ得るに

定、工業組合法及輸出組合法の改正の外に、中小業者の統制を目的とする商業組合法が制定せられ、其他單一業種を目的とした單行法の制定も顯著なる増加を示してゐる。貿易關係に於ては輸出生絲取引法（昭和九年）があるが、外國爲替管理法（八年）貿易調節及通商擁護法（九年）も或意味に於ては統制法規である。農業に於ては蠶絲業組合法（六年）製絲業法

の結果、殆んど自殺的無統制の弊を匡正する爲には緊急立法の手段に依り統制の促進を必要とすること

等の趣旨よりして茲に重要産業統制を見るに至つたもので同法は昭和六年四月一日公布、同八月十一日より五ヶ年を限つて實施せられた。重要産業統制法は由來重要産業に於ける統制協定を規律する短期緊

を目的としたものであつた。固より工業組合法と同様に組合の事業經營に對する取締又は制限をなすことを認め、之を組合員外に強制し得ることゝしたが、其行ふ所は主として品質検査であつて數量、價格等の統制は殆んど行はれなかつたと言つてよい（輸出検査事業も當初は輸出組合に於ては行はれ得なかつた、組合が之を獨立して行ひ得るに

至つたのは後のことである。然るに其後昭和六年頃より輸出組合に依る輸出數量及價格の統制を行ふものが生じて來たが、其最も顯著となつたのは昭和八年以降のことである。我國貿易の發展顯著なるものあり之に伴つて諸外國に於ける本邦品の輸入に對する壓迫加重するの狀態に直面し、我國に於ても輸出の統制を行ひ機宜の處置を必要とするに至つた。政府に於ても日印通商協定、日土通商協定等各國と通商協定を結ぶと共に、日米間に鉛筆、綿製敷物、燐寸等、日英間に電球に關し數量の取極を結ぶに至つた。更に當業者に於て自發的に輸出統制を行ふものが生じたが、此等輸出統制は何れも輸出組合に依つて行はれたのである。斯る事情の下に於て輸出組合法は昭和六年其一部が改正せられたが、輸出價格及輸出數量等輸出統制強化の必要に伴ひ之

定、工業組合法及輸出組合法の改正の外に、中小事業者の統制を目的とする商業組合法が制定せられ、其他單一業種を目的とした單行法の制定も顯著なる増加を示してゐる。貿易關係に於ては輸出生絲取引法（昭和九年）があるが、外國爲替管理法（八年）貿易調節及通商擁護法（九年）も或意味に於ては統制法規である。農業に於ては蠶絲業組合法（六年）製絲業法（七年）原蠶種國家管理法（九年）、米穀統制法（八年）等があり、其他に今議會に於て審議未了となつた產繭處理法案及米穀自治管理法がある。工業方面に於ては日本製鐵株式會社法（八年）石油業法（九年）等がある。而して今議會に提案せられ審議未了となつた肥料業統制法案は重要産業統制法に一步を進めたものであつて我國最初の強制カルテル法制とも稱すべきものであつた。尙今議會を通過した倉庫業法も統制的性質が加味せられてゐると言ふべきである。

第二節 産業統制の現況

が缺陷補正の目的を以て再び昭和九年三月其一部を改正して六月一日より實施せられた。因に改正の主要點は、輸出價格又は數量に關する制限を定めたる場合には之を主務大臣に届出せしめ且主務大臣に於て必要と認むるときは之が變更を命じ得ることゝなつた點であつた。又其所謂強制命令が組合員外のみならず、組合員にも及ばされ得るに至つたことは工業組合法の場合に於けると同様である。

我國に於ける産業統制はカルテル又は組合に依る自治的統制に基礎を置き之に對して國家が或程度の干涉を行つてゐるものであることは既に述べた所により明かである。次に此等の統制を組織別に觀察して其現狀の一斑を窺ふことゝする。

一、カルテルに依る統制

斯くの如く我國産業統制が輸出統制の目的を以て中小工業の生産統制に其端を發し、後に至り大工業に及んだこと、又最近に於ては生産統制より輸出統制に再轉せんとするに至つたことは注目すべき現象である。

我國に於けるカルテルの發達は主として歐洲大戰後であるが、殊に其顯著なる發達を示したのは昭和五、六年以降のことである。而して重要産業統制法の施行に伴ひ、現在主要カルテルは殆んど其統制下に在る。今同法の指定する産業に付いて、本年五月現在の統制機關、加盟者數竝に統制内容を表示すれば次の通りである。

備考

昭和六年以降我國の統制的立法は著しく進展したが、重要産業統制法の制

第五章 産業統制の現況

指定重要産業に於ける統制現況 (昭和十年五月現在)

業種	統制團體	加盟者數	非加盟者數	協定事項
綿	大日本紡績聯合會	三	九	操業短縮
絹	絹紡工業會	二	一	操業短縮
人絹	日本人絹聯合會	一〇	三	一〇・七・一より操業短縮
洋紙	管理會(日本製紙聯合會)	九	二	生産制限、販賣數量、(共同保管)
板紙	日本板紙同業會(黄板紙)	三	一	生産制限、販賣價格
紙	茶板紙統制會	一五	〇	生産制限、販賣價格
カーバイド	全國炭化石灰共販組合	一五	七	共同販賣(出荷比率、製品、共同販賣(決定、共同計算)、生産制限(設備の増)
晒粉	晒粉聯合會(晒粉販賣會社)	二	三	販路、出荷比率、價格
硫酸	東部硫酸販賣株式會社	五	三	販賣區域、販賣比率、價格
硬酸化油	關西硫酸販賣株式會社	九	八	共同販賣
硬酸化油	硬酸化油同業會	七	二	増産中止、生産制限、販賣比率、註文割當
セメント	セメント聯合會	二六	五	販賣價格、販路
セメント	日本セメント輸出協會	二六	五	販賣比率、註文割當、價格、販路
小麦粉	製粉共販組合(日清、日本)	三	三	共同販賣(出荷比率、製品買取、販賣價格の決定、共同計算)
二硫化炭素	東部製粉共販組合(製粉共販組合、日東)	九	一	出荷比率及數量、販路、價格
糖	日本糖業聯合會	五	九	生産制限
銑鐵	銑鐵共同販賣株式會社	三	一	輸入銑鐵の販賣數量及價格統制
銑鐵	銑鐵共同販賣株式會社	三	一	内地銑鐵の販賣數量及價格の統制
合金鐵	合金鐵共同組合	八	六	共同販賣(製取、販賣價格の決定)
棒鋼	條鋼分野協定會	一〇	六	目下協定なし
棒鋼	關東鋼材販賣組合	六	二	生産數量の割當、販賣數量
山形鋼	山形鋼共同販賣組合	四	二	共同販賣(製品買取、販賣價格の決定、共同計算)
山形鋼	日本厚板共同販賣組合	四	二	共同販賣(製取、販賣數量、比率、註文の蒐集及)
鋼板	日本厚板共同販賣組合	四	二	共同販賣(製取、販賣價格の決定)、生産分野
鋼板	中板共同販賣組合	二	三	共同販賣(製取、販賣價格の決定)
線材	日本線材共同販賣組合	二	三	共同販賣(製取、販賣價格の決定、販賣數量の決定)
銅	伸銅協會	九	七	共同販賣(製取、販賣價格の決定)
揮發油	國產揮發油聯合會	三	三	販賣比率及販賣數量、販賣價格其他之に影響を及ぼすべき諸條件
揮發油	麥酒共同販賣株式會社	三	三	共同販賣(販賣價格其他之に影響を及ぼす)、増産中止
揮發油	揮發油製造又は販賣業	三	三	共同販賣(販賣價格其他之に影響を及ぼす)、増産中止

重要産業統制法が届出を規定してゐる協定は、生産制限又は操業短縮、生産分野、註文割當、販賣價格其他取引條件、販路、販賣數量、共同販賣等であるが、前表に示す如く、現在實施せられてゐる統制の主要なるものは生産制限と共同販賣である。而して加盟者數に付いて見れば比較的アウトサイダーの數の多いことが認められるのであつて非加盟者が加盟者の半數以上なるは硫酸、小麦粉、二硫化炭素、合金鐵、棒鋼、山形鋼、中板、線材、銅眞鍮の延板、揮發油等多數に上つてゐる。然しながら其生産高又は販賣高に於ては加盟者が殆んど絶對的地位を有し僅かに揮發油及カーバイドに於てアウトサイダーの優勢を認め得るに過ぎない。

統制法に規定する強制命令並に公益保護に關する規定が適用せられたのはセメント業のみで

線材又は眞鍮(「セ」又は「フ」の「延」を「板」に換へるもの)の揮發油製造又は販賣業(「大日本、麒麟、櫻」)

共同販賣(販賣比率、註文の蒐集及割當、販賣價格の決定、販賣數量の決定)

販賣比率及販賣數量、販賣價格其他之に影響を及ぼすべき諸條件

共同販賣(販賣價格其他之に影響を及ぼす)、増産中止

共同販賣(販賣價格其他之に影響を及ぼす)、増産中止

共同販賣(販賣價格其他之に影響を及ぼす)、増産中止

以下のものに付いて協定の存在してゐる例がある。更に又過燐酸肥料の如く工業組合とは別個に協定を行つてゐるものがあり、最近成立を報ぜられてゐる

第五章 産業統制の現況

石炭	筑豊互助會	出炭制限 石炭鑛業聯合會と送炭調節協定 を行ふ。
石油	五社國產揮發油聯合會	販賣數量並に販賣價格統制
ガソリン	發油聯合會	販賣數量並に販賣價格統制
輕油、機械油	礦油精製業聯合會	販賣數量並に販賣價格統制
重油	主要五社間に紳士協定(販賣數量、販賣價格)存すれども統制強固なるものに非ず。	
罐詰	共同販賣機關として日本鱈油漬罐詰共同販賣會社、蟹罐詰協和會共同販賣會社、日本鮭鱈罐詰對佛共同販賣組合、日本鮭鱈罐詰共同販賣會、日本鮭鱈罐詰共同販賣會社、日本輸出貝類共同販賣會社等がある。	

以上は主として工鑛業に於けるカルテル統制であるが、其他金融、保險、海運、電力等の諸事業にもカルテル的統制が行はれてゐる。

銀行に於ては銀行集會所及手形交換所に依る營業時間の劃一、預金利子協定等を行ひ、證券に關しても國債、地方債、社債等に引受シンデケートが存在してゐる。

保險業に於ても火災保險協會、船舶保險協同會等が料率其他の協定を行ひ積荷保險に付いては木材、灣米、鮮米、工船、漁場、滿洲、北海の七種プーがあつて保險料、契約條件、手数料等の協定を行つてゐる。

海運關係にては各種のコンフアレンスがあつて、現在外國船も加入した國際的協定として主要なるものは十九に及んでゐるが、其他内地沿岸、内地と朝鮮、臺灣、大連、青島間等の各航路にも運賃其他の協定が締結せられてゐる。朝鮮米、砂糖、印棉等の積取運賃協定等は廣く知られてゐるものであらう。電力事業に付いては、東電、日電間、宇治電と京阪電鐵間等に電力料金、供給區域に關して協定が締結せられてゐるが、全般的統制を目的として昭和七年四月日電、東邦、東電、大同、宇治電の五社間に電力聯盟が成立してゐる。

二、工業組合に依る統制

工業組合の制度は近時著しく發達し、適用業種は大正十四年當時の

二十二種より昭和六年六月三十四種となり現在は八十種以上に達してゐる。組合數も昭和五年末の一〇〇(内聯合會一〇)より昭和八年末三三四(内聯合會二三)、本年十月三十一日現在は六二六(内聯合會三五)に及んでゐる。而して工業組合の業務は前述の如く諸種の經濟的施設と企業統制の二つに分つことが出来るが、最近に於ては殆んど總ての事業に於て企業統制が行はれてゐると言つてよい。然しながら中小工業を對象としてゐること、其適用業種の關係上とから地方的統制に止まるものが多い。全國的統制を行つてゐるものとして主要なるものは略々次の如くである。

工業組合に依る全國的統制例

業種	統制機關	統制品種	主要統制内容
綿織物	日本綿織物工業組合聯合會	輸出綿三綾、綿縮、輸出綿ネル、輸出綿サロン、染色加工綿布(輸出)	生産調節、販賣仲介強制、取引先指定、加工調節
絹織物	日本綿布染染工業組合聯合會	内地向染色織物及同人造絹織物	加工數量調節、加工料金協定、取引先指定
絹織物	日本タオル工業組合聯合會	タオル	生産調節、取引先指定
絹織物	日本輸出羽二重工業組合聯合會	輸出羽二重	生産調節、生産分野協定
絹織物	日本輸出織物染色工業組合聯合會	輸出染色人造絹織物及絹織物	加工調節、加工料金協定、共同受註、共同集
絹織物	日本人造絹織物工業組合聯合會	人造絹織物	生産調節
絹織物	日本輸出莫大小工業組合聯合會	靴下、肌衣及ジャケツ	生産調節
英大小	日本伸鐵工業組合聯合會	伸鐵條鋼	取引先協定
金屬製品	日本放熱器工業組合	暖房用放熱器	生産調節、共同販賣

日本アイロン	鐵鑄物アイロン	生産調節、價格協定
日本針金綜統	針金綜統	
日本ワイラメン	電球及真空管用ワイラメン	生産調節、共同販賣
日本工業組合	電球及真空管用ワイラメン	生産調節、價格協定

日本工業組合	量器(瓦斯メートル及水量メートルを除く)	生産調節
日本工業組合	量器	生産調節
日本工業組合	量器	生産調節
日本工業組合	量器	生産調節

二、工業組合に依る統制

工業組合の制度は近時著しく發達し、適用業種は大正十四年當時の
 う。電力事業に付いては、東電、日電間、宇治電と京阪電鐵間等に電力料金、
 供給區域に關して協定が締結せられてゐるが、全般的統制を目的として昭和
 七年四月日電、東邦、東電、大同、宇治電の五社間に電力聯盟が成立してゐ
 る。

度量衡器及計量器組合	日本度量衡器工業聯合會	度量衡器及計量器	共同移輸出
水飴及グリコーン	澱粉飴工業聯合會	水飴及グリコーン	生産調節、價格協定
乾麵	乾麵工業組合	乾麵	價格協定
玩具	名古屋輸出樂器玩具工業組合	大正琴	生産調節、共同販賣
木竹製品	全日本紡織木管工業聯合會	紡織及織機用木管	價格協定、共同販賣
鉛筆	日本輸出鉛筆工業聯合會	米國向木鞘鉛筆	生産調節
眞田	日本輸出眞田工業聯合會	眞田	生産調節、共同販賣
磷酸肥料	磷酸肥料工業組合	磷酸肥料	生産調節、原料共同購入、價格協定
藥品	日本炭酸搗粉工業組合	炭酸カルシウム搗粉	生産調節
燐寸	日本燐寸工業組合	燐寸	生産調節
護謄製品	日本護謄工業聯合會	ゴム、靴、ベイヤール及中袋	生産調節、價格協定、共同販賣(一部)
珐瑯鐵器	西邦珐瑯鐵器工業組合	珐瑯鐵器	生産調節
陶磁器	日本陶磁器工業聯合會	陶磁器、硬質陶磁器、タイル、陶管	生産調節、價格協定、生産分野協定、共同販賣
電球	日本電球工業聯合會	輸出向電球	生産調節、共同販賣
自轉車	日本自轉車工業聯合會	ハンドル外十品種	生産調節、價格協定、取引先指定、共同販賣(一部)
鐵鑄物	日本鐵鑄物工業聯合會	鐵鑄物	生産調節、價格協定
針金	日本針金工業聯合會	針金	生産調節、價格協定
電球及真空管用フイラメント	日本フイラメント工業組合	電球及真空管用フイラメント	生産調節、共同販賣

第五章 産業統制の現況

英大小	日本造絹織物工業聯合會	人造絹織物	生産調節
金屬製品	日本輸出英大小工業聯合會	靴下、肌衣及ジャケツ	生産調節
日本放熱器	日本伸鐵工業聯合會	伸鐵條	取引先協定
暖房用放熱器	日本放熱器工業組合	暖房用放熱器	生産調節、共同販賣

日本組器	日本組器	器	生産調節
日本組器	量器(瓦斯メートル及水量メートルを除く)	量器	生産調節
日本組器	玻璃製溫度計及浮秤	玻璃製溫度計及浮秤	生産調節、價格協定
日本組器	衡器	衡器	生産調節
日本組器	溫度計	溫度計	生産調節

工業組合に依る統制に關して國家的統制、即ち工業組合法八條の強
 制命令は其制定當時に於ては殆んど發動を見なかつたが、昭和八年以
 降其發動の増加を見るに至つてゐる。

工業組合法第八條發動例 (△印は検査取締規定のみに對するもの)

昭和二年	日本洋傘骨工業組合(一月)
同三年	△名古屋輸出樂器玩具工業組合(六月)
同五年	瀬戸陶磁器工業組合(一月)
同六年	△日本輸出亜鉛鍍板工業組合(五月)
同八年	近畿珐瑯鐵器工業組合(四月)、日本燐寸工業組合(四月)、 香川縣團扇骨工業組合(四月)、△日本輸出亜鉛鍍板工業組合(八 月)、名古屋輸出樂器玩具工業組合(十二月)、大阪染色工業組合、 福井、京都、神戸、横濱各輸出織物染色工業組合(八月)
同九年	瀬戸陶磁器工業組合(六月)、福島縣製氷工業組合(八月)
同十年	名古屋自轉車工業組合(一月)、京都絹、人絹染色工業組合(一 月)、横濱注染布帛製品工業組合(七月)、日本燐寸工業組合(九 月)、東京、大阪、名古屋各自轉車工業組合(十月)

三、輸出組合に依る統制

輸出組合も工業組合に於けると同じく最近に於ける増加は顯著なる
 ものである。指定業種は同法制定當初の三十六種より現在の五十種に
 及び、組合數も亦昭和五年末の十四より八年末四十五(内聯合會二)

第五章 産業統制の現況

となり、本年十月三十一日現在にては八十二（内聯合會四）に達して

輸出組合に依る統制概況

組 合	統 制 事 業	輸出組合法 第九條の發動 昭和一〇・二
北海道豆類輸出組合	青豌豆數量統制	昭和一〇・二
帝國麥酒輸出組合	價格統制	
日本自轉車輸出組合	數量及價格統制(1)	一〇九・九
大日本陶磁器輸出組合聯合會 (名古屋、大阪、神戸、東日本各陶磁器輸出組合)	數量及價格統制(2)	一〇九・九
日本人造眞珠硝子珠輸出組合	護謨靴數量及價格統制	一〇・一〇
日本護謨製品輸出組合	數量及價格統制(3)	一〇・二
日本毛布敷布輸出組合	數量統制	
日本絲染綿サロン輸出組合	輸出統制(4)	一〇・六
神戸帽子輸出組合	數量及價格統制	一〇・一〇
日本莫大小輸出組合	數量及價格統制	一〇・四
日本絹人絹織物輸出組合聯合會	數量及價格統制	九・五
對英電球輸出組合	數量統制	
日本絹紬對米輸出組合	數量及價格統制(5)	九・八
日本綿織物對印輸出組合	數量及價格統制(6)	八・一
日本對米燐寸輸出組合	綿製敷物數量及價格統制	一〇・一
日本對米敷物輸出組合	數量統制	一〇・一
日本比律賓メリヤス輸出組合	數量統制	一〇・一
對比島日本綿織物輸出組合	數量統制	一〇・一
對露輸出組合	マニラロープ、トワイン、漁網及漁網用 綿絲及麻絲數量及價格統制	一〇・二
東部日本南米輸出組合	輸出價格の制限	一〇・二
西部日本南米輸出組合		一〇・八
日本雜貨中南米輸出組合聯合會 (神戸雜貨、大阪、名古屋、横濱雜貨、 東京雜貨各中南米輸出組合)		一〇・八

く統制組織の存在してゐることは既に述べたる處である。

昭和六年制定の中小事業者の統制を目的とする商業組合法も亦共同施設と營業上の統制を規定したもので、工業組合法と略同一趣旨に出でたるものであるが、其數は著しく多數に上り規模亦小にして統制機

註

- (1) 日本自轉車工業聯合會と統制協議會を組織す。
- (2) 日本陶磁器工業聯合會と統制懇談會を組織す。
- (3) 日本毛布敷布工業組合等と統制協議會を組織す。
- (4) 日本バンコク帽子工業組合と相互取引の統制をなす。
- (5) 輸出綿絲布同業會、紡績聯合會、日本綿織物工業組合聯合會と對印輸出綿織物統制協議會を組織す。
- (6) 日本燐寸工業組合と相互取引をなす。

る。而て種類別に觀れば、商品別組合三十九、市場別組合十九、商品及市場別組合二十四にして地域別に觀るときは内地一圓を地區とするもの三十六、地區を特定地方に限定せるもの四十六である。而て輸出組合の市場は、其限定せられざる三十九組合を除き、中華及滿洲國(十三)、露西亞(二)、北米合衆國及加奈陀(五)、中南米(八)、アルゼンチン(二)、歐洲(三)、英印(三)、阿弗利加及バルカン近東諸國、(三)、比律賓(二)、南洋、蘭領東印度(各一)に亘つてゐる。

輸出組合の事業は前述の如く共同施設、輸出検査並に輸出統制であるが以上八十二組合中輸出統制を行つてゐるものとして上表の如きものを擧げることが出来る。而て輸出組合に依る輸出統制と工業組合其他の生産統制との對立關係は當然起る問題であつて此の點に付いて目下議論せられてゐるのであるが、現在に於ても或程度相互連絡の途が講ぜられてゐるものがある。輸出組合に依る統制は貿易の情勢より觀て益々強化を必要とし従つて輸出組合法第九條の強制命令の發動も漸次増加の趨勢を示してゐる。

四、其他の機關に依る統制

我國に於ける産業統制は工業組合及輸出組合に依る組合統制とのみに限局せられてゐるのではなく、其他の組合或は特別なる單行法に基

極めて貧弱にして蠶絲業の統制が廣く論議せられてゐることは周知の事實である。米穀統制法は農家の主要生産物であり全國民の食糧たる米の統制に付いて最高最低價格を公定し政府が何時にても右公定價格に基いて買上又は賣却を行ふことを主たる内容とするものである。

對比島日本綿織物輸出組合	一〇・一
對露輸出組合	一〇七・九四
東部日本南米輸出組合	一〇〇・二
西部日本南米輸出組合	一〇・八
日本雜貨中南米輸出組合聯合會 (神戸雜貨、大阪、名古屋、横浜雜貨) (東京雜貨、各中南米輸出組合)	

マニラロブ、トワイ、油網及漁網用
綿絲及麻絲數量及價格統制
輸出價格の制限

く統制組織の存在してゐることは既に述べたる處である。

昭和六年制定の中小商業者の統制を目的とする商業組合法も亦共同施設と營業上の統制を規定したもので、工業組合法と略同一趣旨に出でたるものであるが、其數は著しく多數に上り規模亦小にして統制機關としての重要性は極めて輕微たるを免れない。明治三十三年制定の重要物産同業組合法に依る同業組合は生産、製造、販賣に従事する同業者及之と密接なる關係を有する營業者間の弊害及共同利益増進を目的としたものであつて、其強制加入の關係上組合の事業は専ら製品の検査、其消極的施設に止まり且組合員が多種に亘るので統制機關とは稱することは出来ない。又産業組合は明治三十三年制定の産業組合法に基くものであるが、經濟的弱者の地位を改善せんとする社會政策的意義を有し産業統制を直接の目的とするものではない。然しながら同業組合に於ても或程度の統制的業務を行つて居り、産業組合が、購買組合、販賣組合、利用組合、信用組合に分れ原料の共同購入、製品の共同販賣或は共同加工等を行つてゐることは周知の事實であらう。其他水産組合、漁業組合等も同様であつて、例へば各種罐詰業水産組合(鮭鱒、蟹、鱈油漬、鮪、貝類)に於ては生産調節と價格の協定を實施してゐるのである。

統制を目的として制定せられた特別法は殆んど國策的見地に立つ産業統制と言つても過言でない。即ち蠶絲業法、蠶絲業組合法、原蠶種國家管理法、輸出生絲検査法等は我國重要産業の一たる蠶絲業の統制に關するものであり、其目的とする處は蠶種製造業、製絲業及輸出生絲問屋の免許制、原蠶種の國營及原蠶種の國家統制、國營検査に依る輸出生絲の統制、組合に依る統制等であるが、未だ其統制は實質上

第五章 産業統制の現況

て益々強化を必要とし従つて輸出組合法第九條の強制命令の發動も漸次増加の趨勢を示してゐる。

四、其他の機關に依る統制

我國に於ける産業統制は工業組合及輸出組合に依る組合統制とのみに限局せられてゐるのではなく、其他の組合或は特別なる單行法に基

極めて貧弱にして蠶絲業の統制が廣く論議せられてゐることは周知の事實である。米穀統制法は農家の主要生産物であり全國民の食糧たる米の統制に付いて最高最低價格を公定し政府が何時にても右公定價格に基いて買上又は賣却を行ふことを主たる内容とするものである。然しながら本法も亦種々なる缺陷を藏すると共に根本策に缺くる處あり、更に他の農産物に關する統制の缺陷等、重要産業たる農業の統制は未だ著しく不十分なる状態である。其他日本製鐵株式會社は多年の懸案たりし製鐵合同の實現を齎らしたもので、日本製鐵の創立は我國に於てトラストに依る産業統制の唯一の例と言つてもよい。石油業法も亦燃料國策の見地に立つたもので、重要産業統制法を一步進めたものである。統制法適用の餘地は殆んど失はれてゐるが、石油業法實施に伴ふ實際的方面には當業者の自治的協定の必要が殘されてゐるのであつて、此の點に於てカルテル存在の理由があるのである。

以上の外、監督取締規定として廣義に於ける統制法規が存在してゐるが、此等各種の統制法規を擧げば次の如く多數に上つてゐる。然しながら屢々述べたるが如く、嚴密なる意味に於て産業統制の法律的基礎は重要産業統制法、工業組合法、輸出組合法の三種に在ると言はなければならぬ。

産業統制關係法規

- (イ) 中小商工業の統制
 - 同業組合準則(明治十七年制定) 重要物産同業組合法(明治三十三年制定)
 - 工業組合法(大正十四年制定、昭和六年改正) 商業組合法(昭和七年制定)
 - 酒造組合法(明治三十八年制定)

第五章 産業統制の現況

(ロ) 貿易の統制

輸出組合法(大正十四年制定、昭和六年改正)

輸出生絲検査法、輸出絹織物取締

法其他

外國爲替管理法(昭和八年制定)

重要輸出品取締規則(昭和三年制定)

輸出生絲取引法(昭和九年制定)

貿易調節及通商擁護法(昭和九年制定)

(ハ) 農業及水産業の統制

産業組合法(明治三十三年制定)

畜産組合法(大正四年制定)

蠶絲業組合法(昭和六年制定)

原蠶種國家管理法(昭和九年制定)

産繭處理法案(第六十七議會審議

未了)

米穀自治管理法案(第六十七議會

審議未了)

水産組合法(大正五年制定)

外國領海水産組合法(明治三十五年)

茶業組合法(明治二十年制定)

蠶絲業法(明治四十四年制定)

製絲業法(昭和七年制定)

輸出生絲取引法(昭和九年制定)

米穀統制法(昭和八年制定)

負債整理組合法(昭和八年制定)

漁業組合法(明治四十三年制定)

(ニ) 大産業の統制

重要産業統制法(昭和六年制定)

石油業法(昭和九年制定)

倉庫業法(昭和十年制定)

獨占事業又は公共事業に關するもの

銀行法(昭和二年制定)

信託業法(大正十一年制定)

保險業法(明治三十三年制定)

日本製鐵株式會社法(昭和八年制定)

肥料業統制法案(第六十七議會

審議未了)

電氣事業法(明治四十四年制定)

瓦斯事業法(大正十二年制定)

第三節 産業統制を繞る最近の問題

産業統制が我國經濟機構樹て直しの主役者として登場して來たのは、玆數年來のことにして、殊に本問題は重要産業統制法制定前後より頓に其重要性を加へ急激なる進展を見るに至つた。然るに經濟界は金輸出再禁止並に滿洲事變以來漸く活況化に面し、他方には今や重要産業統制法の施行期間満了を一年後に控へ、統制經濟の再検討が唱へられるに至り、産業統制に關する是非の論の囂々たるものがある。或は自由經濟への復歸を説く者あり、或は統制の缺陷を唱へて之が強化を主張するものがあり、更に法律に依る統制を排して自治的統制に據らんとする者がある。元來産業統制は經濟界の極端なる不況期に於て要望せられ其發展を見たのであるが、近時産業貿易の躍進がカルテル助成の緊急性を失はしめるに至るや、其強行は却つて興隆途上に在る産業の伸展を阻害するとの意見さへ一部には行はれてゐる。其是非は暫く措き、産業統制の現況に關する各種の意見を要約すれば略次の三點に歸着する。

第一はアウトサイダーの問題である。重要産業統制法に依る統制に於ても又工業組合の統制に在りても生産調節及價格の協定が重點である以上、内容の優良なるものも然らざるものも、又老朽會社も新興會社も同一に統制せられる結果として現在の如き好況時に至れば優良なる會社或は低コストの新興會社等の中には寧ろ自由なる活動を希望して脱退するものを生じた。又他方に於て業界の活況は産業分野に新にアウトサイダーに對する活動の餘地を生ぜしめ、従つて新設會社の續出を見るに至り、産業統制の所期の目的と異つた結果を齎らした事例が尠くない。アウトサイダー強制に關しては重要産業統制法第二條の發動はセメントの二件に過ぎない。工業組合法第八條の發動は比較的

多數に上つてゐるが何れもカルテル規約に強制的に服従せしめるに過ぎないので、此の點が改正論の對象となつてゐる。而して玆に考慮すべきは價格の昂騰を抑制する意味に於て寧ろアウトサイダーの存在を必要とする場合も生ずることであつて、之は磷酸肥料工業組合より申

第三は統制機關相互の連絡缺如、換言すれば統制機關相互の無統制の問題である。前述の如く、一の産業に對し現在各種の統制機關が併存するのであるが、其間には殆ど連絡統制がない。産業統制法に依るカルテルと工業組合との間に、又一産業に於ける原料乃至半製品と其

倉庫業法（昭和十年制定）
備考 獨占事業又は公共事業に關するもの
銀行法（昭和二年制定）
信託業法（大正十一年制定）
電氣事業法（明治四十四年制定）
瓦斯事業法（大正十二年制定）
保險業法（明治三十三年制定）

第三節 産業統制を繞る最近の問題

多數に上つてゐるが何れもカルテル規約に強制的に服従せしめるに過ぎないので、此の點が改正論の對象となつてゐる。而して茲に考慮すべきは價格の昂騰を抑制する意味に於て寧ろアウトサイダーの存在を必要とする場合も生ずることであつて、之は磷酸肥料工業組合より申請のあるに拘はらず多木肥料に對して工業組合法第八條の適用を見ない一つの理由であると言はれてゐる。

更にアウトサイダーに關聯して外地の統制問題がある。朝鮮、臺灣等が統制外になつてゐる結果として内地の産業を攪亂するに至つた事例も尠くなく、又此等の地方を經由して行はれる輸出が輸出組合の統制を亂すことも多い。従つて植民地にも統制を及ぼすべき主張が旺に行はれてゐるが、更に滿洲國に於ける産業發展の現状を観るとき、我國産業に對する影響は將來必ずしも輕視し得ざるものあり、日滿經濟統制の急務が論ぜられるのである。

第二はカルテル強化に伴ふ價格の昂騰である。産業統制法は統制強化を目的とし、他方に於ては其結果生ずる弊害防止の爲公益擁護の規定を設けてゐるが、統制強化の結果は必然的に市場獨占となり最近に於てはカルテル助成よりカルテル取締が主張せられてゐる。實際上價格の昂騰に拘らず直接第三條の適用は無かつたと言つてよい。セメントに付いて第二條と共に發動した外は麥酒、紙、砂糖、銑鐵等に對して商工省が警告を發したに過ぎないが、此等警告が或程度の効果を收めたことは勿論否定することは出来ない、然しながら第三條を適用して價格の變更を命ずる爲の前提條件として公正なる價格を決定すべき組織に缺けてゐるものと言ふべく、統制法の規定する現在の統制委員會を以てしては恐らくは十分なる機能を期待し得ないであらう。

て脱退するものを生じた。又他方に於て業界の活況は産業分野に新にアウトサイダーに對する活動の餘地を生ぜしめ、従つて新設會社の續出を見るに至り、産業統制の所期の目的と異つた結果を齎らした事例が尠くない。アウトサイダー強制に關しては重要産業統制法第二條の發動はセメントの二件に過ぎない。工業組合法第八條の發動は比較的

第三は統制機關相互の連絡缺如、換言すれば統制機關相互の無統制の問題である。前述の如く、一の産業に對し現在各種の統制機關が併存するのであるが、其間には殆ど連絡統制がない。産業統制法に依るカルテルと工業組合との間に、又一産業に於ける原料乃至半製品と其完成品との間に統制上の協調が存在するのは極めて僅少である。然しながら最近最も重大化しつつあるのは輸出統制と生産統制との對立であつて、之は輸出組合が輸出數量並に價格の統制を獨占した結果として生産者側は輸出利潤を輸出組合に獨占せられるものとして抗議するに至つたのである。此種紛争は昨年北米柑橘輸出に付いて生じたが、近くは紡績聯合會と對蘭印日本綿織物輸出組合との間に起り、之が今次の産業統制反對の導火線になつたとさへ言はれてゐる。更に綿サロ輸出に關して日本綿織物工業組合聯合會と日本絲染綿サロ輸出組合との間に紛争を生じたが、之は商工省の裁定に依り解決を見た。生産者と輸出組合との間にも或る程度の協定の存することは既に述べた所であるが、此等は固より當事業者間の自治的機關に過ぎず、統制上積極的效果を期待することは困難である。

以上が現時産業統制に關して一般に論ぜられてゐる主要點であるが、之に従ひ各種の改正意見が述べられてゐる。アウトサイダーの協定強制加入、統制委員會の組織及權限の擴大、中央統制機關の設立、業種別單一統制法の制定等である。要之、我國産業統制は不況對策としての産業保護より出發し發達し來つたのであるが、今や産業貿易の現狀と世界經濟の現勢に鑑みると、産業伸展策としての國策的意義に於て新なる發展が期待せられると共に、他方に於てはカルテル助長策よりカルテル取締へ轉換すべき途上に在ると言はなければならぬ。

第六章 産業の合理化

第一節 産業合理化運動の由來

一、我國に於ける産業合理化の端緒

我國産業界に最も早く紹介せられた合理化の方法は、米國に發達した「科學的管理法」であつた。科學的管理法を我國に於て實際に應用せんとする試が始まつたのは、大體大正九年頃である。然しながら當時の我國産業界は、世界大戰の影響未だ去らず、未曾有の好況時代であつて、工場の當事者は日夜多忙を極め、管理方法の改良等に耳を籍して居る暇を有しない有様であつた。而して間もなく東京地方は、大震災に見舞はれたりしたので、産業界の人心は當分落着くに至らず、未だその實行は主として關西に於ける二、三の進歩的工場に止まつて居た。

然るに大正十三年頃から、ドイツに起つた所謂「合理化」運動は、個々の工場の問題としては、別に新しい途を拓いたものでなく、アメリカの科學的管理法を輸入したに止まるが、その最も我國産業を刺戟したのは、或る産業部門全體に亘る整理又は建直しが實現した點である。我國では濱口内閣の緊縮方針が産業界にも影響を齎し、殊に昭和五年一月金の輸出が解禁せられて以來は、經濟界全般に深刻な不景氣が波及したので、茲に我國の産業も始めて合理化を當面の急とするに至つた。従つて當時の合理化は、概して會社の整理又は合併、特に弱體會社の根本的再建設等がその主たる方面であつた。つまり不良資産の切捨、評價の切下げ、減資、合同等が盛に行はれたのである。

二、臨時産業審議會の答申

政府は之等の情勢に鑑み、昭和五年一月濱口内閣は臨時産業審議會を設け、同二月次のような諮問を發した。

- (1) 時局に鑑み我經濟界直立しの爲企業の統制を必要とする産業並に其の統制の方策如何(特に中小工業について)。
- (2) 製品の規格統一及單純化其他生産技術及管理經營方法等の改善に依る能率増進の徹底的實行を期する方策如何。
- (3) 産業合理化の實行上特に施設すべき産業金融改善の方策如何(特に中小工業について)。
- (4) 國産品愛用の普及徹底を期する爲採るべき方策如何。

臨時産業審議會は、夫々特別委員會を設けて、之等の方策を審議した結果、同年四月乃至六月次のような答申を議決して政府に建議した。

(1) の問題に對する答申

- (イ) 工業組合による企業統制は重要輸出品に限らず、一般重要工業品に及ぼすを適當とする。
- (ロ) 企業統制の機關としては同業者からなる團體が最も適當である。
- (ハ) 工業組合は任意加入とし、企業統制の必要ある場合には、その統制に必要な事項に限り組合員外にも取締制限を及ぼすべきである。
- (ニ) 企業統制を徹底せしめるに當つて考慮を要する點は、重要工業品は公營又は工業組合聯合會の検査を受けしめること、不正競争を取締ること等である。

(2) の問題に對する答申

- (イ) 従來政府でやつてゐた規格統一の事業を促進せしめる爲めには、有力な民間當業者團體又は學會等と協力して規格案を作り、製造業者、消費者其他民間團體等を以て、規格の普及を目的とする協會を組織せしむべきである。
- (ロ) 製造業者、販賣業者、消費者、其他利害關係者を以て、商品の單純化に關する特別の調査機關を組織し、各種商品並に取引單位に付、急を要す

るものから順次單純化を決定し、廣く各種の民間團體を利用してその實行の普及を圖るべきである。

(ハ) 官廳は國家最大の需要者であるから、その用品の規格統一、單純化を圖り、更に進んで各官廳間の購買を連絡統制し、又は共同購入を行ふことを調査考究すべきである。

動すべく、自己一部の努力は國民經濟全般の利益に合致するを要するとの自覺に徹底し、會社經營の衝に當るものは、常に公益を念とし、資産の銷却、利益の保留、積立等に關し、合理的基礎の下に經營する必要がある。従つて政府に於ても税法及商事規定の改正に付特に考慮

である。我國では濱口内閣の緊縮方針が産業界にも影響を及ぼし、昭和五年一月金の輸出が解禁せられて以來は、經濟界全般に深刻な不景氣が波及したので、茲に我國の産業も始めて合理化を當面の急とするに至つた。従つて當時の合理化は、概して會社の整理又は合併、特に弱體會社の根本的再建設等がその主たる方面であつた。つまり不良資産の切捨、評價の切下げ、減資、合同等が盛に行はれたのである。

るものから順次單純化を決定し、廣く各種の民間團體を利用してその實行の普及を圖るべきである。

(ハ) 官廳は國家最大の需要者であるから、その用品の規格統一、單純化を圖り、更に進んで各官廳間の購買を連絡統制し、又は共同購入を行ふことを調査考究すべきである。

(ニ) 産業に従事する者の教育の改善は産業の振興を期する上に最も必要であるが、特に能く産業の眞精神を理解し、勞資共榮の實を擧げしめると共に、實際的技能を會得せしめる必要がある。

(ホ) 各種の資源を科學的經濟的に利用すると共に、從來の傳統的方法に拘束せらるゝことなく、技術、經營の方法、並に組織に互り、合理的に材料、勞務の最高能率を發揮することが最も緊要であるから、その方法につき調査考究すること。

(ヘ) 科學的方法により豫測せられる需要に應じて各種の生産設備等を適當に整理し、以て生産と消費との均衡を圖ることは、實に産業合理化の根本眼目を爲すものである。而して配給の経路を整備すると共に、一般の消費經濟に關しては各種の無駄を排除し、生活を合理的、計畫的に規律する餘地があるから、適切の方法を講ずべきである。

以上は能率増進の方策の二三を掲げたに止り、その具體的細目に付ては更に考究を要するから、各産業機關の連絡統制と指導厚生とを圖る中央の調査審議機關を設け、諸般の調査實行を迅速に爲し得る組織、權限及經費を整へ、中樞機關には民間各方面の學識經驗ある者を参加せしめ、重要な事項に付ては各事項別に常設の委員會を設けると共に、各業種別に臨時の調査委員會を設け、主として實際家をして調査立案に當らしめるべきである。

又能率増進乃至産業合理化の徹底的實行は、要するに我國國民經濟の根本的立直しを目標とするものであるから、官民共に精神的準備を必要とする。即ち各種産業相互間乃至各從業者互に協同的精神を以て行

(2) の問題に對する答申

(イ) 從來政府でやつてゐた規格統一の事業を促進せしめる爲めには、有力な民間業者團體又は學會等と協力して規格案を作り、製造業者、消費者其他民間團體等を以て、規格の普及を目的とする協會を組織せしむべきである。

(ロ) 製造業者、販賣業者、消費者、其他利害關係者を以て、商品の單純化に關する特別の調査機關を組織し、各種商品並に取引單位に付、急を要す

動すべく、自己一部の努力は國民經濟全般の利益に合致するを要するとの自覺に徹底し、會社經營の衝に當るものは、常に公益を念とし、資産の銷却、利益の保留、積立等に關し、合理的基礎の下に經營する必要がある。従つて政府に於ても税法及商事規定の改正に付特に考慮すべきである。

(3) の問題に對する答申

中小工業の金融は同業者協同の組合をして之に當らしめるのを最も適當とし、かゝる組合による資金の融通を圓滑ならしめる爲には、組合制度を整備すると共に、更に金融上次の如き施設を講ずることが必要である。

(イ) 工業組合の事業の範圍を、製品の検査取締及事業經營上の制限、共同設備、共同購入、共同販賣等の外、組合員の貯金の取扱、産業資金の貸付、組合員の資金借入に對する保證業務、倉庫事業等にも及ぼすこと。

(ロ) 工業組合の擔保力を増す爲次の方法を講ずること。

(a) 共同設備を一層奨励すること。

(b) 組合の責任を擴張し、組合員をして出資額の外一定の保證責任を負はしめること。

(ハ) 政府に於ても金融上次の施設に付考慮を拂ふこと。

(a) 工業組合中央金庫を設けること。

(b) 特殊銀行をして特に中小工業の金融を便ならしめることを目的とする特別の機關を設けしめること。

(4) の問題に對する答申
今日我國の製品は輸入品に比し品質及價格の上に於て毫も遜色なきものが多くなつたけれども、因襲が久しいので尙未だ盲目的に輸入品を優良とする風習が抜けないから、この弊風を打破するため、從來より一層國産品の使用奨励を徹底せしめる必要がある。差當り急を要す

第六章 産業の合理化

る事柄は次の通りである。

(イ) 優良國産品を選定し、品質及價格に於て外國品に劣らないものの種目を一般に周知せしめること。この選定には各種の民間團體をして之に當らしめ、權威ある機關の審査を経て一般に之を示し、更に進んでは國家が特別の機關を設け内外品の品質の比較検定を行ふ如き方法を考慮すべきである。

(ロ) 官廳用品に國産品を用ふることについては、既に會計法の特例に関する法律を制定し、又海外拂節約協議會を設ける等相當企圖して居るけれども、一層之が徹底を期すると共に、他方府縣市町村等の地方自治團體に對しても、政府と同様の方法により、國産品を優先使用する方途を講ぜしめるべきである。

(ハ) 優良な國産品でありながら、現に外國品の如く認識せられて居るものがあるから、かゝる商品に付ては一般國民の誤解を解き、國産品の眞價を知らしめるため、商品に國産品たることを識別するに足るべき表示をなさしめるべきである。

(ニ) 我國固有の工業には、優秀な技術経験を有するものが多いから、之等の固有の工業の技術経験を輸出品工業に應用して積極的に輸出増進を圖るべきである。

その後臨時産業審議會は、統制を要する産業として、造船業と製鐵業とを指摘して政府にその統制方を建議した。

以上の答申はその後政府の手によつて、大部分忠實に實現された。そこで上記の答申に基いて實施せられた事柄の内、特に重要なものについで、以下に其の概要を述べることとする。

第二節 臨時産業合理局の設置と其活動

上記の答申に基いて、濱口内閣は、昭和五年六月二日、商工省の外局として臨時産業合理局を設立し、上記の答申に掲げられた事項中、工業組合關係の諸方策以外の一切の事項をこの機關に司らせることに

した。而して工業組合關係の問題は從來の組織に従つて之を商工省工務局で取扱ふ譯である。

臨時産業合理局の構成は、大體に於てドイツの Reichskuratorium für Wirtschaftlichkeit のそれに似てゐる。只合理局は純然たる官廳である點と、工業統制の機關を兼ねてゐる點とが、最も重要な相違である。合理局の長官は商工大臣が *ex officio* に之を兼ね、之に顧問を置く。名は顧問であるけれども、實際上合理局の最高方針は、顧問會議で決定されるのである。

合理局の内部は二部に分れ、第一部では、(1) 企業の統制、(2) 科學的管理法の實施、(3) 産業金融の改善、(4) その他産業の合理化に関する事項を掌り、第二部は、(1) 工業品の規格統一、(2) 商品の單純化、(3) 國産品の使用奨励、(4) 試験研究機關の整備聯絡を掌つて居る。之等各種の事業を計畫し立案する爲に幾多の委員會が設けられた。然し合理局設立以來その事業の主たる方面は、(1) 企業の統制、(2) 企業の經營管理法の改善、(3) 規格統一並に單純化、及び (4) 國産愛用の四つと謂ひ得る。今之等の各方面についてその活動の概要を述べると次の通りである。

(1) 企業統制 合理局でやつてゐる企業統制には、二つの方面がある。一つは昭和六年四月一日に合理局の委員會の建議に基いて發布された「重要産業の統制に関する法律」に依り、大工業の統制的協定を監督し、且つ統制協定に違反する協定加盟者又はアウトサイダーに對し、協定に服すべき旨の商工大臣の命令を發するのがそれである。統制的協定の内容を届出で、商工大臣の監督を受くべき工業の種類は、商工大臣が之を指定する。而してこの指定を行ふに當つても、又協定に服すべき命令を發するに當つても、商工大臣は統制委員會の議を経

ることになつてゐる。企業統制のも一つの方面は、主として中小工業の同業者を集めて夫々臨時委員會を設け、合理局のイニシアチブを以て、統制協定を實行するように、斡旋するのがそれである。此場合多くは工業組合を組織せしめ、工業組合法に依つて各種の共同施設を設

の事情に適切な具體的の指導となり得るものたることに努力を注ぎ、その中に掲げた説明又は實例は、殆ど全部國內に於ける實際の材料を用ひたことである。最初にパンフレットになつた「燃料節約」の如きは、目下改訂しつゝあるが、初版に掲げた我國諸工場に於ける燃料節約の實例は、改訂版に於ては、殆ど全部新らしい實例と置き替へなければ

ついで、以下に其の概要を述べることとする。

第二節 臨時産業合理局の設置と其活動

上記の答申に基いて、濱口内閣は、昭和五年六月二日、商工省の外局として臨時産業合理局を設立し、上記の答申に掲げられた事項中、工業組合関係の諸方策以外の一切の事項をこの機關に司らせることに

監督し、且つ統制協定に違反する協定加盟者又はアウトサイダーに對し、協定に服すべき旨の商工大臣の命令を發するのがそれである。統制的協定の内容を届出で、商工大臣の監督を受くべき工業の種類は、商工大臣が之を指定する。而してこの指定を行ふに當つても、又協定に服すべき命令を發するに當つても、商工大臣は統制委員會の議を経

ることになつてゐる。企業統制のも一つの方面は、主として中小工業の同業者を集めて夫々臨時委員會を設け、合理局のイニシアチブを以て、統制協定を實行するように、斡旋するのがそれである。此場合多くは工業組合を組織せしめ、工業組合法に依つて各種の共同施設を設け、検査制度を確立し、同時に製造販賣に關する統制協定を成立せしめるのである。合理局設立後、最初に手を着けたのは、輸出綿布工業、羊毛工業、過燐酸肥料工業及び造船業であるが、その内具體策を得るに至らなかつたものもある。その後順次他の業種にも及び、着々と主要な業種が統制ある協同活動に入つた。以上二方面の活動が實地に及ぼした影響については、別章に述べるから茲には之を省略する。

(2) 企業經營管理法の改善 此方面の改善具體案を作る爲めに合理局開設以來最も活動して居るのは、生産管理及び財務管理の兩常設委員會である。この外昭和九年九月には小賣業改善調査委員會が設けられた。

生産管理委員會は、實際工場管理に従事してゐる者を中心とし、之に工場管理法の研究者、産業心理學者、勞働生理學者等を加へ、尙内務省社會局と密接な連絡を保ちつゝ、工場の科學的管理法並に之に關聯する重要事項につき、我國一般の工場に對し參考となるべき具體的改善方法を審議し、成案は之をパンフレットとして、廣く全國の工場に配布してゐる。而して之等のパンフレットの出版發行、並に工場管理法改善の實現を任務とする中央機關として、右委員會の提議に基き、大阪に「日本工業協會」が設立された。

現在迄にこの生産管理委員會が成案を得て、世間に發表した事項は、十數項目に達してゐる。特に注意すべきは、その内容は我國の一般工場

の事情に適切な具體的の指導となり得るものたることに努力を注ぎ、その中に掲げた説明又は實例は、殆ど全部國內に於ける實際の材料を用ひたことである。最初にパンフレットになつた「燃料節約」の如きは、目下改訂しつゝあるが、初版に掲げた我國諸工場に於ける燃料節約の實例は、改訂版に於ては、殆ど全部新しい實例と置き替へなければならぬ程、長足の進歩を示して居る。その他成案を得たものゝ内重要なものを挙げれば、「企業者間の相互啓發」、「適性考査」、「見習工教育の改善」、「賃金制度」、「作業工程管理の改善」、「工場照明」、「作業研究」、「企業經營上に必要な統計」等であつて、何れも外國の文獻に求めても得難い内容を有してゐる。又目下審議中の傷害者に對して支給すべき作業用の義手義足の如きは、純然たる我國獨特の考案に基くものである。

次に財務管理委員會は會計學者と實地の經驗家とから成つて居る。この委員會は先づ貸借對照表及び損益計算書のモデルを造ることに着手し、工業會社用と商業會社用に區別して之を立案し、尙財産目録の型式をも一つ立案した。而して之等を一應未定稿として廣く世論に問ひ、更に數名の臨時委員を加へて討議を重ね、昭和九年八月に至り、之等財務諸表作成上準據すべき一般的規準を明かにし、且つ前記諸表に改正を加へ、確定案として發表するに至つた。我國では既に銀行、保險、電氣、鐵道等の諸會社に對しては、法規を以て之等の諸表の形式を一定して居るけれども、一般の商工業に對しては、何等法制による形式の統一が行はれてゐないので、此委員會の發表した雛形は、一般商工業者に多大の參考となつた。昭和七年十二月一日から改正施行された電氣事業會計規定の如きは、從來の形式を改めて、大體此委員

會が當時未だ未定稿として世に問うてゐた貸借對照表及び損益計算書の様式を採用した。

財務管理委員會は、次いで資産の評価方法に關する準則を審議し、一應成案を得、未定稿として世に發表し各方面の意見を求めてゐる。その後原價計算に關する基本準則をも立案し、これも目下未定稿として發表されてゐる。一方同委員會は、日本商工會議所をして、中小商工業に最も適する簿記法を廣く懸賞募集し、既に入賞者が決定し、その入賞案は全部印刷公表された。

(3) **規格統一並に單純化** 我國の規格統一運動は、大正八年に委員會が設けられたのに始まる。この委員會は度量衡はメートル法に統一すること、常設機關を設ける必要あること、を建議したので、十年四月二十六日現在の工業品規格統一調査會が設置された。本會は商工大臣を會長とし、副會長一名、委員七十人以内を以て組織し、必要に應じて臨時委員を置くことが出来る。政府各省の高級技師、十數の學會の代表者、主なる工場の技師から成立つてゐる。組織は第一部金屬材料、第二部金屬以外の材料、第三部電氣機械及器具、第四部一般機械及器具に分れてゐる。事業の性質上國際的に連絡する必要があるので萬國規格統一協會 International Standards Association (ISA) に加入して居る。我國の規格はなるべく國際的に共通のものとしたいといふ希望で、常に諸外國の規格を参照して定めて居るが、就中ドイツの規格に負ふ所が多いように見受ける。現在迄に規格統一の行はれた件數は、總數三二九(内四二は改正規格)で、その内譯は土木建築業一四、化學工業五七、機械工業八五、自動車及航空機二六、電氣工業三三、林業二、船舶工業三三、製紙工業五、製鐵業四五、鑛山業一、

非金屬工業二五、雜工業三である。

次に商品の單純化については、以前から同業者間に多少行はれてゐたものもあつた。その最も注目すべき例は、罐詰關係業者の諸團體が協議して、罐詰用の罐型及びその容量の容器に對する割合を單純化し、從來四〇〇種に上つてゐた罐型を四〇種に減らした如きである。その爲に得た利益は、日本罐詰協會の發表によれば、年約四百萬圓に達するとの事である。然し單純化運動が本式に始まつたのは、合理局開設以來のことである。合理局は單純化が可能であると認められる商品毎に、關係業者、商工會議所等の代表者及びその道の權威者を以て委員會を設け、順次單純化を擴張して行きつゝある。かくして今日までに單純化の決定を見た商品は、毛布、タオル、タオル製品、アルミニウム製品、亞鉛鐵板、小幅捺染用生地、珪瑯鐵器、事務用紙、事務用机及椅子であるが、これ以外に、かうした委員會を設けないで、合理局の斡旋の下に、その目的を達したのも少くない。例へば輸出羽二重の厚さを示す夕の附け方、百貨店組合加入の百貨店で販賣する既製洋裝品及和服類の寸法の如きである。

(4) **國產愛用** 我國で國產愛用運動の起つたのは、既に明治十二年頃であつて、當時明治の新政府は、財政困難を極めたので、政府の購入品はできる限り國産品を用ひる方針を立て、外國品購買係を設けて、已むを得ず外國品を買ふ場合は、この係と協議せしめることとした。その後國力も漸次養はれて來たが、貿易關係は輸入超過が續き經濟界の前途樂觀を許さないので、時の農商務省は大正三年再び國產獎勵運動を提唱し、全國の有力な商工業者を集め、國產獎勵會といふ團體を設立し、伏見宮殿下を總裁に戴いて國産品の使用獎勵と共に、海外販

路の擴張に努め、政府はこの會に毎年補助金を交附し、國産品展覽會、同巡回展覽會を催し、國産品と輸入品との對照見本を陳列した。その後世界大戰後貿易は再び逆調となり、殊に關東の大震災が生じ、國際貸借の改善が急務となるに及んで、大正十四年大藏省に海外拂節約協

從來の消費節約の主旨とは切離し、専ら外國品に價格と品質とに於て充分對抗し得る商品を表彰するに努め、國産品を以て充用し得る品目の詳細な表を作成して公布し、内外品對比展覽會を各地に催し、各官廳會社工場等について現在使用せる外國品を調査し、その外國品を使用する理由を調査研究しつゝある。

加入して居る。我國の規格はなるべく國際的に共通のものとしたいふ希望で、常に諸外國の規格を参照して定めて居るが、就中ドイツの規格に負ふ所が多いように見受ける。現在迄に規格統一の行はれた件数は、總數三二九（内四二は改正規格）で、その内譯は土木建築業一四、化學工業五七、機械工業八五、自動車及航空機二六、電氣工業三三、林業二、船舶工業三三、製紙工業五、製鐵業四五、鑛山業一、

路の擴張に努め、政府はこの會に毎年補助金を交附し、國産品展覽會、同巡回展覽會を催し、國産品と輸入品との對照見本を陳列した。その後世界大戰後貿易は再び逆調となり、殊に關東の大震災が生じ、國際貸借の改善が急務となるに及んで、大正十四年大藏省に海外拂節約協議會を開き、民間の有力團體の聯盟により東京に國産振興會が創立せられ、次いで大阪、京都、名古屋等に於ても國産振興會が組織せられるに至つた。

政府は之等の團體の事業を助成し、國産の振興、國際貸借の改善を圖るため、同十五年六月商工省に國産振興委員會を設け、その具體策を審議せしめた。越えて昭和四年政府は更に内務大臣を會長とする公私經濟緊縮委員會を組織し、舉國一致勤儉節約の實行に努め、國産品の使用を奨励した。かくて昭和五年金の輸出解禁に對する處置として、同委員會は、國民一般に生活の改善による消費の節約と國産の愛用を奨励し、印刷物の配布、標語の掲示、講演會、展覽會、國産愛用週間の開催等を全國的に行つた。これより先（昭和二年）政府では、會計法に特例を設けて、我國工業品中品質又は價格に於て差支ない限り、國産品を優先して購入し得る途を開き、この法律を適用すべき品目を調査決定し之を公布した。

かくして昭和五年六月に合理局が設置されるや、前に掲げた臨時産業審議會の答申に基いて、國産愛用運動の事務を引受けることとなつた。その後圓貨の低落により、輸入品は割高となると同時に、各國の關稅障壁を乗越える爲めに、我國工業の製品原價は、日を追うて低下し、今日では國民一般が、「國産品」を使用することを喜び且つ誇とする風潮が根強く行渡るに至つた。合理局では國産愛用委員會を設け、

入品はできる限り國産品を用ひる方針を立て、外國品購買を諫めて已むを得ず外國品を買ふ場合は、この係と協議せしめることとした。その後國力も漸次養はれて來たが、貿易關係は輸入超過が續き經濟界の前途樂觀を許さないもので、時の農商務省は大正三年再び國産獎勵運動を提唱し、全國の有力な商工業者を集め、國産獎勵會といふ團體を設立し、伏見宮殿下を總裁に戴いて國産品の使用奨励と共に、海外販

從來の消費節約の主旨とは切離し、専ら外國品に價格と品質とに於て充分對抗し得る商品を表彰するに努め、國産品を以て充用し得る品目の詳細な表を作成して公布し、内外品對比展覽會を各地に催し、各官廳會社工場等について現在使用せる外國品を調査し、その外國品を使用する理由を調査考究しつゝある。

第三節 合理化の現状

以上述べたような經過を辿つて、我國産業界における事業の經營管理方法の合理化は、近年頗る進歩したことが認められる。我國の合理化は、前述の昭和五年頃を第一期とすれば、昨今は正に第二期に入つて居ると言ふことが出来る。而して第一期は、主として事業の財政的整理であつたが、現在の第二期においては、愈々工場管理が科學的に改善せられ、且つ普及するに至つた。第一期は主に金解禁に因る貨幣價値の壓迫に對する應急的立直しであつたが、第二期は正に海外諸國の關稅障壁を飛び越えようとして、製品原價を合理的に低下する爲めに、眞劍に工場管理上の一切の無駄を省かんとする努力の時代である。更に言換れば、第一期は單に國內的問題に止まつたが、今や第二期においては、堂々と國際的に進出せんとする我國産業の對外經濟戰の一つの運動となつたのである。

又我國における合理化問題は、決して單なる機械化を以て解決するを得ない事情がある。寧ろ機械化は、我國の合理化においては、第二次的問題に止まる。その中心の問題は、實に「組織」(Organization)の問題である。つまり優秀な技能と知識とを備へた豊富な勞働力を、如何に組織的に計畫的に利用すべきか、中心の問題である。

その最も顯著な實例は、國有鐵道の修繕工場における機關車の大修繕 (Overhauling) 作業の合理化であらう。この作業の合理化には別に新しい機械を必要としなかつた。最大問題は、この複雑な修繕作業に對して如何にして計畫を立てるかであつた。この大修繕作業は各機關車を約三年毎に一回、全部解體して修繕するのであるが、全國の鐵道工場における機關車の大修繕に要する一臺當り平均所要日數は、大正三年には二十八日を要したものが、漸次日數を減じて、五年後の八年には十二日となり、大正十五年以後には僅かに八日以内となり、昭和三年頃からは五日内外になつた。その他客車、貨車の修繕についても同様に合理化が行はれたこと勿論である (合理局生産管理委員會「作業工程管理の改善」)。

右は世界的に有名な例であるが、かゝる組織上の合理化が、我國工場の中心問題である。我國の鐵道の列車の發着が全國を通じて時間表通りであつて、天災や突發事故の場合以外には、殆ど狂を生じないのも、専ら「組織」の御蔭である。

昨今合理化運動が、全国的に行渡り、工場當事者が眞剣に此問題を考へるようになったについては、日本工業協會の努力に負ふ所多大であるが、その状況を最もよく反映して居るのは、同協會が豫め研究項目を定めて置いて、毎年二回開催する全國研究會における研究事項の發表及び討議の有様である。回を重ねるに従つて、各地の參會者が増加し、提出資料は豊富となり、半日宛二日間の研究發表では時間が不足する状態である。最近の全國研究會は本年四月名古屋で行はれたが、參會者四〇〇名、研究題目は「見習工の採用並に養成方法」であつて、研究發表は、纖維工業五名、機械工業七名、鐵道工場二名、そ

者中九名は、從來の秘密主義を打破して、互に工場を解放し、一定のプランを立て、相互に同業者の工場を參觀し、工場の管理法、製作技術等に關し腹藏なき批評を交換して、今迄自分の氣付かなかつた缺點を知らうと決心するに至つた。

そこで之等九工場から派遣された者が、同じ日に打ち連れて順番に

の他三名、合計十七名であつた。又文書として全國の工場から提出された資料は、A列五番 (148mm×210mm) の本に印刷して、六二七頁に達する有様である。一定の研究項目に關してかゝる豊富な國內資料が、年に二回宛發表されることは、世界中にその類例を見ない事實であつて、今や我國の産業合理化も、漸く國內の實地の經驗に基いて、我國工場の實情に適する方法によつて全国的に進歩しつゝあると言ひ得る。

そこで我國の一般工場に於て合理化が如何様に行はれて居るかを述べなければならぬが、然しこれを述べることは、實際には不可能であつて、單なる例示的記述に終ることは已むを得ない。又合理化の効果を數字的に擧げることも多くの場合不可能である。何となれば苟も一工場の經營管理に關する重要な合理化を実施するには、相當の年月を要するものである。その間には機械設備や技術等の改善も行はれ、一方面の合理化は、それに關係ある他の方面の合理化を伴ふのが普通であるから、或る事項を合理化した爲めに、能率が何程増進したかを數字的に示すことは不可能となる。況んや或る産業部門全般に就いて合理化の効果を數字的に擧げる如き事は、企て得らるべき事柄ではない。そこで單に一二の實例を紹介して、その一斑を窺ふに止めるより外致し方ないのである。

大阪に於けるメリヤス製造業者の相互啓發—大阪はそのメリヤス生産額に於て我國で第一位を占めて居るが、多くは家内工業的に分業化し、各生産工程に夫々工業組合が設立されて居る。その内大阪輸出メリヤス工業組合に屬する十二の工場が集まつて、昭和八年以來事業經營上の諸問題につき懇談を重ねて居たが、翌九年三月、遂に之等同業

同工場の作業研究は先づ機械職場から始まつた。その方針は機械を中心として確實な資料を整理して行くことにあつた。即ち同工場は内燃機關、工作機械等の註文製作に従事して居る關係上、仕事が種々雑多であつて、變化が多いため、製品を中心とする普通の時間研究では効果を擧げ難いことを恐れたのである。そこで材料並に機械工具、そ

目を定めて置いて、毎年二回開催する全國研究會における研究事項の発表及び討議の有様である。回を重ねるに従つて、各地の參會者が増加し、提出資料は豊富となり、半日宛二日間の研究発表では時間が不足する状態である。最近の全國研究會は本年四月名古屋で行はれたが、參會者四〇〇名、研究題目は「見習工の採用並に養成方法」であつて、研究発表は、纖維工業五名、機械工業七名、鐵道工場二名、そ

者中九名は、從來の秘密主義を打破して、互に工場を解放し、一定のプランを立て、相互に同業者の工場を參觀し、工場の管理法、製作技術等に關し腹藏なき批評を交換して、今迄自分の氣付かなかつた缺點を知らうと決心するに至つた。

そこで之等九工場から派遣された者が、同じ日に打ち連れて順番に當つた視察工場を見學し、各方面からその管理法を觀察し、三日乃至七日後に、各自氣の付いた改善案を口頭又は書面を以て幹事に傳達し、見學工場の代表者を中心に之等の改善方法につき研究討議を行ひ、七月二十日を以て、之等九工場に對する批判討議を一巡し終つた。

その結果は全く豫期以上のものであつて、多年の經驗を有する専門家がその専門の業務を視察するのであるから、今迄自分の工場で氣の付かなかつた缺陷を指摘され、長所は長所として賞賛せられ、短所は短所として、明確に自覺せしめられるに至つた。その批評としては、大は機械の配置方法の缺點から、小は剥げた壁の見苦しい事に至るまで、各人各様の意見が出たが、その批評に従つて各工場は着々と改善を實行した。これ等のメリヤス工場は皆職工一〇〇名内外の小さな工場であるが、かゝる中小工場の經營者が、自から工場を同業者に解放して、合理化に努めるに至つたことは、注目に價する事柄である。

機械工場に於ける作業研究—我國の機械工業で作業を合理化する試みは、既に數年前から重立つた工場一般に普及した。次には新潟鐵工所蒲田工場を例として掲げるが、その具體的の改善方法は、全く専門的事項となるから之を省き、只その方法の概要と、之を實施した結果、如何なる効果が得られたかについて、同工場の発表する所を紹介するに止める。(機械學會、「機械工學年鑑」昭和九年版)

第六章 産業の合理化

外致し方ないのである。

大阪に於けるメリヤス製造業者の相互啓發—大阪はそのメリヤス生産額に於て我國で第一位を占めて居るが、多くは家内工業的に分業化し、各生産工程に夫々工業組合が設立されて居る。その内大阪輸出メリヤス工業組合に屬する十二の工場が集まつて、昭和八年以來事業經營上の諸問題につき懇談を重ねて居たが、翌九年三月、遂に之等同業

同工場の作業研究は先づ機械職場から始まつた。その方針は機械を中心として確實な資料を整理して行くことにあつた。即ち同工場は内燃機關、工作機械等の註文製作に従事して居る關係上、仕事が種々雑多であつて、變化が多いため、製品を中心とする普通の時間研究では効果を擧げ難いことを恐れたのである。そこで材料並に機械工具、その他一切の設備を充分に整理統一し、更にその取扱法、作業方法を標準化するに努めた。即ち工作上に必要なあらゆる資料を機械設備を中心として改善し、「工作資料表」を作る。而して之等の機械設備を用ひて行ふ總ての作業を分析し、之を分類収集して「作業分類表」を作り、主要の作業に對しては「指導票」と「工具目錄」を作る。以上の諸資料が整ふと、如何なる新しい仕事が來ても、容易に且つ速かに着手し得る。即ち使用する工具は「工具目錄」によつて工具室の手で、材料は移動票によつて移動係の手で、夫々作業に着手する前に配給されるから、作業者は「指導票」を見て、即座に作業に従事することが出来るようになった。

同工場の作業研究の目的は、公平な作業時間の標準を維持することにある。即ち豫定の生産計畫を實行し、しかも現場に無理を強ひないことを主眼とする。そこで同工場に於て實施した作業研究の効果の主なるものとして、同工場の発表する所を掲げると次の通りである。

- (一) 作業時間は平均三九・五%短かくなつた。
- (二) 職工の賞與率は平均三四・四%増加した。
- (三) 作業研究を一部に實施しても、その職場全體の作業成績を上昇せしめ、特に之を實施した局部に直接隣接して居る作業者は、約二〇%以上能率を擧げた。
- (四) 工場内の空氣を明るくし、監督者と作業者並に作業者相互間の交渉が

第六章 産業の合理化

圓滑となり、協同精神が養はれる。

(五) 工程管理又は日程の維持が容易になつた。

(六) 指導票によつて作業方法が進歩し、且つこの進歩した、作業方法が一般に普及し、作業者自から作業方法を改善せんとするに至る。

(七) 作業の監督が極めて容易になる。

(八) 作業方法が標準化されるから、作業者の互換性が高められる。

(九) 多忙な場合に、機械作業の二交替又は三交替制を比較的容易に實行し得る。

合理化の實況を全般的に述べることは、前に述べた通り困難であつて、以上に掲げたのは、實際の例を擧げたに止まるけれども、前節に述べた合理化運動の概況と、之等の實例とを照し合せて見れば、大體に於て我國現下の合理化が、相當に眞剣に行はれて居ることを知り得るであらう。昨今我國の製品の原價が年と共に低減し、時としては、我々自身でも驚くことがあるけれども、かゝる合理化の普及が、その理由の一部を成して居ることは争はれない事實と言ひ得る。

なる利益處分の跡が見られる。

業績一覽 (總會社、△印は負數)

期 間	社 數	株 主 資 本 (百萬元)	拂 込 資 本 金 (百萬元)	純 益 金 (百萬元)	收 益 對 株 本 率 (%)	配 當 率 (%)	社 保 留 率 內 (%)

第七章 事業成績

第一節 概観

第七章 事業成績

第一節 概観

本邦事業界は、昭和五、六年に於て不況最も甚だしく、此の間物價株
 價の低下、生産取引及輸出貿易の減退等の事情は、會社企業収益を極
 度に萎縮せしめ、多數の整理或は破綻會社を出すに至つた。昭和七年
 以降時局匡救並に軍事費豫算等、非常時財政遂行に因る莫大なる國費
 の撒布を背景として事業界は漸く活況に轉じ、金輸出再禁止に伴ふ爲
 替の低落、金利安、輸出の増加或は米國財界好化等の影響もあつて、
 軍需品工業、鑛業、輸出關係事業等が逸早く回復して漸次他の事業に
 も普偏し、九年下期に至つて最高潮に達した。

全國株式會社拂込資本金に對して約四割八分を占めてゐる各事業の
 代表的會社約三百五十社に就て調査するに、収益率は四年上期の一・
 一%を天井として、同年下期以降急激なる轉落の途を辿り、五、六年
 には殆んど半減し、社外分配は辛くも蓄積利益の切崩しによつて行は
 れた。即ち五年下期の収益率四・五%に對する配當率五・九%、六年下期
 の収益率四・二%に對する配當率五・四%等は収益超過配當の著しい例
 證であつた。収益状態は金輸出再禁止直後の七年上期に急昇を示して
 以來毎期着々増進を續け、九年下期に於ては収益率は四年上期を凌駕
 して一一・二%となつた。而して配當率も逐年増加し、九年下期に於て
 は未だ昭和三、四年當時には及ばないが七・一%に恢復した。又社内保
 留割合は九年下期に於ては利益金の三五%に上り、最近に於ける慎重

第七章 事業成績

なる利益處分の跡が見られる。

業績一覽 (總會社、△印は負數)

期 間	社 數	株 主 資 本	拂 込 資 本 金	純 益 金	收 益 率	配 當 率	社 留 率
三年 上期	三六六	(百萬元) 六、六〇九・二四、九七二・八	(百萬元) 二、四四〇・六	(百萬元) 二、四四〇・六	七・四%	九・八%	八・三%
三年 下期	三八八	六、七三三・六五、〇五五・五	二、四四二・一	二、四四二・一	七・二%	九・六%	八・六%
四年 上期	三九三	六、八三三・四四、一二五・五	二、四五〇・二	二、四五〇・二	八・四%	一一・一%	八・五%
四年 下期	三九二	六、九四〇・五五、二二三・三	二、四五〇・九	二、四五〇・九	七・一%	九・四%	八・三%
五年 上期	三八六	六、八八五・七五、二四三・六	一、五四〇・八	一、五四〇・八	四・五%	五・九%	六・八%
五年 下期	三七九	六、七四四・五五、一七四・九	一、五六二・二	一、五六二・二	三・四%	四・五%	五・九%
六年 上期	三五九	六、六三九・四四、〇四一・七	一、五六六・九	一、五六六・九	四・七%	六・二%	五・七%
六年 下期	三五四	六、五七九・〇五、〇〇四・四	一、〇六二・二	一、〇六二・二	三・二%	四・二%	五・四%
七年 上期	三五五	六、六三三・六五、〇六八・六	一、七四三・三	一、七四三・三	五・三%	六・九%	五・四%
七年 下期	三五五	六、七〇六・〇五、〇九四・八	一、九六三・三	一、九六三・三	五・九%	七・七%	五・五%
八年 上期	三五〇	六、七三九・一五、〇四四・六	二、三九七・七	二、三九七・七	六・八%	九・一%	六・〇%
八年 下期	三五四	七、一八三・一五、四三三・八	二、六四一・一	二、六四一・一	七・四%	九・七%	六・二%
九年 上期	三五二	七、三三三・四四、四八三・八	二、七八九・九	二、七八九・九	七・六%	一〇・二%	六・六%
九年 下期	三四九	七、九四三・四四、九〇〇・〇	三、三三一・一	三、三三一・一	八・四%	一一・二%	七・一%

之を業種別に觀るに、最近の活況は製造工業並に鑛業に於て特に目
 覺ましく、九年下期には前者は一五・四%、後者は一三・二%の収益率
 を示した。商業は毎期波瀾に富み、其最近の収益率は八年下期を最高
 として寧ろ反動的低下を呈しつゝあるも大勢とは言ひ難いやうであ
 る。公共事業は五年以降毎期低下傾向を續けたが最近漸く上向に轉ず
 るに至つた。金融業にありては六年下期に手持證券の巨額なる價格切
 下によつて拂込資本金に對し四・五%の損失金を生じ、之が總會社の收
 益にも少からず影響を及したが、其後に於ては低金利と金融緩慢の情

第七章 事業成績

勢裡にあつて、猶毎期一二、三%の高収益率を維持してゐる。

尙本邦事業成績の推移を重要工業國たる英米獨の夫れと比較するに我國にありては、昭和七年以降逐年顯著なる恢復を示し、九年には四年の水準線を突破する活況を呈するに至つたのに對し、英米獨の諸國に於ては孰れも七年が最低位にあり、殊に獨逸の如きは同年度莫大なる缺損を示した。尤も八年以降は上昇に轉じたが、その恢復状態は各國共極めて緩慢であつて、我が國の夫れと同日の談でない。

英國の事業界は其金本位停止の翌七年には最も不振を極めたが、保護關稅政策の確立、オッタワ協定の締結、更にスターリング・ブロックの結成等、産業保護乃至通商促進政策を待つて漸く改善せられ、生産取引も増進して漸次事業収益の増加を見るに至つたのである。米國に於ては四年より七年まで毎年業績の低下甚だしく、七年には収益率は僅かに〇・三%に過ぎず、世界的不況の渦中に在つて深刻なる打撃

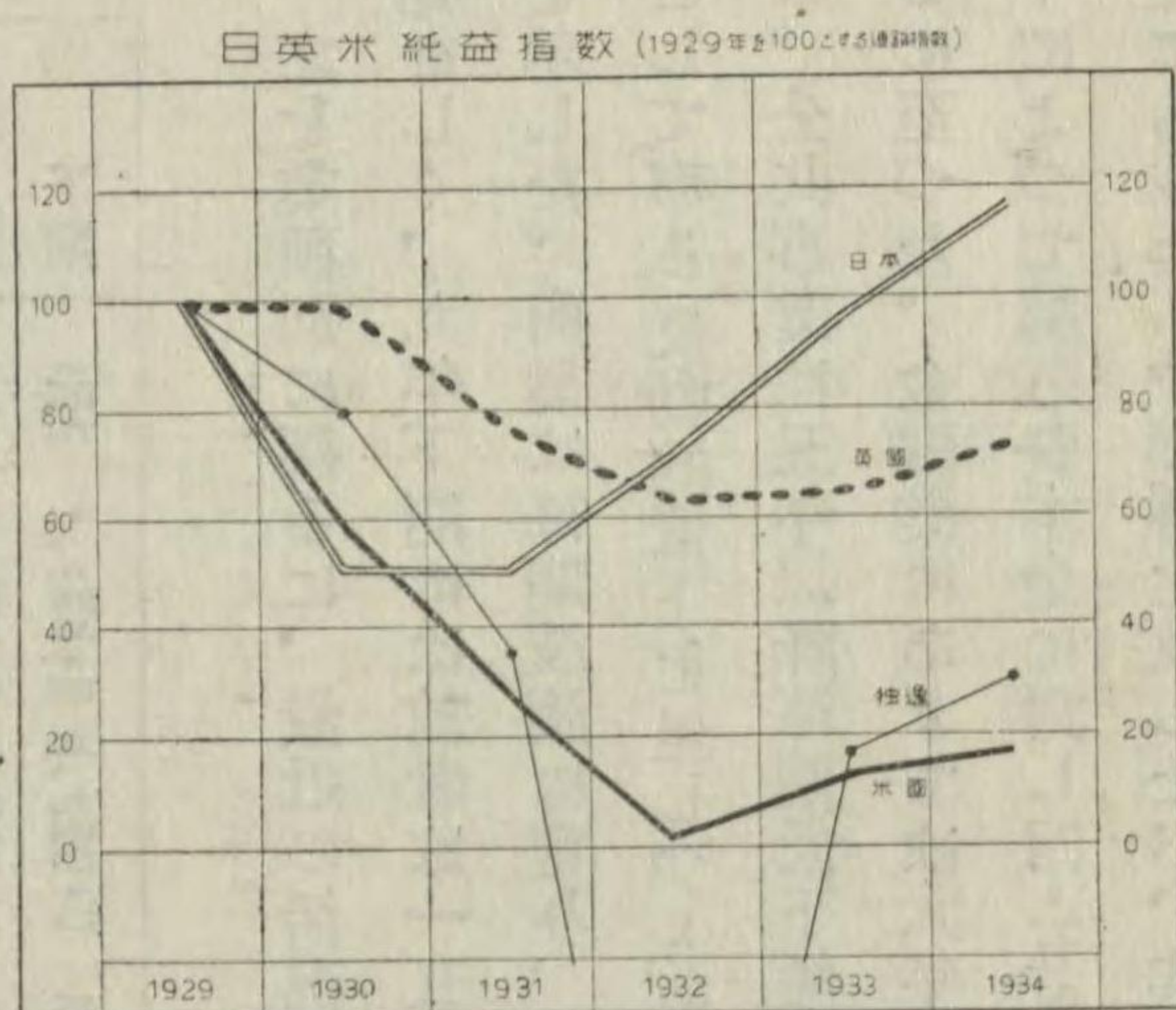
日英米獨四箇國の事業純益比較 (%, △印は損失率)

國名	日本		英國		米國		獨逸
	對拂込資本純益率	純益指數	對拂込資本純益率	純益連鎖指數	對株主資本純益率	純益連鎖指數	
昭和四年	10.3	5.2	10.0	9.8	10.0	5.3	6.0
五年	5.2	5.3	5.4	7.2	5.3	7.5	4.8
六年	5.3	7.8	5.5	5.7	6.0	9.5	2.2
七年	7.5	9.1	7.1	6.7	7.0	10.1	△8.7
八年	9.5	12.7	7.2	6.7	7.0	11.7	1.0
九年	10.9	17.0	7.2	7.2	7.0	17.0	1.8

註 日本は三菱經濟研究所、英國はエコノミスト、米國はナショナルシチ
1、獨逸は統計局調査。獨逸の年度は七月より六月に至る一ケ年。

金の増加に觀ても株主資本内容は最近著しく良好化したことが覗はれる。

又調査會社中より金融業及取引所を除く産業會社の使用總資本は、昭和三、四年に於て著しく膨脹し、其後減少、七年以降再び膨脹に向



を蒙つたことが知られる。此痛手は八年三月の金輸出再禁止及これに伴ふ國內景氣恢復諸政策の實施によつて稍回復を見るに至つたが、事業成績に於ける効果は極めて薄弱であつて、四年當時の成績(株主資本収益率一・三%)には遙かに及ばない。獨逸の業績は七年に於ては前年夏の金融恐慌の影響、輸出の激

減と國內産業の沈衰等の爲に、銀行其他金融業を始め、商業、交通業、鑛業、製造工業等産業の主要部分が甚しい打撃を蒙り缺損率八・七%を示すに至つた。翌八年以降は時局匡救事業の進展に伴ふ製品需要の増加と相俟つて漸次恢復に向ひつゝある。

第二節 資本及資産の構成

一、資本構成

調査會社の株主資本は、全體として昭和四年下期迄は増加の傾向をとり、爾後減退して六年下期最低額を示したが、七年以上期より再び漸増に轉じ九年下期には七十九億圓に達した。尙六年下期より九年下期迄の趨勢を内譯に就て見れば、拂込資本金は二〇%方の、其他(積立金、繰越金及利益金)に至りては實に三倍餘の激増となつてゐる。尙株主資本中拂込資本金の占むる割合は六年下期に於ては七七%であつたが、九年下期には七五%となり、積立金繰越金等利息負擔のない資

二億圓臺を上下し著しい變化を見ない。その内社債、借入金等長期負債は五年下期を最高として漸減傾向を示してゐる。社外負債中長期負債の占める割合に見ても、三年上期には五〇%の處毎期漸増して六年下期の六四%にまで達したが、最近に至つて著しく減少したことが知

第七章 事業成績

著しい増加を見なかつたのに對し、株主資本は最近事業の盛況に伴ひ顯著なる増加を示した爲である。殊に株主資本が従來の五十億臺より九年下期に一躍六十六億圓に急増したことは特筆すべき事實である。

他方社外負債も亦六年下期を最低として幾分増加したが最近は四十

期 間	拂込積立金及 資本金繰越金		利益金	株主資本合計
	上期	下期		
三年	四、九七三	一、三八一	二、五八六	六、六〇九
四年	五、〇五一	一、四三四	二、四八八	六、七三四
五年	五、二三五	一、三九八	二、九一九	六、八三三
六年	五、二二三	一、四六〇	二、四三七	六、九四〇
七年	五、二四三	一、四八七	一、五六一	六、八八六
八年	五、一七五	一、四九一	一、一九	六、八六四
九年	五、〇四二	一、四三七	一、六一	六、六三九
十年	五、〇〇〇	一、四三三	一、〇七	六、五九〇
十一年	五、〇六九	一、三八四	一、八〇	六、六三三
十二年	五、〇九五	一、四一〇	二、〇一	六、七〇六
十三年	五、〇六五	一、四三九	二、三六	六、七三九
十四年	五、四二四	一、四九五	二、六四	七、一八三
十五年	五、四八四	一、五八〇	二、八一	七、四四五
十六年	五、九四〇	一、六六五	三、四〇	七、九四五

加となつた。而して資本を構成する株主資本と社外負債との割合は、三年上期の五七對四三より四、五年頃は五五對四五まで悪化した。八、九年下期より更新し九年下期に至つて六一對三九と改良した。これは社外負債が四、五年當時最高を示し六年の減少以來

總會社株主資本内容 (單位 百萬圓)

金の増加に觀ても株主資本内容は最近著しく改良したことが現はれる。

又調査會社中より金融業及取引所を除く産業會社の使用總資本は、昭和三、四年に於て著しく膨脹し、其後減少、七年以降再び膨脹に向つて九年下期には百八億圓に上り、これを三年上期の九十三億圓に比すれば一六%餘の増加となつた。而して資本を構成する株主資本と社外負債との割合は、三年上期の五七對四三より四、五年頃は五五對四五まで悪化した。八、九年下期より更新し九年下期に至つて六一對三九と改良した。これは社外負債が四、五年當時最高を示し六年の減少以來

註 日本は三菱經濟研究所、英國はエコノミスト、米國はナショナルシチ
1、獨逸は統計局調査。獨逸の年度は七月より六月に至る一ケ年。

英國	米國	獨逸
純益連鎖指數	對株主資本純益率	對株主資本純益率
一〇〇	一〇〇	一〇〇
九・四	六・〇	六・〇
七・〇	二・六	二・〇
六三・一	〇・三	二・一
六三・四	二・〇	一・六
七三・九	二・〇	一・八
二・三	二・〇	一・〇
二・六	二・〇	一・〇
二・一	二・〇	一・〇
三・六	二・〇	一・〇
二・〇	二・〇	一・〇
一・六	二・〇	一・〇
一・七	二・〇	一・〇
一・八	二・〇	一・〇

期 間	株主資本構成比率(%)		社外負債内訳(%)	
	上期	下期	長期負債(割合)	流動負債
三年	五、三三三	三、九三五	一、九五三	一、九八四
四年	五、四六九	四、〇四四	二、一九四	一、八五一
五年	五、五七二	四、四〇七	二、三三八	二、〇五九
六年	五、五〇四	四、三九五	二、四三三	一、九六〇
七年	五、四六一	四、四四八	二、四八二	一、九六六
八年	五、四〇〇	四、三九八	二、六四二	一、七五六
九年	五、三三三	四、二九九	二、五九〇	一、五九四
十年	五、三〇一	四、〇五八	二、五七八	一、四八〇
十一年	五、三三三	四、一四四	二、五八九	一、五五五
十二年	五、三八八	四、二〇三	二、六二二	一、六〇一
十三年	五、四〇〇	四、一九二	二、五九三	一、六〇〇
十四年	五、八五六	四、二七七	二、五八〇	一、六九八
十五年	五、九七七	四、二三五	二、五〇〇	一、七三四
十六年	六、五七三	四、二七二	二、四三五	一、八三七

産業會社資本構成並社外負債内容 (單位 百萬圓)

二億圓臺を上下し著しい變化を見ない。その内社債、借入金等長期負債は五年下期を最高として漸減傾向を示してゐる。社外負債中長期負債の占める割合に見ても、三年上期には五〇%の處每期漸増して六年下期の六四%にまで達したが、最近に至つて著しく減少したことが知られる。これは近年事業會社が好況に赴くと共に資金の餘裕を生じ、長期負債殊に借入金の返済せられたことに因るものである。反之流動負債は六年下期を最低として漸増に轉じたが、其内容に就て見れば支拂手形が却て減少し、支拂勘定、作業収入未決算勘定等が著増してゐることは近年に於ける事業量の増大を示すものである。

と、爾後減退して六年下期最低を示した。七年上期より再び漸増に轉じ九年下期には七十九億圓に達した。尙六年下期より九年下期迄の趨勢を内譯に就て見れば、拂込資本金は二〇%方の、其他(積立金、繰越金及利益金)に至りては實に三倍餘の激増となつてゐる。尙株主資本中拂込資本金の占むる割合は六年下期に於ては七七%であつたが、九年下期には七五%となり、積立金繰越金等利息負擔のない資

第七章 事業成績

二、資産構成

産業會社の資産總額は使用總資本と同一歩調を以て増減し最近に於て著しい膨脹が見られた。茲に注目すべきは昭和三年乃至五年當時に於て整理勘定が可成り多額に上つてゐたが、五年下期以來不良會社の減資或は解散等によつて該勘定が著しく減少し最近に至つて殆ど解消したものである。

資産の内固定資産は三年上期の五十四億圓より漸増し、五年乃至八年上期に於ては大體六十億圓臺を持続したが、近年事業の活況に伴ひ固定設備の増設擴張が行はれ、爲に九年下期には六十六億圓に急増した。乍併固定比率（固定資産の株主資本に對する割合）は三年上期の一〇二%より漸次上昇し五年下期乃至七年上期には一一四%に及んだが、最近は著しく輕減せられ九年下期には一〇〇%と最低位に落着いた。

他方流動資産は四年上期を頂點として六年下期迄漸減し、其構成割合（流動資産の使用總資本に對する割合）は四二%より三五%となつた。その主因は手持品が物價の低落と事業界不況に伴ふ生産及滞荷の激減とによつて十一億四千萬圓より六億一千萬圓と殆んど半減するに至つたことにある。乍併七年上期以降は再び増勢に轉じ九年下期には十億三千萬圓に恢復した。有價證券は概して毎期漸増し、受取手形及受取勘定は六年下期を、又現金及預ケ金は七年上期を最低として恢復し、斯くして流動資産合計額は六年下期の三十三億圓より九年下期の四十三億圓に上り、構成比率も恢復して三九%となつた。而して流動比率（流動資産の流動負債に對する割合）は三年上期の一・九倍より徐々に上進し、最近は一・二倍を維持し標準率二倍を凌駕してゐる。

産業會社總收入金及純益

期	間	總收入金	收支比率	使用總資本 本回轉率	純益金	収益率
三年	上期	(百萬圓) 一、七七三	八八%	〇・元	(百萬圓) 二二〇	一〇・一%
	下期	一、八〇三	八九%	〇・元	一九七	九・四%

産業會社資産構成 (單位 百萬圓)

期	間	固定資産 (對總資本計七)	流動資産	合計	整理勘定	固定比率	流動比率
三年	上期	五、四三九	三、七九四	九、二三三	二、四七	一〇三%	一九倍
	下期	五、六二六	三、八二九	九、四五五	二、五五	一〇四	二・一
四年	上期	五、七五六	四、一〇四	九、八五九	一、七〇	一〇五	二・〇
	下期	五、九五四	三、九八一	九、九四五	一、二四	一〇七	二・〇
五年	上期	六、〇七七	三、八五四	九、九三二	二、〇五	一〇	二・〇
	下期	六、二二四	三、六三九	九、八五九	五・七	二四	二・一
六年	上期	六、〇〇〇	三、四〇八	九、四〇八	五・〇	二四	二・三
	下期	六、〇〇四	三、三三七	九、三五七	八・五	二四	二・二
七年	上期	六、〇〇〇	三、三九九	九、四九九	八・〇	二四	二・二
	下期	六、〇三三	三、五四四	九、五八八	三・九	二三	二・二
八年	上期	六、〇〇五	三、五九三	九、五九九	五・八	二二	二・二
	下期	六、二九八	三、八三三	一〇、一三〇	二・九	一〇	二・三
九年	上期	六、三二二	四、〇一七	一〇、三三九	二・八	一四	二・三
	下期	六、五九〇	四、二五五	一〇、八四五	〇・二	一〇	二・三

第三節 事業損益並利益處分

一、經營效率

産業會社の總收入金は事業の繁閑を反映して伸縮し、四年上期の十億圓より六年下期の十三億圓に落ちたが、爾後金輸出再禁止後の景氣來復に惠まれ、収入金は加速度的に伸張して九年下期には廿二億圓に達した。斯くして收支比率（總支出金の總收入金に對する割合）は五年下期の九五%より漸次引上げられて八年下期の八八%となり、九年下期には八七%であつた。又使用總資本の回轉率は六年下期には最低〇・二八に迄悪化を見たが、爾後好轉して九年下期には〇・四一を示した。

に觀れば既述の如く最近製造工業及鑛業の躍進に目醒ましいものがある。就中製造工業に於ては機械工業及金屬工業は五、六年當時甚しい不況に陥つて缺損を續けたが、七年下期以降立直り最近に至つて成績頗る上昇し、殊に金屬工業は八年下期及九年下期には主要業類中最高收

十億三千萬圓に恢復した。有價証券は概して毎期漸増し、受取手形及受取勘定は六年下期を、又現金及預ケ金は七年上期を最低として恢復し、斯くして流動資産合計額は六年下期の三十三億圓より九年下期の四十三億圓に上り、構成比率も恢復して三九%となつた。而して流動比率（流動資産の流動負債に對する割合）は三年上期の一・九倍より徐々に上進し、最近は一・二倍を維持し標準率二倍を凌駕してゐる。

産業會社總收入金及純益

期 間	總收入金		收支比率	使用總資本		純益金	收益率
	(百萬圓)	(百萬圓)		本回轉率	(百萬圓)		
三年 上期	一、七三三	一、八〇三	八八%	〇・三	二〇〇	二〇・一%	
三年 下期	一、八〇三	一、八九二	八八%	〇・三	一九七	九・四	
四年 上期	一、八七五	一、八七五	八八%	〇・三	三三六	二・一	
四年 下期	一、八七五	一、八七五	八八%	〇・三	一九九	九・二	
五年 上期	一、六六九	一、六六九	九三%	〇・四	二一九	五・五	
五年 下期	一、四七七	一、四七七	九三%	〇・四	二一九	五・五	
六年 上期	一、三三八	一、三三八	九三%	〇・四	二二七	五・五	
六年 下期	一、三〇七	一、三〇七	九三%	〇・四	二〇〇	五・七	
七年 上期	一、三五六	一、三五六	九〇%	〇・四	二一九	六・一	
七年 下期	一、四八二	一、四八二	九〇%	〇・三	一四九	七・〇	
八年 上期	一、六三三	一、六三三	八八%	〇・四	一八〇	八・五	
八年 下期	一、八五八	一、八五八	八八%	〇・三	二二八	九・四	
九年 上期	一、九三三	一、九三三	八八%	〇・三	三三六	九・八	
九年 下期	二、一九六	二、一九六	八七%	〇・四	二六〇	一〇・九	

二、事業收益

産業會社の純益金は五年下期の七千六百萬圓を最低として上伸し九年下期迄に約四倍の二億八千萬圓に躍進した。収益率は四年上期の一・一%より五年下期の三・五%に迄落ちたが九年下期には一〇・九%となつた。總會社に就ても其傾向は略々右と同様であるが、収益率が六年下期に最低を示したのは金融業の缺損に因るものに他ならない。又調査會社中損失會社の數は三年上期には二十九社で調査會社の八%に過ぎなかつたが、其後毎期増加し五年下期には九十六社を數へ總會社の二五%に上つた。然し最近に至つては損失會社は著しく減少し僅かに十數社、總會社の四乃至五%に止つてゐる。事業成績を業種別

第七章 事業成績

氣來復に惠まれ、收入金は加速度的に伸張して九年下期には廿二億圓に達した。斯くして收支比率（總支出金の總收入金に對する割合）は五年下期の九五%より漸次引上げられて八年下期の八八%となり、九年下期には八七%であつた。又使用總資本の回轉率は六年下期には最低〇・二八に迄悪化を見たが、爾後好轉して九年下期には〇・四一を示した。

に觀れば既述の如く最近製造工業及鑛業の躍進に目醒ましいものがある。就中製造工業に於ては機械工業及金屬工業は五、六年當時甚しい不況に陥つて缺損を續けたが、七年下期以降立直り最近に至つて成績頗るに上昇し、殊に金屬工業は八年下期及九年下期には主要業類中最高収益率を示した。乍併製造工業中十四期平均収益率を比較すれば機械工業が最低で二・九%に過ぎず、金屬工業が之に續いて六・七%であり概して収益率は低い。染織工業は昭和五年に於て輸出貿易の不振と絹綿織物、羊毛工業等の缺損によつて業績が著しく低下した以外は毎期高収益率を維持して居り、平均率も最高の一三・一%である。

總會社利益金

期 間	利益會社及損失會社數		純益金	減資益其他		利益金合計	利益金指數
	利益會社數	損失會社數		(百萬圓)	(百萬圓)		
三年 上期	三五六	三	二四四・六	一一・〇	二五五・六	一〇〇	
三年 下期	三五七	三	二四二・一	六・〇	二四八・一	九七	
四年 上期	三六八	二	二五五・二	一三・五	二九八・七	一二七	
四年 下期	三五五	三	二四五・九	〇・九	二四六・八	九七	
五年 上期	三三八	六	一五四・八	〇・九	一五五・七	六二	
五年 下期	三六二	六	一六二・二	二・五	一八七・七	八四	
六年 上期	三九四	六	一五六・九	四・二	一六一・一	六三	
六年 下期	二七六	七	一〇六・二	〇・九	一〇七・一	四三	
七年 上期	三〇五	九	一七四・三	五・九	一八〇・二	七二	
七年 下期	三三二	三	一九六・三	四・九	二〇一・二	七九	
八年 上期	三三三	一	二二九・七	五・九	二三五・六	九二	
八年 下期	三四〇	一	二六四・一	一	二六四・一	一〇三	
九年 上期	三三七	一	二七八・九	二・五	二八一・四	一〇〇	
九年 下期	三三〇	一	三三三・一	八・一	三四一・二	一三三	

第七章 事業成績

製造工業収益率比較表 (△印は損失率)

期 間	染織工業	窯業	化學工業	機械工業	金屬工業	食品工業
三年上期	一三・六%	七・六%	二・二%	七・三%	六・一%	七・四%
三年下期	二〇・〇	一〇・三	二・九	△八・七	五・五	三・一
四年上期	一八・八	一三・〇	二・六	七・三	七・四	一三・七
四年下期	九・三	二・四	一〇・八	三・〇	六・八	八・一
五年上期	二・四	五・一	八・四	三・六	五・二	一一・九
五年下期	〇・七	一・二	六・二	△四・四	△一・六	七・五
六年上期	二・五	二・一	二・八	△七・一	△一・一	八・七
六年下期	二・三	三・五	四・二	〇・五	〇・六	七・一
七年上期	一四・二	四・三	五・八	△一・九	二・六	一〇・三
七年下期	八・四	六・七	七・三	一・四	五・六	一一・七
八年上期	一七・三	二・七	一三・五	八・七	一四・二	一三・八
八年下期	一七・七	二・七	一五・八	八・八	一九・一	一三・八
九年上期	一九・二	一三・五	一八・五	一〇・七	六・一	八・六
九年下期	一六・八	一三・三	一五・六	二・八	一七・〇	八・七
十四期平均	一三・一	八・二	一〇・三	二・九	六・七	一〇・四

染織工業中特に綿絲紡績は輸出産業の花形として最近著しく好成績を續けてゐる。窯業及化學工業にありても亦五、六年頃業績は低下したが八年以降急激に増率を示し、就中硝子、人造絹絲の躍進は斷然頭角を現してゐる。食料品工業は概して健實なる歩調を續け、殊に七、八年に於ける向上には見るべきものがあつた。尙總會社の事業収益の外に減資益其他特別利益を加算した毎期の利益金を表示すれば別表(前頁所載)の如くである。

三、利益金處分

總會社の利益金は既述の通り最近著しく増加したが、株主配當金亦之に追隨し、配當率は六年下期の五・四%より逐増して九年下期には

七・一%に恢復した。乍併三年下期乃至四年下期に於ける八・三乃至八・六%には未だ及ばなかつた。役員賞與も亦大體株主配當と略々同一步調を辿つた。而して社外分配金の利益金に對する割合は三年下期以來九〇%以上を示し殊に五年上期、六年下期には利益金額を超過して所謂蝟配當が行はれた跡が見られ、業態は著しい不健實を暴露したが、八年上期以降社外分配割合は六〇%臺に引下げられ、配當率に於ては、三四年に及ばなかつたが、極めて慎重なる利益分配を行はれたことが知られる。

總會社利益金處分 (單位 百萬圓、△印は負數)

期 間	株主配當金		役員賞與		社外分配合計		社 内 保 留	
	金額	配當率	金額	金額	金額	分配率	積立金	繰越金
三年上期	二〇七	八・三%	二二六	三三〇	八六	三・六%	四二・六	△六・八
三年下期	二二七	八・六%	二二五	三三九	九二	三・五%	三三・五	△一四・七
四年上期	二七二	八・五%	二二四	三三〇	七九	三・九%	五六・〇	五・六
四年下期	二二八	八・三%	二一七	三三九	九三	三・九%	三九・六	△三三・三
五年上期	一七九	六・八%	九・六	一八九	一三三	三・五%	三・五	△三七・一
五年下期	一五五	五・九%	七・八	一六一	一三六	三・一%	△二・一	△四〇・三
六年上期	一四四	五・七%	七・二	一五二	九四	二・五%	二五・二	△一五・六
六年下期	一四一	五・四%	六・二	一四二	一三三	二・四%	*△三四・〇	△二〇・五
七年上期	一三九	五・四%	七・三	一四五	八一	二・八%	二八・二	六・六
七年下期	一四二	五・五%	七・九	一四九	七四	二・四%	四〇・五	一一・〇
八年上期	一五二	六・〇%	九・四	一六一	六六	二・四%	五・四	三三・二
八年下期	一六七	六・二%	一〇・二	一七二	六七	二・四%	六五・五	二〇・九
九年上期	一八一	六・六%	一一・六	一九三	六九	二・四%	七七・二	二・四
九年下期	二〇九	七・一%	一二・七	二二三	六五	二・四%	九五・七	三・三
								二八・〇

註 * 銀行の積立金戻入四二・五百萬圓

配當率の推移を主要産業別に見るときは、綿絲紡績が每期引續いて最高率を維持し、之に次では人造絹絲の最近に於ける増進が目醒まし

く九年下期には綿絲紡績の一五・〇%を凌駕して一五・八%を示した。

羊毛工業、製紙、人造肥料等は五、六年頃稍々低下を見たが概して比較

はれる。前記の外最近高配率を示した業類を挙げれば、硝子の三四・一%、陶磁器の一三・五%、水産の一・一・六%等である。

次に利益金の社内保留状態を見るに、三年より六年に至る八期中四年上期を除いては、いづれも積立金或は繰越金の切崩しが認められ殊

第七章 事業成績

業	三年		四年		五年		六年		七年		八年		九年	
	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期
綿	一九・五	一九・二	二二・四	二一・七	二一・四	二一・三	二一・七	二一・六	二一・八	二一・九	二一・八	二一・九	二一・八	二一・七
羊	八・九	四・六	五・三	六・〇	六・七	八・四	八・三	六・七	八・三	八・三	八・三	八・三	八・三	八・三
七	八・〇	八・二	一・七	二・三	九・九	二・八	一・五	九・九	一・五	九・九	一・五	九・九	一・五	九・九
人	六・八	七・七	六・八	六・八	九・九	二・八	一・五	九・九	一・五	九・九	一・五	九・九	一・五	九・九
製	二・四	二・二	一・〇	一・〇	四・三	六・六	九・三	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
人	一・〇	一・〇	四・八	四・三	六・六	九・三	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
電	二・二	一・九	〇・八	〇・七	四・二	七・六	七・八	八・五	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
造	二・四	二・七	〇・三	〇・四	〇・二	一・二	一・二	一・九	一・二	一・二	一・二	一・二	一・二	一・二
鐵	一・九	二・一	〇・六	〇・三	〇・三	一・八	九・二	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
製	七・八	七・九	七・七	七・六	七・八	七・七	八・七	八・七	八・七	八・七	八・七	八・七	八・七	八・七
製	九・一	一〇・〇	七・七	七・六	九・三	八・六	八・五	八・五	八・五	八・五	八・五	八・五	八・五	八・五
鐵	六・五	六・八	三・二	三・三	三・二	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三
電	九・〇	八・九	六・五	五・六	四・一	二・七	二・九	四・四	二・七	二・九	四・四	二・七	二・九	四・四

主要産業配當率

配當率の推移を主要産業別に見るときは、綿絲紡績が每期引續いて最高率を維持し、之に次では人造絹絲の最近に於ける増進が目醒まし、く九年下期には綿絲紡績の一五・〇%を凌駕して一五・八%を示した。羊毛工業、製紙、人造肥料等は五、六年頃稍々低下を見たが概して比較的高率を續け、電気機械、造船、鐵鋼等重工業關係の業類にありては三年以來低率を續け、殊に五、六年に於ては大多數の會社が無配となつて配當率は甚だしく減退したが、八年以降傾向に向上を示すに至つた。鑛山も五、六年頃低位にあつたが最近の向上著しく、電気は他の事業に比し最悪期は一、二年遅れ八年下期が最低率であつて九年下期に至つて漸く恢復に向つた。製糖、製粉等の食料品工業の配當率は毎期大なる異動なく、業績の良否に不拘配當の調節宜しきを得てゐることが窺

八年に於ける向上には見るべきものがあつた。尙總會社の事業收益の外に減資益其他特別利益を加算した毎期の利益金を表示すれば別表(前頁所載)の如くである。

三、利益金處分

總會社の利益金は既述の通り最近著しく増加したが、株主配當金亦之に追隨し、配當率は六年下期の五・四%より逐増して九年下期には

年	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
七年	二・三	二・四	二・三	二・四	二・三	二・四	二・三	二・四	二・三	二・四
八年	一・四	一・五	一・四	一・五	一・四	一・五	一・四	一・五	一・四	一・五
九年	二・〇	二・一	二・〇	二・一	二・〇	二・一	二・〇	二・一	二・〇	二・一

註 * 銀行の積立金戻入四二・五百万圓

はれる。前記の外最近高配率を示した業類を挙げれば、硝子の三四・一%、陶磁器の一三・五%、水産の一・一・六%等である。

次に利益金の社内保留状態を見るに、三年より六年に至る八期中四年上期を除いては、いづれも積立金或は繰越金の切崩しが認められ殊に五年上期、同下期及六年下期に於て著しく不良であつた。乍併七年上期より利益金の一部は漸く社内蓄積に向けられるに至り、最近に於ては可成り高率の留保率を示してゐる。業種別に見るときは金融業が最高率であつて九年下期は四七%を示し、製造工業、鑛業等にあつても保留額の増勢は最近特に著しいものがあつた。

産業會社固定資産償却高

期 間	償却高	償却率
三年 上期	42.4	1.6
三年 下期	44.9	1.6
四年 上期	49.4	1.7
四年 下期	49.2	1.7
五年 上期	46.0	1.5
五年 下期	63.0	2.0
六年 上期	50.8	1.7
六年 下期	52.2	1.7
七年 上期	59.1	2.0
七年 下期	78.6	2.6
八年 上期	104.9	3.5
八年 下期	122.1	3.9
九年 上期	120.7	3.9
九年 下期	125.1	3.8

産業會社の固定資産償却高は、考課面に於ける利益處分又は支出項目中に

之を明示してある金額のみに就て計算したのであるが、近年概して増加の趨勢が認められ、償却率も三年乃至六年八期平均一・七%の處、七年以降六期の平均は三・三%と約倍額の増加となつた。各業種中製造工業が最も高償却率を示し、就中人造絹絲、硝子等に於て特に大なるものがある。

第三部 基礎産業

第一章 農業

第一節 概観

一、序説

近年我國經濟に於ける工業化の進展には實に顯著なるものがあり、其隆々として擡頭して來た新興工業國の英姿は今や各分野に互り老大先進國の壘を摩する状にある。他方古來瑞穂の國の礎を作した農業はと言へば、較もすれば躍進工業の影に蔽はれて、内には漸く農村疲弊の聲の喧しきものあり、殊に昭和五年來農業恐慌の深刻化するに及んで一層對照的に悪化を示したことも亦事實である。併し我が國民經濟上に於ける農業の重要性は之が爲に毫も減退した譯ではなく、農業は夫れ自體に於ける包容人口の上から云つても、其生産條件乃至純生産額の上から云つても依然礎石たる地位にあり、然るが故に農村の浮沈は一層其重大性を加へる譯である。従つて現下の經濟及社會に於ける窮境を打開して今後の發展を期する上に農業に依存する所の如何に大なるかは今日何人もの痛感する所である。況んや世界の各國が近時益々國家主義的色彩を濃厚にし自給經濟の強化に向つて邁進しつゝあるに際し、特に一層其然るを看るのである。

二、本邦農業の基礎條件—耕地面積

農業の基礎にして同時に其發展を制約する自然的條件は、氣候、地

勢及土質であるが、我國農業は之等の點に於て他の列強の夫れに比し然く恵まれてゐるとは云へない。由來我が邦土は頗る狹長にして、北は亞寒帶の樺太より南は亞熱帶の臺灣に連る。尤も日本内地は大部分溫帶圏内に位するも、其中央には大なる山脈の縦走する關係上山地多く耕地狹隘にして、土壤も亦必ずしも肥沃なりとは云ひ難い。然し我國農民の勤勉なる資性と農業技術の進歩とは兩々相俟つて、此氣候條件に最も恰適なる稻作を中心とする各種農業の發達を齎らすに至つたのである。

農業は言ふ迄もなく土地の上に行はれる産業にして、其範圍は農場特に耕地によりて制限せられざるを得ない。我が國土の總面積は、内地のみで三十八萬二千三百方籽、更に外地（朝鮮、臺灣及樺太の外、關東州）を合すれば六十八萬一千方籽に及ぶ。之に對し耕地面積の割合は、昭和八年末現在、内地一五・六%にして、其割合の比較的多い外地を加へても一七・四%に過ぎない。之を歐米主要工業國、例へば英國の二二%、獨逸の四四%、佛國の三九%、伊太利の四一%、又未墾の可耕地の多分に殘されてゐる米國の一八%に比し我國は著しく少い。更に人口一人當りの耕地面積を算出して見れば、英國一反一七、獨逸三反一三、佛國五反一九、伊太利三反一一、米國一町〇反五四に對し、日本は一反二三にして、而も内地のみでは八畝七歩に過ぎないのである。而して我國に於て耕地の割合の著しく狹小なる理由は既に述べたる如く其地勢の然らしめる所であつて、又人口一人當りの耕地の小なることは其農業をして勞力的に集約ならざるを得ざらしめる所以でもある。

耕地利用の状態

は固より内地と外

地とにより異なるは

勿論であるが、内

耕地面積と其國土及人口に對する割合

(昭和八年現在)

内地	耕地面積 (千ヘクタール)	總面積に對する割合(%)	人口一人當り (ヘクタール)
	五、九七九	一五・六	〇・〇八六

本邦内地に於ける耕地面積は、昭和八年末現在、六百二萬九千町歩にして、之を田畑別に觀れば、田地三百二十二萬六千町歩、畑地二百八十萬三千町歩にして、前者の五三・五に對し後四六・五の割合である。我が耕地面積は大正十年迄は開墾助成に促されて逐年増加の趨勢

るかは今日何人もの痛感する所である。況んや世界の各國が近時益々國家主義的色彩を濃厚にし自給經濟の強化に向つて邁進しつゝあるに際し、特に一層其然るを看るのである。

二、本邦農業の基礎條件—耕地面積

農業の基礎にして同時に其發展を制約する自然的條件は、氣候、地

耕地利用の状態

は固より内地と外

地とにより異なるは

勿論であるが、内

地でも地方により

大に差があり、耕

地面積の總面積に

對する關係に於て

は關東及東海地方

に大にして北海

道、東山、東北及四國の諸地方に小であり、又其人口に對する關係に於ては北海道、東北及北陸に大にして、近畿に最も小、次で關東、東海及四國等の諸地方に小である。

尤も茲に耕地擴張の可能性といふことが考へられなければならない。大正七年時の臨時産業調査局の推計に據れば内地の耕地擴張見込面積は田畑合せて百六十五萬町歩であつた。更に昭和二年人口食糧問題調査會は農産食糧品自給確保といふ見地から耕地擴張方策を提示し、其擴張計畫總面積を、現在施設によりて施行する場合七十一萬四千町歩、新施設を加へ施行する場合百二十四萬四千町歩となし、此外に見込地の餘地約二十萬町歩ありと推計してゐる(註)。假りに耕地が此限度迄擴張せられ得たとすれば現状よりも三分の一方の増加であるが、尙其割合は列強の現状に比し大なりと言ひ難い。

註 人口食糧問題調査會、食糧問題に關する調査項目及食糧品の供給特に生産増進方策の參考案(昭和二年)第九頁參照。

第一章 農業

耕地面積と其國土及人口に對する割合 (昭和八年現在)

内地	朝鮮	臺灣	樺太	關東州及滿鐵附屬地	南洋	合計
五、九七八・九	四、八五・七	二、〇〇・〇	三三・三	二〇三・四	一五・〇	一一、八六三・三
一五・六	二二・八	三三・八	〇・九	八〇・七	七・〇	一七・四
〇・〇八六	〇・二三三	〇・〇六三	〇・二二一	〇・一四四	〇・一八二	〇・三三三

註 日本帝國統計年鑑及拓務統計による。

本は一反二三にして、而も内地のみでは八畝七歩に過ぎないのである。而して我國に於て耕地の割合の著しく狭小なる理由は既に述べたる如く其地勢の然らしめる所であつて、又人口一人當りの耕地の小なることは其農業をして勞力的に集約ならざるを得ざらしめる所以でもある。

本邦内地に於ける耕地面積は、昭和八年末現在、六百二萬九千町歩にして、之を田畑別に觀れば、田地三百二十二萬六千町歩、畑地二百八十萬三千町歩にして、前者の五三・五に對し後者四六・五の割合である。我が耕地面積は大正十年迄は開墾助成に促されて逐年増加の趨勢をとつて來たが、爾後最近(昭和四年)迄寧ろ幾分減少の傾向を辿つてゐる。併し之は一に畑の減縮に由るものであつて、田は寧ろ繼續的に擴張を示しつゝあつた。このことは陸稻及各種雜穀類の作付面積の減退傾向にも拘らず、水田稻作の擴張せる事實に照しても自ら明かなる所である。他方外地に就て觀れば、耕地面積は朝鮮、臺灣其他何れも年々擴張せられ、最近十年間に合計七十萬町歩を増加して、昭和八年末迄に五百九十三萬六千町歩となり、内地の夫れに接近するに至つた。尤も外地にありては、臺灣の外は何れも畑が耕地の大部分を占めてゐることを注意すべきである。

耕地面積 田畑別 (單位 千町歩)

年	内地			外地		
	田地	畑地	計	田地	畑地	計
明治三八年	二、八四一	二、五四三	五、三八三	—	—	—
大正一二年	三、〇六七	二、九七三	六、〇三九	一、九一七	三、三〇九	五、二二七
昭和四年	三、一九三	二、七〇五	五、八九七	二、〇一七	三、六五四	五、六七二
五年	三、二〇四	二、七一一	五、九一六	二、〇四六	三、六六六	五、七一二
六年	三、三二二	二、七四三	五、九六五	二、〇五七	三、六六三	五、七二〇
七年	三、三三〇	二、七七二	五、九〇二	二、一〇二	三、六三三	五、七三五
八年	三、三三六	二、八〇三	六、〇三九	二、一三五	三、八二二	五、九六二

註 内地分は本邦農業要覽及農事統計表、外地分は拓務統計に據る。

三、本邦農業の重要性

我國農業が現に國民經濟上如何に重要な地位を占めてゐるかは種々の觀點から立證することができる。

(一) 包容人口 農業人口に就て觀れば少くとも我が總人口の四割五分乃至八分は農業に關係してゐると言へる。昭和五年の國勢調査の結果に據れば、本邦内地總人口は六千四百萬人にして、有業人口は二千九百萬人であるが、其内農業（農耕、養蠶及畜産業）に従事するものは千四百萬人であるから有業人口の四七・八五％に該當し、林業をも合算すれば四八・四五％となる。其割合は、十年前、即ち大正九年に行はれた第一次國勢調査の時の五〇・九一％（林業を合すれば五一・六〇％）に比し若干の減少を示してゐるが、絶對數では寧ろ僅か乍ら増加をさへ示してゐる。

内地農業人口（單位 千人）

	大正9年	昭和5年
總有業人口	55,963	64,067
農業	27,378	29,221
林業	13,939	13,983
計	189	173
計	14,128	14,156
有業者中の割合		
農業	50.91%	47.85%
林業	0.69%	0.60%
計	51.60%	48.45%

註 内閣統計局、抽出調査に依る昭和五年國勢調査結果概觀に據る。

又戸口數の上から觀れば、昭和八年末現在に於ける内地總戸數千二百五十六萬戸中農家戸數は、專業及兼業を合せ五百六十二萬戸にして、四四・七六％に當る、尤も此割合が工業

化の進展に伴ひ減少傾向にあることは後掲の表によりて明かである。更に外地に就て云へば、右の割合は同年現在朝鮮七六・一六％、臺灣

なし。

(二) 生産力

昭和四年より八年迄五ヶ年平均の農業生産總額は深刻なる農業恐慌の下に於て、尙内地で約二十七億圓に上り、内耕種産物二十一億圓、養畜産物六億圓を占めた。更に之に朝鮮の八億六

四五・八八％、樺太一八・三〇％、關東州及滿鐵附屬地二六・七六％、南洋群島六七・九五％、即ち其合計に於て六七・九五％である。

農家戸數

内地	農家戸數	總戸數に對する割合
明治26年末	(千戸) 5,359	64.1
大正3	5,456	56.9
12	5,440	52.5
昭和3	5,576	47.2
8	5,622	44.8
外地(昭和8年末)		
朝鮮	3,010	76.2
臺灣	406	45.9
樺太	11	18.3
關東州及滿鐵附屬地	63	26.8
南洋	11	59.9
計	3,501	67.9

註 農林省、農事統計表及拓務統計に據る、但し朝鮮分は總督府施政年報に據る。

上記國勢調査の實施せられた昭和五年に於ける内地農家戸數の割合は四六・〇三％にして、上記農業人口の割合に比し稍小であるが、之は農村に於ける世帯人員の都市に比し大なることが一因でなければならぬ。昭和五年の抽出調査に依る一世帯平均人員は全體として五人一八であるのに、農業にありては五人七二にして、即ち農業包容人口は農家戸數の割合よりも更に大なるを知るべきである。

斯くの如く本邦生産勞働力、從つて總人口の四割五分以上が農業に包容せられてゐるといふ事實は、一方には農村の窮乏が夫れ自體として全國民生活上重大なる社會問題であり、政治問題であるといふことを示すと同時に、他方には商工業の發展が海外輸出もさること乍ら寧ろ遙に國內市場に依存する所の大なるを思へば、其運命も亦農村購買力の消長によりて左右せらるべきことを物語るものでなければなら

ない。農業は我國に於ては輸出が主でなく、國內需要に應ずることが建前である。農産物價の極度の低落は農村にとつては甚しい打撃であつたに相違ないが、商工業は却つて此爲に低廉なる生産費を以て海外市場に於ける競争力を増大するといふ不思議の結果を齎したのであ

業計	業計
農林計	農林計
業者中の割合	業者中の割合
農林計	農林計

統計内閣
調年勢

業を合せ五百六十
二萬戸にして、四
四・七六%に當る、
尤も此割合が工業

化の進展に伴ひ減少傾向にあることは後掲の表によりて明かである。更に外地に就て云へば、右の割合は同年現在朝鮮七六・一六%、臺灣

なり。

(二) 生産力 昭和四年より八年迄五ヶ年平均の農業生産總額は深刻なる農業恐慌の下に於て、尙内地丈で約二十七億圓に上り、内耕種産物二十一億圓、養畜産物六億圓を占めた。更に之に朝鮮の八億六千萬圓、臺灣の二億九千萬圓、其他外地の約二千萬圓、計十一億七千萬圓を加算するときは、三十八、九億圓に上ることとなる。之は大正十四年當時の六十一億圓(内地四十四億七千萬圓)に比すれば甚しい減少には相違ないが、農業の國民生産上に於ける地位の重要性が直ちに首肯せられるであらう。

今他種産業の生産に就て觀るに、水産、林産、鑛産は何れも農産と比較にならない。然し工業生産額は、最近の顯著なる躍進によりて内地だけで既に六十九億圓に上り、更に外地分約七億五千萬圓を合計すれば七十七億圓に達し、外觀上遙に農産額を凌駕してゐるが、純價值生産といふ點より觀れば兩者の間に殆んど逕庭はない。若し工業生産に於ける原料及材料費を約六〇% (同上期間に於ける内地工業原料材料使用額より推定)、其他に燃料及動力費、建物及機械償却費等を少くとも六乃至七%と推定すると同時に、他方農業生産に於ける肥料費 (同上期間に於ける販賣肥料及綠肥の使用額より推定すれば約九%)、種苗及蠶種費、飼料費、農舎及農具償却費等の合計を生産價額の三割見當と踏めば、農業は純價值生産に於て工業に劣らない勘定となるのである(註)。

註 此問題に關しては那須晴博士、日本農業論、昭和四年版十一頁以下參照。

斯くして農業生産は我國人口の一半を包容せるのみでなく、食料及原料の供給によりて商工業發展の背景をなしたことを看過してはなら

ない。農業は我國に於ては輸出が主でなく、國內需要に應ずることが建前である。農産物價の極度の低落は農村にとつては甚しい打撃であつたに相違ないが、商工業は却つて此爲に低廉なる生産費を以て海外市場に於ける競争力を増大するといふ不思議の結果を齎したのである。

四、本邦農業の特色

(一) 農産物より觀たる特徴 本邦農業は大觀的には耕種を主とし養畜を従とし、其最近の産額に就て言へば前者四分の三、後者四分の一に當る。而して農産物の種類は其特有の自然的條件の爲に頗る多岐に互る。特に耕種農業にありては、作物の種類は、朝鮮及臺灣に於けるものを合し、三百六十五種(明峰正夫博士調査)に及ぶことであるが、農林省統計表所載の内地主要農作物だけでも殆んど八十種を算する。併し其根幹をなすものは米を中心とする穀物にして、蔬菜及果實が之に次ぎ、工業用農作物に至りては餘り恵まれてゐるとは言へない。稻作が我國農業に於て如何に重要であるかは、之を本體とする水田が内地に於て全耕地の五割以上、其作付反別が全農作物栽培面積の四割以上を占め、又其産額が最近五ヶ年平均に於て農産額の四割七分に達せるに見ても大方を察知し得るであらう。外地は、必ずしも同様でないにしても、水田の面積割合からすれば、尙朝鮮は三割五分、臺灣は内地と略々同率に當つてゐる。米に次ぎ麥其他雜穀の内地産額が農産總額の一割一分に上り、米と合して五割八分に上ることは、我國農業に於ける主穀的特色を瞭然たらしめるものと云ふべきである。尤も蔬菜及果實は其産額から觀れば近年麥其他の雜穀よりも寧ろ上位にあり、而も其地位を上進する傾向にあることは注目に値する。

第一章 農業

次に養畜農業に於て最も重要なものは養蠶にして、養鶏及牧畜が之に次ぐ。牛馬羊豚等大家畜の飼育に至りては其發達尙充分なりと云ひ難いが、其飼育頭数は着々増加し畜産物の生産上に於ける地位は之に伴れて向上を示しつつある。とまれ蠶繭は近年の極度の不振にも拘らず米に次ぐ重要農業にして、其内地産額は最近尙農産總額の一割五分を占め、若し農家の販賣物産と云ふ點から觀れば其割合は更に一層大となるべきである。

之等の耕種及養畜の兩分野の外に、農家生産に準すべき林野産物、例へば椎茸及松茸、筍及竹皮、柴草、樹實等の類があるが、之等の年産額は合計三千萬圓程度に過ぎず、従つて特に問題とするに足りない。

(一) 經營上の特徴 既記の如き特有の自然的條件は社會的及經濟的事情と相俟つて我が農業經營をして著しく異色的ならしめてゐる。即ち經營上の特色として第一に認むべきは其規模の極めて小なる點にして、本邦農業を繞る諸種の難問題も亦實に茲に淵源する所が多い。今之を事實に徴するに、昭和八年末現在に於ける農家一戸當り平均の耕地面積は、内地に於て、僅に一町〇七に過ぎない。而も其内特殊の状態にある北海道(平均四町六六)を除外すれば平均九反七畝となり、殊に本州中部以西の地方に於て其割合は一層小である。更に其經營耕地面積別に農家戸數を觀るに、五反未満のものが三四・二%、五反以上一町未満のものが三四・三%、即ち全耕地の三分の二以上(六八・五%)が一町未満の小農によつて占められてゐる譯である。之に次では一町以上二町未満の中農の二二・二%にして、二町以上の耕作者に至りては合計僅に九・四%に過ぎない。而も此比較的大なる耕作者の割合は近年寧ろ漸減し、五反以上二町迄の農家が漸増の傾向に

ある。之は明かに我國農業經營が集中的でなく、却つて分散的傾向にあることを示すものにして、他方五反以下の耕作者の割合漸減の事實があるにしても、之は必ずしも右の現象と相背馳するものではない。蓋し五反以下の過小經營は多く兼業農家(昭和八年末二六・六%)に屬し、其割合の減少は近年主として後者の逐減に原因すると見られるからである。斯くの如く我が農業に於て小經營の支配的原因は、其背後に於て耕地所有關係の分散的にして、一町未満の所有農家が全體の四分の三を占めるといふ事實の存することも考慮せられないではないが、本邦農業が由來家族的勞作經營として發達し且つ少くとも内地に於ては機械の利用を本則とする大農經營が技術的にも經濟的にも著しく制限せられるといふ點に求められるであらう。

經營耕地面積別農家戸數割合(%)

昭和八年	昭和七年	昭和六年	昭和五年	昭和四年	自明治四十二年平均					
					自大正八年平均	自大正一二年平均	自昭和三年平均	自昭和三年平均	自昭和三年平均	
五反未満	五反以上一町未満	二町以上三町未満	三町以上五町未満	五町以上	三七・二	三三・一	一九・六	六・〇	二・八	一・三
三五・五	三三・三	二〇・八	六・一	二・七	三五・一	三三・九	二・五	五・八	二・四	一・三
三四・八	三四・一	二二・九	五・七	二・三	三四・六	三四・二	二二・九	五・七	二・三	一・三
三四・五	三四・三	三三・〇	五・七	二・三	三四・三	三四・三	三三・〇	五・七	二・三	一・三
三四・三	三四・三	三三・〇	五・七	二・三	三四・三	三四・三	三三・〇	五・七	二・三	一・三
三四・二	三四・三	三三・二	五・七	二・三	三四・二	三四・三	三三・二	五・七	二・三	一・四

註 農林省、本邦農業要覽及農事統計表に據る。

第二は經營方法であるが、其特色としては、先づ我が農業が専ら家族を以て經營單位とし且つ原則として自家勞働によりて營まれてゐるといふことが其一である。帝國農會の調査に據る農業従業者の勞働

務でもなく又利益でもないことにある。然し近年諸種の機械が農業領域を漸侵しつつあることは固より疑ふの餘地なく、農業用原動機(五馬力以内の農業用)の使用臺數が大正九年の二、四六八より昭和六年の九一、七六四臺(其他を合すれば)に増加したことは劃期的普及と稱す

總日數中家族員の擔當する割合(昭和七年)が、農業經營の大部分を占める小經營(耕地面積平均一町六反)に於て九一・七%、中經營(耕地面積平均二町九反三畝)に於て八二・五%であるに徴しても自ら明かである(註)。次に耕地所有の關係に於ては、經營農家の二割七分が小作、四割二分が自作兼小作に

五反以上一町未満のものが三四・三%、即ち全耕地の三分の二以上(六八・五%)が一町未満の小農によつて占められてゐる譯である。之に次では一町以上二町未満の中農の二二・二%にして、二町以上の耕作者に至りては合計僅に九・四%に過ぎない。而も此比較的大なる耕作者の割合は近年寧ろ漸減し、五反以上二町迄の農家が漸増の傾向に

總日數中家族員の擔當する割合(昭和七年)が、農業經營の大部分を占める小經營(耕地面積平均一町六反)に於て九一・七%、中經營(耕地面積平均二町九反三畝)に於て八二・五%であるに徴しても自ら明かである(註)。次に耕地所有の關係に於ては、經營農家の二割七分が小作、四割二分が自作兼小作にして、純自作は三割一分に過ぎず、他方耕地の側から見ても全體の四割七分強が小作地に屬し、小作經營が尙比較的多くの部分を占めてゐるといふことが其二である。

註 帝國農會、昭和七年度農業經營調查書第一〇頁參照。

農家及耕地に於ける自作及小作の割合(%)

年	農家戸數			耕地面積	
	自作	小作	自作兼小作	自作	小作
明治 四三年	三・四	二七・四	三九・二	五四・八	四五・二
大正 四年	三・一	二七・七	四〇・二	五四・六	四五・四
昭和 一四年	三・一	二七・五	四二・四	五四・二	四五・八
昭和 三年	三・三	二六・六	四一・一	五四・二	四五・八
昭和 四年	三・二	二六・五	四二・三	四七・三	四七・七
昭和 五年	三・一	二六・五	四二・三	五二・三	四七・七
昭和 六年	三・二	二六・五	四二・三	五二・七	四七・三
昭和 七年	三・一	二六・六	四三・三	五二・八	四七・二
昭和 八年	三・〇	二六・七	四三・三	五二・九	四七・一

註 農林省調、農事統計表に據る。

第三には我が農業經營は、以上の如き結果として、勞力的には著しく集約的であるが、富力若くは機械力の使用といふ點に就ては尙著しく幼稚である。其理由は結局自然的經營的條件が機械力使用の餘地を著しく制限してゐることや、使用による勞力の節約が今日必ずしも急

第一章 農業

務でもなく又利益でもないことにある。然し近年諸種の機械が農業領域を漸侵しつゝあることは固より疑ふの餘地なく、農業用原動機(五馬力以内の農業用石油發動機及電動機)の使用臺數が大正九年の二、四六八より昭和六年の九一、七六四臺(其他を合すれば)に増加したことは劃期的普及と稱すべく、又動力作業機及其他機械器具に就ても類似的顯著なる傾向が見られる。即ち昭和二年から昭和八年迄の間に、脱穀機は二九、八二〇臺より六七、二五九臺に、粃麥摺機は三九、〇八九臺より一〇七、七五四臺に、精米麥機は二五、一五一臺より五三、〇九七臺、製粉及製麵機は三、二六四臺より八、四三二臺に、農業用ポンプは一七、四一三臺より三二、七〇〇臺に増加したるに見て(註)其一斑を推知し得るであらう。

註 農林省、本邦農業要覽及農事統計表に據る。

第二は經營方法であるが、其特色としては、先づ我が農業が専ら家族を以て經營單位とし且つ原則として自家勞働によりて營まれてゐるといふことが其一である。帝國農會の調査に據る農業従業者の勞働

註 農林省農務局、優良農用機に関する調査及農務時報第七十六號參照。

第二節 農産物の生産及貿易

一、栽培面積より觀たる農業生産

農産物の生産は、其種類により消長はあるが、之を全體として觀れば、栽培面積の擴張、農業技術の進歩等に因りて數量的には大體増加の趨勢を辿つてゐる。

我國農業生産物の大半は、既に述べたる如く耕種農作物であるが、其栽培面積は、外地に於ては勿論内地に於ても大勢として増加の傾向にある。之を事實に徴するに、大戰前に言及する迄もなく、自大正十二年至昭和二年の五ヶ年平均と自昭和四年至八年迄の五ヶ年平均とを對比しても、内地に於ける主要農作物の栽培面積は七百七十六萬八千

第一章 農業

内地主要農作物栽培面積 (單位 千町步)

農作物	大正十二年 昭和二年平均					昭和				
	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年			
米	三、一五五	三、一八三	三、二二一	三、二九三	三、二九三	三、二七三	三、一七三			
麥	一、四七三	一、五三一	一、五〇八	一、四七六	一、四六六	一、五九一	一、五五五			
其他の穀類	一、〇二二	九八五	九八〇	九六六	九六六	九三三	九三五			
甘藷及馬鈴薯	三六一	三六七	三五五	三五五	三七〇	三七五	四〇三			
其他の蔬菜	三四二	三四八	三五三	三五五	三七三	三六六	三九〇			
果樹	二二四	二二六	二二七	二二二	二二二	二二二	二二四			
工業農作物	二五三	二三八	二三六	二三五	二二七	二四三	二五〇			
綠肥作物	四九	四六	四八	四六	四二	四七	四九			
茶	四三・九	四三・二	四三・八	四三・一	四三・一	四三・四	四三・五			
桑	五五	六〇九	六二六	七四	六三	六五三	六四〇			
計	七、七六	七、八七	七、九七	七、九七	七、九七	七、九七	七、九七			

註 農林省統計表(果樹に就ては園藝要覽)に據る。但し昭和九年分は農林省の隨時發表に據る。

町步より七百九十一萬二千町步に即ち十四萬四千町步を増加してゐる。之を主要作物に就て云へば、其間、米、小麥、蔬菜、果樹、桑及綠肥作物等は増大し、小麥以外の麥類、雜穀、薯類、工業用農作物及茶等は減少を示してゐる。併し最近數年間の傾向を以てすれば、前者中の桑が繭安の影響の下に減退に轉じてゐるに反し、後者中工業用農作物及薯類が漸く恢復を示しつつあることは注目し得る。作付反別に於ける此傾向は大體移して以て收穫の上に及ぼすことを得べく、例へば穀物に於ける米及小麥、蔬菜に於ける馬鈴薯、大根等、果實に於ける柑橘類、葡萄、桃、柿等は

内地農産物生産高 (單位 千圓)

農産物	大正十四年	昭和四年	五年	六年	七年	八年	九年
米	二、三三、七六八	一、五九四、七三〇	一、二七、九五二	九三、一八二	一、三三、〇三二	一、四三、五九〇	一、三六、四九〇
小麥	一、四、七六三	九六、七九七	七五、三六	五三、六〇七	六六、六四九	一、一四、〇三三	一、二一、七四四
大麥裸麥及燕麥	二、五、〇四九	一、七四、三〇三	一、二七、九七三	一、〇一、四五九	九一、四九二	一、〇七、七六七	一、三三、八五二
豆類(1)	二、二、二九七	九〇、三五五	六四、九七〇	四七、五三二	五七、一九八	七三、二七六	六四、〇一〇
其他穀類	四八、七三三	二九、三六五	二二、二五四	一七、八七九	二二、六四四	二五、〇八九	一九、七七五
甘藷及馬鈴薯	一、四、五七一	一一、四一九	八七、三三六	七七、〇六二	九三、〇四三	九九、九三五	九一、三五四
其他蔬菜及花卉	(2) 不詳	二、五二六	一、六七二	一、五九五	二、四九〇	二、四五一	一、八六八
果實	(3) 三、〇二四	二、三三、三九四	一、八、四五五	一、五、一九九	一、五、四六〇	一、七、〇〇〇	一、七、九七九
	(4) 二、六二四	七九、四六九	六九、九一〇	六一、二六一	六四、二四四	七四、二九二	六九、六四四
		二、三三五	一、七四八	一、四二六	一、九三四	一、七四九	一、九〇〇

何れも收穫増の傾向にあるを見る。

外地に於ける農作物栽培面積は近年内地よりも其増加の著しきものがあるが、作物の種類別に觀れば其傾向は内地と略々同様に、朝鮮及臺灣を通じ米、麥、蔬菜及果實に於て増加し、豆、其他雜穀、特用作物に於て減退した。就中朝鮮に於ける果樹栽培面積の擴大は特に顯著であつた。

二、農産價額

斯くして農産物の生産數量は増加の傾向をとつて來たが、其價額(内地)は大正十四年の四十四億八千萬圓より累年減退して昭和六年には其五割五分減の二十億四千萬圓に萎縮した。尤も其後は數量の増加と價格の恢復との爲に漸増して昭和八年には約三十億圓を算するに至つたが、大正十四年の状態に比すれば尙三割三分の減少である。昭和八年の農産物生産總額約三十億圓中、耕種農産物二十二億九千萬圓、養

畜農産物七億一千萬圓であるが、之を品種別に觀れば、全體の四八%は米にして、之に次では蠶繭の一七%である。其他主要なるものとしては、耕種系統に於て麥類(七・四%)、豆其他雜穀(三・三%)、甘藷及馬鈴薯

農産物	大正十四年	昭和四年	五年	六年	七年	八年	九年
工業用農作物	一、三〇、六五四	一、〇九、九六一	九〇、一八〇	七七、一三二	七八、八九〇	九七、三四五	...
綠肥作物	三、〇〇二	二九、八〇三	二六、二五二	三三、八五三	二一、九七二	二二、三三七	...
果樹苗及桑苗	一、四、五八八	六、〇〇〇	六、六八三	二、八七二	二、五三七	四、四三七	...
製茶	三、六、四三	三〇、四七二	三、四一九	一、八、八七一	一、八、五〇六	二、一、〇〇九	...
製糖	四、八、五一一	四一、〇七	三、四四	三、六、四二	二、七、五三	三、〇、九四三	...
其他	一、〇、三三	五、四八	四、三〇〇	三、五二	四、〇九八	五、四八〇	...

ば、前者中の桑が繭安の影響の下に減退に轉じてゐるに反し、後者中工業用農作物及薯類が漸く恢復を示しつつあることは注目し得る。作付反別に於ける此傾向は大體移して以て收穫の上に及ぼすことを得べく、例へば穀物に於ける米及小麥、蔬菜に於ける馬鈴薯、大根等、果實に於ける柑橘類、葡萄、桃、柿等は

大麥裸麥及燕麥	二五九、〇四九	一七四、三〇一	一七九、九七三	一〇一、四五九	九一、四九二	一〇七、七八七	一三四、八五二
豆類 (1)	二二、二九七	九〇、二〇五	六四、九七〇	四七、五三二	五七、一九八	七三、二七六	六四、〇一〇
其他穀類	四八、七三三	二九、三六五	三三、二五四	一七、八七九	三二、六九四	二五、〇八九	一九、七五五
甘藷及馬鈴薯	一四七、五七一	一一、四一九	八七、三六六	七七、〇六二	九三、〇四三	九九、九三五	九一、三五四
其他蔬菜及花卉	(2) 不詳	二、五二六	一、六七二	一、五九五	二、四九〇	二、四五一	一、八六八
果實	(3) 三、〇三四	二二、三九四	一六八、四五五	一五二、一九九	一五四、四六〇	一七四、〇〇〇	一七四、八九一
	(4) 二、六二四	七九、四六九	六九、一九八	六一、二六一	六四、二四四	七四、二九二	六九、六四四
		二、三三五	一、七四八	一、四三六	一、九三四	一、七四九	一、九〇〇

畜農産物七億一千萬圓であるが、之を品種別に觀れば、全體の四八%は米にして、之に次では蠶繭の一七%である。其他主要なるものとしては、耕種系統に於て麥類(七・四%)、豆其他雜穀(三・三%)、甘藷及馬鈴薯(三・四%)、其他蔬菜類(五・八%)、工業用農作物(三・二%)、果實(二・五%)、養畜系統に於ては屠獸肉(二・五%)、鳥卵(二・四%)等が擧げられる。尙之等兩系統の外に農産物に準すべき若干の林野産物の存するとは既述の如くである。

斯くして農産價額の消長を最も多く支配するものが米其他の穀物並に蠶繭たることは明瞭である。而も之等産物は農業恐慌の影響を受けること亦最も深刻にして、昭和六年の産額を大正十四年當時に比すれば穀物は五割八分の、又蠶繭は六割七分の激減であつた。尤

外地農業生産總額 (單位 千圓)

	大正十四年	昭和四年	五年	六年	七年	八年
朝鮮(農畜)	一、三三、五〇〇	九六、四二一	七四、二二六	七三、八五六	八三、八二六	九三、〇八三
臺灣	三、四六、二四九	三、四二、一七三	三、〇八、八八九	三、〇九、七三六	三、〇九、七三六	三、〇九、七三六
樺太	(1) 三、七〇〇	(3) 三、三〇七	四、一三二	三、二四四	四、一一一	五、四〇五
南洋群島	二、九七二	二、三三四	二、九二四	二、九七九	三、一四九	(2) 三、六二二
關東州及滿鐵附屬地	(3) 二、〇、四四六	二、五、八三六	一、四、四九八	一、四、四八八	二、一、五三三	二、二、〇〇六
總計	一、三、六、三〇七	一、三、三、七、七三三	一、〇、四、一、七九七	一、〇、四、一、七九七	一、一、九、八、八八九	一、二、三、〇、〇六一

註 當該總統計書に據る。
 (1) 朝鮮及樺太の畜産額は昭和四年以前不詳。
 (2) 南洋群島昭和八年畜産額未詳の爲前年と同額と假定して算入す
 (3) 關東州其他の畜産額は牛乳販賣額の外不詳。

第一章 農業

工業用農作物	一三〇、六五四	一〇九、九六一	九〇、一八〇	七七、一三三	七八、八九〇	九七、三四五	...
綠肥用作物	三五、〇〇二	二九、八〇三	二六、二五二	三三、八五三	二一、九七二	二二、三三七	...
果樹苗及桑苗	一四、五八八	六、〇〇〇	六、六六三	二、八七二	二、五三七	四、四三七	...
製茶	三六、四三八	三〇、四七二	二四、一九八	一八、八七一	一八、五〇六	二一、三〇九	...
菓實及蔬菜罐詰	四八、八五一	四一、〇二七	三三、四四四	二六、四二二	二七、五三三	三〇、九四三	...
小計	一〇、三三五	五、〇四八	四、三三〇	三、五六二	四、〇九八	五、四八〇	...
(乙) 養畜農産物	三、四六、五三三	二、六九、一〇二	一、九三、八〇二	一、五九、九七二	一、九三、八〇二	二、二九、一五〇	...
繭	(5) 八、二四、二五六	六、五五、〇〇〇	三〇、四、二二三	二七、五、五七七	二九、六、七九一	五〇〇、二一九	二〇三、八四九
畜産物 (6)	三、八、五二〇	二、四、五三五	二、三、六七四	一、八、八八五	一、八、二、三三四	三〇九、八二二	...
小計	一、〇、五、七八	八、六、五五四	五、七、九四九	四、六、四八二	四、九、〇五七	七、〇、〇八一	...
總計	四、四、七、三三三	三、五、五、六九二	二、四、一、七四一	二、〇、四、一、四〇四	二、四、一、四〇四	二、九、九、一、〇一一	...
農産に準すべき林野産物	三、五、七二九	三、四、四一六	二、九、二〇一	三、六、三〇三	三、六、三〇三	三、一、一九〇	...

註 農林省統計表(但し昭和九年分は農林省發表)に據る。
 (1) 大豆、小豆の外豌豆、蠶豆、菜豆及落花生、(2) 甘藷切干、(3) 切干大根、(4) 干柿、(5) 天蠶及柞蠶、(6) 畜産物内譯は第三節一の(四)食用畜産物の項参照、但し生皮革、獸脂、獸骨、獸毛等の數字は不詳。

も其後は昭和八年迄兩者とも或程度の恢復をなしたが昨年は米收の激減と繭相場の暴落との爲に、再び農産價額が全體として可成りの著減を示したであらうことは想察するに難くない。

以上は内地に就てあるが、外地農産額は、昭和八年、朝鮮九億五千九百萬圓、臺灣二億七千萬圓、其他約三千餘萬圓を合して十二億六千萬圓に達した。之は大正十四年の生産に比すれば約二割餘の減少であるが、其減退率は内地よりも遙に少かつた。農産物を種類別に觀れば、朝鮮及臺灣とも米が大宗たることは言ふ迄もないが、其他としては、朝鮮では麥、豆及雜穀(特に大豆及粟)、蔬菜、棉花、藁稈類、自給肥料、蠶繭、畜産(特に豚)が主である。

三、農産物貿易

農業生産は上記の如く巨額に上るも、之等は大部分国内消費に充當せられ、輸出は極めて僅少である。最近数年間の數字（内地）を以てすれば、原始農産物の輸出は僅々五六千萬圓—尤も輸入棉花の再輸出を除外すれば米、豌豆、蔬菜、果實、除虫菊等の三、四千萬圓—程度に過ぎず、之に加工農産品を合算して五億圓内外である。尤も昨年は加工農産品激減の爲に特に少く四億五千四百萬圓を示した。而して加工農産品中主要なるは、生絲を大宗とし、穀粉、砂糖、茶、農産植物油、薄荷腦及薄荷玉等であるが、此中には小麦粉及砂糖等の如く輸入若くは移入原料に對する加工品の含まれてゐることも亦酌量されなければならぬ。然るに他方農産品の輸入は多額に上り、近年最も少かつた昭和六年でさへ七億圓を超え、昨年の如きは殆んど十二億圓に及んでゐる。斯くして農産品貿易に於ては我國は入超國であるが、其更にも主要なる輸入品目は棉花及羊毛を筆頭とし、其他植物纖維、採油用種子等を含む原料品にして、次で小麦、大豆等の穀物、飼料及麩、

内地農産物輸出入貿易（單位 千圓）

品名	輸 出					輸 入				
	昭和四年	六年	七年	八年	九年	昭和四年	六年	七年	八年	九年
原始農産物	一六、一六六	三、三三七	二、一八七	九、六九九	八、〇六七	一八三、二四	八五、〇四五	一〇九、九八五	一〇八、八五七	九九、二五六
穀類	一三、〇二三	八、〇五六	九、六九〇	二、一六五	一五、二六一	二、〇六	一、六六三	一、六三二	一、五九七	一、五七一
蔬菜及果實	—	—	—	—	—	七、二六〇	八、七六四	四、四八〇	五、二六七	六、八七七
生肉	—	—	—	—	—	三、九八三	二、九六〇	四三	一七	—
鳥卵	—	—	—	—	—	二四、六四五	一九、五九四	二六、〇六一	二六、八一五	三九、九五九
飼料及穀類	—	—	—	—	—	六四七、五五二	三三三、二六〇	四八五、二三四	六六、三〇八	七七、五三三
工業農作物	三五、五七	一九、八二	四、九三	二七、四八六	三、三七	一、七五七	九八	三〇二	一七九	五二
蠶繭	七九	一九二	六	九	一六	一〇四、〇七六	八七、四三九	八九、七四	一六八、九三四	一九三、七六五
羊毛及豚毛	一、九七六	一、〇五四	一、三三六	二、九一五	三、六〇一	九四、三六八	八七、四三九	八九、七四	一六八、九三四	一九三、七六五
加工農産品	七、七六	四、七	六、七	七、九二	三、八六〇	五、七六八	二、八五五	三、四七	三、一三七	二、九〇八
穀粉及澱粉	二七、二五	九、七九二	二〇、八〇一	三五、三九	二九、二九	八八五	八七八	五八	三九一	五三三
農産罐詰	九、九七五	一四、八三三	七、七九七	一四、九〇九	一三、五三三	三、一六〇	一五、六〇三	三、三三三	一、二七九四	九、六七九
砂糖	三、九一三	二、七九三	四、一六九	三、九九六	四、六二二	—	—	—	—	—
清酒、味噌、醬油	一、二〇二八	八、二二三	八、一七三	八、四五〇	九、五五九	三、二七三	二、六六六	三、六六二	三、六二〇	三、九五六
茶、珈琲、コ、ア	一	四〇〇	四三〇	七四三	一、五三八	四、四三	二、九六七	二、〇五三	九二	八六三
農産、油脂、油糧及	二、五二六	九、七〇二	二、二六七	一七、九二四	二、四四八	七、三三三	四、五七五	三、九一五	四、二五六	四、五七五
生絲屑絲及眞綿	七四、〇八三	三五七、七七	三、四一九	三、九二二	二、六九、〇八五	一、八四七	一、九〇三	一、〇〇〇	一、〇九一	七二四
農産副業品	八、六三六	四、七四九	五、七四七	一〇、七六八	一、三、九三六	二、二七八	一、五九六	一、一七	一、一八一	九二〇
合計	八六、四四〇	四八、八八六	四四、二七〇	四八、五、〇二二	三五、七九	一、一〇一、三三三	七五、七〇七	七六、七四一	一、〇〇、〇〇〇	一、一三、一三〇
總計	九六、三三三	四九、三三三	五〇、三三三	五〇、三三三	四九、三三三	一、一〇一、三三三	七五、七〇七	七六、七四一	一、〇〇、〇〇〇	一、一三、一三〇

註 (1) 藥材中には薄荷腦、薄荷玉、殺蟲粉、カゼインを含む。但し生ゴムを含まず。(2) 農産副業品には薬、蘭、野草、杷柳及經木製品を含む。

油槽等の類である。

然し之等輸入原料には國內に於て加工せられ工業製品として輸出せられるものが相當に多く、棉花及羊毛兩製品の輸出の如きは其最も顯著なる實例である。即ち昨年のバランスを以てすれば、棉花七億三千百萬圓（再輸出差引七億一千百萬圓）、羊毛一億八千八百萬圓の輸入に

内地に於ける米作は其作付に於ても收穫に於ても遂増の趨勢をとつて來た。即ち栽培面積は日露戰役前（五ヶ年平均）の二百八十萬町歩が昨年尙三百十七萬町歩を示し、又收穫高は其當時の四千二百萬石より最近（五ヶ年平均）の六千百萬石に増加した。殊に近年は概して豊

年最も少かつた昭和六年でさへ七億圓を越え、昨年のは殆んど十二億圓に及んでゐる。斯くして農産品貿易に於ては我國は入超國であるが、其更にも主要なる輸入品目は棉花及羊毛を筆頭とし、其他植物纖維、採油用種子等を含む原料品にして、次で小麦、大豆等の穀物、飼料及麩、

合計	八六、四〇〇、〇〇〇、〇〇〇	二七、九七五、〇〇〇、〇〇〇	六六、四二五、〇〇〇、〇〇〇
總計	九六、三三〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	九五、三三〇、〇〇〇、〇〇〇

油槽等の類である。
 註 (1) 藥材中には薄荷腦、薄荷玉、殺蟲粉、カゼインを含む。但し生ゴムを含まず。(2) 農産副産品には藁、藎、野草、柘柳及經木製品を含む。

然し之等輸入原料には國內に於て加工せられ工業製品として輸出せられるものが相當に多く、棉花及羊毛兩製品の輸出の如きは其最も顯著なる實例である。即ち昨年のパランスを以てすれば、棉花七億三千百萬圓(再輸出差引七億一千百萬圓)、羊毛一億八千八百萬圓の輸入に對し、綿製品約五億九千萬圓、羊毛製品約六千萬圓の輸出にして、兩者を合し七割以上が相殺せられてゐるから、農産品の輸出入關係を論斷するに方つては此點を考慮に入れなければならない。

第三節 主要農産物需給

一、食糧用農産物

(一) 米 穀 米は日本國民の最も重要な食料品たると同時に米作は其關係範圍の廣大なるは勿論生産額に於ても亦最も重要な産業である。内地に於ける耕地面積六百二十九萬町歩(昭和八年末現在)中五割一步強は米作を主目的とする水田にして、米産額は年によつて多少の差あるも、農産總額の殆んど半を占めてゐる。米價昂騰の特に甚しかつた大正八年の産額二十八億九千萬圓は之を特例とするも、大正十四年には二十一億三千四百萬圓を以て農産總額の四割八分強を、又近年の最低記録たる昭和五年には激減して九億一千三百萬圓となつたが尙四割五分を占め、昭和八年には十四億三千四百萬圓を以て四割八分に該當した。外地は多少事情を異にするものもあるも、朝鮮及臺灣に於ける米産額は昭和八年前者三億四千二百萬圓、後者一億二千五百萬圓にして、各農産總額の三割七分及五割二分を占めた。之に依つて見ても米作が内地に於ても外地に於ても、我國農業經濟にとり如何に支配的重要性を有するかを想察し得るであらう。

内地に於ける米作は其作付に於ても收穫に於ても逐増の趨勢をとつて來た。即ち栽培面積は日露戰役前(五ヶ年平均)の二百八十萬町歩臺より昭和七年迄の三百二十六萬町歩に擴大し、其後幾分減少はしたが昨年尙三百十七萬町歩を示し、又收穫高は其當時の四千二百萬石より最近(五ヶ年平均)の六千百萬石に増加した。殊に近年は概して豊作年多く、昭和五年産米は六千六百萬石を以て過去の最高記録を示したが、昭和八年には更に之を遙に突破して七千八百萬石と言ふ未曾有の大豊收であつた。尤も昨九年は各地に於ける風水害、冷害等の影響の下に五千八百八十萬石と云ふ稀有の減收を見るに至つた。

他方米の需要に就て觀れば、一人當消費量は歐洲大戰當時頃迄漸増の趨勢をとつて來たが、爾來昭和元年迄は一石一斗臺を持續し、其後は不況の影響の下に兎角臺割れ勝の狀況にあつた(尤も昭和九年度は一・一四八石)。併し消費總量は人口膨脹の大勢に伴れて増加し、(日露戰役前頃合)殆んど四千萬石を出でなかつたものが、近年では大體七千萬石以上を示してゐる。斯くして内地に於ける米の需給状態は收穫の増勢にも拘らず明治三十年頃より漸く供給不足を告げるに至つた。即ち自明治十年至二十九年迄二十ヶ年平均産米高は三千四百十四萬石にして二十一萬石の供給過剰にあつたが、爾來不足に轉じ、而も自明治三十年至大正六年迄二十一ヶ年間平均では産米高四千七百萬石で二百六十萬石の不足、自大正七年至昭和二年迄十ヶ年平均では五千七百萬石で七百四十萬石の不足、又自昭和三年至九年迄の七ヶ年平均では六千二百萬石で一千餘萬石の不足といふ如く、供給不足の増大を見るに至つた。併し之は内地のみの需給關係であつて、外地を考慮に入れるときは近年輸入の激減にも拘らず朝鮮及臺灣よりの移入増加の爲に

第一章 農業

甚しき過剰に陥り、殊に昭和三年以降は理想的次年度繰越高たる五百萬石を遙に超過し、昭和九年度の如きは一千四百萬石の移入によりて繰越高一千六百四十萬石に及ぶに至つた。即ち米穀自給は尙内地のみでは不充分であるが、朝鮮及臺灣の供給能力を以てすれば大體不足の懸念なかるべきのみならず、臆もすれば近年の如き供給過剰の現象さへ起り、而も之が刻下の米穀問題の中心となつてゐることを知るべきである。

内地米穀需給推移大勢 (單位 千石)

Table showing domestic rice supply and demand trends from 1933 to 1939. Columns include production, surplus, deficit, and average values for different periods.

註 年度は米穀年度とす。

内地米穀需給状態 (單位 千石)

Table showing domestic rice supply and demand status from 1933 to 1939. Columns include production, surplus, deficit, and average values for different periods.

註 農林省、穀物要覽に據る。

年度は米穀年度、生産は前曆年度收穫高とす。

麥其他雜穀需給状態 (單位 數量千石、價額千圓)

Table showing supply and demand for wheat and other grains from 1933 to 1939. Columns include production, input, output, and balance.

麥には麥芽を含む。

(二) 米穀以外の穀類 米以外の穀類並生産額は昭和八年度合計三億二千萬圓にして、農産總額の約一割一分を占め、其

内地に於ける米の供給は上記の如く近年過剰を呈しつゝあるが、其原因が内地米の生産増加の外に朝鮮及臺灣米の移入増加にあつたことは前掲統計の明示する如くである。而して之等外地米移入増の現象は、勿論該地に於ける増收傾向にも因るが、又其住民が消費節約により賣出來の増加を圖つたことも原因でなければならぬ。即ち米の消費高が朝鮮及臺灣とも近年減退を示してゐることは茲に注目すべきことである。

朝鮮及臺灣米の生産及移出高 (單位 千石)

Table showing production and export of rice from Korea and Taiwan from 1933 to 1939. Columns include production, surplus, deficit, and average values for different periods.

註 農林省、穀物要覽参照。年度は米穀年度、生産は前曆年度收穫高とす。

尙米穀需給の將來に就ては必ずしも豫斷を容さないが、米の消費總高が過去二十一年間に於けると同様に今後二十一年間に約二千萬石を増加すると假定(上田博士の豫測人口に一人當)しても、近年益々増大傾向にある朝鮮及臺灣よりの移入と内地の生産増加によりて之を補填することは普通の状態の下に於ては過去の經驗に徴しして悲觀するに當らないものゝ如くである。

對比するに、小麥の栽培面積は、四十八萬一千町歩より六十四萬八千町歩に、又其收穫高は四百九十萬石より六百七萬石に増加し、殊に昭和八年及九年度に於て其顯著たるものがあつた。然るに大麥及裸麥は、同上期間に、栽培面積に於ては百三十萬一千町歩より八十二萬四千町歩に、收穫高に於ては千七百四十九萬石より千三百二十八萬石に減少し、其他大豆、小豆等の豆類、粟、黍、稗、玉蜀黍、蕎麥等何れも多少の差こそあれ同様の減退傾向をとつた。

右の如き生産傾向の變遷には種々の事情があるが、麥類に就て云へば、大麥及裸麥に對する需要が食糧上の嗜好の變化によりて減退せるに反し、小麥が文化的食糧として益々其需要を増加して來たことは争はれない事實である。併し其他の雜穀に就て見れば、多くは輸入品にして、特に大豆の如きは多額を海外よりの供給に仰いでゐる状態にも拘らず、栽培面積の縮小した原因は近年畑地漸減の外に、桑、果樹、蔬菜等の栽培擴張の影響に因る所が少くなかつたやうである。而して之等穀物は、豌豆及菜豆を除くの外殆んど輸出の見るべきものなく、大なり小なり輸入品にして、最近五ヶ年間の平均を以てすれば、中でも小麥は四千八百八十三萬圓、大豆は三千四百九十六萬圓、小豆は六百三十三萬圓の輸入である。尤も小麥の輸入は他方製粉の輸出となつて現はれ、之等を合算するときは輸入超過額は其約半額となるべく、更に朝鮮及臺灣との移出入差額を求めれば八百三十九萬圓(同上期間の平均)移出超過となつてゐることが考慮せられなければならない。

尙茲に附言すべきは、大部分が小麥其他の穀類に屬すべき飼料及穀の輸入である。其輸入額は最近五ヶ年平均二千六百六十七萬圓に上り、昨年(昭和八年)の如き殆んど四千萬圓に達した。故に之を考慮するときは穀

類の自給状態は一層悪化すべきことに注意しなければならない。

(三) 蔬菜及果實 穀物以外の農産物として重要なものは蔬菜及果實であるが、其内地生産額は昭和八年三億五千二百三十萬圓に上り、農産總額の一割二分を占めて麥其他雜穀を寧ろ幾分凌駕する地位にあつた。而して之等の栽培面積は、麥其他の雜穀と趣を異にし、昭和二年迄五年間平均の八十三萬七千町歩より、昭和八年の九十二萬町歩といふ如く全體として擴大の傾向を辿つて來たが、之に應じて收穫量の増加を齎らしたことも疑を容れない。

主要品目にして生産の増加せるものとしては、蔬菜では馬鈴薯、西瓜、南瓜、茄子、蕃茄、甘藍、葱、玉葱、漬菜、人參、牛蒡等、果實では蜜柑、柿、林檎、葡萄、梅等、又生産停滞にあるか若くは若干減退を示してゐるものとして、蔬菜では甘藷、大根、蕪菁、里芋(但し數年加傾向)等果實では桃、梨等が挙げられる。

蔬菜及果實類(罐詰を含む)生産及輸出入 (單位 千圓)

生産額 自昭和四年 至八年平均	輸 出					輸 入				
	昭和 四年	七 年	八 年	九 年	昭和 四年	七 年	八 年	九 年		
三、七〇、八〇五	九、〇三五	六、〇九七	三、七七一	一〇、一三四	五七六	四三七	四一一	四〇四		
六、八八三	三、九八八	二、八八一	四、三三五	五、二四七	一、四八三	一、一九九	一、二八六	一、二六八		
四、〇〇四	八三三	三六三	七九三	三、七三七	一六五	六九	三	三七		
同種 及(1) 果實(2) 種(3) 計(4)	四、〇〇四	八三三	三六三	七九三	三、七三七	一六五	六九	三		

註 (1) 輸出には百合根の外林野産物たる椎茸等を含む。(2) 輸出に筒罐詰を含む。(3) 昭和八年以前は果實罐詰不詳。

蔬菜及果實に於ては我國は今や内地の需要を充足して其殘餘を輸出

する状態にあり、其輸出額は罐詰をも含み最近五ヶ年間平均一千二百四十六萬圓にして、昨年(昭和八年)の如きは一千九百十二萬圓を超えた。他方輸入もないでもないが、其額は近年百六、七十萬圓に過ぎない。

(四) 食用畜産物 畜産食料品に對する需要が國民の生活程度の上と共に益々増加して來たことは必然的に畜産業の發達を促進した。

價 額 (單位 千圓)

昭和	四年	五 年	六 年	七 年
大正十四年	九四、八四二	三六、四四一	一九、六二七	〇、三〇三
昭和	八四、六一二	二六、七五五	三〇、一八七	八九、一九九
四年	六七、〇九一	二六、二九一	一八、六九七	七〇、七〇七
五年	六一、二七五	三三、三〇二	二二、七七七	六三、五〇九
六年	六五、五九三	九八、一〇六	六六、四四一	九七、二九一
七年				一、五五〇

第一章 農業

年	屠獸肉 (千貫)	搾乳高 (千石)	鳥肉 (千貫)	鳥卵 (百萬個)	蜜蜂及臘 (千貫)	乳製品 (千斤)	肉製品 (千斤)	獸鳥肉罐詰 (千貫)
大正十四年	二七、五七六	七、一〇四	八、二〇四	一、六三〇	三、四一八	四、〇七〇	六、八三二	六、八三二
昭和四年	二七、一五四	九、〇二	九、七四五	二、二七一	四、八二七	三、七五四	六、四四	六、四四
五年	二五、八四七	九、七二〇	九、五五五	二、六六七	五、〇三三	三、八九二	三、四六三	六、一九
六年	二五、五七二	一、〇五二	八、八三三	三、〇〇〇	五、九二六	二、七二二	三、四四九	六、三五
七年	三二、六三二	一、〇七九	九、七六五	三、五七三	五、九六八	二、八三八	三、七七二	六、五五
八年	三二、〇六四	一、一八四	一、〇〇一	三、四三二	六、四〇七	二、七四九	四、一三四	六、二九

食用畜産品生産高

現はれ、之等を合算するときには輸入超過額は其純生産額となるべく、更に朝鮮及臺灣との移出入差額を求めれば八百三十九萬圓(同上期間の平均)移出超過となつてゐることが考慮せられなければならない。尙茲に附言すべきは、大部分が小麦其他の穀類に屬すべき飼料及麩の輸入である。其輸入額は最近五ヶ年平均二千六百六十七萬圓に上り、昨年の如き殆んど四千萬圓に達した。故に之を考慮するときには穀

する状態にあり、其輸出額は罐詰をも含み最近五ヶ年平均一千二百四十六萬圓にして、昨年の如きは一千九百十二萬圓を超えた。他方輸入もないでもないが、其額は近年百六、七十萬圓に過ぎない。

(四) 食用畜産物 畜産食料品に對する需要が國民の生活程度の上と共に益々増加して來たことは必然的に畜産業の發達を促進した。飼養頭數に就て觀れば、昭和八年末迄の十年間に、家畜(牛、馬、豚、緬羊及山羊の合計)三百八十五萬頭より四百二十四萬頭に、家禽(鶏及鶩の合計)は三千六百二十九萬羽より五千三百三十八萬羽に増加した。尤も家畜の用途は必ずしも食用のみでなく、畜力の利用といふ點もあるが、屠殺及搾乳頭數の顯著なる増加傾向は蔽ふべからざる事實にして、家畜の屠殺頭數が自大正十二年至昭和二年平均の九十八萬七千頭より昭和八年の百四十六萬八千頭に、又搾乳頭數の六萬五千頭より八萬七千頭に増加したことは之が證左でなければならぬ。然し我國に於ける食用畜産物の生産價額は歐米諸國の事例に比すれば尙著しく少なく、昭和八年約二億一千萬圓にして、猶農産總額の七分に過ぎない。今各種食用畜産物の生産高を示せば左の如くである。

食用畜産品生産高

同計 四、〇五四 八三(三) 六六(三) 七九(三) 三、七七七 一六五 六九 三 二七

計 三、四一八 一〇、三三三 一〇、三三三 一〇、三三三 一〇、三三三 一〇、三三三 一〇、三三三 一〇、三三三 一〇、三三三

品名	輸出			輸入		
	昭和四年	六年	七年	昭和四年	六年	七年
生牛	一	二	二	七、一五八	七、六四四	四、四八〇
肉	一	二	二	一八	二三四	二〇
其他獸鳥肉	六七	一一	一四	一四五	八九	九七
鳥獸肉罐詰	一〇四	七二	一五五	六三九	五三一	四六六
鳥卵	五二	七二	五九	三、九三三	二、九六〇	四三
鳥卵粉及液	一	一	一	三六七	四五二	二八〇
天然バター	二	四	六	五七八	二四四	二二九
煉乳及粉乳	一	一	一	三、九九五	二、八五一	一、九四四
インフアント	一	一	一	一四一	一〇五	八三
ギ	一	一	一	七九	一五五	七九
蜂蜜(蜜臘を含む)	一	一	一	一	一	一
計	三七六	九七	一、五九	一、七三	一、三六	七、七九

註 大藏省外國貿易月報の外農林省畜産要覽に據る。

食用畜産品輸出入(單位 千圓)

食用畜産物の自給に就ては、我國は尙まだ充分とは言ひ難く、殊に

註 農林省統計表に據る。但し(1)鳥肉生産高は畜産要覽所載の消費量の計算を以て代用す。

年	價額 (單位 千圓)					
	昭和四年	六年	七年	八年	九年	計
輸出	九四、八四七	二六、四二一	一九、六二七	〇、三六	八七	九、三九五
輸入	八四、六一一	二六、七五五	三〇、一八七	八九、一九九	九二〇	一、八三〇
計	一〇、九三六	一、一七六	一、一六〇	一、一七〇	一、一七〇	一、一七〇
計	七五、四四六	二五、八八〇	一五、六五〇	七〇、八九五	一、〇五七	一、五三三

註 (1)輸出には百合根の外林野産物たる椎茸等を含む。(2)輸出に筍罐詰を含む。(3)昭和八年以前は果實罐詰不詳。

蔬菜及果實に於ては我國は今や内地の需要を充足して其殘餘を輸出

生肉の輸入の如きは尙年額六百萬圓内外(自昭和四年至九年の五ヶ年平均數量二千四百四十一斤、價額六百七十萬圓)に達する状態である。然し他方従前重要輸入品中に數へられた鳥卵及乳製品(特に煉乳、粉乳等)の輸入が近年著しく減退し、却つて寧ろ輸出超過にさへ轉ずるに至つたことは最も注目すべき現象である。殊に鳥卵の如きは、大正十四年には輸入額千二百六十萬圓に達したが、逐年激減し、昨年は輸入が殆んど皆無に歸し、却つて三十四萬圓の輸出を見るに至つた程である。斯くして食用畜産物は生牛肉を除くの外は今や全く自給の状態に到達してゐる。

二、工業原料用農産物

工業原料たる農産物中我國として、最も重要な言ふ迄もなく繭の生産にして、其他は凡そ甚しく貧弱である。今昭和八年の内地産額に就て觀るに、繭の五億圓の外には、工業農作物の九千七百萬圓に過ぎず、畜産原料たる獸毛、獸皮、獸脂等に至りては統計不備の爲に之を計上し得ないが、羊毛は數量にして二十萬封度に過ぎず、獸皮も家畜の屠殺數(最も重要な牛の屠殺數は昭和八年三五七千頭)から觀て然く多くないことは明かである。

(一) 蠶繭 我國養蠶業が世界に冠たることは周知の事實にして、而も其地位は近年益々向上し、其産繭高は内地丈で世界總計の七割以上を占め、更に之に朝鮮及臺灣分を加算すれば約四分の三以上に及ぶ。即ち國際農事協會の調査に據れば、昭和七年の世界産繭高は一二七、〇二〇千貫であつたが、其内日本内地が八九、五五〇千貫を占め、朝鮮及臺灣の五、〇五九千貫を合計すれば九四、六〇九千貫に上つた。繭つて之が我國産業、殊に農業の一分野としての地位を觀れば、内地に於ける養蠶戸數は近年約二百萬戸にして農家總戸數の三七%内外を占め、

産繭高推移

年	繭高		の額を總計するに對する割合
	數量	價額	
昭和八年	84.8	824.3	39.6
昭和七年	02.1	655.0	37.0
昭和六年	06.5	304.2	28.9
昭和五年	97.1	275.6	31.2
昭和四年	89.6	296.8	27.4
昭和三年	01.2	500.1	21.2
昭和二年	87.1	203.8	13.5

蠶絲業要覽参照。

て八千七百萬貫となり、價額に於ては歐洲大戰勃發以來未だ嘗つて見なかつた最低記録(二〇三・八萬圓)を示すに至

其産繭額は、近年慘憺たる悲境に立ち乍ら昭和八年迄五年間の平均を以てすれば、尙四億六百萬圓を以て農産總額の一五%に及んでゐる。農家經濟の方面から言へば、昭和七年に於ける正繭収入は農業總収入の一二・五%、農産物販賣収入の二一・三%に該當した。斯くの如き事實は養蠶界の隆替が農業經濟全般に及ぼす所の影響の如何に重大なるかを示すものでなければならぬ。

我國養蠶業は既に早くより着々發達したが、特に歐洲大戰を境として顯著なる發展を遂げ、養蠶戸數も桑園面積も收繭數量も昭和五年頃迄は絶えず續増の趨勢をとつて來た。即ち大正四年から昭和五年迄の間に養蠶戸數の農家戸數に對する割合は三〇・二%より三九・六%に、桑園面積の耕地に對する割合は七・七%より一二・一%に、又收繭數量は四千六百萬貫より一億六百萬貫に増大した。而して斯くの如き發展が結局米國に於ける生絲の需要増加に基くものに他ならなかつたことは、繭を唯一の原料とする生絲が自大正十四年至昭和四年平均に於て生産高(九、八二九千貫)の八二・五%が輸出(玉絲を含み八・一〇七千貫)に向けられ、而も其九五%が米國向によつて占められてゐることにより明かである。従つて昭和四年秋米國財界反動勃發以來、其急激なる購買力萎縮と需給の不均衡に基く滯貨激増とは繭價暴落を來し、之が我が養蠶界に致命的の大打撃を與へたことは言を俟たない。即ち昭和五年には産繭高は前年に比し數量では増加せるに拘らず金額では既に半減以下に急落せる状態であつた。而して爾來昨年迄に養蠶戸數の割合(農家戸數に對する)は三五・五%となり、桑園反別の割合(耕地面積に對する)は一〇・三%に減じ、産繭高は、昭和八年には米國のインフレーション景氣の爲に例外的活況を呈したものの、昨年は再び逆轉し

入高

純輸入額	
數量	金額
(百斤) 15,016	(千圓) 1,478
8,221	554
12,844	796
3,635	241
1,745	81
879	37

思ふに養蠶は米作に亞ぎ我が農村に極めて重大なる關係を有するに拘らず、右の如き事情の爲に繭價が生絲を通じて海外特に米國の市場によりて支配